

東北電力株式会社、四国電力株式会社及び
北海道電力株式会社の供給約款変更認可申請に係る
査定方針

平成 2 5 年 8 月
経 済 産 業 省

目次

はじめに	P 2
基本的な考え方	P 5
1. 人件費	P 9
2. 燃料費	P 29
3. 購入・販売電力料	P 41
4. 設備投資関連費用	P 56
5. 事業報酬率	P 69
6. 修繕費	P 75
7. 公租公課	P 81
8. 原子力バックエンド費用	P 89
9. その他経費・控除収益	P 91
10. スマートメーター関連費用	P 119
11. ヤードスティック査定	P 125
12. 費用の配賦・レートメイク	P 129
13. 情報提供等	P 139

(参考)

(1) 電気料金審査専門小委員会委員等名簿	P 140
(2) 公聴会(仙台会場・高松会場・札幌会場)の概要	P 142
(3) 東北電力及び四国電力の家庭用電気料金値上げ認可申請に関するチェックポイント(消費者庁)	P 168
(4) 東北電力及び四国電力に係る消費者庁からの意見への対応について	P 175
(5) 北海道電力の家庭用電気料金値上げ認可申請に関するチェックポイント(消費者庁)	P 219
(6) 北海道電力に係る消費者庁からの意見への対応について	P 226

～はじめに～

-審査の経緯-

(1)平成 25 年 2 月 14 日付けで、東北電力株式会社(以下、「東北電力」という。)及び、平成 25 年 2 月 20 日付けで四国電力株式会社(以下、「四国電力」という。)、平成 25 年 4 月 24 日付けで北海道電力株式会社(以下、「北海道電力」という。)から電気事業法第 19 条第 1 項の規定に基づき、供給約款変更認可申請(以下、「料金認可申請」という。)が提出された。

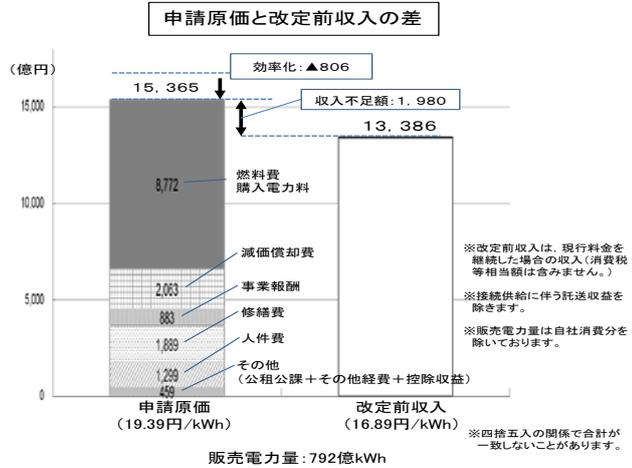
(2)経済産業省においては、電気料金認可プロセスに外部専門家の知見を取り入れ、専門的かつ中立的・客観的な観点から料金査定方針等の検討を行うために、「総合資源エネルギー調査会総合部会電気料金審査専門委員会」を東京電力の料金認可申請時に設置した(委員長:安念潤司 中央大学法科大学院教授、委員長代理:山内弘隆 一橋大学大学院商学研究科 教授)。電気料金審査専門委員会は平成 24 年 5 月 15 日の第 1 回以降、平成 25 年 6 月 14 日の第 31 回まで開催され、その後、平成 25 年 7 月 1 日の審議会の見直しに伴い、委員会名が「総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 電気料金審査専門小委員会」に変更された。(委員長、委員の構成に変更はなく、引き続き東北電力、四国電力及び北海道電力の料金審査が行われた。)
「電気料金審査専門小委員会」は、平成 25 年 7 月 5 日に第 1 回が開催され、同 7 月 26 日までに 4 回開催されている。

※以下、「電気料金審査専門委員会」「電気料金審査専門小委員会」をあわせて「委員会」という。ただし、委員会の具体的な回を特定する必要がある場合には、前者を「第〇回委員会」、後者を「第〇回小委員会」と略称する。

(3)委員会は、平成 25 年 3 月 5 日の第 20 回委員会以降、東北電力及び四国電力から経済産業省に提出された料金認可申請について審議し、平成 25 年 7 月 24 日まで 10 回開催した。また、平成 25 年 4 月 25 日の第 25 回委員会以降、北海道電力から経済産業省に提出された料金認可申請についても審議を行い、平成 25 年 7 月 26 日まで 8 回開催した。これまでと同様に、審議の透明性を高めるため、委員会の審議は、議事内容、配布資料を含め、全て公開形式で開催するとともに、会議のインターネット中継を行った。加えて、全 18 回について、消費者団体、中小企業団体、消費者庁からオブザーバーとしての参加を得て、活発にご議論を頂いた。

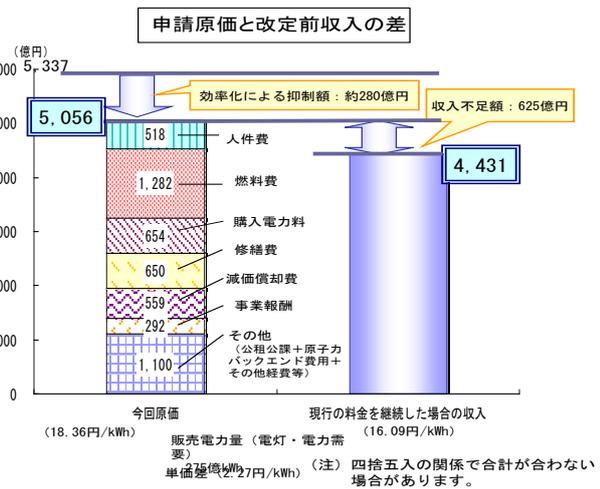
【東北電力株式会社の供給約款変更認可申請の概要】

	(単位: 億円)		
	今回申請 (H25~27) A	前回改定 (H20) B	差引 C=A-B
人件費	1,299	1,507	▲ 208
燃料費	5,128	3,982	▲ 1,146
火力燃料費	5,116	3,874	▲ 1,241
核燃料費	12	108	▲ 96
修繕費	1,889	1,832	▲ 57
資本費	2,946	3,108	▲ 162
減価償却費	2,063	2,247	▲ 184
事業報酬	883	861	▲ 22
購入電力料	3,644	3,130	▲ 514
公租公課	976	1,026	▲ 50
原子力バックエンド費用	51	199	▲ 148
その他経費	1,760	1,631	▲ 129
控除収益	▲ 2,292	▲ 2,271	▲ 21
販売電力料	▲ 2,124	▲ 2,079	▲ 45
その他控除収益	▲ 168	▲ 192	▲ 23
総原価①	15,401	14,144	▲ 1,257
接続供給託送収益②	▲ 36	▲ 10	▲ 26
小売対象原価③=①+②	15,365	14,135	▲ 1,231
改定前収入④	13,386	14,135	▲ 749
差引過不足⑤=③-④	1,980	-	1,980



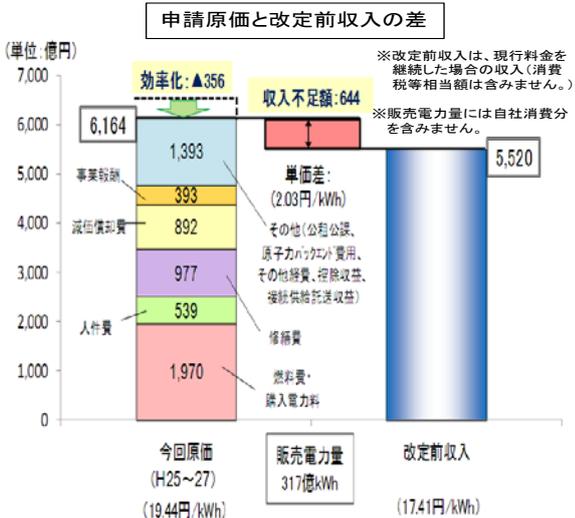
【四国電力株式会社の供給約款変更認可申請の概要】

	(単位: 億円)		
	今回申請 (H25~27) A	前回改定 (H20) B	差引 C=A-B
人件費	518	593	▲ 76
燃料費	1,282	1,179	▲ 104
火力燃料費	1,231	1,093	▲ 138
核燃料費	52	86	▲ 34
修繕費	650	673	▲ 23
資本費	851	965	▲ 114
減価償却費	559	669	▲ 110
事業報酬	292	296	▲ 4
購入電力料	654	743	▲ 88
公租公課	339	373	▲ 34
原子力バックエンド費用	89	170	▲ 82
その他経費	889	903	▲ 14
控除収益	▲ 201	▲ 830	▲ 629
販売電力料	▲ 109	▲ 715	▲ 607
その他控除収益	▲ 93	▲ 115	▲ 22
総原価①	5,070	4,768	▲ 303
接続供給託送収益②	▲ 15	▲ 4	▲ 11
小売対象原価③=①+②	5,056	4,764	▲ 292
改定前収入④	4,431	4,822	▲ 391
差引過不足⑤=③-④	625	▲ 58	683



【北海道電力株式会社の供給約款変更認可申請の概要】

	(単位: 億円)		
	今回申請 (H25~27) A	前回改定 (H20) B	差引 C=A-B
人件費	539	530	▲ 10
燃料費	1,460	1,656	▲ 195
火力燃料費	1,399	1,612	▲ 213
核燃料費	61	44	▲ 18
修繕費	977	754	▲ 223
資本費	1,285	994	▲ 291
減価償却費	892	646	▲ 246
事業報酬	393	348	▲ 45
購入電力料	510	482	▲ 27
公租公課	415	394	▲ 21
原子力バックエンド費用	103	84	▲ 19
その他経費	994	836	▲ 158
控除収益	▲ 108	▲ 66	▲ 41
販売電力料	▲ 41	▲ 10	▲ 31
その他控除収益	▲ 66	▲ 56	▲ 10
総原価①	6,175	5,664	▲ 512
接続供給託送収益②	▲ 11	▲ 2	▲ 9
小売対象原価③=①+②	6,164	5,661	▲ 503
改定前収入④	5,520	5,661	▲ 141
差引過不足⑤=③-④	644	-	644



- (4) また、広く一般の意見を聴取するため、東北電力及び四国電力の審議においては、第 20 回委員会に、自治体、消費者団体、中小企業団体関係者を招き、意見を聴取した。北海道電力の審議においては、第 25 回委員会に、消費者団体、中小企業団体関係者を招き、意見を聴取した。(自治体関係者は第 26 回に出席し、意見陳述。)。平成 25 年 5 月 9 日には東北電力の値上げに係る公聴会が仙台にて、5 月 14 日には四国電力の値上げに係る公聴会が高松にて、6 月 20 日には北海道電力の値上げに係る公聴会が札幌にて開催された。電気料金の審査に、より意見を反映させるという趣旨から、3 日間で委員延べ 11 名が参加し、陳述に関するコメントがなされるとともに、東北・四国については 5 月 21 日の第 27 回委員会に、北海道については 7 月 5 日の第 1 回小委員会に、公聴会に寄せられた意見が事務局から報告された。また、5 月 31 日の第 29 回委員会には、東北電力及び四国電力に関して、また、7 月 5 日の第 1 回小委員会には北海道電力に関して、消費者庁からチェックポイントが提出され、それも踏まえながら、以降の審議が行われた。また、さらに、7 月 5 日の第 1 回小委員会では東北電力及び四国電力について、7 月 16 日の第 2 回小委員会では北海道電力について、「国民の声」に寄せられた生の意見を公表するなど、随時議論に反映してきた。
- (5) 経済産業省は申請後より継続的に東北電力、四国電力及び北海道電力に対しヒアリングを実施するとともに、平成 25 年 2 月 18 日(月)から 2 月 22 日(金)まで東北電力に、平成 25 年 3 月 4 日(月)から 3 月 8 日(金)まで四国電力に対し、平成 25 年 5 月 20 日(月)から 5 月 24 日(金)まで北海道電力に対し、電気事業法第 107 条の規定に基づく立入検査である「特別監査」を実施し、帳簿等を直接確認した。
- (6) 平成 25 年 5 月 21 日の第 27 回委員会以降、委員が 3 人 1 組となって、担当分野につき査定方針案の検討を行った。委員は、経済産業省が東北電力、四国電力及び北海道電力から提出を受けた契約書のコピーを含む資料を確認し、必要に応じて電力会社に対し資料の追加提出を要請し、提出のあった資料を確認した。さらに、委員は経済産業省へのヒアリング時に上記「特別監査」の実施状況も確認した。委員から経済産業省に対するヒアリング時間は、延べ 101 回、約 100 時間に及んだ。
- (7) こうした確認作業に基づき、委員は経済産業省に対し、担当分野の査定方針に係る資料の作成を指示し、経済産業省はヒアリング時の委員の指摘や追加コメントを踏まえ資料を作成・修正し、委員による資料の確認を受けた。その結果、7 月 24 日の第 3 回小委員会で、東北電力及び四国電力について委員会としての査定方針案が取りまとめられた。また、7 月 26 日の第 4 回小委員会で、北海道電力について委員会としての査定方針案が取りまとめられた。

(8)なお、委員会が査定方針案をとりまとめるにあたっては、東京電力、関西電力及び九州電力からの料金値上げ審査時と同様に、電気事業法及び同法に基づく規則、一般電気事業供給約款審査要領(以下「審査要領」という)、「電気料金制度・運用に係る有識者会議報告書」等予め定められたルールに則って、査定方針案を中立的・客観的かつ専門的な見地から検討した。

(9)経済産業省は委員会で取りまとめられた査定方針案をもって消費者庁と協議を行った。8月1日に経済産業大臣と消費者担当大臣との間で協議が整ったことを受け、以下のとおり、経済産業省としての査定方針を策定し、8月2日に「物価問題に関する関係閣僚会議(注)」において了承を得た。

物価問題に関する関係閣僚会議

長期及び短期にわたる物価安定対策に関する重要問題について協議することを目的とする。会議は内閣官房長官が主宰し、会議の庶務は消費者庁において処理する。

【構成員】 総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、内閣府特命担当大臣(金融)、内閣府特命担当大臣(消費者)、内閣府特命担当大臣(経済財政政策)及び内閣官房長官とする。

※「閣僚会議の開催について」：平成5年8月24日(平成24年12月7日最終改正) 閣議口頭了解

～基本的な考え方～

電気事業法第19条第1項に基づく電気料金値上げ等の申請に対しては、一般電気事業供給約款料金算定規則(以下「算定規則」という。)等の電気事業法関連規定及び「電気料金制度・運用の見直しに係る有識者会議報告書」(平成24年3月)を踏まえた審査要領等、他の一般電気事業者にも適用され得るルールに照らし、申請された料金が「能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものであること」等の電気事業法の要件に合致しているかを審査する。

具体的には、以下の基本的考え方に基づき、全費用項目を査定することとする。

(1)値上げ認可時に原価として認めることが適当ではない費用として、広告宣伝費(普及開発関係費、ただし公益的な目的から行う情報提供を除く)、寄付金、団体費(合理的理由があり、支出内容を公表する場合を除く)は原価算入を認めない。また、従来規制料金として回収することが社会通念上不適切とされてきたもの(交際費、政治献金、書画骨董等)についても、原価算入を認めない。

これは、東北電力、四国電力及び北海道電力から申請された料金原価に含まれる費用のうち、国が原価の内訳を把握すべきもの(届出料金に基づく卸供給に係る購入電力料等)についても適用する。

(2) 既存契約及び法令に基づき算定される費用については、事実関係や算定方法の妥当性を確認する。

(3) 今後契約を締結するもの、契約交渉を行うものについては、以下の方針に基づき減額する。

東北電力、四国電力及び北海道電力は、資材調達や工事・委託事業等に関し、今後契約を締結するもの、契約交渉を行うものについて、入札の実施の有無にかかわらず約7%の調達価格削減を織り込んで申請している。

関西電力、九州電力からの申請においては、自らの調査に基づき7%の調達価格削減を織り込んで申請していたが、調達発注価格を決める際の主要な構成要素の一つである委託人件費について東京電力のものと比較し、コスト削減前の東京電力と概ね同様の水準であることを確認した上で、東京電力が「東京電力に関する経営・財務調査委員会」等の第三者による確認を受け10%の調達価格削減を織り込んだ例を勘案し、各費用項目の性格に応じ、コスト削減を求めることが困難である費用(※)を除き、コスト削減額が原則10%に満たない場合には、未達分を減額査定したところである。その際、両社が震災後に行った経営効率化の取組のうち、原価織り込み前に削減したものについては、未達分から除外して算定したところである。

東北電力、四国電力及び北海道電力からの申請についても、基本的には関西電力、九州電力からの申請と同様の考え方を適用し減額する。東北電力については、被災3県を中心に資材費や人件費が上昇傾向にあるものの、委託人件費の水準は概ね同様であることから、東京電力、関西電力及び九州電力と同様、震災前の価格水準から10%の調達価格削減を求めることとする。四国電力については、競争入札比率が他電力と比較して低いこと、従来型の電子式計器の調達価格が震災後においても東京電力と比較して大幅に高かったこと、地域補正後の委託人件費についても東京電力のものと比較して0.5%程度割高となっていることなどから、一段の効率化努力を求め、震災前の価格水準から10.5%の調達価格削減を求めることとする。北海道電力についても、委託人件費について東京電力のものと比較し、コスト削減前の東京電力と概ね同様の水準であることが確認できたため、東京電力、関西電力及び九州電力と同様、震災前の価格水準から10%の調達価格削減を求めることとする

※ コスト削減が困難な費用の例・・・ 市場価格がある商品・サービスの単価、既存資産

の減価償却費、公租公課 等

(4)更に、子会社・関係会社に対しても、本社並の経営合理化を求めため、今後の契約取引に係る費用のうち一般管理費等のコスト削減可能な部分について、出資比率に応じ、本社と同様に東北電力及び北海道電力は 10%、四国電力は 10.5%の追加的コスト削減を行うことを前提に原価を減額する。

(5)人件費、修繕費、事業報酬等、審査要領にメルクマールなどの査定方針が記載されている費用項目については、これに基づき原価から査定を行う。

(6)「その他経費」については、審査要領に従い、比較査定(ヤードスティック査定)を行う。

東北電力

<基本的な考え方(3)についての査定結果>

1. 今後契約を締結するもの、契約交渉を行うものについて、入札を実施するか否かにかかわらず、震災後に行った経営効率化の取組も加味し、原則 10%のコスト削減を前提に未達分を料金原価から減額する。

…41. 71億円(3年平均)

<基本的な考え方(4)についての査定結果>

2. 加えて、子会社・関連会社取引については、本社並の経営合理化を求めため、今後の契約取引に係る費用のうち一般管理費等のコスト削減可能な部分について、出資比率に応じ 10%の追加的コスト削減を行うことを前提に料金原価を減額する。

…9. 66億円(3年平均)

計 51. 37億円料金原価から減額する

四国電力

<基本的な考え方(3)についての査定結果>

1. 今後契約を締結するもの、契約交渉を行うものについて、入札を実施するか否かにかかわらず、震災後に行った経営効率化の取組も加味し、原則 10.5%のコスト削減を前提に未達分を料金原価から減額する。

…24. 55億円(3年平均)

＜基本的な考え方(4)についての査定結果＞

2. 加えて、子会社・関連会社取引については、本社並の経営合理化を求めため、今後の契約取引に係る費用のうち一般管理費等のコスト削減可能な部分について、出資比率に応じ10.5%の追加的コスト削減を行うことを前提に料金原価を減額する。

…4. 24億円(3年平均)

計 28.79億円料金原価から減額する

北海道電力

＜基本的な考え方(3)についての査定結果＞

1. 今後契約を締結するもの、契約交渉を行うものについて、入札を実施するか否かにかかわらず、震災後に行った経営効率化の取組も加味し、原則10%のコスト削減を前提に未達分を料金原価から減額する。

…12. 94億円(3年平均)

＜基本的な考え方(4)についての査定結果＞

2. 加えて、子会社・関連会社取引については、本社並の経営合理化を求めため、今後の契約取引に係る費用のうち一般管理費等のコスト削減可能な部分について、出資比率に応じ10%の追加的コスト削減を行うことを前提に料金原価を減額する。

…3. 78億円(3年平均)

計 16.72億円料金原価から減額する

1. 人件費

<申請額 東北電力:1,299億円(H25～27平均)、四国電力:518億円(H25～27平均)、北海道電力:539億円(H25～27平均)>

【人件費の概要】

人件費は、電気事業を運営する従業員、検針員等の人員を雇用等するための費用であり、役員給与、給料手当、給料手当振替額(貸方)、退職給与金、厚生費、委託検針費、委託集金費及び雑給の8営業費項目で構成されている。

1. 役員給与:役員に対して支給される給与。ただし、従業員の職務を兼務する役員に対して当該職務に関して支給される給与を除く。
2. 給料手当:従業員に対する給与。
3. 給料手当(控除口(貸方)):組合活動、欠勤、懲戒休業等による給料の不払分。
4. 給料手当振替額(貸方):「給料手当」に計上する金額のうち、建設工事等に従事した者の給料手当を各該当科目へ振り替えた金額。
5. 退職給与金:従業員に対する退職に係る支払額。
6. 厚生費(法定厚生費):健康保険料、労災保険料、厚生年金保険料、雇用保険料、労災補償費、健康診断費等の額。
7. 厚生費(一般厚生費):保健費、厚生施設費、文化体育費、慶弔費、団体生命保険料等の額。
8. 委託検針費:従業員以外の者に検針を委託する場合の個人支給の手当及びこれに準ずるもの。
9. 委託集金費:従業員以外の者に集金を委託する場合の個人支給の手当及びこれに準ずるもの。
10. 雑給:従業員以外の者(役員を除く)に対する給与・厚生費及び退職金。

【東北電力の申請概要】

(単位:百万円,人)

	①今回 (H25～27平均)	②前回 (H20改定)	③差引 (①-②)	備考
役員給与	570	786	▲215	・役員給与の削減
給料手当	88,178	109,357	▲21,180	
基準賃金	64,978	67,438	▲2,460	
基準外賃金	12,914	13,454	▲540	・社員年収(所定内給与+賞与)をメルクマール水準(642万円/人)まで引下げ
諸給与金	14,413	33,168	▲18,755	
控除口	▲4,128	▲4,703	576	
給料手当振替額	▲794	▲947	153	
退職給与金	16,228	13,724	2,504	・年金資産の運用収益の低下などによる費用増,退職給付制度見直しによる計上費用減少
厚生費	17,970	19,555	▲1,585	
法定厚生費	14,030	13,928	102	・社会保険料率上昇,健康保険料事業主負担率引下げ
一般厚生費	3,939	5,626	▲1,686	・福利厚生制度の見直し
委託検針費	4,287	4,493	▲206	・委託検針単価の削減等
委託集金費	697	804	▲108	・委託集金単価の削減等
雑給	2,776	2,934	▲158	
人件費計	129,912	150,706	▲20,794	

経費対象人員	12,685	12,322	363	採用抑制(過去3か年実績平均比38%減の220名)
--------	--------	--------	-----	---------------------------

(注)本ページ,および以降のページについて,四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

【四国電力の申請概要】

(百万円、人)

	今回 (H25~27平均)	前回 (H20)	差異	主な増減要因
役員給与	499	(713) 473	(▲214) 27	役員退職慰労金を含む役員報酬総額を3割引き下げ
給料手当	36,638	↑ 43,744	▲7,105	
基準賃金	32,462	32,908	▲446	年収をメルクマール水準(645万円)まで引き下げ 出向者給与の当社負担分の削減
基準外賃金	4,952	5,328	▲377	
諸給与金	7,233	14,715	▲7,483	
控除口	▲8,008	▲9,208	1,200	
給料手当振替額	▲216	▲382	166	
退職給与金	4,302	4,425	▲123	
[再掲] 役員退職慰労金		241		役員退職慰労金を廃止
厚生費	7,626	7,704	▲79	
法定厚生費	5,729	5,791	▲62	健康保険料の事業主負担割合を64%から56%に引き下げ
一般厚生費	1,897	1,914	▲17	福利厚生制度の見直し
委託検針集金費	2,067	2,451	▲383	委託検針・集金員の年収を引き下げ
雑給	859	914	▲55	シニア社員の科目変更に伴う減等
人件費合計	51,776	59,328	▲7,552	
経費対象人員	6,184	5,975	209	定時採用の抑制、シニア社員の増加

(注1) 役員給与の()内は役員退職慰労金を含む役員報酬総額での金額を記載。今回の経費対象人員にはシニア社員を含む。
(注2) 四捨五入の関係で合計が合わない場合があります。(以下、同様)

【北海道電力の申請概要】

(単位: 億円)

	今回:A (H25~27平均)	前回:B (H20)	差:C A-B	主な増減要因
役員給与	3	6	▲3	・役員報酬削減
給料手当	397	446	▲49	・社員の年収水準をメルクマール(643万円)まで引下げ
基準賃金	286	308	▲22	
基準外賃金	54	58	▲4	
諸給与金	76	152	▲76	
控除口	▲19	▲72	53	
給料手当振替額(貸方)	▲8	▲7	▲1	
退職給与金	65	▲8	72	・数理計算上の差異償却費の増
厚生費	73	82	▲9	□
法定厚生費	57	62	▲5	・健康保険料の会社負担割合を引下げ
一般厚生費	16	20	▲4	・厚生施設費の削減、カフェテリアプラン縮小
雑給	10	10	0	
人件費計	539	530	10	
経費対象人員(人)	5,691	5,592	99	・泊発電所3号機運転開始に伴う建設専従からの振替増(+104)など

※ 控除口は、出向者に関する出向先からの給料の戻入分等
※ 給料手当振替額は、建設工事等への従事者分の振替額
※ 経費対象人員は各年度平均の人員数
※ 四捨五入の関係で、合計等が合わない場合がある(以降のページ同様)

(注) 当社の委託検針・集金にかかる費用は、スタッフへの個人委託から別会社への委託に切り替えているため、委託費に計上している。

(1) 人員計画(申請ベース)

① 東北電力の人員計画

これまで業務効率化の取り組みとして、営業所等の業務運営の見直しや業務集約化(営業・料金業務、人財・資材・総務等のサポート業務)による統廃合、新規採用の抑制、早期退職施策等を実施している。

在籍人員は平成 8 年度末の 14,776 人から平成 23 年度末 12,889 人、平成 27 年度末には 12,743 人になる計画であり、経費対象人員(在籍人員から建設従事者、附帯事業従事者等を除く)は、平成 23 年度末 12,682 人、平成 27 年度末には 12,454 人になる計画である。(平成 25-27 年度の3カ年平均では 12,685 人。)

他の一般電気事業者と生産性を比較すると、1人当たりの契約口数、1人当たりの販売電力量、1人当たりの売上高は 10 社平均より高い水準である。

人員数については、平成 24 年度末時点の在籍人員数が確定したことに伴い、当該実績を反映させる。

② 四国電力の人員計画

これまで業務効率化の取り組みとして、小規模事業所の統廃合、グループ大での間接部門業務(経理、労務等)の集約、新規採用者数の抑制、早期退職施策等を実施している。

在籍人員は、平成 8 年度末の 7,003 人から平成 23 年度末 6,001 人、平成 27 年度末には 6,179 人になる計画であり、経費対象人員(在籍人員から建設従事者、附帯事業従事者等を除く)は、平成 23 年度末 5,911 人、平成 27 年度末には 6,082 人になる計画である。(平成 25~27 年度の3カ年平均では 6,184 人。)

なお、高齢者雇用安定法の改正を受け、再雇用者を 65 才まで継続雇用し、人事上の取り扱いなどを社員と同様にしたことにより、当該給与を平成 24 年度から給料手当に計上したことから、この人数を在籍人員及び経費対象人員に含めて整理している。

出向者数は 1,400 人(原価算入 988 人、原価不算入 412 人)で、このうちグループ会社への出向者数は 1,252 人(約 89%)、更に出向者給与負担人数割合は約 16%にのぼり、他社(東北 2.61%、北海道 4.6%、東京 0.51%、関西 2.43%、九州 3.31%)と比較しても出向者数の多さは際立っている。この背景として、電気事業設備の保守・点検や据付工事などの請負業務を中心にグループ会社による内製化を推進した結果、グループ会社への出向が拡大していることが挙げられる。

他の一般電気事業者と生産性を比較すると、四国電力の 1 人当たりの契約口数、1 人当たりの販売電力量、1 人当たりの売上高は 10 社平均より低い水準である。出向者について、四国電力の社員が出向してまで取り組むべき仕事なのか、かつ現時点においてグループ会社社員への切り替えができない業務なのかを厳正に精査し、必要最低限と認められる出向のみ、給与負担の料金原価算入を認める。具体的には、社員を出向さ

せることにより同社が負担する人件費以上に経費を削減させていると認められている場合にのみ料金原価算入を認める(例えば、工事の内製化により定期検査費用を削減した場合や、設備の稼働率を向上させて原価の低廉化に資する場合など。)こととし、料金原価に算入されている出向者 988 人のうち、881 人分については料金原価算入を認めない。この結果、経営効率化に効果のある内製化や社内研究所を持たないといった四国電力の特殊性を勘案すれば、1 人当たり販売電力量で見た生産性は概ね 10 社平均となると考えられる。なお、人件費の査定は、料金原価上の取扱いとしてのものであり、現実の会社の人件費は労使交渉や労働関係の法令に従って決定されるものである。

人員数については、平成 24 年度末時点の在籍人員数が確定したことに伴い、当該実績を反映させる。

③ 北海道電力の人員計画

これまで業務効率化の取り組みとして、事業所の統廃合、業務の集中化(総務・労務・経理業務等の本店集中化、引越し・契約アンペア変更等の電話受付業務の集中化等)、組織のスリム化(本店マネージャー職位の削減)、新規採用の抑制、早期退職施策等を実施している。

在籍人員は、平成 7 年度末の 6,526 人から平成 23 年度末 5,691 人、平成 27 年度末には 5,768 人になる計画であり、経費対象人員(在籍人員から建設従事者、無給者を除く)は、平成 23 年度 5,696 人、平成 27 年度には 5,688 人になる計画である。(平成 25-27 年度の3カ年平均では 5,691 人。)

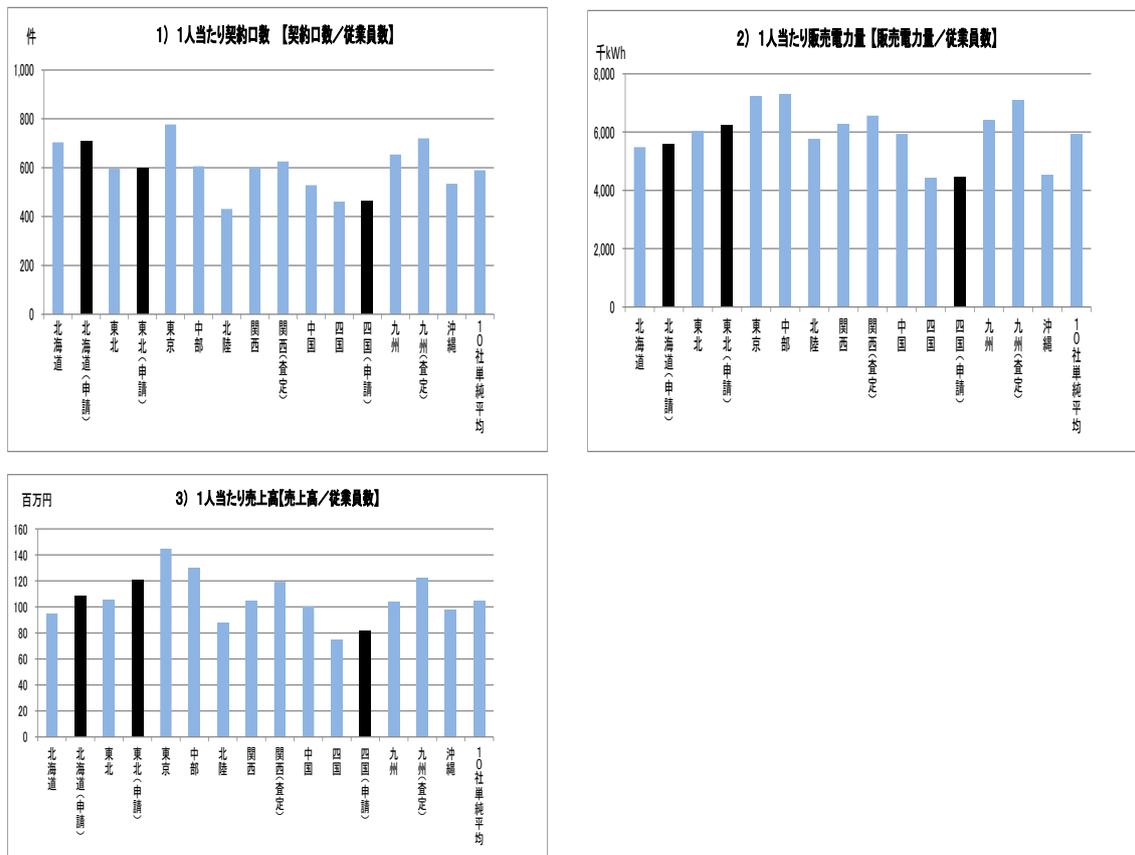
他の一般電気事業者と生産性を比較すると、1 人当たりの契約口数及び 1 人当たりの売上高は 10 社平均より高い水準であるが、1 人当たり販売電力量は 10 社平均より低い水準である。1 人当たり販売電力量が低い水準となっている要因としては、契約口数に比して一契約当たりの販売電力量が少ないことや、電力使用量が多い自由化部門の需要が少ない地域であること等が考えられる。

また、他電力と比較して他社受電が少ないこと、送電線等の流通設備が多いことといった北海道電力の事情を勘案し、「発電部門の 1 人当たりの自社発電電力量」、「流通部門の 1 人当たりの流通設備数」による比較を行ったところ、10 社平均を上回るか 10 社平均と遜色ない水準であることを確認した。

以上から、生産性比較による人員数の削減を料金原価上求める必要はないものと考えられる。

人員数については、平成 24 年度末時点の在籍人員数が確定したことに伴い、当該実績を反映させる。

■ 他の一般電気事業者との生産性の比較(平成 24 年度)



出典：有価証券報告書(平成 24 年度)等

(2) 役員数

東北電力は平成 20 年の料金改定時と同数の 21 名であるが、東日本大震災以降に発生した特命事項を担当する役員を置くなど、火力・原子力分野に比較的多くの役員を配置している。しかし、緊急設置電源が除却される平成 27 年度以降には、これら役員の業務も減少すると考えられることから、平成 27 年度について 2 名分の役員報酬を料金原価上、認めることは適当ではない。

四国電力は平成 20 年の料金改定時の 20 名から 2 名減員した 18 名、北海道電力は平成 20 年の料金改定時と同数の 17 名であるが、両社共に役員数の削減を料金原価上求める必要はないものと考えられる。

(3) 役員報酬の水準

審査要領において、基準賃金及び賞与等と同様の考え方を適用することが定められているが、賃金構造基本統計調査のような基本となる統計が必ずしも存在しない。

人事院による「民間企業における役員報酬(給与)調査」における調査結果を勘案して、国家公務員のトップである事務次官の給与水準が設定されていることを踏まえると、

電力会社の役員(社内取締役及び社内監査役)報酬についても国家公務員の指定職の給与水準(給与改定特例法による減額後の事務次官、外局の長官及び内部部局の長等の平均)と同レベルとすることが適当である。

東北電力の社外役員の報酬は、平成23年度の10社平均や関西電力及び九州電力の査定額を上回っており、これらの水準と同レベルとすることが適当である。

■ 東北電力、四国電力及び北海道電力の役員数、役員報酬

(単位:人)

	北海道電力						東北電力						四国電力					
	25年度申請			20年改定			24年度申請			20年改定			24年度申請			20年改定		
	社内	社外	計	社内	社外	計	社内	社外	計	社内	社外	計	社内	社外	計	社内	社外	計
取締役(常勤)	11	-	11	12	-	12	16	-	16	16	-	16	12	-	12	15	-	15
取締役(非常勤)	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-
監査役(常勤)	2	-	2	2	-	2	2	-	2	2	-	2	2	-	2	2	-	2
監査役(非常勤)	-	3	3	-	3	3	-	3	3	-	3	3	-	3	3	-	3	3
合 計	13	4	17	14	3	17	18	3	21	18	3	21	14	4	18	17	3	20
申請原価(百万円)	290			615			570			786			499			713		
1人あたり平均(百万円)	20	8	17	42	8	36	30	10	27	42	12	38	33	8	28	40	11	36

■ 平成24年度民間企業における役員報酬(給与)調査※人事院資料

第28表 平成23年における役員(比較対象役員)の年間報酬額

単位:千円

区 分	年間報酬額
企業規模計	32,067
3,000人以上	44,917
1,000人以上3,000人未満	32,144
500人以上1,000人未満	24,889

※年間報酬額には、平成23年中に支給された賞与を含む。

※集計

- ①本調査における役員は、平成23年1月から12月までの全期間を通じて常勤の役員として専任取締役(社長、副社長、専務取締役、常務取締役等)、部長等兼任の取締役、監査役等の役職に在任した者を対象とした。
- ②このうち、「比較対象役員」を役員数5人以上の企業における「社長を補佐し、会社の業務全般を統括している役員」、かつ、「各社1人」と定義して集計した。
- ③比較対象役員の年間報酬額の算出に際しては、母集団に還元して行った。
(注)比較対象役員の調査実人員は524人で、その具体的な役職名は、「会長」(5.1%)、「副会長」(0.2%)、「副社長」(41.8%)、「専務取締役」(37.0%)、「常務取締役」(13.0%)、「取締役」(2.7%)、「その他(相談役等)」(0.2%)であった。

■ 国家公務員指定職の年収概算

	給与改定特例法 による減額前	給与改定特例法 による減額後 ※2
指定職俸給表8号俸 (事務次官等) ※1	2,265万円	2,044万円
指定職俸給表6号俸 (外局の長官等) ※1	1,995万円	1,800万円
指定職俸給表4号俸 (内部部局の長等) ※1	1,724万円	1,556万円
単純平均	1,994万円	(関電・九電査定) 1,800万円

※1 人事院規則9-42 別表に定めるところによる

※2 平成24年4月1日から平成26年3月31日までの間適用

※3 上記の概算は経済産業省によるもの

(4) 従業員1人当たりの年間給与水準(基準賃金、基準外賃金(超過労働給与除く)及び諸給与金)

① 給与水準の査定の基本的な考え方

一般電気事業者が競争市場にある企業と異なり地域独占の下で競争リスクがないことを勘案し、一般的な企業の平均値を基本とする。

他方、電気事業は、事業規模が極めて大きいことから、小規模・零細企業の平均値を基本とすることは、現実にそぐわない面があることや、公益事業としての側面を考慮し、同種同等の観点から規模や事業内容の類似性を持つ企業との比較も加味するとともに、地域間の賃金水準の差を考慮する。

なお、実際に従業員に支給される給与の水準は労使間の交渉により決定されるものである。

また、どのような賃金体系を採用するかについても、従業員のモチベーションの維持・向上を図る責務を持つ事業者の自主性に委ねられるべきものである。

② 一般的な企業の平均値

様々な企業を対象とした賃金構造基本統計調査における従業員 1,000 人以上企業の常用労働者(正社員)の賃金の平均値(平成 24 年調査:594 万円)とすることが適当である。

③ 類似の公益企業との比較

公益企業の対象業種は、大規模なネットワーク設備を有するという事業の類似性や、料金規制及び競争実態を勘案し、ガス・水道・鉄道の 3 業種とすることが適当である。その際、これら企業との同種同等比較を行う観点から、年齢、勤続年数、学歴について申請会社との相違を補正する。

その上で、これら3業種それぞれの水準との比較を行う観点から、3業種の単純平均(※)を算出し、これと上記の一般的な企業の平均値との単純平均とすることが適

当である。

※賃金構造基本統計調査におけるガス、水道、鉄道の人員数は、鉄道のウェイトが8割を超えており、加重平均を行うことは各業種との比較を行う視点では適当ではないと考えられる。

④地域補正

東北電力は人事院資料の「地域別の民間給与との較差(平成24年)」のうち、北海道・東北と関東甲信越地域の民間給与をこれらの地域に勤務する従業員数で加重平均した値の全国比(0.96)を用いて補正を行っている。

四国電力は人事院資料の「地域別の民間給与との較差(平成24年)」のうち、中国・四国地域の民間給与の全国比(係数0.963)を用いて補正を行っている。

北海道電力は人事院や各都道府県人事委員会が実施した「平成24年職種別民間給与実態調査」における全国の民間給与に対する北海道の民間給与の比率(0.99)を用いて補正を行っている。

購買力の元となる給与水準の決定には、地域の物価水準が大きな影響を与えると考えられるが、3社の申請方式と消費者物価指数を見比べたところ、それぞれの間に大きな乖離が見られず、かつ、3社の申請の水準は消費者物価指数で補正した場合と比較して低い水準となっていることから、それぞれの補正方式については妥当なものと考えられる。

⑤その他

四国電力のシニア社員のうち短時間勤務者の給与水準は、その勤務時間を勘案して年間給与水準を圧縮することが妥当である。

また、3社共に、相談役・顧問の人件費は料金原価に算入されていないが、これに関連する人件費は料金原価として認めない。

■ 地域補正の係数

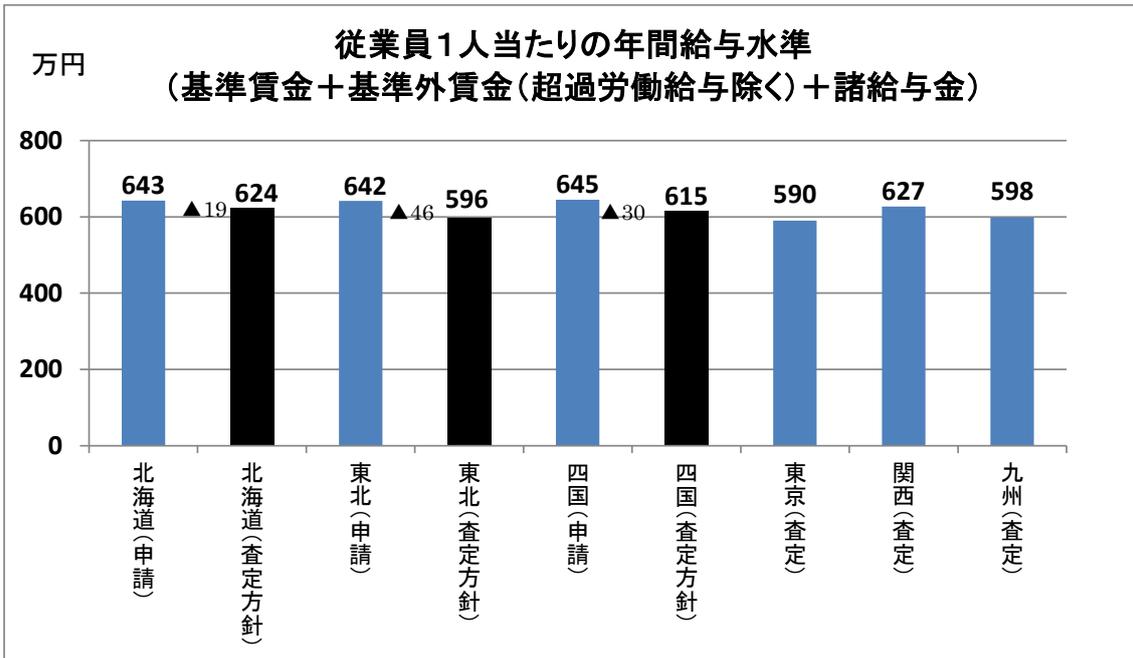
	北海道	東北	四国
申請ベースの補正係数	99.0	96.0	96.3
消費者物価指数地域差指数	102.5	99.0	97.2

※消費者物価指数の全国平均に対する地方指数は、平成22年以降の集約が行われていないため、平成21年の指数(総務省調査)をベースに、公表されている消費者物価指数の伸び率を反映し、平成24年の地域差指数を算定。

■ 賃金構造基本統計調査の常用労働者 1,000 人以上企業の統計値

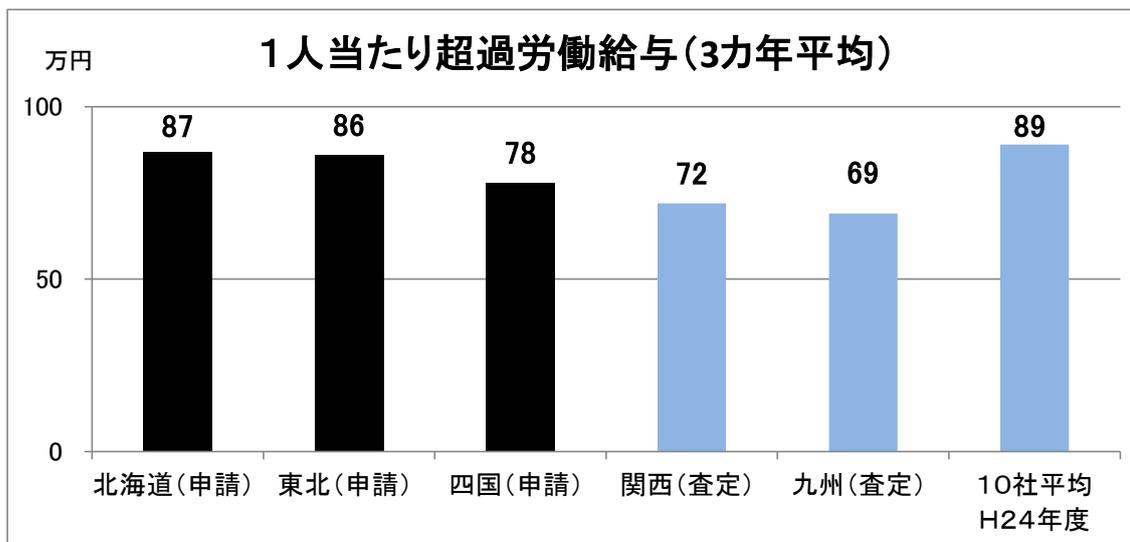
		全産業 (正社員)	電気	ガス	水道	鉄道	通信	航空
年間給与 万円	H23	592	677	644	618	592	606	663
	H24	594	657	672	577	586	590	717
労働者数 十人	H23	515,859	11,201	1,768	4,180	13,411	3,605	1,611
	H24	650,086	12,508	1,584	2,997	18,881	6,438	2,143

■ 従業員1人当たりの年間給与水準



(5) 基準外賃金(超過労働給与)

超過労働給与については、事業の性質や景気によって左右され、全産業との比較は適当ではなく一般電気事業者との比較を行った。その結果、3社共に1人当たりの水準が一般電気事業者の平均値を下回っていることを確認した。



(6) 出向者給与等(控除口)

東北電力の「原子力安全推進協会(旧日本原子力技術協会)」への出向者 6 名、同じく四国電力の 5 名については、料金原価上、団体費と二重計上となっていることから料金原価から削除する。

それ以外の東北電力及び北海道電力が給与等を負担している出向者については、電気事業本体に関係が深いものに限って料金原価に算入されていることを確認した。

四国電力が給与等を負担している出向者については、人員計画における生産性の比較を踏まえ、同社の社員が出向してまで取り組むべき仕事なのか、かつ現時点においてグループ会社社員への切り替えができない業務なのかを厳正に精査し、必要最低限と認められる出向のみ、給与等負担の料金原価算入を認める。(それ以外の給与等負担は認めない。)具体的には、社員を出向させることにより同社が負担する給与等以上に経費を削減させていると認められている場合にのみ料金原価算入を認める。(例えば、工事の内製化により定期検査費用を削減した場合や、設備の稼働率を向上させて料金原価の低廉化に資する場合など。)

■ 東北電力

- 申請上、料金原価に算入している出向者数: 34 団体、331 人
- 料金原価への算入を認める出向者数: 33 社・団体、325 人(詳細は以下のリスト参照)
 - ・関係会社 19 社(252 人): ユアテック、東北発電工業、東北用地、東星興業、東北インフォメーション・システムズ等
 - ・電力・エネルギー関係 14 団体(73 人): 電力中央研究所、海外電力調査会、日本原燃(株)、石炭資源開発、電力系統利用協議会等

■ 四国電力

- 申請上、料金原価に算入している出向者数:21 団体、988 人
- 料金原価への算入を認める出向者数:関係会社 2 社、107 人
 - ・四電エンジニアリング 72 人(原子力部門 34、火力部門 38)
 - ・四国計測工業 35 人(原子力部門 19、火力部門 16)

■ 北海道電力

- 申請上、料金原価に算入している出向者数:17 団体、262 人
- 料金原価への算入を認める出向者数:17 団体、262 人(詳細は以下のリスト参照)
 - ・関係会社 9 社(248 人):ほくでんサービス、北海電気工事、ほくでんエコエナジー、ほくでん情報テクノロジー、北海道パワーエンジニアリング等
 - ・電力・エネルギー団体 8 団体(14 人):電力系統利用協議会、海外電力調査会、日本原子力研究開発機構、原子力発電環境整備機構、北海道電気保安協会等

■ 出向先及び出向者数

<東北電力:33 社・団体>

No.	出向先	人数(人)
1	(株)ユアテック	34
2	東北発電工業(株)	37
3	東北緑化環境保全(株)	5
4	東北ボートサービス(株)	4
5	東北用地(株)	31
6	(株)東北開発コンサルタント	5
7	(株)東日本テクノサーベイ	2
8	(株)トークス	23
9	会津碍子(株)	3
10	東北ボール(株)	4
11	通研電気工業(株)	16
12	東北電機製造(株)	3
13	東北計器工業(株)	8
14	東星興業(株)	24
15	荒川水力電気(株)	2
16	東北水力地熱(株)	16
17	東北ソーラーパワー(株)	2
18	日本海エル・エヌ・ジー(株)	10
19	東北インフォメーション・システムズ(株)	23
20	電力中央研究所	5
21	海外電力調査会	4
22	電力系統利用協議会	3
23	原子力環境整備促進・資金管理センター	1
24	東北電気保安協会	2
25	日本原燃(株)	42
26	六ヶ所げんねん企画(株)	1
27	原燃輸送(株)	4
28	石炭資源開発(株)	2
29	日本原子力発電(株)	2
30	日本CCS調査(株)	1
31	省エネルギーセンター	2
32	(株)BWR運転訓練センター	1
33	原子力発電環境整備機構	3
合計		325

<北海道電力:17 社・団体>

出向先	人数
北海道パワーエンジニアリング	10
ほくでんエコエナジー	17
北海電気工事	24
北海道計器工業	2
北電総合設計	2
ほくでんサービス	167
ほくでん情報テクノロジー	11
北電興業	7
ほくでんアソシエ	8
グループ会社 計	248

出向先	人数
電力系統利用協議会	3
海外電力調査会	2
石炭資源開発	1
日本原子力研究開発機構	2
原子力発電環境整備機構	2
新エネルギー産業技術開発機構	1
電力中央研究所	1
北海道電気保安協会	2
電力・エネルギー関係団体 計	14
合計	262

(7)退職給与金(退職給付水準)

常用労働者 1,000 人以上の企業平均値を基本とする等の基準をできる限り統一的に適用するとの考え方に基づき、人事院調査のデータ値及び中央労働委員会のデータ値における 1,000 人以上企業等の退職給付水準と比較し、これらのデータ値の平均値に

基づく費用を上限として料金原価への算入を認める。東北電力及び四国電力の標準者については、この上限を上回っているが、北海道電力の標準者については、この上限の範囲内である。

■ 退職給付水準

単位:千円

	退職一時金	年金	合計
北海道電力 標準者(※1)	7,777	17,166	24,943
東北電力 標準者(※2)	10,769	16,337	27,106
四国電力 標準者(※3)	9,095	16,385	25,480
関西電力 標準者(※4)	23,418	5,544	28,962
九州電力 標準者(※5)	11,630	14,280	25,910
人事院調査(※6)	9,344	17,182	26,526
中央労働委員会調査(※7)	10,792	12,641	23,433

関電・九電査定
平均24,980

- ※1 北海道の標準者は高卒、定年扱い(満57才)、副長クラス、勤続39年。年金は確定給付年金一時金換算額と確定拠出年金の拠出額の合計。
 ※2 東北の標準者は高卒、定年、副長クラス、勤続41.5年。年金は確定給付年金一時金換算額と確定拠出年金の拠出額の合計。
 ※3 四国の標準者は高卒、定年、副長クラス、勤続41.5年。退職一時金には確定拠出年金を含む。年金は確定給付年金。
 ※4 関西の標準者は高卒、定年、主任クラス、勤続41年。年金は確定拠出年金(実支給額はこれを下回る可能性有)
 ※5 九州の標準者は高卒、定年、係長クラス、勤続41.5年。年金は確定給付年金一時金換算額、確定拠出年金の拠出合計額。
 ※6 人事院調査は「民間の企業年金及び退職金等の調査結果」(H23) 1000人以上の勤続42年を対象。
 ※7 中央労働委員会調査は「賞金事情等総合調査」(H23)
- 資本金5億円以上かつ労働者1,000人以上の企業から中央労働委員会が独自に選定。退職年金制度併用企業の高卒、事務・技術、男子、定年。

(8) 退職給与金(年金資産の運用)

北海道電力の社員の年金資産の運用について、申請上その期待運用収益率は0%で設定されているが、過去の期待運用収益率の設定や他社の設定水準を踏まえれば、料金原価における期待運用収益率は2.0%と設定することが妥当である。

■ 年金資産の運用

<電力会社における退職給付債務等の計算の基礎の推移(連結決算ベース)>

	北海道	東北	東京	中部	北陸	関西	中国	四国	九州	沖縄
H20年度	割引率	2.0%	2.0-2.5%	2.0%	2.0-2.5%	2.0%	2.0%	2.1%	2.0%	2.0%
	期待運用収益率	3.5%	0.0-2.5%	2.5%	2.0-6.0%	3.0%	3.0%	0.5%	0.0%	3.0%
H21年度	割引率	2.0%	1.7-2.5%	2.0%	1.8-2.0%	2.0%	2.0%	2.2%	2.0%	2.0%
	期待運用収益率	3.5%	0.0-2.5%	2.5%	0.5-2.5%	2.0%	2.5%	0.5%	2.0%他	0.0%
H22年度	割引率	2.0%	1.8-2.5%	2.0%	1.8-2.0%	2.0%	2.0%	2.1%	2.0%	2.0%
	期待運用収益率	3.5%	0.0-6.5%	2.5%	0.5-2.5%	2.0%	1.25-2.5%	1.7%	2.0%	2.0%
H23年度	割引率	2.0%	1.8-2.5%	2.0%	1.8-2.0%	2.0%	2.0%	1.8%	2.0%	2.0%
	期待運用収益率	0.0%	0.0-3.3%	2.5%	0.5-2.5%	2.0%	1.25-2.5%	1.7%	2.0%	2.0%
H24年度	割引率	2.0%	1.1-2.2%	2.0%	1.2-1.8%	2.0%	2.0%	1.4%	2.0%	2.0%
	期待運用収益率	0.0%	0.0-2.5%	2.5%	0.5-2.5%	2.0%	1.25-2.5%	1.7%	2.0%	2.0%

※出典は電力各社の有価証券報告書より

※割引率及び期待運用収益率について、会社によっては「主として」と表記している場合があるが、本表ではその記載を省略している。

※昨年度以降、料金値上げ申請を行った事業者における料金原価上の期待運用収益率について、東京電力は2.5%、九州電力は2.0%、東北電力は2.1%、四国電力は2.0%で設定している。関西電力は確定拠出年金制度を導入しているため、年金資産を保有していない。

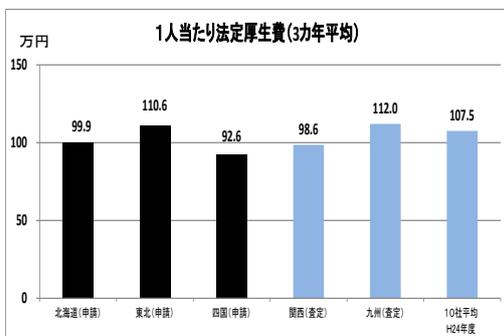
<退職給付に関する会計基準の適用指針(抜粋)>

長期期待運用収益率は、年金資産が退職給付の支払に充てられるまでの時期、保有している年金資産のポートフォリオ、過去の運用実績、運用方針及び市場の動向等を考慮して設定する。

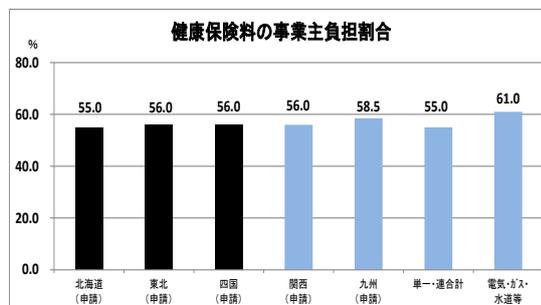
(9) 法定厚生費

健康保険料、雇用保険料、介護保険料、厚生年金保険料、児童手当拠出金及び労災保険料は、標準月額報酬・標準賞与額(算定基礎)、社会保険料率により機械的に算定されていることを確認した。

また、健康保険料の事業主負担割合については、健康保険組合の現勢(平成24年3月末現在)によれば、単一・連合の計の負担割合は55%となっているが、近年における単一・連合及び類似の公益企業の低減傾向を踏まえ、原価算定期間(平成25年度～27年度)内は年々引き下げて、平成27年度末には53%台の負担割合とする。



※ 平成24年度有価証券報告書等



※「単一・連合の計」及び「電気・ガス・水道等」は健康保険組合連合会「健康保険組合の現勢」平成24年3月末現在。

※単一・連合とは、一つの会社又はその関連企業を母体として設立している組合。

(健康保険組合の現勢のデータに基づいて計算)

年度末	原価算定期間							
	20	21	22	23	24	25	26	27
負担割合	56.30	56.15	56.07	55.24	54.89	54.54	54.19	53.84

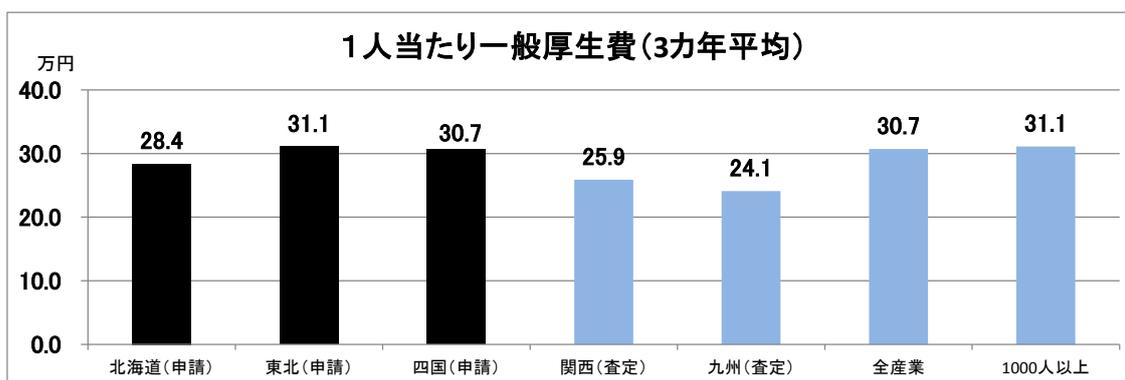
実績値 ▲0.35%/年 毎年度▲0.35%削減

(10)一般厚生費

常用労働者1,000人以上の企業平均値を基本とする等の基準をできる限り統一的に適用するとの考え方にに基づき、経団連「2011年度福利厚生費調査結果報告」の1,000人以上企業の平均値と比較した。この結果、東北電力はこの平均値並みの水準であり、四国電力及び北海道電力は、この平均値より低い水準にあることを確認した。この範囲においては、どのような福利厚生施策に重点を置くかは従業員のモチベーションの維持、向上を図る責務を持つ事業者の自主性に委ねられるべきものである。

ただし、東北電力及び四国電力が料金原価に算入している持株奨励金については、一般的に従業員の財産形成に資する反面、安定株主の形成など会社にもたらすメリットが含まれていることや電気料金の値上げを行う状況下における費用の優先度を考慮し、料金原価への算入を認めない。

また、北海道電力については、一部の厚生施設にかかる運営・維持費用が料金原価に算入されていたが、電気料金の値上げを行う状況下における費用の優先度を考慮し、料金原価への算入を認めない。



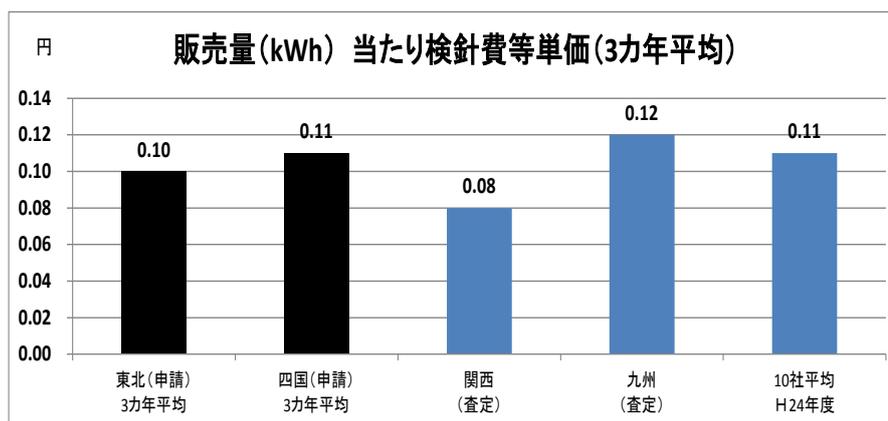
※各社の1人当たり単価は、原価算定期間(平成25～27年度)の一般厚生費の平均原価を、同期間中の平均経費対象人員で除したものの
 ※全産業等の出典は2011年度福利厚生費調査結果報告(日本経済団体連合会)

(11) 委託検針費、委託集金費、雑給

これらの費用は、業務の形態に応じ賃金水準が定まるため、全産業との比較は適当ではなく、他の一般電気事業者との比較が適当である。このため、一般電気事業者の販売電力量(kWh)あたりの平均単価と比較した結果、東北電力は平均単価を下回り、四国電力及び北海道電力(※)は共に同程度以下の水準であることを確認した。

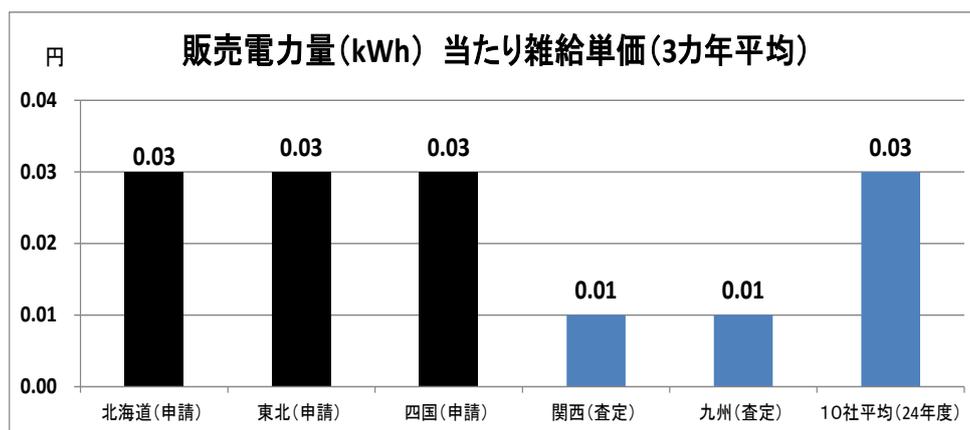
※北海道電力は委託検針・集金にかかる費用を委託費に計上しているため、雑給の販売電力量あたりの平均単価にて比較した。

ただし、東北電力の雑給に算入されている執行役員 20 名の給与は、役員に準じた水準で雑給に算入されているが、会社を代表する権限や責任を有していないことから、料金原価上、給料手当の水準(従業員 1 人当たりの年間給与水準)として整理する。



※ 各社の販売量当たり単価は、原価算定期間(平成25～27年度)の委託検針費、委託集金費及び雑給の平均原価を、同期間中の平均販売電力量で除したものの

※ 10社平均は、平成24年度有価証券報告書等



※ 10社平均は、平成24年度有価証券報告書等

東北電力

<査定結果>

1. 役員給与(役員数)

申請原価に算入している役員数は平成 20 年の料金改定時と同数の 21 名として、東日本大震災以降に発生した特命事項を担当する役員を置くなど、火力・原子力の分野に比較的多くの役員を配置している。しかし、緊急設置電源が除却される平成 27 年度以降にはこれら役員の業務も減少すると考えられることから、平成 27 年度について 2 名分の役員報酬を料金原価から減額する。

…0. 12億円(3年平均)

2. 役員給与(社内取締役及び社内監査役の 1 人当たり年間報酬額の水準)

人事院による「民間企業における役員報酬(給与)調査」における調査結果を勘案して、事務次官の給与水準が設定されていることを踏まえ、国家公務員の指定職の給与水準(給与改定特例法による減額後の事務次官、外局の長官及び内部部局の長等の平均)を上回る分を料金原価から減額する。

…2. 16億円(3年平均)

3. 役員給与(社外役員の 1 人当たり年間報酬額の水準)

平成 23 年度の 10 社平均や関西電力及び九州電力の査定額を上回る分を料金原価から減額する。

…0. 07億円(3年平均)

4. 給料手当(従業員 1 人当たりの年間給与水準)等

一般的な企業の平均値(※1)と、類似の事業形態にある公益 3 業種(ガス、水道、鉄道)それぞれの平均年収(※2)を申請事業者の年齢、勤続年数、学歴で補正した平均値の単純平均に地域間の賃金水準の差を反映した。この結果、1 人当たりの年間給与水準は 642 万円(申請)から 596 万円となり、この差分を料金原価から減額する。

※1 平成 24 年賃金構造基本統計調査における常用労働者 1,000 人以上企業の正社員

※2 平成 24 年賃金構造基本統計調査における常用労働者 1,000 人以上企業のガス業、水道業、鉄道業

…63. 69億円(3年平均)

5. 給料手当(相談役・顧問に関連する人件費)等

相談役・顧問の人件費は料金原価に算入されていないが、これらに関連する人件費は料金原価から減額する。

…0. 18億円(3年平均)

6. 給料手当(出向者給与)等

原子力安全推進協会(旧日本原子力技術協会)への出向者については、料金原価上、団体

費と二重計上となっていることから、料金原価から減額する。

…0. 41億円(3年平均)

7. 退職給与金(退職給付水準)

常用労働者 1,000 人以上の企業平均値を基本とし、人事院調査のデータ値及び中央労働委員会のデータ値における 1,000 人以上企業等の退職給付水準と比較した結果、これらのデータ値の平均値を上回る分を料金原価から減額する。

…2. 88億円(3年平均)

8. 法定厚生費(健康保険料の事業主負担割合)

近年における単一・連合及び類似の公益企業の低減傾向を踏まえ、単一・連合の計(※)の負担割合 55%から原価算定期間(平成 25 年度～27 年度)内に年々引き下げて、平成 27 年度末には 53%台の負担割合とし、申請負担割合との差分を料金原価から減額する。

※健康保険組合の現勢(平成 24 年 3 月末現在)

…1. 41億円(3年平均)

9. 一般厚生費(持株奨励金)

一般的に従業員の財産形成に資する反面、安定株主の形成など会社にもたらすメリットが含まれていることや電気料金の値上げを行う状況下における費用の優先度を考慮し、料金原価から減額する。

…1. 86億円(3年平均)

10. 雑給(執行役員給与)

執行役員 20 名の給与は、役員に準じた水準で雑給に算入されているが、会社を代表する権限や責任を有していないことから、給料手当(従業員 1 人当たりの年間給与水準)との差分を料金原価から減額する。

…4. 05億円(3年平均)

11. 平成 24 年度実績の反映

申請時点に想定していた人員数等について、平成 24 年度末時点の在籍人員数等が確定したことに伴い、当該実績を反映させた結果、給料手当等の料金原価に差異が生じたことから、この差異分について料金原価から減額する。

…5. 06億円(3年平均)

計 81. 89億円料金原価から減額する

四国電力

<査定結果>

1. 役員給与(社内取締役及び社内監査役の1人当たり年間報酬額の水準)

人事院による「民間企業における役員報酬(給与)調査」における調査結果を勘案して、事務次官の給与水準が設定されていることを踏まえ、国家公務員の指定職の給与水準(給与改定特例法による減額後の事務次官、外局の長官及び内部部局の長等の平均)を上回る分を料金原価から減額する。

…2. 15億円(3年平均)

2. 給料手当(従業員1人当たりの年間給与水準)等

一般的な企業の平均値(※1)と、類似の事業形態にある公益3業種(ガス、水道、鉄道)それぞれの平均年収(※2)を申請事業者の年齢、勤続年数、学歴で補正した平均値の単純平均に地域間の賃金水準の差を反映した。この算定の際、シニア社員のうち短時間勤務者の給与水準は、その勤務時間を勘案して圧縮した。これらの結果、1人当たりの年間給与水準は645万円(申請)から615万円となり、この差分を料金原価から減額する。

※1 平成24年賃金構造基本統計調査における常用労働者1,000人以上企業の正社員

※2 平成24年賃金構造基本統計調査における常用労働者1,000人以上企業のガス業、水道業、鉄道業

…17. 44億円(3年平均)

3. 給料手当(相談役・顧問に関連する人件費)等

相談役・顧問の人件費は料金原価に算入されていないが、これらに関連する人件費は料金原価から減額する。

…0. 09億円(3年平均)

4. 給料手当(出向者給与)等

原子力安全推進協会(旧日本原子力技術協会)への出向者については、料金原価上、団体費と二重計上となっていることから、料金原価から減額する。

…0. 10億円(3年平均)

5. 給料手当(出向者給与)等

人員計画における生産性の比較を踏まえ、四国電力の社員が出向してまで取り組むべき仕事なのか、かつ現時点においてグループ会社社員への切り替えができない業務なのかを厳正に精査した結果、給与等負担を料金原価に算入している出向者988名のうち、107名については必要最低限の出向と認め、それ以外の881名の給与等負担については、料金原価から減額する。

…18. 07億円(3年平均)

6. 退職給与金(退職給付水準)

常用労働者 1,000 人以上の企業平均値を基本とし、人事院調査のデータ値及び中央労働委員会のデータ値における 1,000 人以上企業等の退職給付水準と比較した結果、これらのデータ値の平均値を上回る分を料金原価から減額する。

…○. 80億円(3年平均)

7. 法定厚生費(健康保険料の事業主負担割合)

近年における単一・連合及び類似の公益企業の低減傾向を踏まえ、単一・連合の計(※)の負担割合 55%から原価算定期間(平成 25 年度～27 年度)内に年々引き下げて、平成 27 年度末には 53%台の負担割合とし、申請負担割合との差分を料金原価から減額する。

※健康保険組合の現勢(平成 24 年 3 月末現在)

…○. 58億円(3年平均)

8. 一般厚生費(持株奨励金)

一般的に従業員の財産形成に資する反面、安定株主の形成など会社にもたらすメリットが含まれていることや電気料金の値上げを行う状況下における費用の優先度を考慮し、料金原価から減額する。

…○. 49億円(3年平均)

9. 平成 24 年度実績の反映

申請時点に想定していた人員数について、平成 24 年度末時点の在籍人員数が確定したことに伴い、当該実績を反映させた結果、給料手当等の料金原価が増加したが、この差異分については料金原価に含める。

…▲○. 45億円(3年平均)

計 39. 27億円料金原価から減額する

北海道電力

<査定結果>

1. 役員給与(社内取締役及び社内監査役の 1 人当たり年間報酬額の水準)

人事院による「民間企業における役員報酬(給与)調査」における調査結果を勘案して、事務次官の給与水準が設定されていることを踏まえ、国家公務員の指定職の給与水準(給与改定特例法による減額後の事務次官、外局の長官及び内部部局の長等の平均)を上回る分を料金原価から減額する。

…○. 26億円(3年平均)

2. 給料手当(従業員 1 人当たりの年間給与水準)等

一般的な企業の平均値(※1)と、類似の事業形態にある公益 3 業種(ガス、水道、鉄道)それぞれの平均年収(※2)を申請事業者の年齢、勤続年数、学歴で補正した平均値の単純平均

に地域間の賃金水準の差を反映した。この結果、1人当たりの年間給与水準は643万円(申請)から624万円となり、この差分を料金原価から減額する。

※1 平成24年賃金構造基本統計調査における常用労働者1,000人以上企業の正社員

※2 平成24年賃金構造基本統計調査における常用労働者1,000人以上企業のガス業、水道業、鉄道業

…11.58億円(3年平均)

3. 給料手当(相談役・顧問に関連する人件費)等

相談役・顧問の人件費は料金原価に算入されていないが、これらに関連する人件費は料金原価から減額する。

…0.09億円(3年平均)

4. 退職給与金(社員の年金資産の運用)

北海道電力の社員の年金資産の運用にかかる期待運用収益率は、料金原価上0%で設定されているが、過去の期待運用収益率の設定や他社の設定水準を踏まえ、料金原価における年金資産の期待運用収益率は2.0%と設定し、その設定に相当する期待運用収益を料金原価に含める。

…20.59億円(3年平均)

5. 法定厚生費(健康保険料の事業主負担割合)

近年における単一・連合及び類似の公益企業の低減傾向を踏まえ、単一・連合の計(※)の負担割合55%から原価算定期間(平成25年度～27年度)内に年々引き下げて、平成27年度末には53%台の負担割合とし、申請負担割合との差分を料金原価から減額する。

※健康保険組合の現勢(平成24年3月末現在)

…0.21億円(3年平均)

6. 一般厚生費(厚生施設の運営・維持費用)

一部の厚生施設にかかる運営・維持費用が料金原価に算入されているが、電気料金の値上げを行う状況下における費用の優先度を考慮し、料金原価から減額する。

…1.15億円(3年平均)

7. 平成24年度実績の反映

申請時点に想定していた人員数について、平成24年度末時点の在籍人員数が確定したことに伴い、当該実績を反映させた結果、給料手当等の料金原価に差異が生じたことから、この差異分について料金原価から減額する。

…0.34億円(3年平均)

計 34.23億円料金原価から減額する

2. 燃料費

<申請額 東北電力:5,128 億円(H25~27 平均)、四国電力:1,282 億円(H25~27 平均)、北海道電力:1,460 億円(H25~27 平均)>

【燃料費の概要】

燃料費は、石炭、LNG、原重油等の火力燃料費、核燃料費及び新エネルギー等燃料費の合計額であり、供給計画等を基に算定した数量に、時価等を基に単価を乗じて算定される。

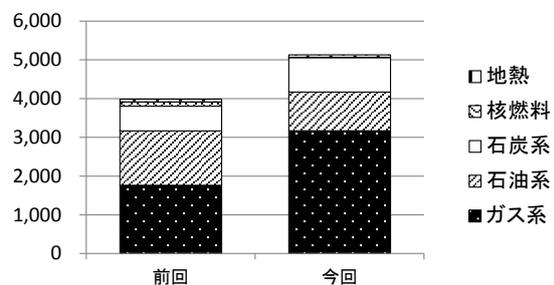
火力燃料費については、火力発電の稼働増等により、平成 25~27 年度の 3 年平均で、東北電力は 1,248 億円、四国電力は 138 億円の増。

核燃料費については、原子力発電の稼働減に伴い前回改定に比べ、東北電力は▲96 億円、四国電力は▲34 億円。

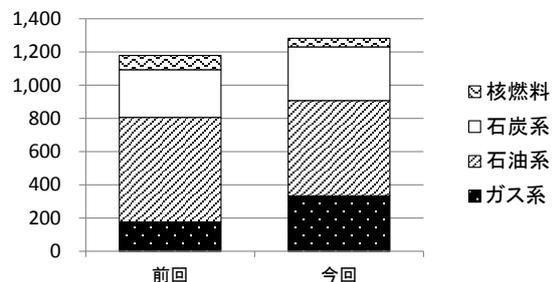
また、北海道電力は、泊原子力発電所 3 号機が平成 21 年 12 月に営業運転を開始したこと等により、火力燃料費は、前回改定と比べ、平成 25~27 年度の 3 年平均で▲213 億円。核燃料費は+18 億円。

なお、火力燃料費の算定にあたり、東北電力及び四国電力は、平成 24 年 10 月~12 月の通関レート(TTM=80.2 円/ドル)、北海道電力は、平成 24 年 12 月~25 年 2 月の通関レート(TTM=87.0 円/ドル)を適用している。

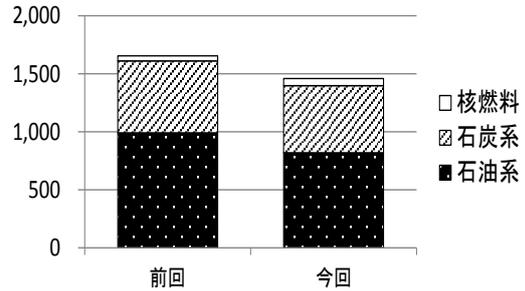
【東北電力】	前回 [H20]	今回申請 [H25~H27]	今回-前回 (億円)
燃料費	3,982	5,128	1,146
火力燃料費	3,808	5,056	1,248
石油系	1,404	998	▲406
ガス系	1,761	3,169	1,407
石炭系	643	890	247
核燃料費	108	12	▲96
新エネルギー (地熱蒸気料)	67	60	▲7



【四国電力】	前回 [H20]	今回申請 [H25~H27]	今回-前回 (億円)
燃料費	1,179	1,282	104
火力燃料費	1,093	1,231	138
石油系	629	573	▲56
ガス系	178	335	156
石炭系	286	323	37
核燃料費	86	52	▲34



【北海道電力】	前回 [H20]	今回申請 [H25~H27]	今回-前回 (億円)
燃料費	1,656	1,460	▲195
火力燃料費	1,612	1,399	▲213
石油系	991	819	▲172
石炭系	621	580	▲41
核燃料費	44	61	18

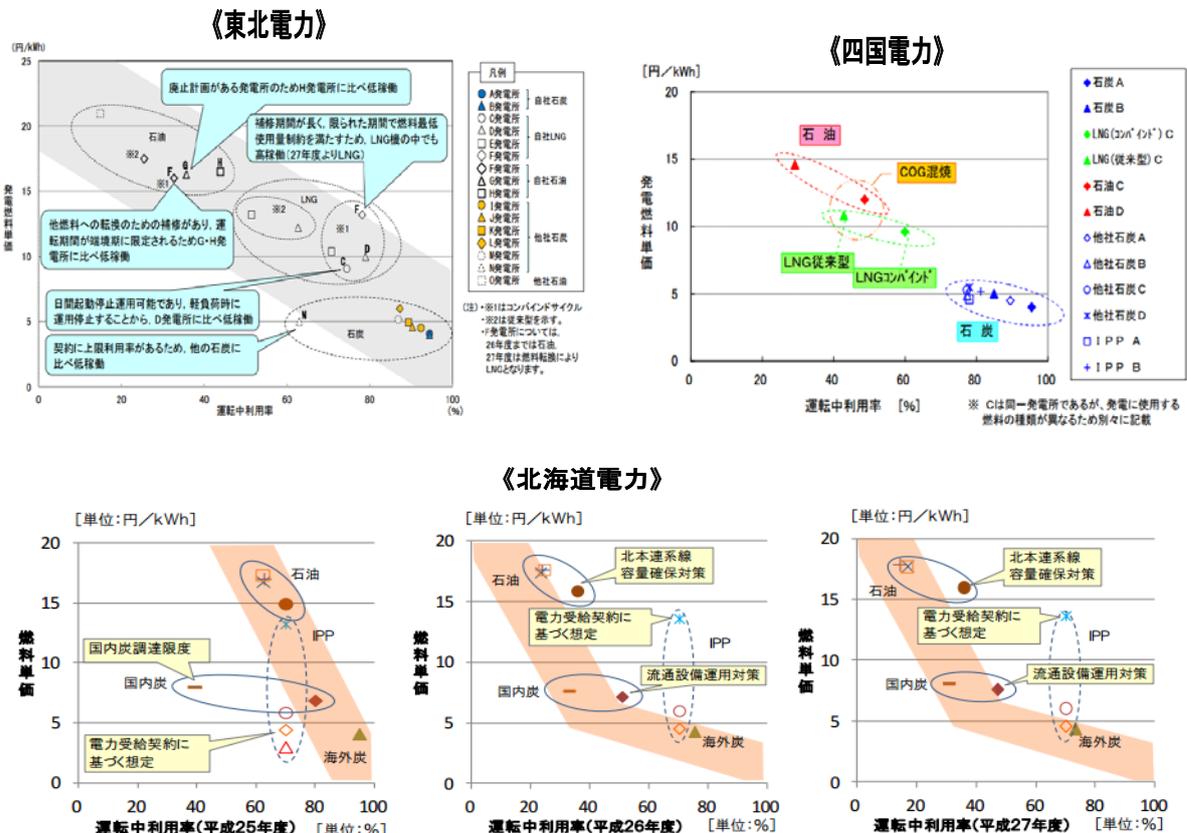


(1) メリットオーダーの確認

東北電力、四国電力の燃料計画について、最も経済性のある石炭をベースに、LNG 火力は熱効率が低いコンバインドサイクルを極力高稼働とし、残りの部分を従来型の LNG 火力と石油火力の順にて賅うことを基本としていることを確認した。

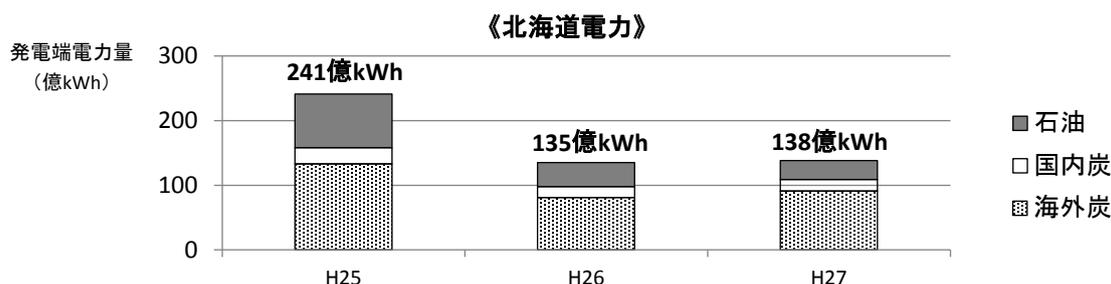
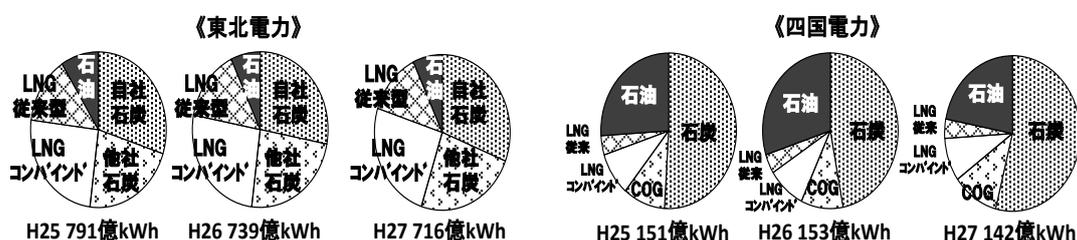
北海道電力の燃料計画について、需給運用に係る制約を考慮した上で、燃料単価の低い発電所から順に運転することを基本に計画を策定していることを確認した。

■ 火力発電所の稼働率と単価の関係



(注) D発電所は、北海道本州間連系設備(北本連系線)における電力の制限を回避するために、連続運転を基本としている。

■ 燃料別の火力発電電力量(発電端)割合



(2) 火力燃料費

① LNG

(ア) 至近の各社調達実績と全日本通関価格との比較

LNG 長期契約の調達価格については、契約時期の影響等に左右されるが、現行契約の価格フォーミュラと調達数量を確認したところ、至近の実績では、平均すれば、東北電力・四国電力ともに、JLC よりも割高な価格での調達となっている。

(イ) 調達コスト削減に向けた取組の実施状況

東北電力は、LNG 価格体系の多様化に向けて、米国シェールガスや東アフリカのモザンビーク LNG プロジェクトなどの新しい案件について検討を進めていること、新規契約協議を進めている豪州ウィートストーン LNG プロジェクトにおいて、東京電力との共同調達スキームを確立すべく、関係者間で協議を進めていることなどを明らかにしている。

四国電力は、現在マレーシアからの長期契約 1 本のみであるが、今後、坂出發電所 2 号機の LNG コンバインドサイクル化等にあたり追加調達が必要となった場合には、安定性と経済性の両立に留意し、調達価格の低減に努めていくことを表明している。

(ウ) 原価算定期間中における長期契約の価格改定対象数量

東北電力については、長期契約 7 プロジェクト (約 310 万トン/年) のうち、原価算定期間中に 4 プロジェクト (約 107 万トン/年) が価格改定を迎える。

四国電力については、マレーシアからの長期契約 1 本 (年間基本数量 36 万トン) のみ

であるが、契約期間(H22/4～H37/3)中の定期的な価格見直し条項はない。

なお、LNG 長期契約における、調達義務に関し、不可抗力による引取不能は免責されるが、不可抗力以外であれば、契約未達数量はテイクオアペイ(引き取らない場合にも支払義務あり)と定められていることを確認した。また、契約中の途中解約については、不可抗力が長期間継続する場合や債務不履行等の特別な場合を除き不可となっていることを確認した。

(エ) LNG購入価格の算定

LNG の購入価格は、原油価格を指標とした価格フォーミュラにより決定されるが、申請原価は、平成 24 年 10 月～12 月の購入価格を算定する際に参照する全日本通関原油 CIF 価格を、プロジェクト毎の価格フォーミュラを適用し算定していることを確認した。

原価算定期間内に価格改定を迎える長期契約の改定後価格について、東北電力から提出された基本契約書においては、価格改定協議の指標として、価格改定協議期間中及び価格改定対象期間の日本向け長期 LNG 契約に対して「競争力」を持つことと等を定めていることを確認した。

北米におけるシェールガス産出に伴い国際的な天然ガスの需給構造が変化していく中で、今回の原価算定期間以降に輸入されるものではあるが、関西電力や東京電力など我が国企業が、これまでの通例であって石油価格リンクではなく、天然ガス価格にリンクした LNG 調達契約を結ぶといった新たな動きが見られる。さらに今年 5 月には、米国政府から日本向けのシェールガスの輸出許可が得られたところ。

今回の申請原価において、東北電力は、改定後価格について、自らが今後取引を開始する合意済の契約のうち最も安い価格として申請原価に織り込んでおり、四国電力は、「マレーシアから日本向けの平均的な価格」であるとして、平成 24 年 10 月～12 月の実績平均で織り込んでいるところ。上記のような LNG 調達をとりまく環境の変化を踏まえ、将来の効率化努力を先取りした調達価格を織り込んだ原価算定を行う。また、四国電力は、自ら価格交渉を行わず、他社の契約交渉の結果が自らの調達価格に反映されることが契約上明らかになっていることから、他社において将来の経営効率化努力が行われることを踏まえた原価算定を行う。

具体的には、東北電力については、関西電力・九州電力の査定方針と同様、平成 25 年度および平成 26 年度については、資源エネルギー庁が平成 25 年 3 月に行った電気事業法第 106 条に基づく報告徴収の結果を踏まえ、申請会社以外の一般電気事業者も含め、原価算定期間に契約更改等が実施される長期プロジェクトのうち、合意済みの更改価格等が現時点で最も低価格なものの価格(いわゆるトップランナー価格)を原価織り込み価格とする。加えて、平成 27 年度以降については、契約更改交渉までに十分に交渉のリードタイムがあり、また、米国からシェールガスが非 FTA 締結国に輸出開始が見込まれる時期でもあることから、天然ガス連動価格を一部反映した原価織り込み

価格とする。また、四国電力の LNG 長期契約については、マレーシアから日本向けの平均価格で購入するとしているところ、マレーシアから日本向けの長期プロジェクトが今後順次価格改定を迎える際に調達各社がそれぞれ効率化努力を行うことを踏まえた査定を行う。

スポット購入価格について、東北電力は、直近の平成 24 年 10～12 月の JLC 並みで織り込んでいるが、JLC は我が国の長期契約・スポット契約全体の LNG 輸入価格の平均であり、スポット調達は調達のタイミング等によって価格が大きく変動する面があることから、一般電気事業者全体の平均調達価格を原価織り込み価格とする。また、四国電力は、平成 25 年度及び平成 26 年度分の増量オプション(単年度;6 万トン)を原価に織り込んでいるところ、平成 26 年度分については、申請後に行使を行っていることも踏まえ、既契約扱いとはせず、スポット購入価格として査定を行う。

② 石炭

■東北電力・四国電力

東北電力及び四国電力については、発電効率向上や設備コスト抑制のため、主に豪州から熱量の高い石炭を調達していることから、全日本通関価格と比較すると購入価格が割高となっているが、経済性のある石炭調達の観点から、調達国や契約交渉時期の分散化等の取組を行っていることを確認した。さらに、発電所設備仕様を踏まえつつ、豪州炭との混炭による低品位炭(亜瀝青炭)の導入・拡大を実施し、当該コスト削減効果も織り込んでいることを確認した。

石炭の各年度の購入価格は、直近の平成 24 年 10 月～12 月の自社の各国別購入価格等を基に算定されていることを確認した。

原価への織り込みについては、関西電力・九州電力の査定方針と同様、各国別の全日本通関 CIF 価格を、原価算定期間における自社の調達予定数量で加重平均した価格を上限として算入を認める。東北電力については、一部の価格について、各国別の全日本通関 CIF 価格を上回るものがあることから原価を減額することが適当であるが、東北電力から、熱量の高い石炭の購入に伴い、原価算定上の石炭の消費数量が減少していること等の定量的なデータの提出があったことから、内容を精査した上で、一部の価格については織り込み熱量に応じて補正を認める。四国電力については、直近の平成 24 年 10 月～12 月の自社の購入実績は、全日本通関 CIF 価格を上回っているが、全日本通関 CIF 価格並みまで自主カットを行い、申請原価に織り込まれていることを確認した。

■北海道電力

(ア)海外炭

海外炭の各年度の購入価格は、直近の平成 24 年 12 月～25 年 2 月の自社の各国

別購入価格等を基に算定されており、原価においては、CIF価格について、全日本通関CIF価格より471円/t割安な価格での織り込みとなっていることを確認した(また、先行他電力の査定基準である「各国別の全日本通関CIF価格を、原価算定期間における自社の国別調達予定数量で加重平均した価格」よりも下回っている)。海外炭の調達にあたっては、長期契約を基本に、短期・スポット契約や市況連動価格などの価格決定方式の多様化により、安定性と経済性の追求を図っていることを確認した。

今回の申請原価には、亜瀝青炭の導入による効率化努力は織り込まれていないが、電気料金審査専門小委員会において、北海道電力から、「泊発電所再稼働後に予定されている確認試験の結果が良好であれば、最早で平成27年度上期から亜瀝青炭の導入が可能」との説明がなされたことも踏まえ、当該取組による燃料費削減期待額を織り込んで、原価を減額する。

(イ)国内炭

国内炭については、原価算定期間中に現行長期契約の価格改定を迎えるところ、現行価格据え置きで申請原価に織り込まれているが、鉱区の深部化・奥地化により、採掘費用や輸送費用などが上昇基調となっていることを踏まえれば、妥当である。

③ 石油

東北電力は、発電所の環境規制への対応のために主に低硫黄の重原油を使用しており、四国電力は、脱硫装置を設置しているユニットにおいて、供給安定性と経済性に優れる高硫黄C重油を中心に使用していることを確認した。また、供給安定性の確保と価格低減の同時達成の観点から、原油の調達先の分散化、価格指標の多様化等を図っていることを確認した。北海道電力は、石油火力発電所については全て重油を使用しており、北海道に製油所を有する元売りとの長期契約をベースに、安定確保を図っていることを確認した。また、脱硫装置を設置しているユニットにおいて、経済性に優れる高硫黄C重油を最大限活用することなどにより、コスト抑制を図っていることを確認した。

今回の申請原価において、東北電力は、原油等の原価算定にあたり、全日本通関原油価格(JCC)と比べ季節による価格変動が大きい低硫黄原油の価格を平準化し原価に反映するため、ディファレンシャル方式を使用している。具体的には、直近の平成24年10月～12月のJCCに、当該油種価格とJCCの1年間の価格差(平均)を反映させ算出している。原油については、過去の料金改定においても、同様の考え方により、JCCとの格差を基に算定されていることを確認したため、ディファレンシャル方式による原価算定を認める。他方、輸入重油、軽油等については、過去の料金改定において、必ずしも同様の考え方がとられていないこと等を踏まえ、先に電気料金値上げ申請が行われた東京電力、関西電力及び九州電力と同様、直近の平成24年10～12月の購入価格を算定する際に参照する指標価格等を適用し算定する。

四国電力については、原油等について、直近の平成24年10～12月の購入価格を算

定する際に参照する指標価格等を適用し算定されていることを確認した。

また、国産重油について、東北電力・四国電力は、直近の平成 24 年 10～12 月における元売りと大口需要家の間のいわゆるチャンピオン交渉における仕切価格等を基に算定されていることを確認したが、既に決定価格が発表されていることから、原価への織り込みについても、決定価格に置き換える。北海道電力は、直近の平成 24 年 12 月～25 年 2 月の購入価格において参照する、平成 24 年度第 3 四半期及び第 4 四半期における元売りと大口需要家の間のいわゆるチャンピオン交渉における決定価格等を基に算定されており、輸入重油については、平成 24 年 12 月～25 年 2 月の購入価格を算定する際に参照する指標価格等を適用し算定されていることを確認した。

(3) 火力燃料の調達に係る諸経費

火力燃料の調達に係る諸経費のうち、今後契約を締結するものについては、「基本的な考え方」に示された考え方に基づき、原価を減額する。

(4) 核燃料費

東北電力から提出された「料金算定の前提となる需給関係資料」(以下「前提計画」という。)においては、安全を確保しつつ地元の理解を前提として、原価算定期間において、東通原子力発電所 1 号機が平成 27 年 7 月から再稼働されることを仮定している。

四国電力から提出された前提計画においては、安全を確保しつつ地元の理解を前提として、原価算定期間において、伊方原子力発電所 3 号機が平成 25 年 7 月から再稼働されることを仮定している。

また、料金算定上の仮定の前提として、四国電力は伊方 3 号機において、プルサーマルを実施する計画としており、原価算定期間中に、一部 MOX 燃料を装荷することを仮定している。

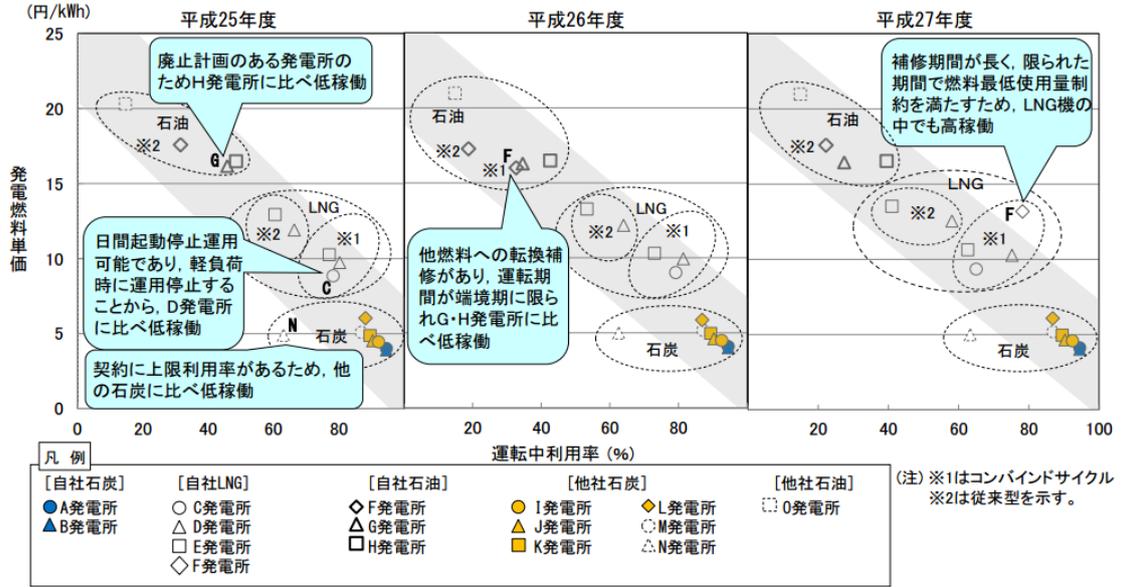
北海道電力から提出された「料金算定の前提となる需給関係資料」(以下「前提計画」という。)においては、安全を確保しつつ地元の理解を前提として、原価算定期間において、泊原子力発電所 1 号機が平成 25 年 12 月、同 2 号機が平成 26 年 1 月、同 3 号機が平成 26 年 6 月から再稼働されることを仮定している。

核燃料費については、各電力会社の前提計画に基づき、原価算定期間中に原子炉に装荷された核燃料の取得原価のうち、当期の燃焼相当分が、核燃料減損額として、法令等に基づき適切に計上されていることを確認した。

■ 東北電力のメリットオーダー

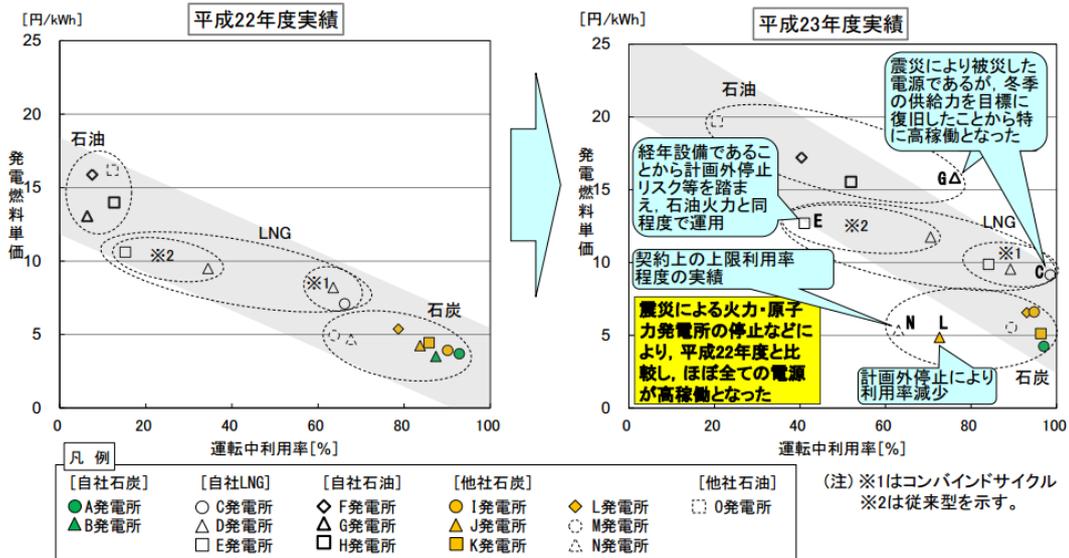
(以下、第22回委員会 資料5-2 東北電力説明資料より抜粋)

➤ 年度別自他社火力の運転中利用率と発電燃料単価



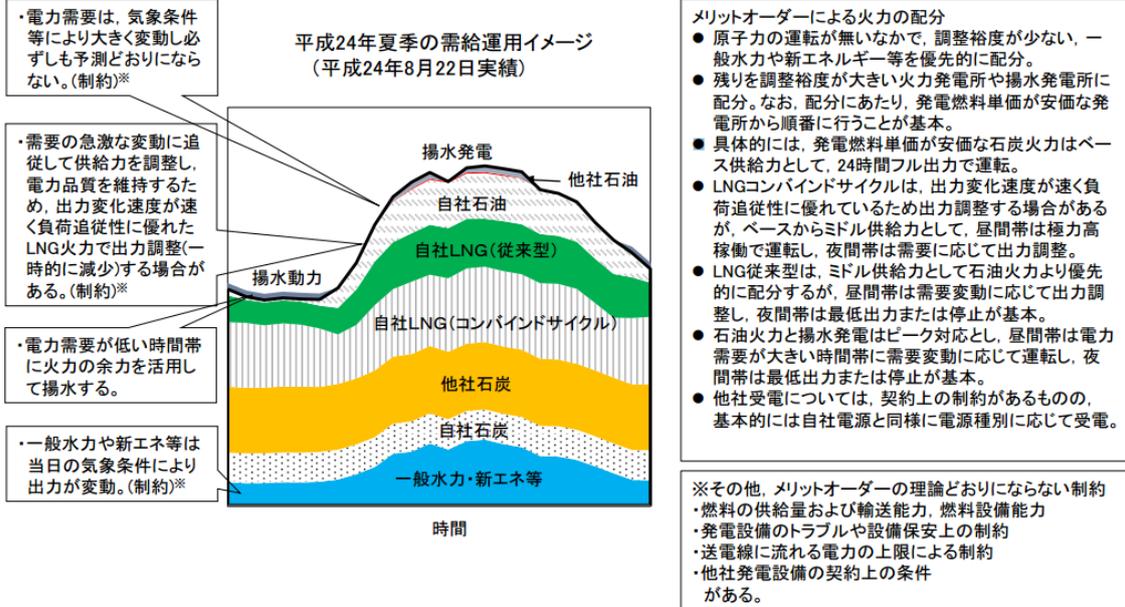
➤ 震災後におけるメリットオーダーの実績(H22・23年度)

- 東日本大震災による火力発電所や原子力発電所の停止、新潟・福島豪雨による水力発電所の停止があったことから、燃料調達等を考慮したメリットオーダーに基づき運転。
- なお、東日本大震災の影響や電力使用制限令および節電のご協力などによる需要減はあったものの、供給力が大幅に低下したことから、LNGや石油火力も高稼働となり利用率が大幅に上昇。



➤ 経済性(メリットオーダー)の実例(平成24年8月22日の例)

- 平成24年度夏季は、東日本大震災以降継続している原子力発電所や原町火力発電所の停止などにより、ベース供給力が減少したものの、メリットオーダーの考え方にもとづき運用。



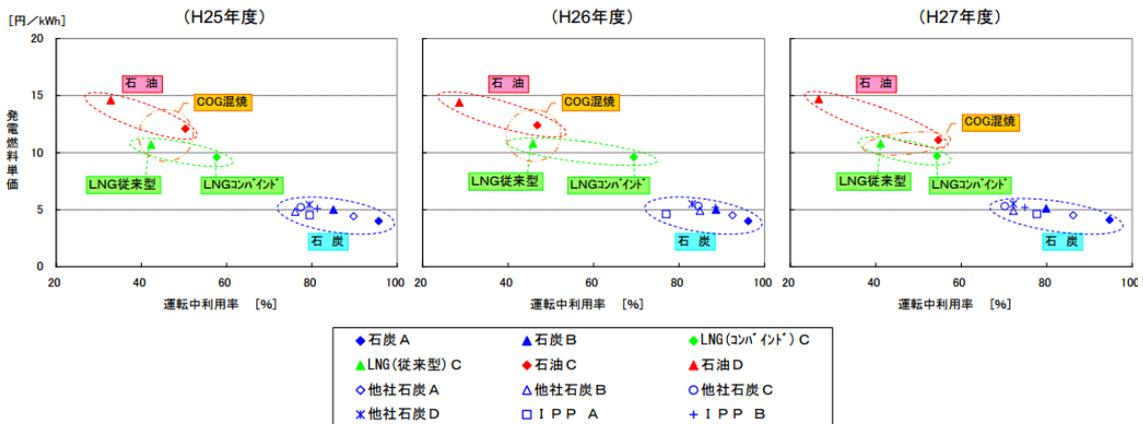
■ 四国電力のメリットオーダー

(以下、第22回委員会 資料6-2 四国電力説明資料より抜粋)

➤ メリットオーダーによる年間電力量の配分結果(自他社)

- 年間受け入れ量が決まっているLNGの発電量は、3年とも概ね1.9億kWh程度。そのため、LNG(コンバインド)CおよびLNG(従来型)Cの運転中利用率は、計画補修日数が多いH26年度は高くなり、日数の少ないH25年度・H27年度は低くなる。
- H27年度の石油Cの運転中利用率が高いのは、脱硫設備がないため低利用率であったユニットがLNGリプレース工事に伴い廃止されることに加え、他のユニットの定期検査に伴う停止日が多いため。

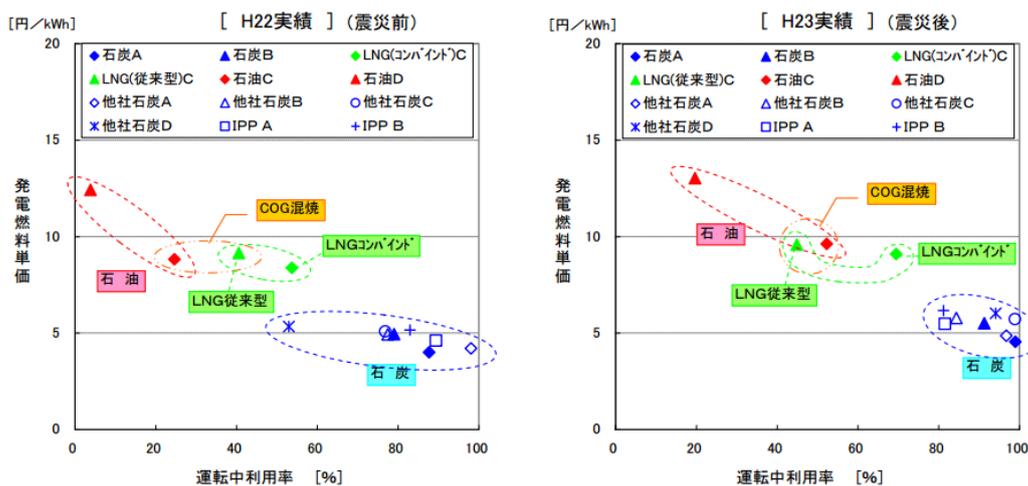
火力発電所の運転中利用率と発電燃料単価の関係



※ 自社C発電所は、発電に使用する燃料の種類が号機により異なるため、別々に記載

➤ 震災後におけるメリットオーダーの実績(H22・23年度)

- 震災後の平成23年度は、原子力の運転停止に伴い、メリットオーダーに基づき火力機の稼働を高めた結果、ベース電源である石炭に加え、石油火力の利用率も大幅に増加した。
- LNGについては、効率の高いLNGコンバインド機で優先的に使用している。



※ H22実績のLNG(コンバインド)Cは、4/1~8/1の間で試運転を実施したため、LNGを使用する発電機については、試運転期間については対象外としている。

※ LNG(コンバインド)Cの計画補修日数 (H22年度:25日、H23年度:72日)

東北電力

<査定結果>

1. 平成25年3月に全一般電気事業者(LNGの調達がない事業者を除く)に対して行った電気事業法第106条に基づく報告徴収の結果を踏まえ、原価算定期間中に価格更新を迎えるLNGのプロジェクトについて、平成25年度及び26年度については、申請会社以外の一般電気事業者も含め、原価算定期間内に契約更改等が実施される長期プロジェクトのうち、合意済みの更改価格等が最も低価格なものの価格(いわゆるトップランナー価格)を原価織り込み価格とする。加えて、平成27年度以降については、契約更改交渉までに十分に交渉のリードタイムがあり、また米国からシェールガスが非FTA締結国に輸出開始が見込まれる時期でもあることから、天然ガス連動価格を一部反映した原価織り込み価格とする。スポット購入価格については、一般電気事業者全体の平均調達価格を原価織り込み価格とする。こうして算定された費用を上回る分について料金原価から減額する。

…56.16億円(3年平均)

2. 石炭のCIF価格については、各国別の全日本通関CIF価格を、原価算定期間における自社の調達予定数量で加重平均した価格を上限として算入を認め、上回る分について料金原価から減額する。ただし、熱量の高い石炭の購入に伴い、原価算定上の石炭の消費数量が減

少していること等の定量的なデータの提出があったことから、内容を精査した上で、一部の価格については織り込み熱量に応じて補正を認める。

…24. 00億円(3年平均)

3. 輸入重油・軽油等について、直近の平成24年10月～12月の購入価格を算定する際に参照する指標価格等を適用し算定することとし、上回る分について料金原価から減額する。

…3. 41億円(3年平均)

4. 火力燃料の調達に係る諸経費のうち、今後契約を締結するものについては、「基本的な考え方」に示された考え方に基づき料金原価から減額する。

…0. 23億円(3年平均)

(「基本的な考え方(3)」41. 71億円の内数)

…0. 15億円(3年平均)

(「基本的な考え方(4)」9. 66億円の内数)

5. 平成24年度期末在庫の決算値への置き換え、国産重油等の購入価格の決定価格への置き換えを反映する。

…6. 63億円(3年平均)

計 90.58億円料金原価から減額する

(うち、0. 37億円は、「基本的な考え方(3)、(4)」による減額の内数)

四国電力

<査定結果>

1. LNG長期契約については、マレーシアから日本向けの長期プロジェクトが今後順次価格改定を迎える際に調達各社がそれぞれ効率化努力を行うことを踏まえた査定を行う。また、平成26年度分の増量オプション(単年度:6万トン)は、申請後に行使を行っていることも踏まえ、既契約扱いとはせず、スポット購入価格として、一般電気事業者全体の平均調達価格を原価織り込み価格とする。こうして算定された費用を上回る分について料金原価から減額する。

…4. 18億円(3年平均)

2. 火力燃料の調達に係る諸経費のうち、今後契約を締結するものについては、「基本的な考え方」に示された考え方に基づき料金原価から減額する。

…0. 39億円(3年平均)

(「基本的な考え方(3)」24. 55億円の内数)

…0. 06億円(3年平均)

(「基本的な考え方(4)」4. 24億円の内数)

3. 平成 24 年度期末在庫の決算値への置き換え、国産重油等の購入価格の決定価格への置き換えを反映する。

…▲1. 99億円(3年平均)

計 2. 64億円料金原価から減額する

(うち、0. 45億円は、「基本的な考え方(3)、(4)」による減額の内数)

北海道電力

<査定結果>

1. 電気料金審査専門小委員会において、北海道電力から、「泊発電所再稼働後に予定されている確認試験の結果が良好であれば、最早で平成 27 年度上期から亜瀝青炭の導入が可能」との説明がなされたことも踏まえ、当該取組による燃料費削減期待額を織り込んで、料金原価を減額する。

…0. 26億円(3年平均)

2. 火力燃料の調達に係る諸経費のうち、今後契約を締結するものについては、「基本的な考え方」に示された考え方に基づき料金原価から減額する。

…0. 05億円(3年平均)

(「基本的な考え方(3)」12. 94億円の内数)

…0. 30億円(3年平均)

(「基本的な考え方(4)」3. 78億円の内数)

3. 平成 24 年度期末在庫の決算値への置き換えを反映する。

…▲0. 54億円(3年平均)

計 0. 07億円料金原価から減額する

(うち、0. 35億円は、「基本的な考え方(3)、(4)」による減額の内数)

3. 購入・販売電力料

<申請額 東北電力:1,520億円(H25~27平均)、四国電力:546億円(H25~27平均)、北海道電力:469億円(H25~27平均)>

【購入・販売電力料の概要】

購入電力料は、他の一般電気事業者から購入する電気に係る費用である地帯間購入電源費・送電費、卸電気事業者（電源開発株式会社や日本原子力発電株式会社（以下「日本原電」という。）、公営電気事業者、IPP等から購入する電気に係る費用である他社購入電源費・送電費に分類される。

販売電力料は、他の一般電気事業者に販売する電気に係る収益である地帯間販売電源料・送電料、共同火力、新電力（常時バックアップ）等に販売する電気に係る収益である他社販売電源料・送電料に分類される。

【東北電力の申請概要】

(単位:百万kWh、百万円、円/kWh)

	前 回			今回申請			差 異			備 考	
	電力量	料金計	単価	電力量	料金計	単価	電力量	料金計	単価		
購入電力料	水 力	6,152	56,451	9.18	6,058	61,795	10.20	▲94	5,344	1.02	○地帯間購入電力料の主な要因
	火 力	23,224	195,992	8.44	25,142	247,460	9.84	1,918	51,468	1.40	・系統運用電力の単価増 252億円
	(再掲)入札案件	1,296	13,583	10.48	1,484	14,115	9.51	188	532	▲0.97	・受電電力量の減等 ▲82億円
	原子力	5,168	47,881	9.26	2,311	38,303	16.57	▲2,857	▲9,578	7.31	○他社購入電力料の主な要因
	新エネ	1,332	12,696	9.53	2,101	16,844	8.02	769	4,148	▲1.51	・自家発火力の受電増 164億円
合 計	35,876	313,021	8.73	35,611	364,403	10.23	▲265	51,382	1.50	・共同火力の燃料価格の増等 77億円	
販売電力料	水 力	2,515	24,858	9.88	2,443	30,763	12.59	▲72	5,905	2.71	○地帯間販売電力料の主な要因
	火 力	13,852	124,377	8.98	13,045	137,801	10.56	▲807	13,424	1.58	・融通契約終了による減、原子力広域の減 ▲322億円
	原子力	5,410	55,203	10.20	1,115	40,490	36.31	▲4,295	▲14,713	26.11	・系統運用電力の単価増 252億円
	新エネ	0	2,763	—	0	367	—	0	▲2,396	—	・火力広域の燃料価格の増等 100億円
	常時バックアップ	65	681	10.48	256	2,938	11.49	191	2,257	10.76	○他社販売電力料の主な要因
合 計	21,842	207,882	9.52	16,859	212,359	12.60	▲4,983	4,477	3.08	・常時バックアップの増 23億円	

【四国電力の申請概要】

(単位:百万kWh、百万円、円/kWh)

	前 回			今回申請			差 異			備 考	
	電力量	料金計	単価	電力量	料金計	単価	電力量	料金計	単価		
購入電力料	水 力	1,172	8,564	7.31	1,123	8,187	7.29	▲49	▲377	▲0.02	○地帯間購入電力料の主な要因
	火 力	7,259	62,680	8.63	6,821	52,470	7.69	▲438	▲10,210	▲0.94	・該当銘柄なし
	(再掲)入札案件	1,384	9,818	7.09	1,323	10,266	7.76	▲61	448	0.67	○他社購入電力料の主な要因
	原子力	0	0	—	0	0	—	0	0	—	・電発との契約更改に伴う減 ▲133億円
	新エネ	266	3,017	11.34	660	4,785	7.25	394	1,768	▲4.09	・再エネ購入量の増 18億円
合 計	8,697	74,260	8.54	8,604	65,442	7.61	▲93	▲8,819	▲0.93		
販売電力料	水 力	77	716	9.30	70	576	8.23	▲7	▲140	▲1.07	○地帯間販売電力料の主な要因
	火 力	5,792	68,062	11.75	550	6,515	11.85	▲5,242	▲61,547	0.10	・融通送電量の減 ▲634億円
	原子力	312	2,669	8.56	121	2,088	17.26	▲191	▲581	8.70	○他社販売電力料の主な要因
	新エネ	6	85	14.20	14	116	8.29	8	31	▲5.91	・常時バックアップの増 16億円
	常時バックアップ	0	0	—	146	1,571	10.76	146	1,571	10.76	・取引所取引の増 12億円
合 計	6,187	71,533	11.56	901	10,866	12.06	▲5,286	▲60,667	0.50		

【北海道電力の申請概要】

(単位: 百万kWh、百万円、円/kWh)

		前回			今回申請			差異			備 考
		電力量	料金計	単価	電力量	料金計	単価	電力量	料金計	単価	
購入電力料	水 力	1,566	12,427	7.93	1,505	11,315	7.52	▲61	▲1,112	▲0.41	○地帯間購入電力料の主な要因 ・RPSクレジット購入に伴う増 ○他社購入電力料の主な要因 ・自家発火力の増(需給対策による受電増) ・固定価格買取制度開始による新エネ購入電力量の増 ・取引所取引の増 ・入札案件の固定費減 ・卸供給(入札案件除く)の固定費減 ○地帯間販売電力料の主な要因 ・他電力会社への送電電力量の減 ○他社販売電力料の主な要因 ・卸電力取引所の活用による増
	火 力	2,120	29,473	13.90	2,052	30,413	14.82	▲68	940	0.92	
	(再掲)入札案件	1,400	12,849	9.18	1,160	11,167	9.62	▲240	▲1,682	0.44	
	原子力	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	新エネ	971	6,334	6.52	1,399	9,240	6.60	428	2,905	0.08	
	合 計	4,657	48,234	10.36	4,956	50,968	10.28	299	2,733	▲0.08	
販売電力料	水 力	-	30	-	-	-	-	-	▲30	-	▲19億円
	火 力	30	515	17.18	280	2,310	8.26	250	1,795	▲8.92	▲18億円
	原子力	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	新エネ	-	63	-	-	35	-	-	▲28	-	▲5億円
	常時バックアップ	34	376	11.10	147	1,772	12.08	113	1,396	0.98	
	合 計	64	985	15.42	426	4,117	9.65	363	3,132	▲5.77	23億円

(1) メリットオーダー及び価格低減努力の確認

他社から購入する電力量については、メリットオーダーとなるよう配分されているかを確認したところ、以下のとおり。

他社原子力について、東北電力は原価に織り込んでおり、四国電力及び北海道電力は原価には織り込まれていない。

他社水力については気象条件に依存するため、過去の実績などから算定して織り込まれている。

他社火力(石炭・石油)については、契約等による制約を考慮し、運転単価(可変費)の安い電源がより高稼働となるよう織り込まれている。

IPPについては、年間の基準利用率が決まっており、東北電力及び四国電力は、契約に基づく変動範囲内で、経済性を考慮して最大限受電するよう織り込まれており、北海道電力は、契約上、年間の基準利用率の変動範囲が設けられていない一方で、当該利用率を協議することも可能となっているが、契約先との協議が整わなかったため、入札の前提である70%を基準利用率として織り込まれている。なお、東北電力では、契約更改を迎える契約について、供給力として必要であることから、継続して受電できるものとして織り込まれている。

■ 東北電力

スポット取引(購入)については、至近の購入実績(平成22~24年度)を基に算定して織り込まれている(料金原価への織込みは今回申請が初めて)。

価格低減努力については、固定費用の削減交渉、効率化余地のある費用に関する費用低減交渉及び寄付金等の自主カットを行い、3ヶ年平均で▲50億円が織り込まれている。

■ 四国電力

スポット取引(購入)については、至近の購入実績(平成 21 年 12 月～24 年 11 月)を基に算定して織り込まれている(料金原価への織込みは今回申請が初めて)。

価格低減努力については、固定費用の削減交渉、人件費、消耗品費、諸費等の削減交渉及び寄付金等の自主カットを行い、3ヶ年平均で▲18 億円が織り込まれている。

■ 北海道電力

スポット取引(購入)については、至近の購入実績(平成 24 年度)を基に算定して織り込まれている(料金原価への織込みは今回申請が初めて)。

価格低減努力については、契約更改時の固定費用の削減交渉等を行い、3ヶ年平均で▲3 億円が織り込まれている。

(2)卸電力市場の活性化に向けた自主的取組を反映した原価への織込み等の確認

① 自主的取組を反映した原価への織込みの確認

■ 東北電力

原価算定期間中における供給予備率を確認したところ、電気の安定供給に必要な「原則 8%」の予備力を確保したうえで、総体的に見て極めて高い水準ではないことが確認された。また、卸電力市場の見方について、原価算定期間における原子力の再稼働時期も考慮した結果、東北電力は「購入・販売とも至近の取引実績に基づき算定することを基本とし、平成 26 年度以降の販売は段階的に増加していく」との前提となっているが、電力システム改革専門委員会で表明した自主的取組みの内容を踏まえ、「過去の取引実績を基にユニット毎の限界費用で入札を行ったと仮定した場合の約定量」を加味した購入及び販売に係る約定量、約定額及び利益額を想定し、当該利益額を追加的に料金原価から減額する。

②大規模発電所建設に伴う料金原価の低減努力の確認

■ 四国電力

原価算定期間中における供給予備率を確認したところ、電気の安定供給に必要な「原則 8%」の予備力を確保した上でもなお、総体的に見て高い水準であることが確認された。また、四国電力は、発電における規模の経済を発揮させるために大規模な発電所を建設し、需要が追いついてくるまでは外販しつつ、固定費の回収に努めてきたところであるが、今回の申請では、限界費用が安価な電源を域内の供給に振り向けており、他の電力会社に対する電気の販売は限定的となっている。しかしながら、他の電力会社等に継続的に販売することは困難であっても、卸電力取引所取引を最大限活用することは可能と考えられることから、「平成 26 年度の各月毎の代表日のメリットオーダーに基づいた需給バランスを作成し、稼働中ユニット毎の限界費用を算定したうえで、過去

実績の約定価格(365日×48コマ)とコマ毎にマッチングさせた場合の売り入札に係る約定量、約定額及び利益額」を想定し、当該利益額と料金原価に織り込まれている利益額を比較して上回る部分については、料金原価から減額する。なお、四国電力は供給バランス上停止させている電源を保有しているが、これらの電源は起動までに約24時間を要し、変動する市場価格に応じて柔軟に電気を投入することはできないことから、試算の対象には含めない。

■ 北海道電力

原価算定期間中における供給予備率を確認したところ、電気の安定供給に必要な「原則8%」の予備力を確保した上でもなお、総体的に見て高い水準であることが確認された。また、北海道電力は、発電における規模の経済を発揮させるために大規模な発電所を建設し、需要が追いついてくるまでは供給予備率も高めの水準で推移してきたところであるが、当該予備率を踏まえると、更なる卸電力取引所取引の活用が可能と考えられることから、「平成26年度の各月毎の代表日のメリットオーダーに基づいた需給バランスを作成し、稼働中ユニット毎の限界費用を算定したうえで、過去実績の約定価格(365日×48コマ)とコマ毎にマッチングさせた場合の売り入札に係る約定量、約定額及び利益額」を想定し、当該利益額と料金原価に織り込まれている利益額を比較して上回る部分については、料金原価から減額する。なお、北海道電力は供給バランス上停止させている電源を保有しているが、これらの電源は起動までに約24時間を要し、変動する市場価格に応じて柔軟に電気を投入することはできないことから、試算の対象には含めない。

③常時バックアップ料金の見直し・量の拡大の確認

■ 東北電力及び北海道電力

常時バックアップ料金の見直しについては、電力システム改革専門委員会における方向性を踏まえ、基本料金を引き上げ、従量料金を引き下げる形で算定しているものの、量の拡大については、前提計画において離脱需要を想定しているにもかかわらず、これに伴う増量が織り込まれていないため、過去実績を踏まえて再算定して足らざる部分について料金原価から減額する。

■ 四国電力

常時バックアップ料金の見直しについては、電力システム改革専門委員会における方向性を踏まえ、基本料金を引き上げ、従量料金を引き下げる形で算定し、量の拡大についても、前提計画において想定している離脱需要を踏まえ、料金原価に織り込んでいることを確認した。ただし、量の拡大に係る算定においては、過去実績を踏まえて再算定して足らざる部分について料金原価から減額する。

(3)原子力発電による購入電力及び販売電力

東北電力が東京電力及び日本原電に支払う原子力発電による購入電力料については、受電量に応じて支払う電力量料金と受電量にかかわらず支払う基本料金の組み合わせで設定されている。今回申請では、原価算定期間における東京電力福島第二発電所及び日本原電からの受電量をゼロと見込んでおり、核燃料費等受電量に応じて支払う電力量料金は原価に算入されていないことなどから、原子力発電に係る購入電力料全体で前回(平成20年料金改定)に比べて、96億円の減となっている。他方で、今回申請においては、停止中の原子力発電所に係る維持管理や安全対策工事などに必要と見込まれる費用が原価算入されているが、これらの費用については、購入の相手方との契約書原本等を確認した結果、以下の理由から、原価に算入することを認めることが適当である。

- ① 発電電力量の全量を受電会社に供給することとしているなど当該原子力発電所は契約の相手方との共同開発であると認められる。
- ② このため、人件費、修繕費や減価償却費等の原子力発電所を安全に維持管理する費用や、将来の稼働に向けた投資に要する費用についても、自社電源同様、負担する義務があると考えられる。

また、東北電力が契約している発電所は、東京電力及び日本原電においては、津波対策や耐震強化に係る改良工事を実施中であるなど、発電再開に向けた準備を実施中である。

他方で、東北電力は契約の相手方に対して効率化努力を求めていくべきであり、既設分の減価償却費や固定資産税等といった効率化努力が見込めない費用を除く人件費や修繕費等について、東北電力自身による効率化努力分と比較し、既に織り込まれている効率化努力分では足らざる部分については、料金原価から減額する。

とりわけ、日本原電については、東北電力も出資している会社であり、役員における人的関係等を考慮すれば、日本原電からの購入電力料に含まれる人件費については、東北電力の削減努力並に料金原価から減額し、その他の一般管理費等のコスト削減可能な経費についても、東北電力のコスト削減努力に照らし、10%減額する。

特に人件費については、日本原電の現行の常勤役員1人当たり報酬額2,800万円(平成23年度実績)を東北電力同様、国家公務員指定職と同水準(1,800万円)とするとともに、東北電力の役員と兼務している非常勤役員への報酬については原価算入を認めない。また、1人当たり従業員給与については、現行801万円(平成23年度実績)であるところ、東北電力の査定後の水準である596万円まで料金原価を減額する。

なお、他社の査定方針も踏まえ、さらに東北電力が日本原電と交渉した結果、平成25年度の受給契約において、工事の一部を翌年度以降に繰り延べることなどにより減額となったため、これも料金原価から減額する。

(4) その他

① 広告宣伝費、寄付金、団体費等

購入電力料のうち、コスト積み上げベースで料金が算定され、国がその内容を確認することが可能なもの(電気事業法第 22 条(卸供給の供給条件)に基づく届出を受けているもの)については、契約相手先から東北電力、四国電力及び北海道電力に対し、料金に含まれている寄付金等の額などを示した書類での回答があり、その書類を確認したところ、東北電力には団体費が料金原価に算入されているが、「基本的な考え方」に示された考え方に基づき料金原価から除くこととする。

② 効率化努力

購入電力料、販売電力料とも、原価算定期間内に契約期限を迎えないものについては、契約内容を確認し、適正に算定されていることを確認した。

今後契約を締結するものについては、「基本的な考え方」に示された考え方に基づき料金原価から減額する。

③ 事業報酬額、法人税等

購入電力料のうち、コスト積み上げベースで料金が算定され、国がその内容を確認することが可能なもの(電気事業法第 22 条(卸供給の供給条件)に基づく届出を受けているもの)については、卸供給料金算定規則に基づいて算定しているが、今後契約を締結するものについては、東北電力及び四国電力に対し自社に適用される事業報酬率での交渉を行うことを前提に、当該報酬率を上回る分を料金原価から減額する。また、法人税等についても、東北電力、四国電力及び北海道電力に対し税制改正により想定される法人税率等を上回る分については料金原価から減額する。

④ その他

■ 東北電力

契約期間満了後のIPP契約の一部について、既存契約に基づいて算定された金額で料金原価に織り込まれているが、契約期間満了後は固定費の回収が済んでいると考えられるため、スポット取引価格並みの調達努力を促すこととし、上回る部分について料金原価から減額する。また、汚染負荷量賦課金に係る算定において、最新の単価に置き換えて再算定して上回る部分について料金原価から減額する。

■ 四国電力

汚染負荷量賦課金に係る算定において、最新の単価に置き換えて再算定して上回る部分について料金原価から減額する。また、RPSクレジットに係る算定において、最新の義務量及び公表されている取引価格等に置き換えて再算定して上回る部分について料金原価から減額する。

■ 北海道電力

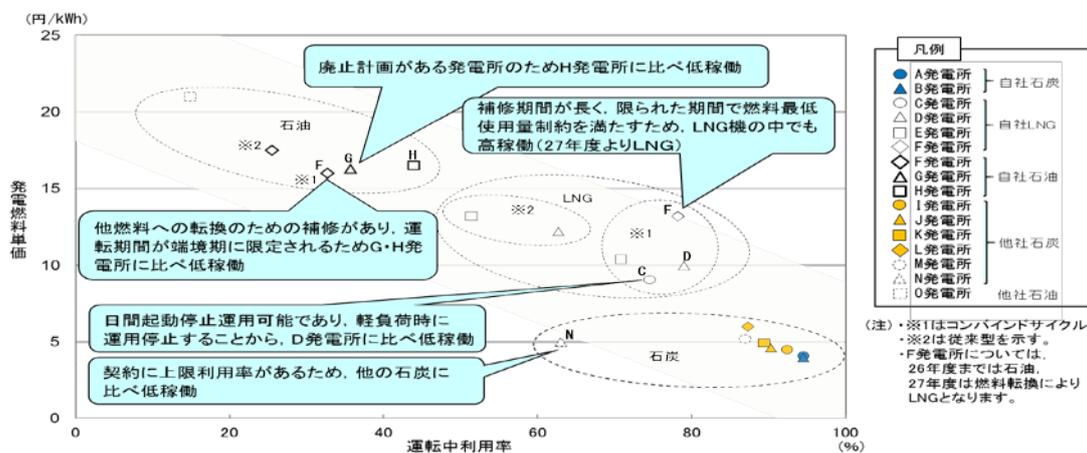
購入電力料に含まれる修繕費に係る算定の一部において、今後契約を締結するものについて、直近の契約値で織り込まれているが、定期検査の内容を精査し、再算定して上回る部分について料金原価から減額する。また、RPSクレジットに係る算定において、最新の義務量及び公表されている取引価格等に置き換えて再算定して上回る部分について料金原価から減額する。

⑤ 平成 24 年度実績置き換えによる購入・販売電力料(取引所取引)

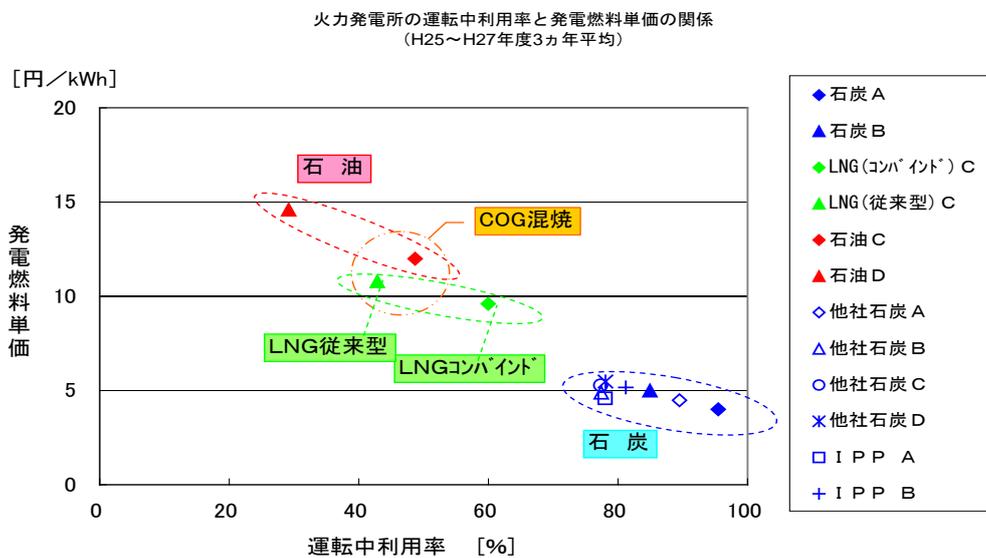
■ 東北電力及び四国電力

申請時点における直近実績(平成 24 年 4~10 月平均等)を基に算定しているが、平成 24 年度実績が確定したことに伴い、当該実績を直近実績に反映(平成 24 年度平均等)した料金原価に補正を行うこととする。

■ 東北電力のメリットオーダー

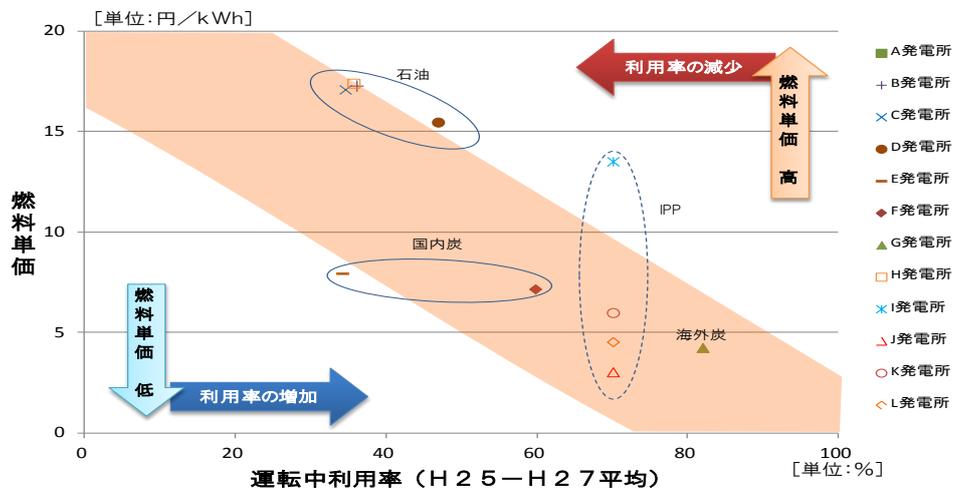


■ 四国電力のメリットオーダー



※ Cは同一発電所であるが、発電に使用する燃料の種類が異なるため別々に記載

■ 北海道電力のメリットオーダー



※ A発電所は、需給ひっ迫時などの緊急時に発電する設備でありメリットオーダーの対象外で運用していることからグラフから割愛した。
D発電所は、北海道本州間連系設備(北本連系線)における電力の制限を回避するために、連続運転を基本としている(参考③)

■ 四国電力による試算の前提条件(発電余力の活用)

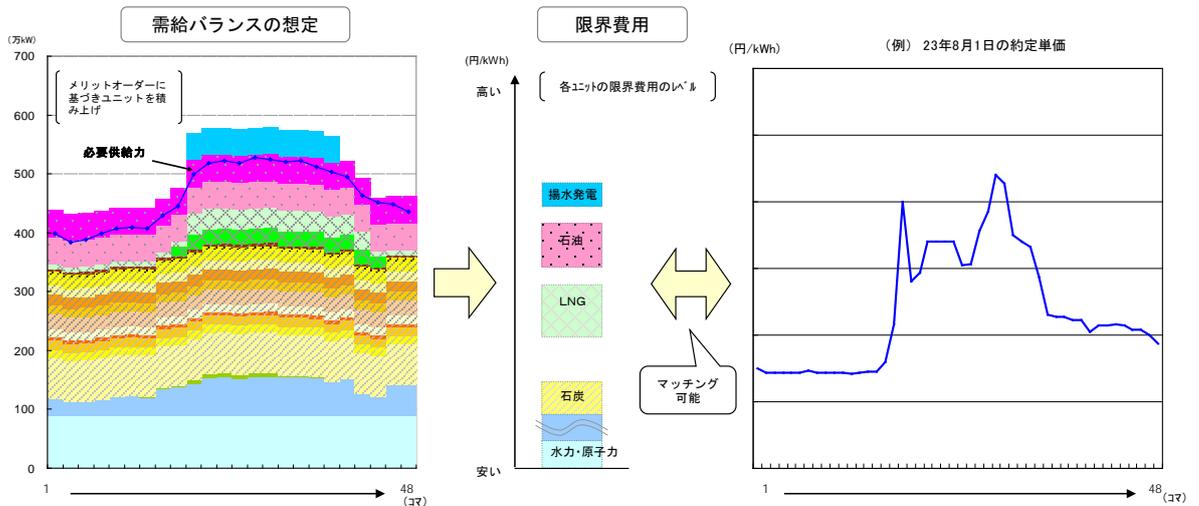
需給バランスとユニット毎の限界費用について

【指摘事項9】

- 平成26年度の各月毎の代表日(平日および休日)のメリットオーダーに基づいた需給バランスを作成するとともに、ユニット毎の限界費用を算定。これを過去実績の平成23年度約定価格(365日×48コマ)とコマ毎にマッチングさせることにより、取引所取引における約定内容を仮に試算することが可能。
- 需給バランスとユニット毎の限界費用については、今後の電力販売や購入、さらには取引市場への影響が懸念されるため、詳細の公表についてはご容赦いただきたい。

◇需給バランスとユニット毎の限界費用(概念図・8月平日代表日)

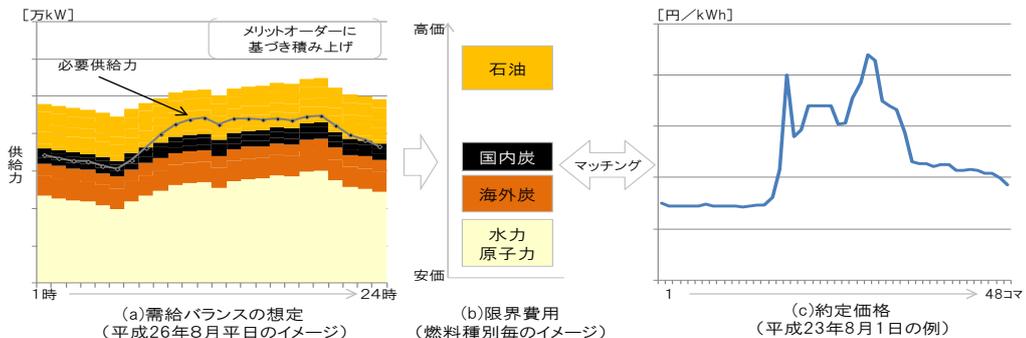
◇平成23年度約定価格



■ 北海道電力による試算の前提条件(発電余力の活用)

需給バランスとユニット毎の限界費用について

- 第28回委員会で頂いたご指摘を踏まえ、卸電力取引所取引における約定内容について、以下のとおり他社と同様の前提を置いた試算は可能。
- 限界費用については、平成26年度における各月毎の代表日(平日および休日)の需給バランスに基づきユニット毎に算定。
 - 市場価格については、過去実績(例:平成23年度)における卸電力取引所取引の約定価格実績を使用。
- ※なお試算の詳細については、今後の卸電力取引所取引等への影響が懸念されることから、公表は差し控えさせていただきます。



■ 東北電力と日本原電・東京電力との基本契約について

1. 日本原電

昭和46年12月15日付にて、日本原電、東京電力及び東北電力の間で、以下の内容が締結されたことを確認。

- 東海第二の発生電力からその運転維持に必要な電力を除いた全量を、東北及び東京に供給する。
- 東北電力及び東京電力が受電する割合は、東北電力2、東京電力8とする。
- 電力受給開始日は、東海第二の営業運転開始の日とし、昭和51年10月を目途とする。
- 受給条件、電力料金、ならびにその他必要な細目については、別途3社間で協議決定する。
- 定めのない事項及びより難しい事情が生じた場合は、3社誠意をもって協議する。

2. 東京電力

昭和56年3月30日付(平成9年9月30日付一部改定)にて、東京電力及び東北電力の間で、以下の契約が締結されたことを確認。

- 東北電力の原子力の早期導入と脱石油化の推進をはかるため、東京電力が開発推進中で、これから本格工事着手する原子力発電所に東北電力が開発参加する。
- 電力受給の開始日は、開発参加する発電機それぞれの営業運転開始の日とし、電力受給期間は電力受給開始の日から当該発電機が廃止に至るまでの期間とする。
- 融通電力料金は、原則として、減価償却費、支払利息、想定燃料費、人件費、修繕費等により算定する。
- 定めのない事項およびより難しい事項については、東北電力、東京電力誠意をもって協議する。

■ 東北電力の原子力発電の購入電力料原価内訳(対前回改定比較)

(億円)

費用項目	前回	今回申請	差異	備考
人件費	26	22	▲4	人件費単価の減少
修繕費	149	56	▲93	停止時点検費用の減少、修繕範囲の縮小による減少
委託費	38	25	▲13	調査関連委託業務の減少
普及開発関係費	1	0	▲1	発電所PR関連費の減少
諸費	4	3	▲1	雑費の減少
除却費	9	11	2	安全対策関連費の増加
再処理関係費	49	50	1	柏崎刈羽の再処理対象数量の増加
一般負担金	—	43	43	原子力損害賠償支援機構法に基づき今回から計上
減価償却費	72	80	8	安全対策工事等改良工事による増加
事業報酬	19	22	3	レートベースの増加
核燃料費	27	12	▲15	発電計画の差異による減少
送電料金	10	4	▲6	〃
その他	75	54	▲21	発電計画の差異等による減少
効率化額(再掲)	—	(▲12)	—	
合計	479	383	▲96	

東北電力

<査定結果>

1. 卸電力市場の活性化に向けた自主的取り組みを反映した原価への織込みについて、電力システム改革専門委員会で表明した自主的取り組みの内容を踏まえ、「過去の取引実績を基にユニット毎の限界費用で入札を行ったと仮定した場合の約定量」を加味した購入及び販売に係る約定量、約定額及び利益額を想定し、当該利益額を追加的に料金原価から減額する。

…0.03億円(3年平均)

2. 常時バックアップに係る量の拡大について、前提計画において離脱需要を想定しているにもかかわらず、これに伴う増量が織り込まれていないため、過去実績を踏まえて再算定して足らざる部分について料金原価から減額する。

…1.47億円(3年平均)

3. 原子力発電による購入電力について、東北電力は契約の相手方に対して効率化努力を求めていくべきであり、既設分の減価償却費や固定資産税等といった効率化努力が見込めない費用を除く人件費や修繕費等について、東北電力自身による効率化努力分と比較し、既に織り込まれている効率化努力分では足らざる部分については、料金原価から減額する。とりわけ、日本原電については、東北電力も出資している会社であり、役員における人的関係等を考慮すれば、日本原電からの購入電力料に含まれる人件費については、東北電力の削減努力並に料金原価から減額し、その他の一般管理費等のコスト削減可能な経費についても、東北電力のコスト削減努力に照らし、10%減額する。特に人件費については、日本原電の現行の常勤役員1人当たり報酬額2,800万円(平成23年度実績)を東北電力同様、国家公務員指定職と同水準(1,800万円)とするとともに、東北電力の役員と兼務している非常勤役員への報酬については原価算入を認めない。また、1人当たり従業員給与については、現行801万円(平成23年度実績)であるところ、東北電力の査定後の水準である596万円まで料金原価を減額する。なお、他社の査定方針も踏まえ、さらに東北電力が日本原電と交渉した結果、平成25年度の受給契約において、工事の一部を翌年度以降に繰り延べることなどにより減額となったため、これも料金原価から減額する。

…15.05億円(3年平均)

…(うち、日本原電分5.93億円(3年平均))

(「基本的な考え方(3)」41.71億円及び「基本的な考え方(4)」9.66億円の内数)

4. 購入電力料のうち、コスト積み上げベースで料金が算定され、国がその内容を確認することが可能なもの(電気事業法第22条(卸供給の供給条件)に基づく届出を受けているもの)につい

て、団体費が料金原価に算入されているが、「基本的な考え方」に示された考え方に基づき原価から除く。

…0.06億円(3年平均)

5. 今後契約を締結するもの(原子力発電による購入電力を除く)については、「基本的な考え方」に示された考え方に基づき料金原価から減額する。

…15.83億円(3年平均)

(「基本的な考え方(3)」41.71億円の内数)

…2.31億円(3年平均)

(「基本的な考え方(4)」9.66億円の内数)

6. 購入電力料のうち、コスト積み上げベースで料金が算定され、国がその内容を確認することが可能なもの(電気事業法第22条(卸供給の供給条件)に基づく届出を受けているもの)については、卸供給料金算定規則に基づいて算定しているが、今後契約を締結するもの(原子力発電による購入電力を除く)については、東北電力に対し自社に適用される事業報酬率での交渉を行うことを前提に、当該報酬率を上回る分を料金原価から減額する。また、法人税等についても、税制改正により想定される法人税率等を上回る分については料金原価から減額する。

…1.65億円(3年平均)

7. 料金認可申請以降に受給契約を締結したもののうち、査定後原価を下回ると確認できたものを料金原価に反映する。

…1.42億円(3年平均)

8. 契約期間満了後のIPP契約の一部について、既存契約に基づいて算定された金額で料金原価に織り込まれているが、契約期間満了後は固定費の回収が済んでいると考えられるため、スポット取引価格並みの調達努力を促すこととし、上回る部分について料金原価から減額する。また、汚染負荷量賦課金に係る算定において、最新の単価に置き換えて再算定して上回る部分について料金原価から減額する。

…2.69億円(3年平均)

9. 購入電力料に係る料金単価の算定誤りを修正したものを料金原価に反映する。

…0.24億円(3年平均)

10. 平成24年度実績が確定したことに伴い、申請における直近実績を基に算定している料金原価へ当該実績を反映する。

…0.15億円(3年平均)

11. 人件費等が減額されたことに伴い、これらを基に算定している料金原価への変動を反映する。

…▲8. 35億円(3年平均)

計 32. 55億円料金原価から減額する

(うち、33. 20億円は、「基本的な考え方(3)、(4)」による減額の内数)

四国電力

<査定結果>

1. 卸電力取引所取引を最大限活用することは可能と考えられることから、「平成 26 年度の各月毎の代表日のメリットオーダーに基づいた需給バランスを作成し、稼働中ユニット毎の限界費用を算定したうえで、過去実績の約定価格(365 日×48 コマ)とコマ毎にマッチングさせた場合の売り入札に係る約定量、約定額及び利益額」を想定し、当該利益額と料金原価に織り込まれている利益額を比較して上回る部分については、料金原価から減額する。

…12. 00億円(3年平均)

2. 常時バックアップの量の拡大に係る算定においては、過去実績を踏まえて再算定して不足する部分について料金原価から減額する。

…1. 09億円(3年平均)

3. 今後契約を締結するものについては、「基本的な考え方」に示された考え方に基づき料金原価から減額する。

…6. 98億円(3年平均)

(「基本的な考え方(3)」24. 55億円の内数)

4. 購入電力料のうち、コスト積み上げベースで料金が算定され、国がその内容を確認することが可能なもの(電気事業法第22条(卸供給の供給条件)に基づく届出を受けているもの)については、卸供給料金算定規則に基づいて算定しているが、今後契約を締結するものについては、四国電力に対し自社に適用される事業報酬率での交渉を行うことを前提に、当該報酬率を上回る分を料金原価から減額する。また、法人税等についても、税制改正により想定される法人税率等を上回る分については料金原価から減額する。

…0. 54億円(3年平均)

5. 汚染負荷量賦課金に係る算定において、最新の単価に置き換えて再算定して上回る部分について料金原価から減額する。また、RPSクレジットに係る算定において、最新の義務量及び公表されている取引価格等に置き換えて再算定して上回る部分について料金原価から減額する。

…4. 38億円(3年平均)

6. 平成 24 年度実績が確定したことに伴い、申請における直近実績を基に算定している料金原価へ当該実績を反映する。

…▲0. 21億円(3年平均)

7. 人件費等が減額されたことに伴い、これらを基に算定している料金原価への変動を反映する。

…▲1. 47億円(3年平均)

計 23. 31億円料金原価から減額する

(うち、6. 98億円は、「基本的な考え方(3)」による減額の内数)

北海道電力

<査定結果>

1. 更なる卸電力取引所取引の活用が可能と考えられることから、「平成 26 年度の各月毎の代表日のメリットオーダーに基づいた需給バランスを作成し、稼働中ユニット毎の限界費用を算定したうえで、過去実績の約定価格(365 日×48 コマ)とコマ毎にマッチングさせた場合の売入札に係る約定量、約定額及び利益額」を想定し、当該利益額と料金原価に織り込まれている利益額を比較して上回る部分については、料金原価から減額する。

…23. 48億円(3年平均)

2. 常時バックアップの量の拡大については、前提計画において離脱需要を想定しているにもかかわらず、これに伴う増量が織り込まれていないため、過去実績を踏まえて再算定して不足部分について料金原価から減額する。

…1. 06億円(3年平均)

3. 今後契約を締結するものについては、「基本的な考え方」に示された考え方に基づき料金原価から減額する。

…7. 64億円(3年平均)

(「基本的な考え方(3)」12. 94億円の内数)

…0. 03億円(3年平均)

(「基本的な考え方(4)」3. 78億円の内数)

4. 購入電力料のうち、コスト積み上げベースで料金が算定され、国がその内容を確認することが可能なもの(電気事業法第22条(卸供給の供給条件)に基づく届出を受けているもの)については、卸供給料金算定規則に基づいて算定しているが、今後契約を締結するものについて、税制改正により想定される法人税率等を上回る分については料金原価から減額する。

…0.01億円(3年平均)

5. 購入電力料に含まれる修繕費に係る算定の一部において、今後契約を締結するものについて、直近の契約値で織り込まれているが、定期検査の内容を精査し、再算定して上回る部分について料金原価から減額する。また、RPSクレジットに係る算定において、最新の義務量及び公表されている取引価格等に置き換えて再算定して上回る部分について料金原価から減額する。

…0.24億円(3年平均)

6. 人件費等が減額されたことに伴い、これらを基に算定している料金原価への変動を反映する。

…1.05億円(3年平均)

計 33.51億円料金原価から減額する

(うち、7.67億円は、「基本的な考え方(3)、(4)」による減額の内数)

4. 設備投資関連費用

<申請額 東北電力:減価償却費:2,063 億円、事業報酬:883 億円、固定資産除却費:415 億円(H25~27 平均)>

<申請額 四国電力:減価償却費:559 億円、事業報酬:292 億円、固定資産除却費:74 億円(H25~27 平均)>

<申請額 北海道電力:減価償却費:892 億円、事業報酬:393 億円、固定資産除却費:109 億円(H25~27 平均)>

【レートベースの内訳】

事業報酬は設備投資等の資金を調達するために要するコストであり、銀行等からの借入金や社債に対する支払利息や発行株式に対する配当金等を賄うもの。具体的には、真実かつ有効な電気事業資産(レートベース)に適正な報酬率を乗じるというレートベース方式で算定される。

レートベースとは、特定固定資産・建設中の資産・核燃料資産・特定投資・運転資本及び繰延償却資産の合計額をいう。

東北電力				四国電力				北海道電力						
(億円)				(億円)				(億円)						
	前 回 (H20) A	今回申請額 (H25~27) B	差 引 C=B-A		前 回 (H20) A	今回申請額 (H25~27) B	差 引 C=B-A		前 回 (H20) A	今回申請額 (H25~27) B	差 引 C=B-A			
特定固定資産	26,002	24,229	▲1,773	特定固定資産	8,424	7,273	▲1,150	特定固定資産	8,903	10,577	1,674			
建設中資産	596	987	391	建設中資産	150	192	42	建設中資産	1,476	732	▲744			
核燃料資産	1,418	1,600	182	核燃料資産	1,168	1,387	219	核燃料資産	745	1,273	528			
特定投資	129	465	336	特定投資	91	270	179	特定投資	79	233	154			
運転資本	営業資本	1,216	1,411	195	運転資本	営業資本	407	473	66	運転資本	営業資本	534	547	13
	貯蔵品	554	733	179		貯蔵品	115	139	24		貯蔵品	220	200	▲20
計	1,770	2,145	375	計	523	613	90	計	754	747	▲7			
繰延償却資産	1	-	▲1	繰延償却資産	-	-	-	繰延償却資産	1	-	▲1			
小 計	29,916	29,426	▲490	小 計	10,355	9,734	▲621	小 計	11,959	13,562	1,603			
原価変動調整積立 金・別途積立金	▲1,210	-	1,210	原価変動調整積立 金・別途積立金	▲500	-	500	原価変動調整積立 金・別途積立金	▲365	-	365			
合 計	28,706	29,426	720	合 計	9,855	9,734	▲121	合 計	11,594	13,562	1,968			

(1) 前提計画(供給計画、工事計画)

需要想定に基づく供給予備力及び設備の効率性を勘案し、供給設備の拡充工事や改良工事などの工事計画、点検補修などの修繕計画を策定し、その計画に基づき設備関係の料金原価を算定している。平成 25 年度から平成 27 年度の設備投資については、原子力発電所の更なる安全性向上対策(津波・浸水対策等)などにより、東北電力では 3ヶ年平均 2,813 億円、四国電力においては 3ヶ年平均 731 億円、北海道電力においては 3ヶ年平均 1,349 億円が見込まれている。

なお、四国電力及び北海道電力の供給予備率が需給運用上求められる供給予備率を上回っていることが確認されたが、原子力発電所の再稼働の見通しが申請時点の仮定に基づくものであることから、安定供給の責任を担う電力会社として高めの供給予備率を持っていても、直ちに問題であるとは言えない。むしろ、十分な供給予備力を前提とした場合、他の電力会社等に継続的に販売することは困難であっても、卸電力取引所取引を最大限活用することは可能と考えられることから、販売電力料において、電力システム改革専門委員会で表明した自主的取り組みの内容を踏まえた料金原価の低減努力が織り込まれているかを確認する(3. 購入・販売電力料を参照)。

(2) レートベース、減価償却費

① 固定資産関連の特別監査に基づく査定

固定資産関連が、電気事業の運営にとって真に必要不可欠なものであるかについて、先行投資、不使用設備、予備品／予備設備、建設中の資産(※)等を中心に行われた特別監査(立入検査)の結果を確認したところ、以下の項目についてはレートベースから除くこととする。

(特定固定資産)

- ・送電線異電圧
- ・送電線空回線及び空管路
- ・発電所・送電設備等における長期間不使用の土地、建物、機械装置
- ・社宅の空室分
- ・予備品及び予備設備
- ・その他(無償貸与設備、スポーツ施設、PR 施設等)

(建設中の資産)

- ・交際費、寄付金、団体費

(※)設備の新設や改良のための設備投資額は、電気事業固定資産として竣工するまでの期間、建設仮勘定として整理されるが、「建設中の資産」とは、建設仮勘定の平均残高(資産除去債務相当資産を除く)から建設中利子相当額及び工事費負担金相当額を控除した額に50%を乗じた額。なお、建設仮勘定のうち建設準備口(建設工事の実施が確定する前に建設準備のために要する金額)については、特別監査において査定することとしている。

上記の考え方にに基づき、査定を行った資産に関わる減価償却費等の営業費用についても、有識者会議報告に従い、料金原価への算入を認めない。

汽力発電設備については、電力会社間の同種の設備と比較して、正当な理由なく著しく低い稼働となっている設備がないことを確認した。

固定資産(備品)に整理されている書画骨董類については、全て自主カットを行い、料金原価から除かれていることを確認した。

四国電力については、長期計画停止火力発電所(阿南火力発電所一号機)が、料金原価から除かれていることを確認した。

建設中の資産については、工事計画の認可などにより実施することが確定する建設工事のために要する金額の2分の1のみがレートベースに算入されていることを確認した。

また、レートベースの前提である設備投資に関し、今後契約を締結するものについては、「基本的な考え方」に示された考え方にに基づき料金原価から減額し、その結果を特定固定資産及び建設中の資産並びにこれらに係る減価償却費にも反映する。

②特定投資

特定投資については、資源開発、研究開発などエネルギーの安定的確保を図るためのものについて認められている。今回計上されている投資のうち、東北電力の燃料調達関係プロジェクトについて、為替レートの一部を実績ベースで算定しているが、前提諸元による為替レートとの差額分について料金原価から減額する。また、北海道電力については特定投資先から過去に相当の実績があり、当該配当が今後も見込まれるものについて料金原価から減額する。

その他の投資については、特定投資の趣旨に合致していると認められる。

東北電力				四国電力				北海道電力			
(億円)				(億円)				(億円)			
	前回 (H20) A	今回申請 (H25-27) B	差引 C=B-A		前回 (H20) A	今回申請 (H25-27) B	差引 C=B-A		前回 (H20) A	今回申請 (H25-27) B	差引 C=B-A
石炭資源開発	5	5	▲0	石炭資源開発	3	3	▲0	石炭資源開発(株)	3	3	▲0
日本原燃	112	347	234	日本原燃	77	257	180	新エネルギー・産業技術総合開発機構	0	0	—
日本原子力研究開発機構	12	12	—	日本原子力研究開発機構	7	7	—	日本原燃(株)	69	220	151
原子力損害賠償支援機構	—	4	4	原子力損害賠償支援機構	—	3	3	日本原子力研究開発機構	7	7	—
燃料調達プロジェクト	—	98	98	日豪ウラン資源開発	3	—	▲3	原子力損害賠償支援機構	—	3	3
合計(レートベース)	129	465	336	合計(レートベース)	91	270	179	合計(レートベース)	79	233	154

③核燃料資産

(i)加工中等核燃料資産について

平成25年度～27年度に新たに取得する核燃料資産(加工中等核燃料資産)については、原子力発電所の稼働状況を踏まえ、新規契約の締結見送り、引取量の減量・繰り延べにより、可能な限り至近の調達量を削減して織り込んでいることを確認した。なお、北海道電力の原価算定期間中におけるウラン在庫の保有年数を確認したところ、北海道電力の安定供給を確保するために必要な最低限の在庫保有年数を超えた水準であることが確認されたことから、平成25年度～27年度に新たに取得する核燃料資産(加工中等核燃料資産)については、原子力発電所の稼働状況やこれまでの調達量(在庫量)を踏まえ、新規契約の締結見送り、引取量の減量・繰り延べなどにより、必要な在庫水準まで調達量を削減する。

ウラン精鉱の購入価格について、震災以降、ウラン精鉱の価格がほぼ横ばいで推移していることを勘案して直近実績レベルで織り込んでいることを確認した。

成型加工に関する契約等のうち、今後契約を締結するものについては、「基本的な考え方」に示された考え方に基づき料金原価から減額する。

(ii)再処理の前払金について

日本原燃株式会社(以下「日本原燃」という。)に対する再処理の前払金については、

日本原燃が行う再処理事業は巨大な設備産業であり、建設に当たっては多額の資金調達を必要とする一方、これらの資金は、再処理料金の支払い開始前の建設工事等の段階で必要となることから、日本原燃による市中金融機関からの借入や出資等と併せて、原子力発電所を所有する事業者各社が再処理料金の前払いを実施したものである。

本前払金は、料金原価に算入される再処理費用を前払いするものであり、費用性資産としての性格を有している。また、本前払金により、日本原燃の金利相当部分が減少し、再処理費用が減額されることとなっている。以上から、本前払金は資産価値を有するため、レートベースに算入することは妥当である。

④ 運転資本

運転資本のうちの営業資本(減価償却費、公租公課を除いた費目に12分の1.5を乗じて得た額)の算定において、算定規則では「退職給与金のうちの引当金純増額を控除」と規定されているが、退職者数の増加等から引当金純減額が発生し、これを営業資本に加算している。当該加算分については、算定規則に照らして適当ではないと考えられるため、料金原価から減額する。

その他の営業資本及び貯蔵品(火力燃料貯蔵品等の年間払出額に、原則として12分の1.5を乗じて得た額)については、算定規則等に基づき算定されていることを確認した。

一方、人件費など算定の前提となった個別の原価項目において減額査定が行われた場合には、これに応じて料金原価から減額する。

⑤ 原価算定期間中に再稼働を見込まない原子力発電所の取り扱い

東北電力では、東通原子力発電所1号機(平成27年7月稼働想定)については原価算定期間中に再稼働を見込んでいるが、女川原子力発電所1~3号機については原価算定期間中の再稼働を見込んでいない。

四国電力では、伊方原子力発電所3号機(平成25年7月稼働想定)については再稼働を見込んでいるが、伊方原子力発電所1、2号機については原価算定期間中に再稼働を見込んでいない。

審査要領上、「長期停止発電設備については、原価算定期間内に緊急時の即時対応性を有すること及び改良工事中などの将来の稼働の確実性等を踏まえてレートベースに算入する。」となっている。

東北電力及び四国電力においては、これらの原子力発電所について、高経年化対策等に加え、更なる安全性向上対策等の実施を計画し、再稼働に向けた準備を進めているところであり、原価算定期間以降には稼働するものと想定していることから、レートベース及び減価償却費を算入することは妥当である。

⑥平成 24 年度実績置き換えによる減価償却費及び事業報酬

申請時点における平成 24 年度想定と平成 24 年度実績にずれが生じていることが確認されたため、直近の実績を反映した料金原価に補正を行うこととする。

(3)固定資産除却費

①緊急設置電源に係る除却損等

東北電力においては、東日本大震災による供給力不足を解消するため「災害復旧事業」として環境アセスの適用除外で建設した緊急設置電源を、適正予備率の確保が見通せる原価算定期間内に廃止する計画としている。

一方で、緊急設置電源の廃止に伴う除却損の算定においては、残存簿価から適正な見積価額(庫入れ価額)を控除することが原則であるものの、申請時点において売却先が未定であったため、鉄くずなどのスクラップに係る売却額相当を控除している。しかしながら、数百億円規模の残存簿価がある発電設備について、スクラップ以外には売却できないとの想定は適当ではないと考えられるため、適正な見積額を算定して料金原価から減額する。

その他の除却損については、算定規則に基づき、減価償却後の残存簿価から適正な見積価額を差し引いたものが除却されていることを確認した。

②効率化努力

除却費用に関し、今後契約を締結するもの、契約交渉を行うものについては、「基本的な考え方」に示された考え方に基づき料金原価から減額する。

(4)その他設備投資関連(減価償却費、固定資産除却費、修繕費、諸費、事業報酬)

■ 東北電力

システム開発に係る算定において、最新の単価に置き換えて再算定して料金原価(減価償却費、事業報酬)から減額する。

■ 四国電力

発電設備の除却に係る算定において、残存簿価から適正な見積価額を控除していなかったため、当該見積価額を算定して料金原価(固定資産除却費)から減額する。

スマートメーター用光ケーブルの新設に係る算定において、自社で光ケーブルを敷設することが前提となっているが、コスト比較等に基づく最適な通信方式を採用する余地があると考えられることから、現時点において最も安価な方式で再算定して上回る部分について料金原価(減価償却費、修繕費、諸費、事業報酬)から減額する。

社宅の改修工事に係る算定において、過去実績を踏まえて過大と考えられる部分について料金原価(減価償却費、固定資産除却費、事業報酬)から減額する。

東北電力

<査定結果>

-減価償却費-

1. 特別監査において、先行投資及び不使用設備(社宅の空室分・送電線空回線等)等に係る減価償却費を料金原価から減額する。

…9. 49億円(3年平均)

2. 今後契約を締結するもの、契約交渉を行うものについては、「基本的な考え方」に示された考え方に基づき料金原価から減額する。

…0. 47億円(3年平均)

(「基本的な考え方(3)」の41. 71億円の内数)

…0. 04億円(3年平均)

(「基本的な考え方(4)」の9. 66億円の内数)

3. 申請時点における平成24年度想定と平成24年度実績にずれが生じていることが確認されたため、直近の実績を反映する。

…5. 28億円(3年平均)

4. システム開発に係る算定において、最新の単価に置き換えて再算定して料金原価から減額する。

…0. 27億円(3年平均)

5. スマートメーターの本体の単価については、東京電力の査定単価を基準に原価算入を認め、上回る部分について料金原価から減額する。その際、東北電力が電気料金審査専門小委員会で表明した、平成27年1月からのスマートメーターの先行的な導入開始との新しい計画に基づき、原価の再算定を行う。

…▲0. 30億円(3年平均)

計 15. 25億円を料金原価から減額する

(うち、0. 51億円は、「基本的な考え方(3)、(4)」による減額の内数)

-固定資産除却費-

1. 緊急設置電源の廃止に伴う除却損の算定において、適正な見積額を算定して料金原価から

減額する。

…19. 10億円(3年平均)

2. 今後契約を締結するもの、契約交渉を行うものについては、「基本的な考え方」に示された考え方に基づき料金原価から減額する。

…0. 26億円(3年平均)

(「基本的な考え方(3)」の41. 71億円の内数)

…0. 29億円(3年平均)

(「基本的な考え方(4)」の9. 66億円の内数)

計 19. 66億円を料金原価から減額する

(うち、0. 56億円は、「基本的な考え方(3)、(4)」による減額の内数)

-事業報酬(レートベース)- ※査定額は事業報酬率 3.0%で算定

1. 特別監査において、先行投資及び不使用設備(社宅の空室分・送電線空回線等)等に係る特定固定資産等を料金原価から減額する。

…6. 51億円(3年平均)

2. 特定固定資産及び核燃料資産等において、今後契約を締結するものについては、「基本的な考え方」に示された考え方に基づき料金原価から減額する。

…0. 23億円(3年平均)

(「基本的な考え方(3)」の41. 71億円の内数)

…0. 01億円(3年平均)

(「基本的な考え方(4)」の9. 66億円の内数)

3. 特定投資のうちの燃料調達関係プロジェクトにおいて、為替レートの一部を実績ベースで算定しているが、前提諸元による為替レートとの差額分について料金原価から減額する。

…0. 0005億円(3年平均)

4. 運転資本のうちの営業資本(減価償却費、公租公課を除いた費目に12分の1.5を乗じて得た額)の算定において、算定規則では「退職給与金のうちの引当金純増額を控除」と規定されているが、退職者数の増加等から引当金純減額が発生し、これを営業資本に加算している。当該加算分については、算定規則に照らして適当ではないと考えられるため、料金原価から減額する。

…0. 12億円(3年平均)

5. 申請時点における平成24年度想定と平成24年度実績にずれが生じていることが確認された

ため、直近の実績を反映する。

…▲1. 28億円(3年平均)

6. 人件費等が減額されたことに伴い、これらを基に算定している運転資本への変動を反映する。

…1. 31億円(3年平均)

7. システム開発に係る算定において、最新の単価に置き換えて再算定して料金原価から減額する。

…0. 03億円(3年平均)

8. スマートメーター本体の単価について、東京電力の査定単価を基準に原価算定を認め、上回る部分について料金原価を減額する。その際、東北電力が電気料金審査専門小委員会で表明した、平成27年1月からのスマートメーターの先行的な導入開始との新しい計画に基づき、原価の再算定を行う。

…▲0. 04億円(3年平均)

計 6. 88億円を料金原価から減額する

(うち、0. 24億円は、「基本的な考え方(3)、(4)」による減額の内数)

四国電力

<査定結果>

-減価償却費-

1. 特別監査において、先行投資及び不使用設備(社宅の空室分・送電線空回線等)等に係る減価償却費を料金原価から減額する。

…2. 04億円(3年平均)

2. 今後契約を締結するものについては、「基本的な考え方」に示された考え方に基づき料金原価から減額する。

…0. 84億円(3年平均)

(「基本的な考え方(3)」の24. 55億円の内数)

…0. 14億円(3年平均)

(「基本的な考え方(4)」の4. 24億円の内数)

3. 申請時点における平成24年度想定と平成24年度実績にずれが生じていることが確認されたため、直近の実績を反映する。

…0. 99億円(3年平均)

4. スマートメーター用光ケーブルの新設に係る算定において、コスト比較等に基づく最適な通信方式を採用する余地があると考えられることから、現時点において最も安価な方式で再算定して上回る部分について料金原価から減額する。また、社宅の改修工事に係る算定において、過去実績を踏まえて過大と考えられる部分について料金原価から減額する。さらに、普及開発関係費が減額されたことに伴い、これに関連する設備部分について料金原価から減額する。

…0. 27億円(3年平均)

5. スマートメーター本体の単価については、東京電力の査定単価を基準に原価算入を認め、上回る部分について料金原価から減額する。

…0. 04億円(3年平均)

計 4. 32億円を料金原価から減額する

(うち、0. 98億円は、「基本的な考え方(3)、(4)」による減額の内数)

-固定資産除却費-

1. 今後契約を締結するものについては、「基本的な考え方」に示された考え方に基づき料金原価から減額する。

…0. 32億円(3年平均)

(「基本的な考え方(3)」の24. 55億円の内数)

…0. 04億円(3年平均)

(「基本的な考え方(4)」の4. 24億円の内数)

2. 発電設備の除却に係る算定において、残存簿価から適正な見積価額を控除していなかったため、当該見積価額を算定して料金原価から減額する。また、社宅の改修工事に係る算定において、過去実績を踏まえて過大と考えられる部分について料金原価から減額する。

…0. 53億円(3年平均)

計 0. 89億円を料金原価から減額する

(うち、0. 36億円は、「基本的な考え方(3)、(4)」による減額の内数)

-事業報酬(レートベース)- ※査定額は事業報酬率 3.0%で算定

1. 特別監査において、先行投資及び不使用設備(社宅の空室分・送電線空回線等)等に係る特

定固定資産等を料金原価から減額する。

…2. 02億円(3年平均)

2. 特定固定資産及び核燃料資産において、今後契約を締結するものについては、「基本的な考え方」に示された考え方に基づき料金原価から減額する。

…0. 30億円(3年平均)

(「基本的な考え方(3)」の24. 55億円の内数)

…0. 05億円(3年平均)

(「基本的な考え方(4)」の4. 24億円の内数)

3. 運転資本のうちの営業資本(減価償却費、公租公課を除いた費目に12分の1.5を乗じて得た額)の算定において、算定規則では「退職給与金のうちの引当金純増額を控除」と規定されているが、退職者数の増加等から引当金純減額が発生し、これを営業資本に加算している。当該加算分については、算定規則に照らして適当ではないと考えられるため、料金原価から減額する。

…0. 01億円(3年平均)

4. 申請時点における平成24年度想定と平成24年度実績にずれが生じていることが確認されたため、直近の実績を反映した料金原価に補正を行うこととする。

…▲0. 42億円(3年平均)

5. 人件費等が減額されたことに伴い、これらを基に算定している運転資本への変動を反映する。

…0. 43億円(3年平均)

6. スマートメーター用光ケーブルの新設に係る算定において、コスト比較等に基づく最適な通信方式を採用する余地があると考えられることから、現時点において最も安価な方式で再算定して上回る部分について料金原価から減額する。また、社宅の改修工事に係る算定において、過去実績を踏まえて過大と考えられる部分について料金原価から減額する。さらに、普及開発関係費が減額されたことに伴い、これに関連する設備部分について料金原価から減額する。

…0. 14億円(3年平均)

7. スマートメーター本体の単価については、東京電力の査定単価を基準に原価算入を認め、上回る部分について料金原価から減額する。

…0. 008億円(3年平均)

計 2. 54億円を料金原価から減額する

(うち、0. 34億円は、「基本的な考え方(3)、(4)」による減額の内数)

北海道電力

<査定結果>

-減価償却費-

1. 特別監査において、先行投資及び不使用設備(社宅の空室分・送電線空回線等)等に係る特定固定資産等を料金原価から減額する。

…4. 50億円(3年平均)

2. 今後契約を締結するものについては、「基本的な考え方」に示された考え方に基づき料金原価から減額する。

…0. 27億円(3年平均)

(「基本的な考え方(3)」の12. 94億円の内数)

…0. 06億円(3年平均)

(「基本的な考え方(4)」の3. 78億円の内数)

3. 申請時点における平成24年度想定と平成24年度実績にずれが生じていることが確認されたため、直近の実績を反映する。

…1. 61億円(3年平均)

4. スマートメーター本体の単価については、東京電力の査定単価を基準に原価算入を認め、上回る部分について料金原価から減額する。

…0. 006億円(3年平均)

計 6. 45億円を料金原価から減額する

(うち、0. 33億円は、「基本的な考え方(3)、(4)」による減額の内数)

-固定資産除却費-

1. 今後契約を締結するものについては、「基本的な考え方」に示された考え方に基づき料金原価から減額する。

…0. 14億円(3年平均)

(「基本的な考え方(3)」の12. 94億円の内数)

…0. 03億円(3年平均)

(「基本的な考え方(4)」の3. 78億円の内数)

計 0. 16億円を料金原価から減額する

(うち、0. 16億円全額が、「基本的な考え方(3)、(4)」による減額の内数)

-事業報酬(レートベース)- ※査定額は事業報酬率 2.9%で算定

1. 特別監査において、先行投資及び不使用設備(社宅の空室分・送電線空回線等)等に係る特定固定資産等を料金原価から減額する。

…2. 57億円(3年平均)

2. 特定固定資産及び核燃料資産において、今後契約を締結するものについては、「基本的な考え方」に示された考え方に基づき料金原価から減額する。

…0. 09億円(3年平均)

(「基本的な考え方(3)」の12. 94億円の内数)

…0. 03億円(3年平均)

(「基本的な考え方(4)」の3. 78億円の内数)

3. 特定投資において、特定投資先から過去に配当の実績があり、当該配当が今後も見込まれるものについて料金原価から減額する。

…0. 003億円(3年平均)

4. 核燃料資産において、ウラン精鉱については、原子力発電所の稼働状況やこれまでの調達量(在庫量)を踏まえ、必要な在庫水準まで調達量を削減することによって料金原価を減額する。

…0. 54億円(3年平均)

5. 運転資本のうちの営業資本(減価償却費、公租公課を除いた費目に12分の1.5を乗じて得た額)の算定において、算定規則では「退職給与金のうちの引当金純増額を控除」と規定されているが、退職者数の増加等から引当金純減額が発生し、これを営業資本に加算している。当該加算分については、算定規則に照らして適当ではないと考えられるため、料金原価から減額する。

…0. 06億円(3年平均)

6. 申請時点における平成24年度想定と平成24年度実績にずれが生じていることが確認されたため、直近の実績を反映する。

…0. 30億円(3年平均)

7. 人件費等が減額されたことに伴い、これらを基に算定している運転資本への変動を反映する。

…0.44億円(3年平均)

8. スマートメーター本体の単価については、東京電力の査定単価を基準に原価算入を認め、上回る部分について料金原価から減額する。

…0.002億円(3年平均)

計 4.02億円を料金原価から減額する

(うち、0.11億円は、「基本的な考え方(3)、(4)」による減額の内数)

5. 事業報酬率

＜事業報酬率 東北電力:3.0%(申請)、四国電力:3.0%(申請)、北海道電力 2.9%(申請)＞

＜事業報酬 東北電力:(再掲)883 億円(H25~27 平均)、四国電力:(再掲)292 億円(H25~27 平均)、北海道電力:(再掲)393 億円 (H25~27 平均)＞

【事業報酬の概要】

■ 電気事業法の目的

電気事業法は、その法目的において、「電気事業の運営を適正かつ合理的ならしめることによって、電気の利用者の利益を保護し、及び電気事業の健全な発達を図る」(電気事業法第1条)ことを目的としている。

■ 総括原価方式による電気料金規制

公共料金にかかる規制は、国民生活上の必需財について、

- ①その財の安定的な供給の維持・確保を図るために、その供給に要する費用の回収を確実にする一方で、
 - ②当該供給事業者が過度の利益を得ることを防止することにより利用者の利益を保護する、
- という両面の観点から行われている。

電気事業についても、独占の弊害や、過当競争による二重投資の弊害を防止し、需要家に対して電気を安定的かつ低廉に供給するため、一般電気事業者に独占的な供給を認めつつ、供給義務と料金規制を課しており、「料金が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたもの」(電気事業法第19条第2項第1号)であることを求めている。

■ 適正な利潤(事業報酬)

事業を継続的に実施するには、かかる費用を適切に回収するのみならず、資金を円滑に調達する必要があるが、この資金調達に要するコストが「資本コスト」である。「資本コスト」は、銀行等からの借入金や社債発行による「他人資本コスト」と株式の発行による「自己資本コスト」で構成される。電気事業においては、発電、送電、変電、配電等の設備の形成にあたって巨額の資金を要することになるが、電気事業者は、この資金(資本)を調達するためのコストを何らかの形で電気料金から回収できなければ、資金調達に支障が生じ、事業を継続することができなくなるリスクがある。

企業は、①銀行等からの借り入れや社債の発行による調達(他人資本)、②株式の発行等による調達(自己資本)のいずれかの手段により資金調達を行うが、銀行もしくは社

債等の債権者にとっては負債利率、株主にとっては自己資本利益率(自己資本コスト)以上の投資収益率が見込まれれば、企業は継続的かつ円滑に資金調達を実施することが可能となるため、電気事業法においては、これらの投資収益率(資本コスト)に相当する額を「適正な利潤」(事業報酬)として電気料金による回収を認めている。

かつては、支払利息、配当金額及び利益準備金を積み上げ、料金原価に算入していたが、各社ごとの資本構成の差異等によって原価水準に差が出ることや、電気事業者における資金調達コスト低減のインセンティブが乏しいことを考慮し、昭和 35 年に現在の事業報酬制度を導入した。

昭和 33 年の電気料金制度調査会報告書において、「真実かつ有効な資産の価値に対し公正な報酬が与えられるべき」とされているが、現在の審査要領においても同様の考え方が採用されている(レートベース対象の投資について、「電気事業の能率的な経営のために必要かつ有効であると認められるか否かについて審査すること」と確認的に規定)。

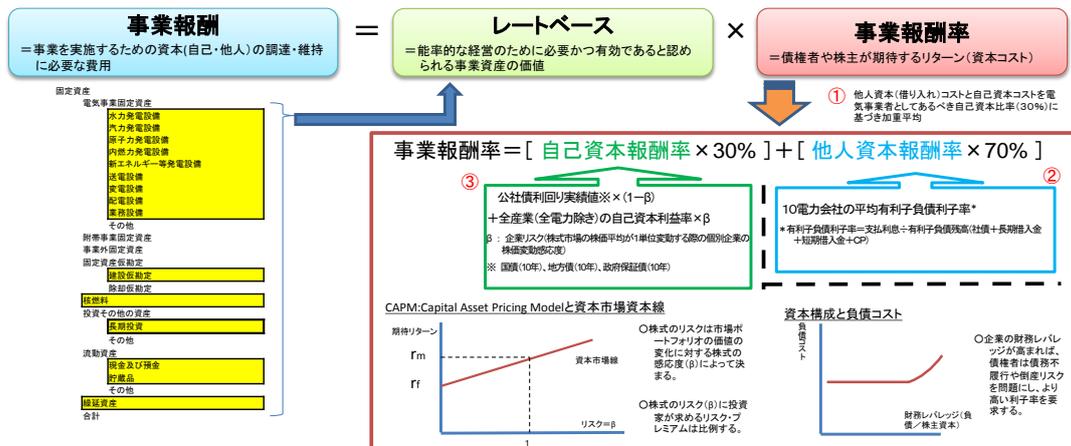
【事業報酬率の概要】

一般的に、電気事業に債権者や株主が期待するリターンを適切に算定する観点から、①他人資本(借入)コストと自己資本コストを電気事業者としてあるべき自己資本比率に基づき加重平均し、②他人資本コストは電気事業者平均の有利子負債利率の実績を、③自己資本コストは株式市場における電気事業のリスク(β)を踏まえた期待収益率を採用することとしているが、具体的な数字については、認可申請のタイミングで適正性について検証することとなる。

※ 一般電気事業供給約款料金算定規則(省令)においては、①は自己資本報酬率と他人資本報酬率を3:7とすること、②は全電力会社の平均有利子負債利率、③は全産業(全電力除き)の自己資本利益率を上限、公社債利回りの実績値を下限として算定した率とされている。

この報酬率は電気事業者に共通の方法により設定されるため、各電気事業者においては、これよりも低いコストで資金調達した場合には利益として、内部留保が可能となる効率化インセンティブが働く効果がある。

なお、一般的には他人資本報酬率に比べ自己資本報酬率が高いが、株式投資のプレミアム(リスク)を反映した結果であり、また、自己資本報酬率を低く設定することは、株主の期待リターンを低下させることになり、株式の発行が困難となるリスクがある。この結果、社債や融資等負債の比率が高まる(財務レバレッジが高まる)と、自己資本比率の低下を招き、電気事業者の事業リスク及び財務リスクが高まることから、金利が上昇するおそれがある。



■ 事業報酬率の算定(申請)

料金算定規則及び審査要領を踏まえ、自己資本報酬率及び他人資本報酬率を実績に基づき算定し、30:70で加重平均することにより算定している。

東北電力及び四国電力の申請においては、震災後から決算発表日(値上げ検討表明日)までのβ値(東北:0.95、四国:0.94)により算定した事業報酬率(3.0%)となっている。

北海道電力の申請においては、震災後から値上げ検討表明日までのβ値(0.91)により算定した事業報酬率(2.9%)となっている。

○事業報酬率の算定方法(東北電力の例)

	資本構成	報酬率
自己資本報酬率(A)	30%	6.41%
他人資本報酬率(B)	70%	1.49%
事業報酬率	100%	3.0%

- 自己資本報酬率
- ・観測期間: 7年間(H17~H23)
 - ・β値: 0.95(東北電力: H23.3.11~H25.1.29)
 - 0.94(四国電力: H23.3.11~H25.1.30)
 - 0.91(北海道電力: H23.3.11~H25.3.27)
- 他人資本報酬率
- ・観測期間: 1年間
 - ・各事業者の平均有利子負債利率

(A) 自己資本報酬率 (17~23年度の7カ年平均値)

	ウェイト	17FY	18FY	19FY	20FY	21FY	22FY	23FY	17~23FY
公社債利回り	0.05	1.43	1.85	1.69	1.55	1.41	1.18	1.08	—
自己資本利益率	0.95	8.00	7.99	8.44	4.70	4.77	6.95	5.88	—
自己資本報酬率	100%	7.67	7.68	8.10	4.54	4.60	6.66	5.64	6.41

(B) 他人資本報酬率

	23FY
平均有利子負債利率	1.49%

β値...

株価指数に対する個々の企業の感応度で、企業の相対的リスクの大きさを表します。
料金は、自己資本報酬率算定の際、自己資本利益率のウェイト付けに適用いたします。

(1) 事業報酬率

事業報酬率は、審査要領上、電気事業をめぐる経営リスクが、他の一般的な事業会社の経営リスクと比較してどのような位置にあるかという点(β値)を勘案し決定され、審査要領にも示されているように、東日本大震災後の状況も勘案し事業報酬率を設定する必要があります。

東京電力の料金値上げ審査における査定方針においては、震災以降、電気事業の経営リスクは格段に高まり、震災前後で経営リスクに断絶があると考えられることから、本来は例えば2年程度の一定の長期間を採るべきと考えられるが、平成23年3月11日から申請日前日(平成24年5月10日)までの期間を β 値の採録期間としたところである。

関西電力及び九州電力の料金値上げ審査における査定方針においては、 β 値の採録期間を申請の際に用いた震災後から値上げ検討表明日(決算発表日)までとすることや、東京電力による申請の査定方針と同様、震災後から申請日前日までとすることも方策として考えられたが、値上げ検討表明日、申請日のいずれも事業者による恣意性を排除できないこと、電気事業の事業リスクを反映させるためには、2年程度の一定の長期間を採るべきことから、平成23年3月11日から電気料金審査専門委員会での査定方針案のとりまとめ日までとすることが妥当であるとしたところであり、東北電力、四国電力及び北海道電力についても同様とする。

なお、他人資本報酬率については、平成24年度値が確定したため、申請時点における平成23年度値に代えて直近の実績を採用することが妥当である。

東北電力及び四国電力においては、電気料金審査専門小委員会(※)での査定方針案のとりまとめ日(平成25年7月24日)までの β 値は0.94であり、これにより計算される事業報酬率は2.9%となり、関西電力、九州電力と同様2.9%となる。

(※)平成25年7月1日の審議会の見直しに伴い、委員会名が「総合資源エネルギー調査会 総合部会 電気料金審査専門委員会」から「総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 電気料金審査専門小委員会」に変更された。

北海道電力においては、電気料金審査専門小委員会での査定方針案のとりまとめ日(平成25年7月26日)までの β 値は0.94であり、これにより計算される事業報酬率は2.9%となり、申請における事業報酬率2.9%は妥当である。

■ 事業報酬率の算定(β 値)

- 東北電力及び四国電力の申請は、震災後から決算発表日(値上げ検討表明日)までの β 値(東北:0.95、四国:0.94)を採用。
- 北海道電力の申請は、震災後から値上げ検討表明日までの β 値(0.91)を採用。
- 関西電力及び九州電力の査定時は、震災後から査定方針案の取りまとめ日までの β 値(0.91)を採用。
- 東京電力の査定時は、震災後から申請日前日までの β 値(0.82)を採用。

電力会社名	関西電力・九州電力		東北電力		四国電力		北海道電力		震災後からとりまとめ日まで (東北電力・四国電力)		震災後からとりまとめ日まで (北海道電力)	
	審査専門員会取りまとめ日(査定)		直近の決算発表日(申請)		直近の決算発表日(申請)		値上げ後発表日(申請)					
	①2011.3.11～2013.3.6平均 (サンプル数 488日)		②2011.3.11～2013.1.29平均 (サンプル数 463日)		③2011.3.11～2013.1.30平均 (サンプル数 464日)		④2011.3.11～2013.3.27平均 (サンプル数 502日)		⑤2011.3.11～2013.7.24平均 (サンプル数 583日)		⑥2011.3.11～2013.7.26平均 (サンプル数 585日)	
	β値	相関係数	β値	相関係数	β値	相関係数	β値	相関係数	β値	相関係数	β値	相関係数
北海道	0.85	0.40	0.90	0.42	0.90	0.42	0.86	0.40	0.87	0.40	0.87	0.40
東北	1.32	0.48	1.38	0.49	1.37	0.49	1.30	0.48	1.26	0.47	1.25	0.48
東京	1.31	0.27	1.34	0.27	1.33	0.21	1.30	0.27	1.34	0.29	1.33	0.29
中部	0.73	0.36	0.76	0.36	0.75	0.36	0.72	0.36	0.75	0.40	0.74	0.40
北陸	0.76	0.37	0.79	0.37	0.79	0.37	0.75	0.37	0.80	0.41	0.80	0.42
関西	0.83	0.35	0.85	0.35	0.85	0.35	0.83	0.35	0.86	0.36	0.86	0.36
中国	0.78	0.41	0.81	0.41	0.80	0.41	0.77	0.41	0.82	0.45	0.82	0.45
四国	0.79	0.36	0.81	0.36	0.81	0.36	0.79	0.35	0.90	0.41	0.91	0.41
九州	0.86	0.38	0.90	0.39	0.90	0.39	0.87	0.39	0.88	0.38	0.88	0.38
9社平均 (沖縄除く)	0.91	0.37	0.95	0.38	0.94	0.37	0.91	0.38	0.94	0.40	0.94	0.40

(資源エネルギー庁作成 出典:Yahoo!Japan ファイナンス)

●このβ値は、東証株価指数(TOPIX)や日経平均株価などの株価指数の値動きに対して各社の株価がどれくらいの相関で動いているかを示す指数のこと。(市場全体の株式が1%上昇する場合の当該株式の平均上昇率(感応度))

■ 事業報酬率の算定(査定方針)

○事業報酬率の算定方法

	資本構成	報酬率
自己資本報酬率(A)	30%	6.36%
他人資本報酬率(B)	70%	1.44%
事業報酬率	100%	2.9%

○自己資本報酬率

・観測期間:7年間(H17～H23)

<東北電力・四国電力>

・β値:0.94(震災後から直近:H23.3.11～H25.7.24)

<北海道電力>

・β値:0.94(震災後から直近:H23.3.11～H25.7.26)

○他人資本報酬率

・観測期間:1年間

・各事業者の平均有利子負債利率

(A)自己資本報酬率 (17～23年度の7カ年平均値)

(%)

	ウェイト	17FY	18FY	19FY	20FY	21FY	22FY	23FY	17～23FY
公社債利回り	0.06	1.43	1.85	1.69	1.55	1.41	1.18	1.08	—
自己資本利益率	0.94	8.00	7.99	8.44	4.70	4.77	6.95	5.88	—
自己資本報酬率	100%	7.61	7.62	8.04	4.51	4.57	6.60	5.59	6.36

(B)他人資本報酬率

	24FY
平均有利子負債利率	1.44%

東北電力

<査定結果>

1. 事業報酬率は2.9%となり、申請における事業報酬率3.0%と比較して上回る部分について料金原価から減額する。

…29. 20億円(3年平均)

計 29. 20億円料金原価から減額する

四国電力

<査定結果>

1. 事業報酬率は2.9%となり、申請における事業報酬率3.0%と比較して上回る部分について料金原価から減額する。

…9. 65億円(3年平均)

計 9. 65億円料金原価から減額する

北海道電力

<査定結果>

1. 事業報酬率は2.9%となり、申請における事業報酬率2.9%と同率であることを確認した。

6. 修繕費

＜申請額 東北電力：1,889億円(H25～27平均)、四国電力：650億円(H25～27平均)、北海道電力：977億円(H25～27平均)＞

【修繕費の概要】

修繕費は、固定資産の通常の機能を維持するため、部品の取替え、損傷部分の補修、点検等に要する費用である。

＜東北電力＞

(単位:億円)

	前回	今回申請	差異	備考	
水 力	103	113	10	ダム浚渫工事の増など	
火 力	428	462	34	新規電源設置に伴う増など	
原 子 力	230	175	▲55	定期点検等の減、発注価格削減による減など	
新 エ ネ	-	15	15	設備区分の新設(地熱等)	
送 電	164	186	22	経年化対策工事の増など	
変 電	78	90	12	経年化対策工事の増など	
配電	普通修繕費	271	212	▲59	機器点検サイクルの見直しによる減など
	取替修繕費	439	580	141	スマートメーター導入、復興対応による増など
	小 計	710	792	82	
業 務	118	57	▲61	通信関係修繕の減、発注価格削減による減など	
合 計	1,832	1,889	57		

	今回	直近5ヶ年
修繕費率	2.24%	2.51%

※直近5ヶ年はH18～22年度実績平均(東日本大震災等の影響により23年度は異常値であるとして除外)

＜四国電力＞

(単位:億円)

	前回	今回申請	差異	備考	
水 力	32	27	▲5	点検周期・内容の見直し、効率化の反映による減等	
火 力	139	156	17	定期検査の増、経年劣化対策による増等	
原 子 力	196	129	▲67	定期検査の減等	
新 エ ネ	-	0.1	0.1	設備区分の新設	
送 電	33	33	0		
変 電	25	20	▲5	変圧器の点検周期の見直し、効率化の反映による減等	
配電	普通修繕費	89	89	0	
	取替修繕費	127	187	60	経年劣化対策による増、スマートメーター導入等
	小 計	216	276	60	
業 務	32	10	▲22	修繕対象の厳選、効率化の反映による減等	
合 計	673	650	▲23		

	今回	直近3ヶ年	直近5ヶ年
修繕費率	2.16%	2.21%	2.19%

※直近3ヶ年はH21～23年度実績平均、直近5ヶ年はH19～23年度実績平均

＜北海道電力＞

(単位:億円)

	前回	今回申請	差異	備考	
水 力	37	57	20	経年化対策工事、浚渫工事の増など	
火 力	161	273	113	経年化対策工事、定期検査基数の増など	
原 子 力	126	204	78	泊3号機運転開始に伴う定期検査基数の増など	
新 エ ネ	-	10	10	設備区分の新設(地熱など)	
送 電	54	52	▲1		
変 電	29	45	16	経年化対策工事、供給用仮設工事の増など	
配電	普通修繕費	126	75	▲51	設備更新に伴う補修工事の減など
	取替修繕費	195	237	42	スマートメーター導入、設備老朽化に伴う取替工事の増など
	小 計	320	312	▲9	
業 務	26	23	▲3	資機材発注の効率化による減など	
合 計	754	977	223		

	今回	直近5ヶ年
修繕費率	2.63%	2.72%

※直近5ヶ年はH19～23年度実績平均

(1) 修繕費率の妥当性の確認

修繕費率の算定については、一定の長期間である直近5ヶ年の実績を基本として算出することが妥当である。

■東北電力

メルクマールとした修繕費率は、直近5ヶ年で2.51%(平成18～22年度実績)であり、修繕費申請額の帳簿原価に対する比率は2.24%であることから、メルクマールの範囲内になっていることを確認した。なお、東北電力においては、平成23年度及び平成24年度は東日本大震災の影響等による異常値と考えられるため、メルクマールとして平成18～22年度実績を採用することとした。

■四国電力

メルクマールとした修繕費率は、直近5ヶ年で2.15%(平成20～24年度実績)であり、修繕費申請額の帳簿原価に対する比率は2.16%であるが、特別監査等による減額反映後の比率は2.14%であり、メルクマールの範囲内になっていることを確認した。なお、四国電力においては、平成24年度の修繕費が明らかになっていることから、メルクマールとして平成20～24年度実績を採用することとした。

■北海道電力

メルクマールとした修繕費率は、直近5ヶ年で2.65%(平成20～24年度実績)であり、修繕費申請額の帳簿原価に対する比率は2.63%であることから、メルクマールの範囲内になっていることを確認した。なお、平成24年度の修繕費が明らかになっていることから、メルクマールとして平成20～24年度実績を採用することとした。

(2)特別監査に基づく査定等

レートベースに関連する修繕費は、電気事業の運営にとって真に必要不可欠なものであるかについて、先行投資、不使用設備、予備品／予備設備等を中心に行った特別監査(立入検査)の結果を確認し、以下の項目については、レートベース、減価償却費との整合性を踏まえ、修繕費も料金原価から減額する。

- ・送電線異電圧
- ・送電線空回線及び空管路
- ・発電所・送電設備等における長期間不使用の土地、建物、機械装置
- ・社宅の空室分
- ・予備品及び予備設備
- ・その他(無償貸与設備、スポーツ施設、PR施設等)

(3) 災害復旧修繕費

災害復旧修繕費については、関西電力及び九州電力の査定と同様に、過去 10 年間の実績を基本に、当該 10 年間において損害額が最大の年及び最小の年の実績を除いた 8 年間の実績の平均値により算出すべきである。この場合、平成 24 年度の災害復旧修繕費が明らかになっていることから、平成 15～24 年度の期間を適用すべきである。(申請は、東北電力が過去 5 年間(平成 18～22 年度)の実績平均値、四国電力が過去 10 年間(平成 14～23 年度)の実績平均値(単純平均)、北海道電力が過去 10 年間(平成 14～23 年度)の実績平均値(最大の年及び最小の年の実績を除く。))

東北電力の災害復旧修繕費については、過去 10 年間(平成 15～24 年度)の実績から最大値、最小値を除いた平均値より申請値が下回っていることを確認した。なお、東北電力は、地震災害は被害額が大きく変動するため、今回の算定対象には含めていないとしていたが、メルクマールとしては他社と同様に地震災害を含めたメルクマールで比較した。

四国電力については、過去 10 年間(平成 15～24 年度)の実績から最大値、最小値を除いた平均値との差額について料金原価から減額する。

北海道電力については、過去 10 年間(平成 15～24 年度)の実績から最大値、最小値を除いた平均値より申請値が下回っていることを確認した。

(4) 経営効率化

今後契約を締結するものについては、「基本的考え方」に示された考え方に基づき、料金原価から減額する。

■災害復旧修繕費の発生推移及び最大値、最小値を除いた平均値

(単位:億円)

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	平均値
東北電力	11	9	27	13	19	19	15	28	6	24	17.2
四国電力	1.1	13.0	7.1	0	0	0	0	0	3.3	0	1.4
北海道電力	11.7	1.2	2.0	3.5	2.0	0	0	0	0	2.0	1.3

※四捨五入の関係で平均値が合わない場合がある。

(単位:億円)

	今回申請額	備考
東北電力	13.1	過去 5 年間(18～22 年度)の実績から算出
四国電力	2.5	過去 10 年間(14～23 年度)の実績から算出(単純平均)
北海道電力	1.3	過去 10 年間(14～23 年度)の実績から算出(最大値、最小値を除く。)

東北電力

<査定結果>

1. レートベースに関連する修繕費は、電気事業の運営にとって真に必要不可欠なものであるかについて、特別監査(立入検査)の結果を確認し、レートベース、減価償却費との整合性を踏まえ、以下の項目を料金原価から減額する。

特別監査分

- ・送電線異電圧……2. 97億円
- ・送電線空回線及び空管路……0. 19億円
- ・発電所・送電設備等における長期間不使用の土地、建物、機械装置……0. 13億円
- ・社宅の空き室分……0. 25億円
- ・予備品及び予備設備……3. 19億円
- ・その他……2. 31億円

…9. 04億円(3年平均)

2. スマートメーター本体の単価については、東京電力の査定単価を基準に原価算入を認め、上回る部分について料金原価から減額する。その際、東北電力が電気料金審査専門小委員会で表明した、平成27年1月からのスマートメーターの先行的な導入開始との新しい計画に基づき、原価の再算定を行う。

…3. 09億円(3年平均)

3. 今後契約を締結するものについては、「基本的な考え方」に示された考え方に基づき料金原価から減額する。

…2. 34億円(3年平均)

(「基本的考え方(3)」の41. 71億円の内数)

…2. 58億円(3年平均)

(「基本的考え方(4)」の9. 66億円の内数)

計 17. 06億円料金原価から減額する

(うち、4. 92億円は、「基本的な考え方(3)、(4)」による減額の内数)

四国電力

<査定結果>

1. レートベースに関連する修繕費は、電気事業の運営にとって真に必要不可欠なものであるかにつ

いて、特別監査(立入検査)の結果を確認し、レートベース、減価償却費との整合性を踏まえ、以下の項目を料金原価から減額する。

特別監査分

- ・送電線空回線及び空管路……0.05億円
- ・社宅の空き室分……0.36億円
- ・予備品及び予備設備……1.30億円
- ・その他……0.75億円

…2.46億円(3年平均)

2. 災害復旧修繕費については、過去10年間の実績から最大値、最小値を除いた平均値を上回る分を料金原価から減額する。

…1.02億円(3年平均)

3. スマートメーター本体の単価については、東京電力の査定単価を基準に原価算入を認め、上回る部分について料金原価から減額する。

…4.08億円(3年平均)

4. スマートメーター用光ケーブルの新設に係る査定において、コスト比較等に基づく最適な通信方式を採用する余地があると考えられることから、現時点において最も安価な方式で再算定して上回る部分について料金原価から減額する。

…1.33億円(3年平均)

5. 今後契約を締結するものについては、「基本的な考え方」に示された考え方に基づき料金原価から減額する。

…6.05億円(3年平均)

(「基本的考え方(3)」の24.55億円の内数)

…2.28億円(3年平均)

(「基本的考え方(4)」の4.24億円の内数)

計 17.22億円料金原価から減額する

(うち、8.32億円は、「基本的な考え方(3)、(4)」による減額の内数)

北海道電力

<査定結果>

1. レートベースに関連する修繕費は、電気事業の運営にとって真に必要不可欠なものであるかについて、特別監査(立入検査)の結果を確認し、レートベース、減価償却費との整合性を踏まえ、以下の項目を料金原価から減額する。

特別監査分

- ・送電線異電圧……0. 69億円
- ・送電線空回線及び空管路……0. 62億円
- ・発電所・送電設備等における長期間不使用の土地、建物、機械装置…0. 23億円
- ・社宅の空き室分……0. 21億円
- ・予備品及び予備設備……1. 64億円
- ・その他……2. 41億円

…5. 80億円(3年平均)

2. 火力修繕費については、前回改定時に比べて大幅に増加していることを踏まえ、過去 5 年間(平成 20～24 年度)と比較した火力修繕費の増加分について、過去 10 年間(平成 15～24 年度)の実績を元に回帰分析の手法により想定される経年化による増加分や平成 24 年度の定検の先送りの影響を考慮してもなお過大と考えられる分については、料金原価から減額する。

…1. 92億円(3年平均)

3. スマートメーター本体の単価については、東京電力の査定単価を基準に原価算入を認め、上回る部分について料金原価から減額する。

…3. 05億円(3年平均)

4. 今後契約を締結するものについては、「基本的な考え方」に示された考え方に基づき料金原価から減額する。

…2. 03億円(3年平均)

(「基本的考え方(3)」の12. 94億円の内数)

…1. 39億円(3年平均)

(「基本的考え方(4)」の3. 78億円の内数)

計 14. 19億円料金原価から減額する

(うち、3. 42億円は、「基本的な考え方(3)、(4)」による減額の内数)

7. 公租公課

<申請額 東北電力:976億円(H25~27平均)、四国電力:339億円(H25~27平均)、北海道電力:415億円(H25~27平均)>

【公租公課の概要】

公租公課は、各税法等(河川法、法人税法、地方税法、電源開発促進税法等)に基づき、投資額、販売電力量、原子力発電所稼働状況等の各計画諸元をもとに算定する。

		東北電力			四国電力			北海道電力			備 考
		前回 (20年 原価)	今回 (25-27 平均)	今回- 前回	前回 (20年 原価)	今回 (25-27 平均)	今回- 前回	前回 (20年 原価)	今回 (25-27 平均)	今回- 前回	
1	水利使用料	27	27	▲1	8	7	▲0	11	12	0	河川法に基づき、水力発電所毎の出力に単価を乗じて算定
2	固定資産税	340	330	▲10	115	103	▲12	116	138	21	地方税法に基づき、土地、家屋、償却資産を課税客体として課税
3	雑税	22	17	▲5	11	15	4	14	21	7	核燃料税、都市計画税、県道市町村民税、印紙税等
4	電源開発促進税	317	301	▲16	110	105	▲6	124	121	▲2	電源開発促進税に基づき、課税対象電力量に0.375円/kWhを乗じて算定
5	事業税	180	183	3	63	59	▲4	69	74	5	地方税法に基づき、収入金額に税率を乗じて算定(収入金課税方式)
6	法人税等	140	119	▲21	65	50	▲16	60	49	▲10	法人税法及び地方税法に基づき、配当原資相当分に対し課税
	合 計	1,026	976	▲50	373	339	▲34	394	415	21	

(1) 印紙税

「所得税法等の一部を改正する法律」により、印紙税法の一部が改正され(平成25年4月)、平成26年4月1日以降に作成される「金銭又は有価証券の受取書」に係る印紙税の非課税範囲が拡大(3万円未満→5万円未満)されており、当該減税分を反映したものとす。

(2) 印紙税以外の税

算定規則及び各税法に基づき算定されていることを確認した。特別監査の反映等による前提諸元の査定に伴う税額の減を適切に反映する。

東北電力

<査定結果>

1. 「所得税法等の一部を改正する法律」により、印紙税法の一部が改正され(平成25年4月)、平成26年4月1日以降に作成される「金銭又は有価証券の受取書」に係る印紙税の非課税範囲が拡大(3万円未満→5万円未満)されており、当該減税に伴い印紙税も減額する。
…1. 14億円(3年平均)
2. 特別監査の反映等による前提諸元の査定に伴う税額の減を反映する。
…2. 00億円(3年平均)
3. 電気事業者に課される事業税は、売上に対して課される収入金課税方式のため、総原価の減少に伴い事業税も減額する。
…4. 02億円(3年平均)
4. 平成24年度実績が確定したことに伴い、申請における直近実績を基に算定している料金原価へ当該実績を反映する。
…▲0. 70億円(3年平均)

計 6. 46億円料金原価から減額する

四国電力

<査定結果>

1. 「所得税法等の一部を改正する法律」により、印紙税法の一部が改正され(平成25年4月)、平成26年4月1日以降に作成される「金銭又は有価証券の受取書」に係る印紙税の非課税範囲が拡大(3万円未満→5万円未満)されており、当該減税に伴い印紙税も減額する。
…0. 69億円(3年平均)
2. 特別監査の反映等による前提諸元の査定に伴う税額の減を反映する。
…0. 96億円(3年平均)
3. 電気事業者に課される事業税は、売上に対して課される収入金課税方式のため、総原価の減少に伴い事業税も減額する。
…1. 41億円(3年平均)
4. 平成24年度実績が確定したことに伴い、申請における直近実績を基に算定している料金原価へ当該実績を反映する。
…▲0. 47億円(3年平均)
5. 「基本的な考え方」に示された考え方に基づく前提諸元の減額に伴う税額の減を反映する。

…0.05億円(3年平均)
(「基本的な考え方(3)」の24.55億円の内数)

…0.01億円(3年平均)
(「基本的な考え方(4)」の4.24億円の内数)

計 2.65億円料金原価から減額する
(うち、0.06億円は、「基本的な考え方(3)、(4)」による減額の内数)

北海道電力

<査定結果>

1. 特別監査の反映等による前提諸元の査定に伴う税額の減を反映する。

…1.05億円(3年平均)

2. 電気事業者に課される事業税は、売上に対して課される収入金課税方式のため、総原価の減少に伴い事業税も減額する。

…1.14億円(3年平均)

3. 平成24年度実績が確定したことに伴い、申請における直近実績を基に算定している料金原価へ当該実績を反映する。

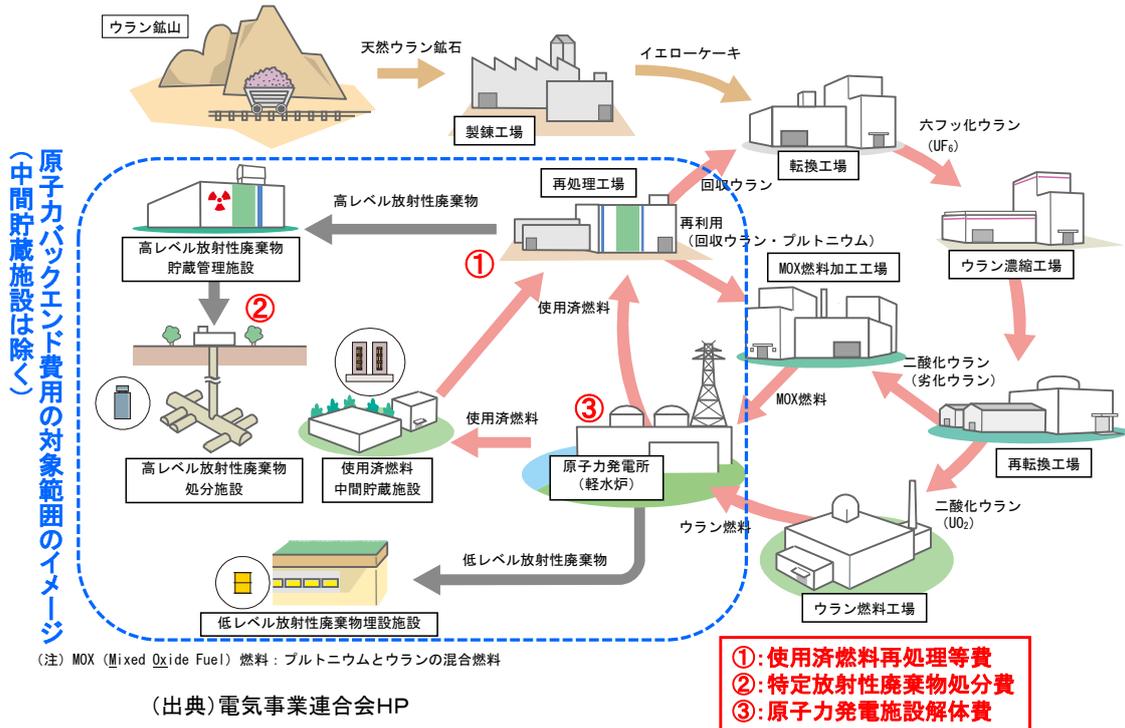
…▲0.01億円(3年平均)

計 2.19億円料金原価から減額する

8. 原子力バックエンド費用

<申請額 東北電力:51 億円(H25~27 平均)、四国電力:89 億円(H25~27 平均)、北海道電力:103 億円(H25~27 平均)>

【原子力バックエンド費用の概要】



(1) 使用済燃料再処理等発電費・使用済燃料再処理等既発電費

使用済燃料再処理等発電費・既発電費は、「原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律」(以下「法」という。)に基づき、原子力発電所から発生する使用済燃料の再処理等の費用に充てるため積み立てが義務づけられている費用のほか、使用済燃料の輸送費等の当期費用を計上している。

【参考: 積立金の算定等】

使用済燃料再処理等積立金は、法に基づき、電気事業者が使用済燃料の発生等に応じて積み立てるものであり、再処理等に要する費用として、再処理事業者である日本原燃に支払うこととなっている。なお、積立金の額は、事業者からの届け出を基礎とし、経済産業省で算定している。将来発電分に係る積立金の額は、再処理等の実施主体である日本原燃の事業実施計画等を踏まえ、積立単価に、当該年度積立対象となる使用済燃料の発生数量(六ヶ所再処理分)を乗じ、これに利息相当分を加えて、毎年度の金額を算出している。過

去発電分に係る積立金の額は、平成 17 年度から 15 年間で積立て。

(東北電力)

(単位:百万円)

		前回	今回申請	差異	備考
制度措置分 (日本原燃分)	積立金(将来分)	7,429	1,064	▲ 6,365	使用済燃料の発生量の減少による減
	積立金(過去分)	2,691	2,691	-	
	計	10,120	3,755	▲ 6,365	
制度外分 (海外分)		-	0	0	
その他 (輸送費)	発電所構内の輸送	336	87	▲ 249	輸送量の減少による減
	六ヶ所再処理工場への輸送	1,035	327	▲ 708	同上
	海外再処理工場への輸送	8	12	4	
	計	1,379	426	▲ 953	
合計		11,499	4,181	▲ 7,317	

(注) 制度措置分とは、使用済燃料に係る再処理等の計画があるものをいう。

(四国電力)

(単位:百万円)

		前回	今回申請	差異	備考
制度措置分 (日本原燃分)	積立金(将来分)	5,800	2,748	▲ 3,052	使用済燃料の発生量の減少による減
	積立金(過去分)	3,239	3,239	0	
	計	9,038	5,986	▲ 3,052	
制度外分 (海外分)		25	0	▲ 25	
その他 (輸送費)	発電所構内の輸送	122	48	▲ 74	輸送量の減少による減
	六ヶ所工場への輸送	501	227	▲ 274	同上
	海外工場への輸送	8	0	▲ 8	
	保険料・補償料	6	5	▲ 1	
	計	638	281	▲ 357	
合計		9,701	6,267	▲ 3,434	

(注) 制度措置分とは、使用済燃料に係る再処理等の計画があるものをいう。

(北海道電力)

(単位:百万円)

		前回	今回申請	差異	備考
制度措置分 (日本原燃分)	積立金(将来分)	2,744	4,383	1,639	泊発電所3号機の運転開始による発電電力量の増等
	積立金(過去分)	1,669	1,669	-	
	計	4,413	6,052	1,639	
制度外分 (海外分)		-	-	-	
その他 (輸送費)	発電所構内の輸送	177	44	▲ 133	輸送基数減(H20:3基→H25~H27:3基)
	六ヶ所工場への輸送	▲ 43	193	235	H19輸送量の大幅減による精算(H20=前回原価)による反動増
	海外工場への輸送	2	2	0	
	保険料・補償料	2	0	▲ 1	
	計	138	238	100	
合計		4,551	6,290	1,739	

(注) 制度措置分とは、使用済燃料に係る再処理等の計画があるものをいう。

①算定方法の確認

法及び前提計画に基づいて算定されていることを確認した。また、その他(輸送費)については、既契約等に基づいて算定されていることを確認した。

②広告宣伝費、寄付金、団体費等

制度措置分(日本原燃分)については、コスト積み上げベースで料金が算定され、国がその内容を確認することが可能なもの(原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律に基づくもの)であり、日本原燃から東北電力、四国電力及び北海道電力に対し、料金に含まれている広告宣伝費等の額などを示した書類での回答があり、その書類を確認したところ、広告宣伝費等が料金原価に算入されているが、「基本的な考え方」に示された考え方に基づき料金原価から除くこととする。

③経営効率化

使用済燃料再処理等発電費のうちの「その他(輸送費)」については、今後契約を締結するものについて、「基本的な考え方」に示された考え方に基づき料金原価から減額する。

④その他

東北電力及び四国電力においては、その他(輸送費)のうち六ヶ所再処理工場への輸送については、平成24年度の輸送容器の使用実績に基づく減額分を反映した料金原価に補正を行うこととする。

(2)特定放射性廃棄物処分費

特定放射性廃棄物処分費は、「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律」(以下「法」という。)に基づき、原子力発電所から発生する使用済燃料の再処理等を行った後に生ずる特定放射性廃棄物の最終処分に必要な費用を拠出することが義務づけられている費用である。

【参考:拠出金の算定方法】

拠出金の額は、法に基づき、高レベル放射性廃棄物の単位数量当たりの最終処分業務に必要な金額(拠出金単価)に、使用済燃料の再処理を行った後に生ずる廃棄物の量及び過去分の量(1/15)を乗じて得た金額とされている。

(東北電力)

(単位:百万円)

	前回	今回申請	差異	備考
拠出金(将来分)	2,885	190	▲2,695	原子力発電所の稼働減による減額
(発電電力量:暦年GWh)	20,693	1,562	▲19,131	
(拠出金対象本数:本)	71.4	5.4	▲66.0	
(拠出金単価:千円/本)	40,413	34,999	▲5,414	
拠出金(過去分)	772	223	▲549	過去分の平成25年度拠出終了による減額
(拠出金対象本数:本)	19.1	6.4	▲12.7	
(拠出金単価:千円/本)	40,413	34,999	▲5,414	
合計	3,657	413	▲3,244	

(四国電力)

(単位:百万円)

	前回	今回申請	差異	備考
拠出金(将来分)	2,117	675	▲1,442	原子力発電所の稼働減による減額
(発電電力量:暦年GWh)	14,656	5,587	▲9,069	
(拠出金対象本数:本)	50.0	19.3	▲30.7	
(拠出金単価:千円/本)	42,340	34,999	▲7,341	
拠出金(過去分)	1,740	479	▲1,261	平成25年度拠出終了による減
(拠出金対象本数:本)	41.1	13.7	▲27.4	
(拠出金単価:千円/本)	42,340	34,999	▲7,341	
合計	3,857	1,155	▲2,702	

(北海道電力)

(単位:百万円)

	前回	今回申請	差異	備考
拠出金(将来分)	1,018	1,064	▲46	泊発電所3号機の運転開始による発電電力量の増等
(発電電力量:暦年GWh)	7,643	9,147	1,504	1・2号:▲1,844(7,643→5,799), 3号:+3,348(0→3,348)
(拠出金対象本数:本)	25.2	30.4	5.2	
(拠出金単価:千円/本)	40,413	34,999	▲5,414	
拠出金(過去分)	731	211	▲520	H25拠出終了による減
(拠出金対象本数:本)	18.1	6.0	▲12.1	
(拠出金単価:千円/本)	40,413	34,999	▲5,414	
合計	1,750	1,275	▲475	

①算定方法の確認

法及び前提計画に基づいて算定されていることを確認した。

(3)原子力発電施設解体費

原子力発電施設解体費は、電気事業法第35条(償却等)の規定を実施するための「原子力発電施設解体引当金に関する省令」に基づき、原子力発電施設の解体及び解体廃棄物の処理処分に必要な費用を引当することが義務づけられている費用である。

【参考：引当金の算定方法】

引当額は、総見積額(解体費用及び廃棄物処理処分費用)に、運転開始から終了に至るまでに生み出す想定総発電電力量に対して、当該年度に発生した発電電力量に応じて、引き当てる。

(東北電力)

(単位：百万円)

		前回	今回申請	差異	備考
女川	1号機	556	-	▲556	再稼働時期未定
	2号機	1,763	-	▲1,763	再稼働時期未定
	3号機	1,192	-	▲1,192	再稼働時期未定
東通	1号機	1,198	482	▲716	平成27年7月運転開始見込み
合計		4,709	482	▲4,227	

(四国電力)

(単位：百万円)

		前回	今回申請	差異	備考
伊方	1号機	958	0	▲958	再稼働時期未定
	2号機	1,078	0	▲1,078	再稼働時期未定
	3号機	1,426	1,429	2	平成25年7月運転開始見込み
合計		3,462	1,429	▲2,033	

(北海道電力)

(単位：百万円)

		前回	今回申請	差異	備考
泊	1号機	967	974	8	
	2号機	1,136	912	▲224	
	3号機	-	858	858	平成21年12月運転開始
合計		2,102	2,744	642	

①算定方法の確認

「原子力発電施設解体引当金に関する省令」及び前提計画に基づいて算定されていることを確認した。

東北電力及び四国電力においては、算定の基礎となる総見積額については、申請時点において平成23年度の数値を基に算定しているが、平成24年度の数値が確定したことに伴い、当該数値を反映した料金原価に補正を行うこととする。

東北電力

<査定結果>

-使用済燃料再処理等費-

1. 使用済燃料再処理等発電費のうち、コスト積み上げベースで料金が算定され、国がその内容を確認することが可能なもの(原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律に基づくもの)については、広告宣伝費が料金原価に算入され

ているが、「基本的な考え方」に示された考え方に基づき料金原価から除く。

…0.001億円(3年平均)

2. 使用済燃料再処理等発電費のうち「その他(輸送費)」については、今後契約を締結するものについて、「基本的な考え方」に示された考え方に基づき料金原価から減額する。

…0.19億円(3年平均)

(「基本的な考え方(3)」の41.71億円の内数)

3. その他(輸送費)のうち六ヶ所再処理工場への輸送における平成24年度の輸送容器の使用実績に基づく減額を料金原価に反映する。

…0.01億円(3年平均)

-原子力発電設備解体費-

1. 算定の基礎となる総見積額について、平成24年度の数値が確定したことに伴い、申請における平成23年度の数値を基に算定している料金原価へ当該数値を反映する。

…▲0.09億円(3年平均)

計 0.12億円料金原価から減額する

(うち、0.19億円は、「基本的な考え方(3)」による減額の内数)

四国電力

<査定結果>

-使用済燃料再処理等費-

1. 使用済燃料再処理等発電費のうち、コスト積み上げベースで料金が算定され、国がその内容を確認することが可能なもの(原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律に基づくもの)については、広告宣伝費が料金原価に算入されているが、「基本的な考え方」に示された考え方に基づき料金原価から除く。

…0.003億円(3年平均)

2. 使用済燃料再処理等発電費のうち「その他(輸送費)」については、今後契約を締結するものについて、「基本的な考え方」に示された考え方に基づき料金原価から減額する。

…0.16億円(3年平均)

(「基本的な考え方(3)」の24.55億円の内数)

…0.001億円(3年平均)

(「基本的な考え方(4)」の4.24億円の内数)

3. その他(輸送費)のうち六ヶ所再処理工場への輸送における平成24年度の輸送容器の使用実績に基づく減額等を料金原価に反映する。

…0.30億円(3年平均)

-原子力発電設備解体費-

1. 算定の基礎となる総見積額について、平成24年度の数値が確定したことに伴い、申請における平成23年度の数値を基に算定している料金原価へ当該数値を反映する。

…▲0.18億円(3年平均)

計 0.29億円料金原価から減額する

(うち、0.16億円は、「基本的な考え方(3)、(4)」による減額の内数)

北海道電力

<査定結果>

-使用済燃料再処理等費-

1. 使用済燃料再処理等発電費のうち、コスト積み上げベースで料金が算定され、国がその内容を確認することが可能なもの(原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律に基づくもの)については、広告宣伝費等が料金原価に算入されているが、「基本的な考え方」に示された考え方に基づき料金原価から除く。

…0.01億円(3年平均)

2. 使用済燃料再処理等発電費のうちの「その他(輸送費)」については、今後契約を締結するものについて、「基本的な考え方」に示された考え方に基づき料金原価から減額する。

…0.12億円(3年平均)

(「基本的な考え方(3)」の12.94億円の内数)

…0.001億円(3年平均)

(「基本的な考え方(4)」の3.78億円の内数)

計 0.13億円料金原価から減額する

(うち、0.12億円は、「基本的な考え方(3)、(4)」による減額の内数)

9. その他経費・控除収益

<申請額 東北電力:1,177億円(H25~27平均)、四国電力:722億円(H25~27平均)、北海道電力:819億円(H25~27平均)>

【その他経費・控除収益の概要】

その他経費は、設備の運転又は点検、警備、業務のシステム化を他に委託する費用である委託費や事務所建物等の賃料(借地借家料)、鉄塔等の設置に要する土地等の使用料(道路占用料、線下補償料等)等に係る費用である賃借料など 21 項目に分類される。

控除収益は、自社電源線等の設備を他社が使用することによって発生する収益である託送収益(接続供給託送収益を除く。)や支払期日を超えて支払われる電気料金に係る延滞利息等の収益である電気事業雑収益など 5 項目に分類される。

(東北電力の概要)

				(億円)					
				前回	今回申請	差異	前回	今回申請	差異
その他経費	廃棄物処理費	85	119	35	遅収加算料金	▲19	▲14	5	
	消耗品費	52	53	1	託送収益(接続除き)	▲3	▲3	0	
	補償費	35	14	▲21	事業者間精算収益	▲27	▲31	▲3	
	賃借料	333	269	▲64	電気事業雑収益	▲141	▲121	20	
	託送料	13	15	2	預金利息	▲1	▲0	1	
	事業者間精算費	5	4	▲1	小計	▲192	▲168	23	
	委託費	483	529	46	合計(その他経費+控除収益)	1,139	1,177	38	
	損害保険料	12	9	▲4					
	原子力損害賠償支援機構一般負担金	—	107	107					
	普及開発関係費	100	27	▲74					
	養成費	21	12	▲9					
	研究費	68	53	▲16					
	諸費	116	125	8					
	電気料貸倒損	6	7	1					
	共有設備費等分担額	4	4	0					
	共有設備費等分担額(貸方)	▲0	▲0	▲0					
	建設分担保連費振替額(貸方)	▲2	▲3	▲1					
	附帯事業営業費用分担連費(貸方)	▲0	▲0	▲0					
	電力費振替勘定(貸方)	▲2	▲2	▲0					
	社債発行費	1	6	4					
	小計	1,331	1,345	15					

※その他経費は原子力バックエンド費用・固定資産除却費、
控除収益は地帯間・他社販売電力料を除く。

【主な差異要因】

- ◇ 原子力損害賠償支援機構一般負担金 (+107)
※原子力損害賠償支援機構法第38条に基づき機構へ納付
- ◇ 委託費 (+46)
原子力安全性向上対策費用の増: +84,
LNG基地関連委託費の減: ▲48 等
- ◇ 廃棄物処理費 (+35)
灰処理費用の増: +25 等
- ◇ 普及開発関係費 (▲74)
オール電化等販売拡大費用の減: ▲48 等
- ◇ 賃借料 (▲64)
リース会計変更等による機械賃借料の減: ▲21 等

(四国電力の概要)

				(億円)									
		前回	今回申請	差異			前回	今回申請	差異				
その他 の 経 費	廃棄物処理費	48	60	12	控 除 収 益	遅収加算料金	▲6	▲3	3				
	消耗品費	22	25	3		託送収益(接続除き)	▲37	▲22	15				
	補償費	24	9	▲15		事業者間精算収益	▲25	▲25	▲0				
	賃借料	114	90	▲24		電気事業雑収益	▲47	▲42	4				
	託送料	99	79	▲20		預金利息	▲0	▲0	0				
	事業者間精算費	18	16	▲1		小計	▲115	▲93	22				
	委託費	280	326	46		合計(その他経費+控除収益)					715	722	7
	損害保険料	10	10	0		【主な差異要因】							
	原子力損害賠償支援機構一般負担金	—	65	65		◇ 原子力損害賠償支援機構一般負担金(+65)							
	普及開発関係費	36	8	▲28		※原子力損害賠償支援機構法第38条に基づき機構に納付							
	養成費	14	13	▲1		◇ 委託費(+46)							
	研究費	52	41	▲11		坂出發電所LNG導入に伴うLNG貯蔵業務委託開始: +28 等							
	諸費	115	74	▲40		◇ 普及開発関係費(▲28)							
	電気料貸倒損	2	2	0		オール電化関連費用の減: ▲19 等							
	共有設備費等分担額	2	3	1		◇ 諸費(▲40)							
	共有設備費等分担額(貸方)	▲3	▲3	▲0		寄付金の減: ▲1, 諸会費・団体費の削減: ▲7,							
	建設分担関連運賃替額(貸方)	▲0	▲1	▲0		排出クレジット償却費の減: ▲23 等							
	附帯事業営業費用分担関連費(貸方)	▲2	▲2	0		◇ 賃借料(▲24)							
	電力費振替勘定(貸方)	▲2	▲3	▲0		借地借家料の低減: ▲10 等							
社債発行費	1	1	▲0										
小計	829	815	▲15										

※その他経費は原子力バックエンド費用・固定資産除却費、
控除収益は地帯間・他社販売電力料を除く。

(北海道電力の概要)

				(億円)									
		前回	今回申請	差異			前回	今回申請	差異				
その他 の 経 費	廃棄物処理費	68	73	5	控 除 収 益	遅収加算料金	▲10	▲7	3				
	消耗品費	25	26	1		託送収益(接続除き)	0	▲2	▲1				
	補償費	25	20	▲5		事業者間精算収益	—	▲1	▲1				
	賃借料	87	92	5		電気事業雑収益	▲46	▲57	▲11				
	託送料	60	59	▲1		預金利息	0	0	0				
	事業者間精算費	—	0	0		小計	▲56	▲66	▲10				
	委託費	319	403	84		合計(その他経費+控除収益)					707	819	112
	損害保険料	6	6	0		【主な差異要因】							
	原子力損害賠償支援機構一般負担金	—	65	65		◇ 原子力損害賠償支援機構一般負担金(+65)							
	普及開発関係費	50	14	▲36		◇ 委託費(+84)							
	養成費	7	8	1		原子力発電所安全対策費用: +25							
	研究費	24	20	▲4		情報処理システム関連費用: +30 等							
	諸費	90	89	▲1		◇ 普及開発関係費(▲36)							
	電気料貸倒損	3	7	3		オール電化関連費用の減: ▲22 等							
	共有設備費等分担額	3	2	▲0									
	共有設備費等分担額(貸方)	▲0	▲0	0									
	建設分担関連運賃替額(貸方)	▲3	▲2	▲1									
	附帯事業営業費用分担関連費(貸方)	▲0	▲0	▲0									
	電力費振替勘定(貸方)	▲1	▲0	▲1									
株式交付費	—	—	0										
社債発行費	1	2	1										
小計	763	885	122										

※その他経費は原子力バックエンド費用・固定資産除却費、
控除収益は地帯間・他社販売電力料を除く。

(注) 四捨五入の関係で合計等が合わない場合がある

【その他経費(具体的な内訳の例)】

- ◆ 廃棄物処理費 : 火力や原子力発電等によって発生する廃棄物の処理にかかる費用。
火力の灰処理費、排水処理費、排煙処理費、雑廃棄物処理費、原子力の放射性廃棄物処理費、雑廃棄物処理費等。
- ◆ 消耗品費 : 潤滑油脂費、被服費、図書費、光熱費・水道料、発電用消耗品費、自動車

等燃料費等。

- ◆ 補償費 : 契約、協定、覚書等による補償義務に基づいて定期的または臨時的に支払う費用等。汚染負荷量賦課金、伐採補償費、損害賠償費用等。
- ◆ 賃借料 : 事務所建物等の賃料である借地借家料、鉄塔等の設置に要する土地等の使用料(道路占用料、線下補償料等)、その他車輛、タンク、事務機器等のリース料(機械賃借料、雑賃借料)等。
- ◆ 託送料・事業者間精算費 : 自社及び自社の供給区域内の新電力が、他社の送電設備等を利用することによって発生する費用。
- ◆ 委託費 : 設備の運転又は点検・維持、警備、業務のシステム化、コールセンター等の運営、電気料金収納にかかる各種手数料等を他に委託する費用。
- ◆ 損害保険料 : 原子力損害の賠償に関する法律の規定による保険料、原子力損害賠償補償契約に関する法律の規定による補償料、電力設備の火災保険、運送保険等の損害保険契約に基づいて支払う保険料。
- ◆ 原子力損害賠償支援機構一般負担金 : 原子力損害賠償支援機構法の規定により原子力事業者が共同で納付する負担金。
- ◆ 普及開発関係費 : 広報活動、新規需要開発、電気使用合理化等に要する費用。テレビ・ラジオ放送費、PR館や展示館等の運営費、発電所見学会開催費、お客様周知用チラシ(料金改定等)やパンフレット印刷費等。
- ◆ 養成費 : 電気技術の能力向上を目的とする研修費や社員の基礎的能力の向上を目的とする研修費等。
- ◆ 研究費 : 自社研究の費用、委託研究の費用、共同研究のための分担金、その他研究のために要する費用。
- ◆ 諸費 : 通信運搬費、旅費、寄付金(反対給付を期待しないで任意に支出した金額)、団体費(諸会費及び事業団体費等)、雑費(会議費、諸手数料、公共施設等分担金、受益者負担金等)、雑損(貯蔵品の棚卸損や評価損等)。
- ◆ 電気料貸倒損 : 電灯電力収入で回収できない費用。
- ◆ 共有設備費等分担額・同(貸方) : ダムや燃料設備、共同溝等の共有設備の維持、運転等の管理を分担する費用。
- ◆ 建設分担関連費振替額(貸方) : 電気事業及び附帯事業の建設に間接に関連した費用(人件費、旅費等)の建設仮勘定への振替額。
- ◆ 附帯事業営業費用分担関連費振替額(貸方) : 附帯事業の営業に間接に関連した費用(人件費、修繕費、減価償却費等)の振替額。
- ◆ 電力費振替勘定(貸方) : 建設工事や附帯事業に使用する電力料金を一括控除し、建設仮勘定や附帯事業営業費用へ振り替えるもの。

- ◆ 株式交付費 : 新株発行の際に発生する登録免許税、金融機関及び証券会社の取扱手数料等。
- ◆ 社債発行費 : 金融機関及び証券会社の取扱手数料等。

【控除収益(具体的な内訳の例)】

- ◆ 遅収加算料金 : 電気料金を早収期間内経過後に支払われた場合に発生する収益。
- ◆ 託送収益・事業者間精算収益 : 他社及び他の一般電気事業者の供給区域内の新電力が、自社の送電線等の設備を使用することによって発生する収益。
- ◆ 電気事業雑収益 : 自家用発電機設置者から系統全体の周波数安定・維持に係る費用を徴収して得た収益であるアンシラリーサービス料金、需要家からの要請による引込線等の移設工事をして得た収益である諸工料、電柱に他社の通信線等を共架して得た収益である共架料、臨時需要に応じるために供給設備の工事をして得た収益である臨時工事費等がある。
- ◆ 預金利息 : 預金残高に対して発生する利息による収益。

(1) 廃棄物処理費、託送料、委託費、普及開発関係費、養成費、研究費、諸費

上記調達費用に関し、今後契約を締結するものについては、「基本的な考え方」に示された考え方に基づき料金原価から減額する。

(2) 廃棄物処理費

■ 四国電力

低レベル放射性廃棄物処理費(埋設費)の算定誤りを修正することにより料金原価から減額する。

■ 北海道電力

低レベル放射性廃棄物処理費(埋設費)の算定誤りを修正することにより料金原価から減額する。

(3) 消耗品費

図書費については、業務上必要性が認められないものや過大となっているものは料金原価から減額する。

(4) 補償費

東北電力及び四国電力は、汚染負荷量賦課金については、既に確定している平成25年度料率及び平成24年度排出量実績を反映させることとする。

上記以外の費目については、法令、締結済の契約、覚書等に基づき適正に算定されていることを確認した。

(5) 賃借料

道路占用料、水面使用料、線路使用料、電柱敷地料、線下補償料は法令及び契約等に基づく義務的借料であるため、過去の支払実績、料率改定動向調査、協定書等により適正に算定されていることを確認した。

借地借家料のうち、社宅・寮については、合理的な理由なく入居率が90%(※)を下回る部分は、電気事業の運営上必要不可欠とは言えない費用であることから料金原価から減額する。また、周辺物件の平均的賃料水準を上回る部分についても料金原価から減額する。ただし、発電所や変電所に付随した社宅・寮については、必要となる都度手当することが困難であることから、一般管理(業務)に整理されている社宅・寮のみ減額の対象とする。

※「住宅・土地統計調査(総務省)の空き家率の算出 平成20年度」を参考とした。

■ 東北電力

借地借家料のうち、社宅・寮の賃料については、平成24年度の減額交渉分を平成25～27年度の料金原価に反映したものとする。

相談役・顧問にかかる費用(執務スペース、社用車、社宅)については、料金原価へ算入されていないことを確認した。

■ 四国電力

借地借家料のうち、ショールームのような販売促進にかかる施設については料金原価から除くこととする。

相談役・顧問にかかる費用(執務スペース、社用車、社宅)については、料金原価へ算入されていないことを確認した。

■ 北海道電力

借地借家料のうち、ショールームのような販売促進にかかる施設や保養所のような電気事業に供しない施設にかかるものについては料金原価から除くこととする。

顧問にかかる費用(社宅)については、人件費における顧問等の給与は原価算入を認めないとの考え方を踏まえ、料金原価から除くこととする。

(6) 託送料

託送料のうち、コスト積み上げベースで料金が算定され、国がその内容を確認することが可能なもの(電気事業法第24条の4(卸電気事業者の振替供給)に基づく届出を受けているもの)について、今後契約を締結するものについては、東北電力及び四国電力に対

し自社が適用される事業報酬率での交渉を行うことを前提に、当該報酬率を上回る分を料金原価から減額する。また、法人税等についても、東北電力、四国電力及び北海道電力に対し税制改正により想定される法人税率等を上回る分について料金原価から減額する。

■ 東北電力及び北海道電力

託送料に係る算定の一部において、他の電力会社の料金改定等を踏まえ、最新の単価に置き換えて再算定して上回る部分について料金原価から減額する。

(7) 事業者間精算費

「一般電気事業者間における振替供給に係る費用の算定に関する省令」及び前提計画等に基づいて算定されていることを確認した。

■ 北海道電力

事業者間精算費に係る算定の一部において、他の電力会社の料金改定等を踏まえ、最新の単価で置き換えて再算定して上回る分について料金原価から減額する。

(8) 委託費

■ 東北電力

委託会社との協議により、平成24年度に単価削減できたものについては、平成25～27年度も平成24年度の単価削減を反映したものであることを確認した。

販売促進にかかる費用や普及開発関係費に類似する費用については、電気料金の値上げを行う状況下における費用の優先度を考慮し、料金原価から減額する。

■ 四国電力

小型ヘリコプター優先契約については、災害時の巡視等に用いるものであるため、災害復旧修繕費の査定の方を準用して算定した額との差額を料金原価から減額する。

LNG貯蔵業務委託に係る事業報酬率については、四国電力の査定において適用される事業報酬率との差額分を料金原価から減額する。

■ 北海道電力

情報システム関連費用のうち、お客さま系システム(需要家との契約や料金計算、請求などの重要業務を処理するシステム)に係るホスト計算機からオープン系への更新費用については、電気料金の値上げを行う状況であること、及び、電力システム改革の詳細制度設計が今後行われる中で情報システムの再構築に着手することは時期尚早と考えられることから、緊急性のあるもの以外については、料金原価から減額する。

販売促進にかかる費用や普及開発関係費に類似する費用については、電気料金の値上げを行う状況下における費用の優先度を考慮し、料金原価から減額する。

(9) 損害保険料

① 原子力関係

「原子力損害の賠償に関する法律」及び「原子力損害賠償補償契約に関する法律」に基づき適正に算定されていることを確認した。

② 原子力以外

既存契約等に基づき適正に算定されていることを確認した。

(10) 原子力損害賠償支援機構一般負担金

「原子力損害賠償支援機構法」及び関係法令に基づいて、今後負担することになると想定される金額が適正に織り込まれていることを確認した。

(11) 普及開発関係費

審査要領において、原価への算入を認めないこととされている販売促進を目的とした広告宣伝費、オール電化関連費用、PR館の販売促進関連費用については、原価算入されていないことを確認した。

他方で、節電や省エネ推進を目的としたものであっても、PR・コンサルティング活動は販売促進的側面が強いと考えられることから、料金原価から除くこととする。

電気料金メニューの周知、需要家にとって電気の安全に関わる周知、電気予報等需給逼迫時の需要抑制要請といった公益的な目的から行う情報提供のみ原価算入を認めるが、ホームページやパンフレット・チラシ等を利用したものなど、厳に必要なもののみ原価算入を認める。

台風災害等による停電関係広報のように、上記以外の媒体を使用せざるを得ないものについては原価算入を認める。

特定の電子ツールの使用や、特定の需要家に限定した専用サイトを利用した情報提供、または企業イメージ的な調査・広報誌や他の取り組みと重複していると考えられる費用については、電気料金の値上げを行う状況下における費用の優先度が低いと考えられるため料金原価から除くこととする。

普及開発関係費のうち、団体費的な性格を持つ費用(研究会や懇談会等の活動費用等)については、料金原価から除くこととする。

PR館に付随する植物園、緑地管理費、スイミングプール管理費等の電気事業に供しない施設に係る費用については料金原価から除くこととする。

原子力広報についても、イメージ広告に近い情報発信等については料金原価から除くこととする。

(12) 養成費

研修先の設定する単価が、単価表において予め決まっていることを確認した。

■ 東北電力

公的資格取得にかかる奨励金は、電気料金の値上げを行う状況下における費用の優先度を考慮し、料金原価から除くこととする。

■ 四国電力

関連会社への出向者が受講する、現業技術の教育・訓練等に関連する費用については、電気料金の値上げを行う状況下における費用の優先度を考慮し、料金原価から除くこととする。

(13) 研究費

一般財団法人 電力中央研究所(以下、「電中研」という。)などの分担金及び自社研究のうち、以下に該当するものについては料金原価から除くこととする。

- i) 電気料金の値上げを行う状況下における費用の優先度が低い研究
- ii) 海外の会議や団体に参加し、情報収集を行う研究であって実質的に団体費に類似するもの
- iii) 重複している研究

※なお、研究成果については、広く社会に普及するよう、既に公表されている内容をより充実させる。

電中研の分担金については、本来、電力会社本体で行うことも考えられる業務を集中的に行うため各社が費用を分担するものであり、分担金に含まれる人件費については、東北電力、四国電力及び北海道電力のコスト削減努力並に料金原価から減額し、その他の一般管理費等のコスト削減可能な経費についても、東北電力、四国電力及び北海道電力のコスト削減努力に照らし、東北電力及び北海道電力は 10%、四国電力は 10.5%、減額する。

(14) 諸費

① 寄付金

審査要領のとおり、料金原価へ算入されていないことを確認した。

② 団体費

諸会費(北海道地区広域共同防災協議会(※1))及び事業団体費(海外電力調査会、海外再処理委員会、原子力安全推進協会、電力系統利用協議会、世界原子力発電事業者協会東京センター、日本卸電力取引所(※2)、原子力環境整備促進・資金管理セ

ンター(※3))については、事業目的など合理的な理由があると考えられることから、料金原価への算入を認めるが、これ以外の団体費については、審査要領のとおり、料金原価へ算入されていないことを確認した。(※1、3)北海道電力のみ原価算入。(※2)四国電力及び北海道電力は原価算入。

■ 北海道電力

団体費のうち中央電力協議会については、電気料金の値上げが必要な状況下における費用の優先度を考慮し、料金原価から除くこととする。

③その他

■ 東北電力

相談役・顧問にかかる費用(車両「タクシー利用」)については、人件費における顧問等の給与は原価算入を認めないとの考え方を踏まえ、料金原価から除くこととする。

■ 四国電力

原価算定期間に実施する使用済核燃料の構内輸送は、関連会社の技術力維持を目的として実施する面があるため、これらに係る費用については、電気料金の値上げを行う状況下における費用の優先度を考慮し、料金原価から除くこととする。

相談役・顧問にかかる費用(旅費等)については、人件費における顧問等の給与は原価算入を認めないとの考え方を踏まえ、料金原価から除くこととする。

■ 北海道電力

相談役・顧問にかかる費用(旅費)については、人件費における顧問等の給与は原価算入を認めないとの考え方を踏まえ、料金原価から除くこととする。

(15)電気料貸倒損

人件費等が減額されたことに伴い、これらを基に算定している料金原価への変動を反映する。

(16)共有設備費等分担額・同(貸方)

既存の協定書または実施計画書に基づき適正に算定されていることを確認した。

(17)建設分担関連費振替額(貸方)

個別原価の査定による電気事業工事資金の減額を反映する。

(18)附帯事業営業費用分担関連費振替額(貸方)

過去の実績等に基づき適正に算定されていることを確認した。

(19) 電力費振替勘定(貸方)

人件費等が減額されたことに伴い、これらを基に算定している料金原価への変動を反映する。

(20) 社債発行費

過去の支払実績、実施計画等により適正に算定されていることを確認した。

(21) 遅収加算料金

過去の発生実績等に基づき適正に算定されていることを確認した。

(22) 託送収益

既契約及び前提計画等に基づいて適正に算定されていることを確認した。

(23) 事業者間精算収益

「一般電気事業者間における振替供給に係る費用の算定に関する省令」及び前提計画等に基づいて算定されていることを確認した。

(24) 電気事業雑収益

■ 東北電力

契約超過金に係る算定において、過去実績に比べて減収を見込んでいるが、合理的な理由がないため、過去実績と比べて足らざる部分について料金原価から減額する。

■ 四国電力

電柱広告料に係る算定において、電柱広告料単価を前提に想定しているが、当該単価を現時点で見直して回収不足が発生しないよう、見直し後の単価で再算定して足らざる部分について料金原価から減額する。

雑口に係る一部の算定について、過去実績に比べて減収を見込んでいるが、合理的な理由がないため、過去実績と比べて足らざる部分について料金原価から減額する。

■ 北海道電力

IPP 契約の解約に伴う違約金について、申請においては、通常は発生しない極めて稀な事象に伴う収益であり、かつ今回の例では金額的な重要性も大きいとして「特別利益」として計上され、料金原価には織り込まれていない。一方で、類似の事例について、実決算において「電気事業の運営に伴って通常発生するもの」として扱っている会計整理の実例として以下のようなものがある。

- FITへの移行による解約に伴う精算金に係る収益について、北海道電力においては、初めて発生した収益であり、今後は、継続的に発生する見込みのない収益を「電気

事業雑収益」で整理。

- IPP契約の解約に伴う違約金に係る収益について、他の電力会社においては、IPP契約締結後、営業運転開始前に、IPP事業者からの解約申し出によって発生したものが、現時点でも他の電力会社以外では発生していない稀な事象に伴う収益を「電気事業雑収益」で整理。

以上の実例を踏まえると、今回の申請において織り込まれなかった違約金についても、「電気事業の運営に伴って通常発生するもの」に該当すると判断し、会計規則上は「電気事業雑収益」（算定規則上は控除収益）として整理し、当該違約金に係る収益について料金原価から減額する。

電柱広告料に係る算定において、子会社との契約に基づき、過去に取り決めた電柱使用料率で算定して織り込んでいるが、当該使用料率の根拠がないため、子会社における電柱広告事業収支を確認して収益折半となるよう、料金原価から減額する。

諸工料に係る算定の一部において、単価請負工事を前提に想定しているが、当該単価を現時点で見直して回収不足が発生しないよう、見直し後の単価で再算定して足らざる部分について料金原価から減額する。

アンシラリーサービス料に係る算定において、改定後の新単価ではなく、旧単価に小売り料金の改定率を乗じて算定しているが、改定後の新単価で再算定して足らざる部分について料金原価から減額する。

(25) 預金利息

■ 東北電力

預金利息に係る算定において、過去実績と比べて減収を見込んでいるが、合理的な理由がないため、過去実績と比べて足らざる部分について料金原価から減額する。

■ 四国電力及び北海道電力

預金利息に係る算定において、収入の伸びと考えられる要因に相関させて収入を想定しているが、当該要因の伸びと収入の伸びとの相関性がないと考えられるので、収入そのものの伸びで再算定して足らざる部分について料金原価から減額する。

(26) 平成 24 年度実績置き換え

上記のほか、申請時点における直近実績(平成 21～23 年度平均等)を基に算定している料金原価について、平成 24 年度実績が確定したことに伴い、当該実績を直近実績に反映(平成 22～24 年度平均等)する。

■ 諸会費の内訳

(北海道電力)

団体名称	参加企業	主な事業内容	原価算入の理由	年間負担額 (百万円)
北海道地区 広域共同防災 協議会	設立：2007年 ・北海道石油共同備蓄株式会社 ・独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構 ・出光興産株式会社 ・J X日鉱日石エネルギー株式会社 ・北海道電力株式会社	・大容量泡放水砲と大容量泡放水用防災 資機材の維持管理 ・広域共同防災組織訓練の計画・実施 ・防災要員の教育計画・実施等	知内発電所において、石油コンビナート等災害 防止法により義務付けされた防災資機材を共同 で運用するため、必要な経費であることから原 価に算入。	11

■ 事業団体会費の内訳

団体名称	主な参加企業	主な事業内容	原価算入の理由	年間負担額 (百万円)		
				東北電力	四国電力	北海道電力
海外電力調 査会	設立：1958年 一般電気事業者 (10社) 電源開発、日本原子力発電	海外の電気事業に関する調査研究、主要各国の 調査・分析、電気事業に関する海外の関係機関 や団体との交流・協力、海外に対する日本の電 気事業の情報提供を実施。	個々の電力会社では実施できない海外電気事業の調 査研究等や海外の関係機関・団体との交流・協力等 を実施しており、福島第一原子力発電所の事故以来、 海外電力との協力関係構築や情報発信の重要性は一 層増している。	92	69	68
海外再処理 委員会	設立：1977年 一般電気事業者 (9社) ※1 電源開発、日本原子力発電	電力会社が英仏事業者に委託した再処理及び輸 送等に係わる、電力会社共通の業務 (契約協議 等) を実施。	英仏事業者への委託業務について常設の事務局を設 置し、効率性の観点から電力会社に代わって一元 的・恒常的に実施している。	15	36	4
原子力安全 推進協議会	設立：2012年 (日本原子力技術者協会から 改組) 一般電気事業者 (9社) ※1 電源開発、日本原子力発電、 その他メーカー	日本の原子力安全レベルを世界最高水準に引き 上げることを目的に、事業者の意向に左右され ない独立性の仕組み・体制を構築し、事業者に 対して、安全性向上対策や原子力施設の評価と 提言・勧告等を実施。	原子力事業者から独立した立場と強い指導力のもと、 原子力発電所の安全性を一層向上させるための活動 を実施している。	297	166	170
電力系統利 用協議会	設立：2004年 一般電気事業者 (10社)、電 源開発、その他発電事業者	電気事業法第93条第1項に定める送配電等業務 の円滑な実施に向け、NW (ネットワーク) 業務 の実施に関する基本的な指針の策定、NW業務の 円滑な実施に必要な事業者に対する指導・勧告 NW業務についての事業者からの苦情の処理及び 紛争の解決を実施。	ネットワーク利用の公平性確保に関して、電気事業 法に規定された唯一の送配電業務支援機関である。	52	20	24
世界原子力 発電事業者 協会東京セ ンター (WANO)	設立：1989年 一般電気事業者 (9社) ※1、 電源開発、その他発電事業者	チェルノブイリ原子力発電所事故を契機に設立 され、世界の原子力発電所の安全性・信頼性向 上を目的に、ピアレビュー (相互評価活動)、 技術支援、運転経験情報交換等を実施。	原子力発電所の安全性・信頼性を継続的に向上させ るため、海外の知見、運転経験を広く収集し発電所 運営に役立てるとともに、ピアレビューへの参画・ 受入れなどを通じて、更なる改善に役立てている。	19	14	15
日本卸電力 取引所	設立：2003年 一般電気事業者 (9社) ※1、 電源開発、その他発電事業者	電力小売自由化範囲の拡大および競争促進に向 けた環境整備を行うことにより、電源調達の多 様化および自前の発電所による電力供給を補完 することを目的として、現物の電気のスポット 取引並びに先渡し取引を仲介。	国民生活・経済活動に必要な不可欠なエネルギー である電力の調達・供給を仲介し、電力需給の調整を 図る重要な役割を担っており、原価に算入する必要が あると判断。	-	1	1
原子力環境 整備促進・ 資金管理 センター	設立：1976年 特定実用発電用原子炉設置者	「原子力発電における使用済燃料の再処理等 のための積立金の積立て及び管理に関する法律」 (再処理等積立法) に基づき、特定実用発電用 原子炉設置者が積み立てる再処理等積立金の資 金管理業務を実施。	再処理等積立金の資金管理業務は、再処理等積立法 に基づき定められた「資金管理業務規程」に従って 実施されるものであり、特定実用発電用原子炉設置 者等が当該運営管理費を負担する必要がある。	-	-	3

※1 沖縄電力を除く

東北電力

<査定結果>

-廃棄物処理費-

1. 今後契約を締結するものについては、「基本的な考え方」に示された考え方に基づき料金原価

から減額する。

…0.03億円(3年平均)

(「基本的な考え方(3)」の41.71億円の内数)

…0.01億円(3年平均)

(「基本的な考え方(4)」の9.66億円の内数)

-消耗品費-

2. 図書費のうち、業務上必要性が認められないもの等を料金原価から減額する。

…0.64億円(3年平均)

-補償費-

3. 汚染負荷量賦課金について、既に確定している平成25年度料率及び平成24年度排出量実績を反映することによって料金原価から減額する。

…0.31億円(3年平均)

4. 今後契約を締結するものについては、「基本的な考え方」に示された考え方に基づき料金原価から減額する。

…0.24億円(3年平均)

(「基本的な考え方(3)」の41.71億円の内数)

-賃借料-

5. 社宅・寮において合理的な理由なく入居率が90%を下回る分及び周辺の物件の平均的賃料水準を上回る分のように電気事業の運営上必要不可欠とは言えない借地借家料を料金原価から減額する。

…0.15億円(3年平均)

6. 平成24年度の賃料の減額を平成25年度以降も反映することによって料金原価から減額する。

…1.88億円(3年平均)

-託送料-

7. 今後契約を締結するものについては、「基本的な考え方」に示された考え方に基づき料金原価から減額する。

…0.51億円(3年平均)

(「基本的な考え方(3)」の41.71億円の内数)

8. 託送料のうち、コスト積み上げベースで料金が算定され、国がその内容を確認することが可能なもの(電気事業法第24条の4(卸電気事業者の振替供給)に基づく届出を受けているもの)

について、今後契約を締結するものについては、東北電力に対し自社が適用される事業報酬率での交渉を行うことを前提に、当該報酬率を上回る分を料金原価から減額する。また、法人税等についても、税制改正により想定される法人税率等を上回る分については料金原価から減額する。

…0. 11億円(3年平均)

9. 託送料に係る算定の一部において、他の電力会社の料金改定等を踏まえ、最新の単価に置き換えて再算定して上回る部分について料金原価から減額する。

…0. 15億円(3年平均)

10. 託送料に伴う控除収益を織り込むこと等によって料金原価から減額する。

…0. 13億円(3年平均)

11. 人件費等が減額されたことに伴い、これらを基に算定している料金原価への変動を反映する。

…▲0. 03億円(3年平均)

-委託費-

12. 費用の優先度の低い販売促進的な側面が強い費用を料金原価から減額する。

…0. 01億円(3年平均)

13. 今後契約を締結するものについては、「基本的な考え方」に示された考え方に基づき料金原価から減額する。

…5. 19億円(3年平均)

(「基本的な考え方(3)」の41. 71億円の内数)

…1. 89億円(3年平均)

(「基本的な考え方(4)」の9. 66億円の内数)

-普及開発関係費-

14. 販売促進的な側面が強い節電や省エネ推進を目的とした費用や企業イメージ的な調査等の優先度が低い費用を料金原価から除く。

…18. 20億円(3年平均)

15. 団体費的な性格を持つ研究会等の活動費用等を料金原価から除く。

…0. 26億円(3年平均)

16. PR館に付随する植物園管理費等の電気事業に供しない施設に係る費用を料金原価から除く。

…0. 15億円(3年平均)

17. 電気事業の運営上必要不可欠と言えない費用を料金原価から除く。

…0.01億円(3年平均)

18. 今後契約を締結するものについては、「基本的な考え方」に示された考え方に基づき料金原価から減額する。

…0.02億円(3年平均)

(「基本的な考え方(3)」の41.71億円の内数)

…0.02億円(3年平均)

(「基本的な考え方(4)」の9.66億円の内数)

-養成費-

19. 電気料金の値上げが必要な状況下における優先度の低い費用を料金原価から除く。

…0.14億円(3年平均)

20. 今後契約を締結するものについては、「基本的な考え方」に示された考え方に基づき料金原価から減額する。

…0.01億円(3年平均)

(「基本的な考え方(3)」の41.71億円の内数)

…0.01億円(3年平均)

(「基本的な考え方(4)」の9.66億円の内数)

-研究費-

21. 電中研の分担金及び自社研究費において、費用の優先度の低い販売促進的な側面が強い研究を料金原価から除く。

…1.27億円(3年平均)

22. 今後契約を締結するものについては、「基本的な考え方」に示された考え方に基づき料金原価から減額する。

…3.03億円(3年平均)

(「基本的な考え方(3)」の41.71億円の内数)

…0.03億円(3年平均)

(「基本的な考え方(4)」の9.66億円の内数)

23. 電中研の分担金は、本来、電力会社本体で行うことも考えられる業務を集中的に行うため各社が費用負担するものであることから、分担金に含まれる人件費について、東北電力のコスト削減努力並に料金原価から減額し、一般管理費等のコスト削減可能な部分について、東北電力のコスト削減努力に照らし、10%を追加的に料金原価から減額する。

…0.59億円(3年平均)

(「基本的な考え方(4)」の9. 66億円の内数)

-諸費-

24. 相談役・顧問に係る費用を料金原価から除く。

…0. 03億円(3年平均)

25. 電気事業の運営上必要不可欠と言えない費用等を料金原価から除く。

…0. 49億円(3年平均)

-電気料貸倒損-

26. 人件費等が減額されたことに伴い、これらを基に算定している料金原価への変動を反映する。

…0. 18億円(3年平均)

-附帯事業営業費用分担関連費振替額(貸方)-

27. 人件費等が減額されたことに伴い、これらを基に算定している料金原価への変動を反映する。

…▲0. 02億円(3年平均)

-電力費振替勘定(貸方)-

28. 人件費等が減額されたことに伴い、これらを基に算定している料金原価への変動を反映する。

…▲0. 04億円(3年平均)

-遅収加算料金-

29. 人件費等が減額されたことに伴い、これらを基に算定している料金原価への変動を反映する。

…▲0. 29億円(3年平均)

-託送収益-

30. 人件費等が減額されたことに伴い、これらを基に算定している料金原価への変動を反映する。

…▲0. 06億円(3年平均)

-事業者間精算収益-

31. 人件費等が減額されたことに伴い、これらを基に算定している料金原価への変動を反映する。

る。

…▲1.72億円(3年平均)

-電気事業雑収益-

32. 契約超過金に係る算定において、過去実績に比べて減収を見込んでいるが、合理的な理由がないため、過去実績と比べて足らざる部分について料金原価から減額する。

…1.07億円(3年平均)

33. 人件費等が減額されたことに伴い、これらを基に算定している料金原価への変動を反映する。

…▲0.03億円(3年平均)

-預金利息-

34. 預金利息に係る算定において、過去実績と比べて減収を見込んでいるが、合理的な理由がないため、過去実績と比べて足らざる部分について料金原価から減額する。

…0.17億円(3年平均)

35. 人件費等が減額されたことに伴い、これらを基に算定している料金原価への変動を反映する。

…▲0.12億円(3年平均)

-実績置き換え-

36. 平成24年度実績が確定したことに伴い、申請における直近実績を基に算定している料金原価へ当該実績を反映する。

…▲0.23億円(3年平均)

計 34.38億円料金原価から減額する

(うち、11.56億円は、「基本的な考え方(3)、(4)」による減額の内数)

四国電力

<査定結果>

-廃棄物処理費-

1. 今後契約を締結するものについては、「基本的な考え方」に示された考え方に基づき、料金原価から減額する。

…0.58億円(3年平均)

(「基本的な考え方(3)」の24. 55億円の内数)

…0. 11億円(3年平均)

(「基本的な考え方(4)」の4. 24億円の内数)

2. 低レベル放射性廃棄物処理費(埋設費)の算定誤りを修正することによって料金原価から減額する。

…0. 01億円(3年平均)

-消耗品費-

3. 図書費のうち、業務上必要性が認められないもの等を料金原価から減額する。

…0. 42億円(3年平均)

-補償費-

4. 汚染負荷量賦課金について、既に確定している平成25年度料率及び平成24年度排出量実績を反映することによって料金原価から減額する。

…0. 28億円(3年平均)

5. 原価算定期間中に実現可能性の低いものを料金原価から除く。

…0. 06億円(3年平均)

-賃借料-

6. 社宅・寮において合理的な理由なく入居率が90%を下回る分及び周辺の物件の平均的賃料水準を上回る分のように電気事業の運営上必要不可欠とは言えない借地借家料を料金原価から減額する。

…0. 04億円(3年平均)

7. 販売促進に係る施設の借地借家料を料金原価から除く。

…0. 01億円(3年平均)

-託送料-

8. 今後契約を締結するものについては、「基本的な考え方」に示された考え方に基づき料金原価から減額する。

…1. 20億円(3年平均)

(「基本的な考え方(3)」の24. 55億円の内数)

9. 託送料のうち、コスト積み上げベースで料金が算定され、国がその内容を確認することが可能なもの(電気事業法第24条の4(卸電気事業者の振替供給)に基づく届出を受けているもの)について、今後契約を締結するものについては、四国電力に対し自社が適用される事業報酬率での交渉を行うことを前提に、当該報酬率を上回る分を料金原価から減額する。また、法人

税等についても、税制改正により想定される法人税率等を上回る分については料金原価から減額する。

…0. 55億円(3年平均)

10. 託送料に伴う控除収益を織り込むこと等によって料金原価から減額する。

…0. 01億円(3年平均)

-委託費-

11. 小型ヘリコプター優先契約については、災害時の巡視等に用いるものであるため、災害復旧修繕費の査定の考え方を準用して算定した額との差額を料金原価から減額する。

…0. 19億円(3年平均)

12. LNG貯蔵業務委託に係る事業報酬率については、四国電力の査定において適用される事業報酬率との差額分を料金原価から減額する。

…0. 01億円(3年平均)

13. 今後契約を締結するものについては、「基本的な考え方」に示された考え方に基づき料金原価から減額する。

…2. 94億円(3年平均)

(「基本的な考え方(3)」の24. 55億円の内数)

…0. 85億円(3年平均)

(「基本的な考え方(4)」の4. 24億円の内数)

-普及開発関係費-

14. 販売促進的な側面が強い節電や省エネ推進を目的とした費用や企業イメージ的な広報等の優先度が低い費用を料金原価から除く。

…3. 37億円(3年平均)

15. PR館に付随する緑地管理費等の電気事業に供しない施設に係る費用を料金原価から除く。

…0. 10億円(3年平均)

16. 原子力広報のうちイメージ広告に近い情報発信等の費用を料金原価から除く。

…0. 17億円(3年平均)

17. 電気事業の運営上必要不可欠と言えない費用を料金原価から除く。

…0. 38億円(3年平均)

18. 今後契約を締結するものについては、「基本的な考え方」に示された考え方に基づき料金原

価から減額する。

…0.04億円(3年平均)

(「基本的な考え方(3)」の24.55億円の内数)

…0.01億円(3年平均)

(「基本的な考え方(4)」の4.24億円の内数)

-養成費-

19. 電気料金の値上げが必要な状況下における優先度の低い費用を料金原価から除く。

…1.64億円(3年平均)

20. 今後契約を締結するものについては、「基本的な考え方」に示された考え方に基づき料金原価から減額する。

…0.91億円(3年平均)

(「基本的な考え方(3)」の24.55億円の内数)

…0.03億円(3年平均)

(「基本的な考え方(4)」の4.24億円の内数)

-研究費-

21. 電中研の分担金及び自社研究費において、費用の優先度の低い販売促進的な側面が強い研究を料金原価から除く。さらに、自社研究費において、原価算定期間内で実施する必要性が明確でない研究及び四国電力が実施主体となる必然性が明確でない研究は費用の優先度が低いことから料金原価から除く。

…8.54億円(3年平均)

22. 今後契約を締結するものについては、「基本的な考え方」に示された考え方に基づき料金原価から減額する。

…1.91億円(3年平均)

(「基本的な考え方(3)」の24.55億円の内数)

…0.22億円(3年平均)

(「基本的な考え方(4)」の4.24億円の内数)

23. 電中研の分担金は、本来、電力会社本体で行うことも考えられる業務を集中的に行うため各社が費用負担するものであることから、分担金に含まれる人件費について、四国電力のコスト削減努力並に料金原価から削減し、一般管理費等のコスト削減可能な部分について、四国電力のコスト削減努力に照らし、10.5%を追加的に料金原価から減額する。

…0.38億円(3年平均)

(「基本的な考え方(4)」の4.24億円の内数)

-諸費-

24. 電気料金の値上げが必要な状況下における優先度の低い費用を料金原価から除く。

…0. 50億円(3年平均)

25. 相談役・顧問に係る費用を料金原価から除く。

…0. 04億円(3年平均)

26. 電気事業の運営上必要不可欠と言えない費用を料金原価から除く。

…1. 16億円(3年平均)

27. 今後契約を締結するものについては、「基本的な考え方」に示された考え方に基づき料金原価から減額する。

…1. 88億円(3年平均)

(「基本的な考え方(3)」の24. 55億円の内数)

…0. 08億円(3年平均)

(「基本的な考え方(4)」の4. 24億円の内数)

28. スマートメーター用光ケーブルの新設について、現時点における最も安価な方式で再算定したことに伴う変動を反映する。

…▲0. 10億円(3年平均)

-電気料貸倒損-

29. 人件費等が減額されたことに伴い、これらを基に算定している料金原価への変動を反映する。

…0. 07億円(3年平均)

-建設分担関連費振替額(貸方)-

30. 電気事業工事資金の減額を反映する。

…▲0. 01億円(3年平均)

-電力費振替勘定(貸方)-

31. 人件費等が減額されたことに伴い、これらを基に算定している料金原価への変動を反映する。

…▲0. 04億円(3年平均)

-遅収加算料金-

32. 人件費等が減額されたことに伴い、これらを基に算定している料金原価への変動を反映する。

…▲0.09億円(3年平均)

-託送収益-

33. 人件費等が減額されたことに伴い、これらを基に算定している料金原価への変動を反映する。

…▲0.11億円(3年平均)

-事業者間精算収益-

34. 人件費等が減額されたことに伴い、これらを基に算定している料金原価への変動を反映する。

…▲0.51億円(3年平均)

-電気事業雑収益-

35. 電柱広告料に係る算定において、電柱広告料単価を前提に想定しているが、当該単価を現時点で見直して回収不足が発生しないよう、見直し後の単価で再算定して足らざる部分について料金原価から減額する。また、雑口に係る一部の算定について、過去実績に比べて減収を見込んでいるが、合理的な理由がないため、過去実績と比べて足らざる部分について料金原価から減額する。

…0.36億円(3年平均)

36. 人件費等が減額されたことに伴い、これらを基に算定している料金原価への変動を反映する。

…▲0.01億円(3年平均)

-預金利息-

37. 預金利息に係る算定において、過去実績と比べて減収を見込んでいるが、合理的な理由がないため、過去実績と比べて足らざる部分について料金原価から減額する。

…0.02億円(3年平均)

-実績置き換え-

38. 平成24年度実績が確定したことに伴い、申請における直近実績を基に算定している料金原価へ当該実績を反映する。

…0.75億円(3年平均)

計 28.95億円料金原価から減額する

(うち、11.13億円は、「基本的な考え方(3)、(4)」による減額の内数)

北海道電力

<査定結果>

-廃棄物処理費-

1. 今後契約を締結するものについては、「基本的な考え方」に示された考え方に基づき料金原価から減額する。

…0. 11億円(3年平均)

(「基本的な考え方(3)」の12. 94億円の内数)

…0. 14億円(3年平均)

(「基本的な考え方(4)」の3. 78億円の内数)

2. 低レベル放射性廃棄物処理費(埋設費)の算定誤りを修正することによって料金原価から減額する。

…0. 01億円(3年平均)

-消耗品費-

3. 図書費のうち、業務上必要性が認められないもの等を料金原価から減額する。

…0. 76億円(3年平均)

-賃借料-

4. 社宅・寮において合理的な理由なく入居率が90%を下回る分及び周辺の物件の平均的賃料水準を上回る分のように電気事業の運営上必要不可欠とは言えない借地借家料を料金原価から減額する。

…0. 10億円(3年平均)

5. 販売促進に係る施設及び電気事業に供しない施設の借地借家料を料金原価から除く。

…1. 93億円(3年平均)

6. 顧問に係る費用を料金原価から除く。

…0. 02億円(3年平均)

-託送料-

7. 今後契約を締結するものについては、「基本的な考え方」に示された考え方に基づき料金原価から減額する。

…1. 19億円(3年平均)

(「基本的な考え方(3)」の12. 94億円の内数)

8. 託送料のうち、コスト積み上げベースで料金が算定され、国がその内容を確認することが可能なもの(電気事業法第24条の4(卸電気事業者の振替供給)に基づく届出を受けているもの)のうち、今後契約を締結するものについては、税制改正により想定される法人税率等を上回る分について料金原価から減額する。

…0. 01億円(3年平均)

9. 託送料に係る算定の一部において、他の電力会社の料金改定等を踏まえ、最新の単価に置き換えて再算定して上回る部分について料金原価から減額する。

…0. 01億円(3年平均)

10. 託送料に伴う控除収益を織り込むこと等によって料金原価から減額する。

…0. 34億円(3年平均)

11. 人件費等が減額されたことに伴い、これらを基に算定している料金原価への変動を反映する。

…0. 004億円(3年平均)

-事業者間精算費-

12. 事業者間精算費に係る算定の一部において、他の電力会社の料金改定等を踏まえ、最新の単価に置き換えて再算定して上回る部分について料金原価から減額する。

…0. 002億円(3年平均)

-委託費-

13. 情報システム関連費用のうち、お客さま系システム(需要家との契約や料金計算、請求などの重要業務を処理するシステム)に係るホスト計算機からオープン系への更新費用については、電気料金の値上げを行う状況であること、及び、電力システム改革の詳細制度設計が今後行われる中で情報システムの再構築に着手することは時期尚早と考えられることから、緊急性のあるもの以外については、料金原価から減額する。

…6. 63億円(3年平均)

14. 費用の優先度の低い販売促進的な側面が強い費用を料金原価から減額する。

…0. 04億円(3年平均)

15. 今後契約を締結するものについては、「基本的な考え方」に示された考え方に基づき料金原価から減額する。

…0. 50億円(3年平均)

(「基本的な考え方(3)」の12. 94億円の内数)

…1. 31億円(3年平均)

(「基本的な考え方(4)」の3. 78億円の内数)

-普及開発関係費-

16. 販売促進的な側面が強い節電や省エネ推進を目的とした費用や企業イメージ的な調査等の優先度が低い費用を料金原価から除く。

…7. 77億円(3年平均)

17. 団体的な性格を持つ研究会等の活動費用等を料金原価から除く。

…0. 41億円(3年平均)

18. PR館に付随するスイミングプール管理費等の電気事業に供しない施設に係る費用を料金原価から除く。

…0. 20億円(3年平均)

19. 原子力広報のうちイメージ広告に近い情報発信等の費用を料金原価から除く。

…0. 54億円(3年平均)

20. 電気事業の運営上必要不可欠と言えない費用を料金原価から除く。

…0. 87億円(3年平均)

21. 今後契約を締結するものについては、「基本的な考え方」に示された考え方に基づき料金原価から減額する。

…0. 01億円(3年平均)

(「基本的な考え方(3)」の12. 94億円の内数)

…0. 01億円(3年平均)

(「基本的な考え方(4)」の3. 78億円の内数)

-養成費-

22. 今後契約を締結するものについては、「基本的な考え方」に示された考え方に基づき料金原価から減額する。

…0. 02億円(3年平均)

(「基本的な考え方(3)」の12. 94億円の内数)

…0. 01億円(3年平均)

(「基本的な考え方(4)」の3. 78億円の内数)

-研究費-

23. 電中研の分担金及び自社研究費において、費用の優先度の低い販売促進的な側面が強い研究を料金原価から除く。

…0. 58億円(3年平均)

24. 今後契約を締結するものについては、「基本的な考え方」に示された考え方に基づき料金原価から減額する。

…0. 65億円(3年平均)

(「基本的な考え方(3)」の12. 94億円の内数)

…0. 004億円(3年平均)

(「基本的な考え方(4)」の3. 78億円の内数)

25. 電中研の分担金は、本来、電力会社本体で行うことも考えられる業務を集中的に行うため各社が費用負担するものであることから、分担金に含まれる人件費について、北海道電力のコスト削減努力並に料金原価から減額し、一般管理費等のコスト削減可能な部分について、北海道電力のコスト削減努力に照らし、10%を追加的に料金原価から減額する。

…0. 45億円(3年平均)

(「基本的な考え方(4)」の3. 78億円の内数)

-諸費-

26. 電気料金の値上げが必要な状況下における優先度の低い費用を料金原価から除く。

…0. 04億円(3年平均)

27. 相談役・顧問に係る費用を料金原価から除く。

…0. 003億円(3年平均)

28. 電気事業の運営上必要不可欠と言えない費用を料金原価から除く。

…0. 68億円(3年平均)

29. 今後契約を締結するものについては、「基本的な考え方」に示された考え方に基づき料金原価から減額する。

…0. 13億円(3年平均)

(「基本的な考え方(3)」の12. 94億円の内数)

…0. 01億円(3年平均)

(「基本的な考え方(4)」の3. 78億円の内数)

-電気料貸倒損-

30. 人件費等が減額されたことに伴い、これらを基に算定している料金原価への変動を反映する。

…0. 20億円(3年平均)

-建設分担関連費振替額(貸方)-

31. 電気事業工事資金の減額を反映する。

…▲0.005億円(3年平均)

-附帯事業営業費用分担関連費振替額(貸方)-

32. 人件費等が減額されたことに伴い、これらを基に算定している料金原価への変動を反映する。

…▲0.001億円(3年平均)

-電力費振替勘定(貸方)-

33. 人件費等が減額されたことに伴い、これらを基に算定している料金原価への変動を反映する。

…▲0.004億円(3年平均)

-遅收加算料金-

34. 人件費等が減額されたことに伴い、これらを基に算定している料金原価への変動を反映する。

…▲0.16億円(3年平均)

-託送収益-

35. 人件費等が減額されたことに伴い、これらを基に算定している料金原価への変動を反映する。

…▲0.03億円(3年平均)

-事業者間精算収益-

36. 人件費等が減額されたことに伴い、これらを基に算定している料金原価への変動を反映する。

…▲0.02億円(3年平均)

-電気事業雑収益-

37. 今回の申請において織り込まれなかったIPP契約の解約に伴う違約金については、「電気事業雑収益」(算定規則上は控除収益)として整理し、当該違約金に係る収益について料金原価から減額する。また、電柱広告料について、子会社における電柱広告事業収支を確認して収益折半となるよう、料金原価から減額する。さらに、諸工料及びアンシラリーサービス料等につ

いて、見直し後の単価等で再算定して足らざる部分について料金原価から減額する。

…14. 17億円(3年平均)

38. 特別監査の結果を踏まえて賃借料等が減額されたことに伴い、これに関連する設備に係る収入についての変動を反映する。

…▲0. 28億円(3年平均)

39. 人件費等が減額されたことに伴い、これらを基に算定している料金原価への変動を反映する。

…▲0. 07億円(3年平均)

-預金利息-

40. 預金利息に係る算定において、過去実績と比べて減収を見込んでいるが、合理的な理由がないため、過去実績と比べて足らざる部分について料金原価から減額する。

…0. 05億円(3年平均)

-実績置き換え-

41. 平成24年度実績が確定したことに伴い、申請における直近実績を基に算定している料金原価へ当該実績を反映する。

…1. 92億円(3年平均)

計 41. 27億円料金原価から減額する

(うち、4. 54億円は、「基本的な考え方(3)、(4)」による減額の内数)

10. スマートメーター関連費用

(修繕費、減価償却費、その他経費の内数の合計)

<申請額 東北電力:28.9 億円(H25~27 平均)、四国電力:21.0 億円(H25~27 平均)、北海道電力:16.6 億円(H25~27 平均)>

【費用の概要】

メーターの取替修繕費については、従来型計器(機械式・電子式計器)を導入した場合と比較して、東北電力:25 億円、四国電力:8 億円、北海道電力:12 億円の増(年平均)。

これに通信設備の工事やシステム開発・運用費等を含めると、スマートメーター関連費用の総額は、東北電力:29 億円、四国電力:21 億円、北海道電力:17 億円(年平均)。

原価算入内訳	東北電力					四国電力					原価算入内訳	北海道電力				
	H25	H26	H27	合計	平均	H25	H26	H27	合計	平均		H25	H26	H27	合計	平均
修繕費(増分費用) ※スマメ導入分	-	-	76.2	76.2	25.4	-	8.8	15.3	24.1	8.0	修繕費(増分費用) ※スマメ導入分	-	-	36.0	36.0	12.0
減価償却費	-	-	2.0	2.0	0.7	-	0.1	0.6	0.7	0.2	消耗品費	-	-	0.3	0.3	0.1
修繕費(その他)	-	-	-	-	-	-	0.2	3.8	4.0	1.3	減価償却費	0.1	0.1	0.1	0.4	0.1
委託費	-	0.3	1.0	1.3	0.4	3.1	13.5	5.6	22.2	7.4	賃借料	-	0.4	0.9	1.3	0.4
諸費	-	-	-	-	-	0.2	0.2	3.9	4.3	1.4	委託費	1.6	1.7	6.8	10.2	3.4
賃借料	-	-	-	-	-	0.3	0.3	1.1	1.7	0.6	研究費	0.3	-	-	0.3	0.1
研究費	0.7	0.1	-	0.8	0.3	2.4	0.4	0.5	3.3	1.1	諸費・養成費・普及開 発関連費	0.0	0.0	0.2	0.2	0.1
消耗品費	-	0.0	3.0	3.0	1.0	-	0.2	0.3	0.5	0.2	人件費	0.2	0.4	0.6	1.2	0.4
養成費	-	-	-	-	-	-	0.1	0.1	0.2	0.1	合計				49.9	16.6
人件費	0.9	1.2	1.2	3.3	1.1	0.6	0.6	0.6	1.9	0.6						
合計				86.6	28.9				63.0	21.0						

※表示単位未満の四捨五入の関係で、積上と合計は必ずしも一致しない。

(1) スマートメーターの導入計画

スマートメーター関連費用について、申請原価では、以下の計画に基づき原価算入が行われている。

《東北電力》平成27年度～本格導入開始

取組項目	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度
スマートメーター導入	スマートメーター導入 実証試験等						取替サイクル等でスマートメーター設置(10年間)					
節電・需要抑制に向けた取組み							ピークシフトメニュー検討・導入					
							スマートメーターを活用した新たなメニュー検討・導入予定					
検針業務等に関する取組み	検針業務 効率化						日単位等の「見える化」実現予定					
							遠隔自動検針本格導入予定					
							ハンディターミナル通信遠隔検針運用開始予定					
							効率的な設備運用構築検討					
							効率的な設備運用構築予定					

《四国電力》平成26年度下期～本格導入開始

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	~	H36
スマートメーター導入展開	スマートメーター 実証試験				モデル導入 自動検針					
スマートメーターを活用した料金メニュー					スマートメーター 遠隔検針					
					各自治体課外部分 への導入 (東京電力・ソフトバンク等)					
					デマンドレスポンス等の料金メニューの導入 した上で、デマンドメニューの検証を行うなど メニューの多様化に向けて検討					
										デマンドレスポンスなど多様な料金メニューの導入
メーターデータの活用										
技術開発										

《北海道電力》平成27年度上期～本格導入開始

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	
実証試験	実証試験												
スマートメーター導入	仕様検討	仕様確定 調達対応	○スマートメーター導入 (新設および検定有効期間満了による取り替えにより10年間で低圧契約全てのお客さまに導入)										
	○スマートメーターの導入に向けた各種システムの改修など												
自動検針導入	仕様検討	調達対応	データ収集・管理 システムの開発		通信ネットワーク構築								
	○自動検針の導入に向けた各種システムの改修 など												
	モデル実施の前倒しも含め、 極力、早期導入について 検討												
自動検針導入	自動検針導入												
Web料金お知らせサービス(平成23年12月開始) ⇒お客さまのパソコン等による検針結果、請求情報、過去24ヶ月分の電気ご使用量・料金実績をグラフで確認可能													
節電・需要抑制に向けた取組					スマートメーターを活用した新たな料金メニュー検討・導入								

(2)スマートメーター本体、通信方式及び関連するシステム等の調達

東北電力、四国電力及び北海道電力は、スマートメーター本体、通信方式及び関連するシステム等の調達について、電気料金審査専門小委員会において、以下のような方針を表明した。

■東北電力

- ✓ スマートメーター本体、通信方式及び関連するシステム等の調達は、透明性・公平性のある競争発注を実施することによるコスト低減に注力していく。
- ✓ 導入するスマートメーターや通信のあり方については、今後制定が見込まれる全国大での標準的な仕様を基準に検討していき、他社との仕様共通化を図ってまいりたい。
- ✓ また、通信方式の検討に当たっては、今後の通信技術・業界の動向や全国大（電力）の動向を踏まえながら、最適な通信方式を選定出来るよう、取り組んでいくこととし、機器メーカーや通信事業者の方々など、多くの皆さまから様々なご提案を頂戴した上で総合的に判断してまいりたい。

■四国電力

- ✓ スマートメーター本体及び関連するシステム等の調達においては、オープンで公平・公正な競争発注を基本に、安定かつ低価格での調達を実現していく。
- ✓ 競争効果を高めるために、当社要求仕様を公開し納入可能な調達先を広く求めていく。競争対象メーカーは、応募した会社の中から、要求仕様への適合性、納期対応能力(生産能力、納入体制)等を踏まえて選定する。
- ✓ メーター本体の調達量は比較的小規模であることから、先行する他電力会社と基本仕様を統一し量産効果による低価格化を目指す。
- ✓ 通信方式の選定については、メーカーからのご提案をいただいた上で、コストや地域特性を考慮し適材適所での選定を行う。

■北海道電力

- ✓ スマートメーターおよび関連するシステム開発などについて、最大限他社との仕様共通化を図るとともに、安定調達を前提として国内外問わず広く門戸を開放のうえ競争を実施し、安価で信頼性の高いものを調達。
- ✓ 通信方式については、マルチホップ無線方式を主体としつつも、機器メーカーや通信事業者からの提案等を受けながら、他の通信方式も含めて適材適所で選定していくこととし、コストミニマムなネットワーク構成を目指していく。

(3)スマートメーターの単価

東北電力は、東京電力の26年度申請単価に、停電補償用電池相当の600円を加えた12,800円で申請原価に織り込んでおり、北海道電力は、自社のスマートメーター導入実証試験における実購入金額に、コストダウン目標を加味した単価をベースに、自動検針のための通信ユニットの他、停電補償用電池等を加えたものとして、12,200円/台を原価に織り込んでいるが、両社とも、現在、東京電力仕様のメーターの採用を念頭に検討を進めていることを踏まえ、東京電力の査定単価を基準に原価算入を認める。

四国電力については、東京電力、関西電力のどちらの仕様のメーターを導入するかまだ決定していない中、申請原価においては、関西電力の平成25～27年度の平均申請単価に、停電補償用電池相当の1,400円を加えた17,600円で織り込んでいるが、より価格が安い東京電力の査定単価を基準に原価算入を認める。

なお、停電補償用電池については、先行他電力が必要性を主張していないこと、自動検針が導入されれば不要となること等を踏まえ、原価算入を認めない。

(4)通信及びシステム関連費用等の精査

通信関連費用について、東北電力及び北海道電力は、通信方式の如何に関わらず必要と考えられる額のみ計上されていることを確認した。四国電力については、自営の光ファイバー網の活用を前提とした積算となっていたところ、他の通信手段とのコスト比較を行い、通信方式の如何に関わらず必要と考えられる額のみ計上を認める。

システム関連費用については、申請において、関連会社等への随意契約での発注を前提とした積算がなされているもの等については、競争入札を行ったと仮定した場合の費用との差額分については、原価算入を認めない。

(5)スマートメーターの導入・活用

スマートメーターの早期導入に関する強い期待があることを踏まえ、東北電力は、電気料金審査専門小委員会において、調達可能となる時期や数量に応じて、平成26年度の下期後半からの先行的な導入開始等を表明するとともに、復興進展に伴い新たに造成される地域への導入を行うことを表明した。

具体的には、先行的に調達することが可能と見込まれる汎用機種について、調達の実施時期を前倒すことにより、平成27年1月から先行的な導入を開始するとともに、平成27年度下期に運開を予定していたシステムについても、運開時期を3ヶ月前倒す計画であるとの説明がなされたところ。この計画により、原価算定期間中のスマートメーターの導入台数は約23万台増加することとなる。

その際、先行的な調達にあたっては、当初計画と同様の調達手続きを進め、オープンで透明性・公平性のある競争発注を実施すること、システムの運開時期の前倒しによる開発費総額の増加はないこと等の説明がなされたことから、新しい計画に基づき原価の再算定を認めることが適当である。

また、審査の過程において、東北電力及び四国電力は、お客さまからご要望のあった場合には個別にスマートメーターを設置する対応を行うこと、スマートメーターを活用した新たな料金メニューについて、季節別時間帯別料金メニューの多様化やデマンドレスポンスなど柔軟な料金メニューについても幅広く検討を行い、選択制のメニューの多様化を図っていく方針を表明した。北海道電力も、お客さまのニーズがあれば遅滞なくスマートメーターへ取替えること、計画の早期実現に向け検討していくことを表明したことに加え、きめ細かな料金区分を設定した季時別料金メニューや需給状況に応じて料金単価を変更する等の柔軟な料金メニューについて、広く検討を実施し、導入する予定であることを表明した。

今後、3社のスマートメーター導入にあたっては、様々な事業者からの提案も踏まえつつ、透明性・公平性のある競争発注の実施、他社との仕様共通化等を図ることにより、徹底した導入・運用コスト削減を一層図るべきである。また、新たな料金メニューや自動検針の早期導入等、設置したスマートメーターを最大限活用する施策により、需要家への新サービスの提供や電力会社の経営効率化に活かしていくべきである。

東北電力

<査定結果>

1. スマートメーター本体の単価については、東京電力の査定単価を基準に原価算入を認め、上回る部分について料金原価から減額する。その際、東北電力が電気料金審査専門小委員会で表明した、平成27年1月からのスマートメーターの先行的な導入開始との新しい計画に基づき、原価の再算定を行う。
…2. 75億円(3年平均)
2. メーター本体以外の経費について、今後契約を締結するものについては、「基本的な考え方」に示された考え方に基づき料金原価から減額する。

…0.02億円(3年平均)
(「基本的な考え方(3)」41.71億円の内数)
…0.003億円(3年平均)
(「基本的な考え方(4)」9.66億円の内数)

計 2.77億円料金原価から減額する
(修繕費、減価償却費、事業報酬、その他経費の減額の内数の合計)

四国電力

<査定結果>

1. スマートメーター本体の単価については、東京電力の査定単価を基準に原価算入を認め、上回る部分について料金原価から減額する。
…4.13億円(3年平均)
2. スマートメーター用光ケーブルの新設に係る算定において、自社で光ケーブルを敷設することが前提となっているが、コスト比較等に基づく最適な通信方式を採用する余地があると考えられることから、現時点において最も安価な方式で再算定して上回る部分について料金原価から減額する。
…1.39億円(3年平均)
3. メーター本体以外の経費について、今後契約を締結するものについては、「基本的な考え方」に示された考え方に基づき料金原価から減額する。
…0.29億円(3年平均)
(「基本的な考え方(3)」24.55億円の内数)
…0.03億円(3年平均)
(「基本的な考え方(4)」4.24億円の内数)

計 5.84億円料金原価から減額する
(修繕費、減価償却費、事業報酬、その他経費の減額の内数の合計)

北海道電力

<査定結果>

1. スマートメーター本体の単価については、東京電力の査定単価を基準に原価算入を認め、上回る部分について料金原価から減額する。
…3.06億円(3年平均)

2. メーター本体以外の経費について、今後契約を締結するものについては、「基本的な考え方」に示された考え方に基づき料金原価から減額する。

…0.02億円(3年平均)

(「基本的な考え方(3)」12.94億円の内数)

…0.02億円(3年平均)

(「基本的な考え方(4)」3.78億円の内数)

計 3.10億円料金原価から減額する

(修繕費、減価償却費、事業報酬、その他経費の減額の内数の合計)

11. ヤードスティック査定

電気料金を認可するにあたっては、原価に関し、電気事業法第19条第2項第1号に基づき、「料金が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものであること」が求められる。審査要領では、営業費については、「原価等の項目ごとに、申請事業者が適切な効率化努力を行った場合における経営を前提として算定した額であるか否かにつき審査するものとする」とされている。

(1) 目的等

比較査定は地域独占状態にある電力会社に効率化努力を促すための競争環境を創出させることを企図とした制度である。

(2) 比較方法

各社の効率化への取組みを原価算定期間中の単価水準(一般経費の単価水準(円/kWh))及び単価変化率(一般経費の単価水準の前回改定(届出)からの変化率(%))を総合的に勘案して、相対的に評価し、効率化努力目標額として相応しい額を設定する。

(3) 効率化努力目標額の設定

効率化努力目標額は、個別査定の結果、原価項目ごとの合理性・妥当性を検証済みであることを踏まえ、電力各社の一層の効率化を期待し、これに相応しい額を次のとおり設定。

グループⅠ	原価算定期間における効率化への取組みが相対的に大きい会社 → 効率化努力目標額は設定しない。
グループⅡ	原価算定期間における効率化への取組が平均的水準にある会社 → 対象原価の1.5%相当を目標額に設定。
グループⅢ	原価算定期間における効率化への取組みが相対的に小さい会社 → 対象原価の3.0%相当を目標額に設定

(参考) 比較対象となる原価

営業費のうち義務的経費、資本費及び燃料費を除いた以下の経費

- ・人件費(役員給与、給料手当、給料手当振替額(貸方)、退職給与金、厚生費、委託検針費、委託集金費、雑給)
- ・廃棄物処理費、消耗品費、補償費、賃借料、委託費、損害保険料、普及開発関係費、養成費、研究費、諸費(排出クレジットの自社使用に係る償却額を除く)、電気料貸倒損、共有設備費等分担額、共有設備費等分担額(貸方)、建設分担関連費振替額

(貸方)、附帯事業営業費用分担関連費振替額(貸方)、電力費振替勘定(貸方)

(4)比較査定

- ①比較対象となる一般経費を「電源部門」と「非電源部門」の2部門に分けてそれぞれ算定を行う。
- ②比較査定は、原価算定期間中の販売電力量 1kWh 当たりの電力の供給に必要な経費額を用いる。
- ③料金の低廉性と効率化の努力の双方を評価するため、単価の水準・変化率を総合的に評価する。
具体的には、審査要領に基づき算定する。

東北電力

<査定結果>

個別査定終了後の原価を用い、一般経費(電源部門)及び一般経費(非電源部門)ごとに電力会社間の効率化度合いを比較した結果、東北電力は一般経費(電源部門)及び一般経費(非電源部門)共にグループIとなった。このため、ヤードスティック査定による査定は生じない。

○効率化度合いと比較した結果

	電源部門	非電源部門
東北電力	グループI (査定なし)	グループI (査定なし)

四国電力

<査定結果>

個別査定終了後の原価を用い、一般経費(電源部門)及び一般経費(非電源部門)ごとに電力会社間の効率化度合いを比較した結果、四国電力は一般経費(電源部門)がグループⅢ、一般経費(非電源部門)がグループIとなった。

このため、一般経費(電源部門)の対象経費の3.0%を査定。比較査定の対象となる一般経費(電源部門)の対象原価額は、消耗品費、補償費、委託費、諸費(排出クレジット自社償却額を除く)、附帯事業営業費用分担関連費振替額(貸方)の1.27億円。

○効率化度合いと比較した結果

	電源部門	非電源部門
--	------	-------

四国電力	グループⅢ (3.0%査定)	グループⅠ (査定なし)
------	-------------------	-----------------

○一般経費(電源部門)の対象原価及び査定額

	対象原価	査定額
消耗品費	30.45百万円	0.91百万円
補償費	8.15百万円	0.24百万円
委託費	19.42百万円	0.58百万円
諸費(排出クレジット自社償却額除く)	69.44百万円	2.08百万円
附帯事業営業費用分担関連費振替額(貸方)	▲0.05百万円	▲0.001百万円
合計	1.27億円	0.04億円

計 0.04億円料金原価から減額する

北海道電力

<査定結果>

個別査定終了後の原価を用い、一般経費(電源部門)及び一般経費(非電源部門)ごとに電力会社間の効率化度合いを比較した結果、北海道電力は一般経費(電源部門)及び一般経費(非電源部門)共にグループⅡとなった。

このため、一般経費(電源部門)及び一般経費(非電源部門)の対象経費の1.5%を査定。比較査定の対象となる一般経費(電源部門)及び一般経費(非電源部門)の対象原価額は、廃棄物処理費(電源部門のみ)、補償費、賃借料、委託費、諸費(排出クレジット自社償却額を除く)の13.85億円。

○効率化度合いと比較した結果

	電源部門	非電源部門
北海道電力	グループⅡ (1.5%査定)	グループⅡ (1.5%査定)

○一般経費(電源部門)の対象原価及び査定額

	対象原価	査定額
廃棄物処理費	72.26百万円	1.08百万円

補償費	20.09百万円	0.30百万円
賃借料	16.26百万円	0.24百万円
委託費	509.73百万円	7.65百万円
諸費(排出クレジット自社償却額除く)	63.25百万円	0.95百万円
合計	6.82億円	0.10億円

○一般経費(非電源部門)の対象原価及び査定額

	対象原価	査定額
補償費	132.35百万円	1.99百万円
賃借料	73.37百万円	1.10百万円
委託費	186.44百万円	2.80百万円
諸費(排出クレジット自社償却額除く)	311.06百万円	4.67百万円
合計	7.03億円	0.11億円

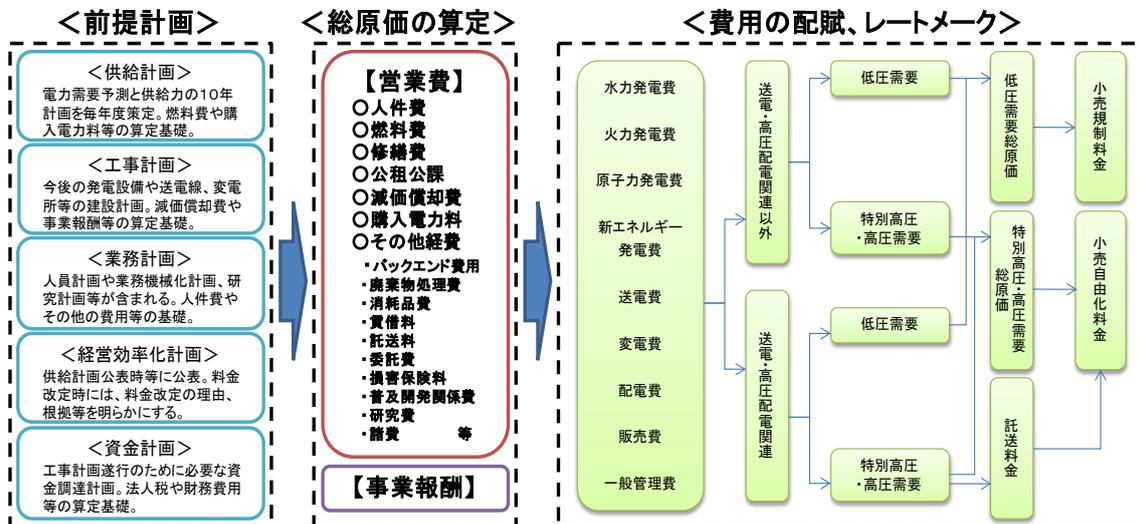
計 0.21億円料金原価から減額する

12. 費用の配賦・レートメイク

【費用の配賦・レートメイクの概要】

算定された総原価は、算定規則に基づき、自由化部門と規制部門の費用に配分され、配分された費用の合計額と料金収入が一致するように、規制料金の各メニューが設定される。

具体的には、総原価を各発電費(水力、火力、原子力、新エネ)、送電費、変電費、配電費、販売費、一般管理費の9部門への整理した後、送電・高圧配電関連費用とそれ以外の費用に整理し、低圧需要関係費用のみ集計した上で、小売規制料金を決定(レートメイク)する。



(1) 個別原価計算

個別原価計算においては、算定規則に基づき各費用の配分計算が適切に行われていることを確認した。また、事業者が独自に設定した基準についても、計器等の費用を口数比ではなく直接各需要に整理している等、より実態に即した費用配分となっている。総原価の90%超(東北電力:約93%、四国電力:92%、北海道電力:92%)が固有費及び直課により配分されていることは妥当であると考えられる。

固定費の各需要種別への配分方法は「2:1:1法※」等が算定規則により規定されているが、その際、低圧需要の最大電力は、サンプル調査(東北電力は約1,100件、四国電力は395件、北海道電力は980件のデータを取得)に基づく推計値が用いられており、過大推計されていないことが確認された。

※ 最大電力に2、夏期・冬期尖頭時責任電力に1、発電電量に1の割合で合成された値により固定費を配分する方法。

また、総原価に対する事業報酬の割合については、前回改定時以降の燃料費の増加

等に伴う収益構造が改善され、東北電力は、規制部門が 6.3%、自由化部門が 5.3%、四国電力は、規制部門が 6.1%、自由化部門が 5.4%、北海道電力は、規制部門が 6.6%、自由化部門が 6.1%、となっており、それぞれの部門における固定費の割合を適切に反映したものであることが確認された。

なお、今回改定以降の収益構造の変化については、事後評価において部門別収支が毎年公表され、原価算定期間終了後には原価と実績の部門別評価を実施することとなっているが、経済産業省は、平成 25 年 3 月に新たに設定された料金認可申請命令の発動基準に基づき、収益構造のゆがみが著しく、また、構造的なものと認められる場合には、事業者が料金改定を促すとともに、事業者がこれに応じない場合には、料金認可申請命令の発動を検討する。

■ 固有費及び直課比率

<東北電力>

区分	水力	火力	原子力	新エネ等	送電	変電	配電	販売	合計
固有	355 (79.6%)	6,556 (95.7%)	1,072 (81.2%)	96 (91.7%)	791 (74.6%)	487 (76.5%)	1,748 (74.9%)	433 (54.8%)	11,538 (85.2%)
一般 管理 等	直課	60 (13.6%)	178 (2.6%)	188 (14.3%)	6 (5.4%)	202 (19.0%)	94 (14.8%)	263 (11.3%)	44 (7.7%)
	帰属	19 (4.3%)	36 (0.5%)	32 (2.4%)	1 (1.3%)	38 (3.6%)	37 (5.8%)	231 (9.9%)	225 (28.5%)
	配賦	11 (2.5%)	77 (1.1%)	28 (2.1%)	2 (1.5%)	29 (2.8%)	18 (2.9%)	93 (4.0%)	89 (11.2%)
		91 (20.4%)	292 (4.3%)	248 (18.8%)	9 (8.3%)	269 (25.4%)	149 (23.5%)	587 (25.1%)	358 (45.2%)
合計	446 (100.0%)	6,848 (100.0%)	1,320 (100.0%)	105 (100.0%)	1,060 (100.0%)	636 (100.0%)	2,335 (100.0%)	791 (100.0%)	13,541 (100.0%)

93%

<四国電力>

	水力	火力	原子力	新エネ等	送電	変電	配電	販売	合計
固有費	129 (75.8%)	1,659 (94.5%)	726 (81.6%)	1 (75.0%)	313 (79.1%)	150 (76.5%)	567 (79.0%)	196 (65.9%)	3,742 (84.6%)
一般 管理 等	直課	25 (14.6%)	45 (2.6%)	113 (12.7%)	0 (22.0%)	48 (12.1%)	31 (15.8%)	79 (10.9%)	19 (8.2%)
	帰属	12 (7.0%)	22 (1.3%)	18 (2.0%)	0 (0.2%)	26 (6.5%)	11 (5.7%)	52 (7.2%)	70 (23.5%)
	配賦	4 (2.5%)	28 (1.6%)	33 (3.7%)	0 (2.8%)	9 (2.2%)	4 (1.9%)	20 (2.8%)	12 (4.0%)
		41 (24.2%)	96 (5.5%)	164 (18.4%)	0 (25.0%)	83 (20.9%)	46 (23.5%)	151 (21.0%)	101 (34.1%)
合計	170 (100.0%)	1,755 (100.0%)	890 (100.0%)	2 (100.0%)	395 (100.0%)	197 (100.0%)	718 (100.0%)	297 (100.0%)	4,424 (100.0%)

92%

<北海道電力>

【一般管理費等の配分結果】

(単位:百万円)

	水力	火力	原子力	新エネ等	送電	変電	配電	販売	合計
固有費	23,453 (73.65%)	201,831 (95.39%)	96,178 (84.10%)	1,944 (91.41%)	34,839 (77.52%)	19,508 (73.79%)	65,347 (78.05%)	27,989 (67.89%)	471,090 (84.69%)
直課	6,059 (19.02%)	4,833 (2.28%)	13,095 (11.45%)	141 (6.64%)	5,102 (11.35%)	2,498 (9.45%)	8,646 (10.33%)	2,208 (5.36%)	42,581 (7.65%)
帰属	1,457 (4.57%)	2,209 (1.04%)	2,693 (2.35%)	14 (0.65%)	3,316 (7.38%)	3,087 (11.68%)	6,328 (7.56%)	7,833 (19.00%)	26,937 (4.84%)
配賦	879 (2.76%)	2,732 (1.29%)	2,400 (2.10%)	28 (1.30%)	1,684 (3.75%)	1,343 (5.08%)	3,399 (4.06%)	3,197 (7.75%)	15,661 (2.82%)
合計	31,847	211,605	114,366	2,126	44,942	26,436	83,720	41,227	556,270

直課率

92%

■ 夏期尖頭時責任電力の推計

固定費の配分方法(2:1:1法)における最大電力と夏期尖頭時責任電力の算出方法は次のとおりである。

- ① 夏期ピークにおける各需要種別の合計需要を、サンプル調査を基に各時間に展開。
- ② 低圧需要の合計が最も大きい時間(20時)を低圧の最大電力とする。
- ③ 各需要種別の合計が最も大きい時間の低圧需要を「夏期尖頭時責任電力」とする(冬期も同様に推計)。

■ 夏期尖頭時責任電力
■ 最大電力
 ※表はH25夏期最重負荷日の例示

<東北電力>

時間	夏期(8月)						合計
	電灯・低圧			高圧・特高			
	電灯	低圧	計	高圧	特高	計	
1	2,346	392	2,738	3,225	2,450	5,675	8,413
2	2,163	421	2,584	3,073	2,452	5,525	8,109
3	2,224	438	2,662	2,910	2,434	5,344	8,006
4	2,421	363	2,784	2,855	2,420	5,275	8,059
5	2,256	286	2,542	3,084	2,396	5,480	8,022
6	2,126	235	2,361	3,191	2,418	5,609	7,970
7	2,322	264	2,586	3,375	2,477	5,852	8,438
8	2,714	529	3,243	3,756	2,434	6,190	9,433
9	3,109	873	3,982	4,803	2,195	6,998	10,980
10	3,241	1,025	4,266	5,668	2,173	7,841	12,107
11	3,360	1,112	4,472	5,994	2,184	8,178	12,650
12	3,614	1,172	4,786	6,041	2,193	8,234	13,020
13	3,756	1,189	4,945	5,613	2,101	7,714	12,659
14	3,758	1,224	4,982	6,039	2,137	8,176	13,158
15	3,664	1,250	4,914	6,180	2,150	8,330	13,244
16	3,745	1,216	4,961	6,042	2,128	8,170	13,131
17	3,901	1,190	5,091	5,767	2,142	7,909	13,000
18	3,936	1,096	5,032	5,150	2,085	7,235	12,267
19	4,405	905	5,100	4,958	2,025	6,983	12,083
20	4,413	707	5,120	4,674	1,975	6,649	11,769
21	4,153	525	4,678	4,347	1,957	6,304	10,982
22	3,859	390	4,249	3,922	2,137	6,059	10,308
23	3,340	316	3,656	3,674	2,472	6,146	9,802
24	2,781	404	3,185	3,502	2,452	5,954	9,139
計	77,397	17,522	94,919	107,843	53,987	161,830	256,749

<四国電力>

時間	需要種別 毎日負荷				合計
	夏期				
	電灯・低圧	高圧	特高	合計	
1	1,212	929	788	2,929	
2	1,124	905	798	2,827	
3	1,207	887	804	2,898	
4	1,346	869	810	3,025	
5	1,465	869	820	3,154	
6	1,381	926	809	3,116	
7	1,230	1,057	771	3,058	
8	1,313	1,369	715	3,397	
9	1,336	2,023	601	3,960	
10	1,377	2,491	566	4,434	
11	1,538	2,597	566	4,701	
12	1,685	2,630	573	4,888	
13	1,915	2,484	560	4,959	
14	1,938	2,651	561	5,150	
15	1,951	2,681	556	5,188	
16	1,929	2,662	557	5,148	
17	1,962	2,530	557	5,049	
18	2,088	2,117	600	4,805	
19	2,384	1,810	612	4,806	
20	2,570	1,591	610	4,771	
21	2,410	1,441	606	4,457	
22	2,234	1,231	610	4,075	
23	1,938	1,054	749	3,741	
24	1,553	969	803	3,325	
合計	41,086	40,773	16,002	97,861	

<北海道電力>

■ 夏期・冬期尖頭時責任電力
■ 最大電力
 ※表はH25夏期・冬期の最重負荷日の例示

時間	夏期(8月)					冬期(12月)				
	低圧	高圧・特高			合計	低圧	高圧・特高			合計
		高圧	特高	計			高圧	特高	計	
1	1,464	1,239	645	1,884	3,348	2,850	1,231	579	1,810	4,660
2	1,519	1,110	632	1,742	3,261	3,044	1,113	592	1,710	4,754
3	1,514	1,101	663	1,764	3,278	3,067	1,140	577	1,717	4,784
4	1,575	1,099	662	1,761	3,336	2,902	1,241	580	1,821	4,723
5	1,498	1,087	664	1,751	3,249	2,639	1,358	578	1,936	4,575
6	1,389	1,104	642	1,746	3,135	2,470	1,526	548	2,074	4,544
7	1,430	1,231	627	1,858	3,288	2,375	1,744	494	2,338	4,613
8	1,453	1,509	504	2,031	3,466	2,111	1,924	377	2,301	4,412
9	1,497	2,021	336	2,357	3,854	2,028	2,194	345	2,539	4,567
10	1,461	2,427	342	2,769	4,230	1,903	2,369	345	2,714	4,617
11	1,446	2,559	348	2,907	4,353	1,871	2,398	352	2,750	4,621
12	1,516	2,567	345	2,912	4,428	1,802	2,395	345	2,740	4,542
13	1,560	2,373	313	2,686	4,246	1,756	2,303	340	2,643	4,399
14	1,535	2,554	342	2,896	4,431	1,874	2,499	344	2,843	4,722
15	1,501	2,596	340	2,936	4,437	1,996	2,570	346	2,916	4,912
16	1,513	2,496	333	2,829	4,342	2,196	2,513	342	2,855	5,051
17	1,582	2,449	322	2,771	4,364	2,506	2,477	341	2,818	5,324
18	1,679	2,320	313	2,633	4,312	2,761	2,160	334	2,494	5,255
19	1,887	2,067	292	2,359	4,246	3,068	1,779	335	2,114	5,182
20	2,072	1,764	291	2,055	4,127	3,195	1,524	328	1,852	5,047
21	1,982	1,584	287	1,871	3,853	3,155	1,390	337	1,727	4,882
22	1,850	1,473	298	1,771	3,621	3,049	1,341	347	1,688	4,737
23	1,614	1,448	595	2,044	3,658	2,629	1,282	458	1,740	4,369
24	1,572	1,347	678	2,025	3,597	2,822	1,275	505	1,780	4,602
計	38,109	43,526	10,814	54,340	92,449	60,074	43,746	10,074	53,820	113,894

■ 規制部門と自由化部門の原価配分比較

(単位: 億円、円/kWh)

東北電力	固定費		可変費		需要家費		合計	
	金額	単価	金額	単価	金額	単価	金額	単価
規制部門	3,789	13.22	2,640	9.21	526	1.83	6,955	24.27
自由化部門	3,975	7.86	4,435	8.77	36	0.07	8,410	16.63
合計	7,765	9.80	7,075	8.93	562	0.71	15,365	19.39

四国電力	固定費		可変費		需要家費		合計	
	金額	単価	金額	単価	金額	単価	金額	単価
規制部門	1,459	13.02	832	7.43	249	2.22	2,540	22.68
自由化部門	1,360	8.24	1,156	7.08	14	0.09	2,516	15.41
合計	2,819	10.19	1,988	7.22	263	0.96	5,056	18.36

北海道電力	固定費		可変費		需要家費		合計	
	金額	単価	金額	単価	金額	単価	金額	単価
規制部門	1,959	13.40	1,077	7.37	309	2.11	3,345	22.88
自由化部門	1,611	9.42	1,208	7.06	12	0.07	2,820	16.50
合計	3,570	11.26	2,285	7.21	321	1.01	6,164	19.44

(参考)

(単位: 億円、円/kWh)

関西電力	固定費		可変費		需要家費		合計	
	金額	単価	金額	単価	金額	単価	金額	単価
規制部門	6,340	11.80	4,883	9.09	1,101	2.05	12,324	22.93
自由化部門	6,605	7.16	7,941	8.71	46	0.05	14,463	15.91
合計	12,945	8.86	12,824	8.85	1,146	0.77	26,786	18.52

九州電力	固定費		可変費		需要家費		合計	
	金額	単価	金額	単価	金額	単価	金額	単価
規制部門	4,057	11.59	2,863	8.18	642	1.83	7,561	21.59
自由化部門	3,560	7.07	3,860	7.70	12	0.02	7,409	14.78
合計	7,616	8.92	6,723	7.89	654	0.76	14,970	17.58

東京電力	固定費		可変費		需要家費		合計	
	金額	単価	金額	単価	金額	単価	金額	単価
規制部門	13,030	12.33	12,121	11.47	2,050	1.94	27,201	25.74
自由化部門	11,279	6.39	19,048	11.06	96	0.05	30,030	17.50
合計	24,310	8.61	31,169	11.22	2,145	0.74	57,231	20.64

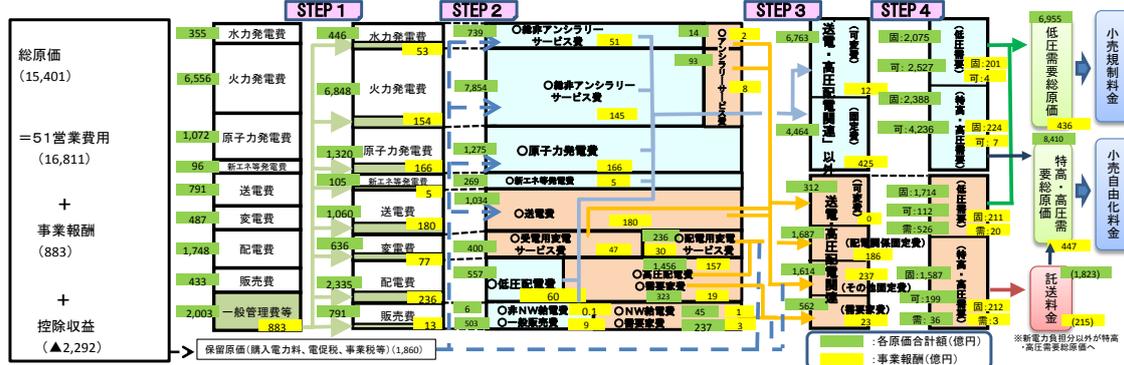
■ 事業利益率の推移

		東北電力		四国電力		北海道電力	
		規制部門	自由化部門	規制部門	自由化部門	規制部門	自由化部門
原価	H20年度改定時の総原価に対する事業報酬の割合	6.6	5.7	6.6	5.8	6.5	5.7
実績	H20年度の事業利益率	▲ 4.3	▲ 4.3	8.4	8.6	▲ 5.4	▲ 7.1
実績	H21年度の事業利益率	3.1	2	7	6.4	3.5	1.8
実績	H22年度の事業利益率	5	4.8	10.5	10.6	4.3	6.4
実績	H23年度の事業利益率	▲ 9.3	▲ 17.5	▲ 0.1	▲ 2.0	▲ 3.1	▲ 1.3
原価	今回申請の総原価に対する事業報酬の割合	6.3	5.3	6.1	5.4	6.6	6.1

※総原価に対する事業報酬の割合は、申請時における想定値。
事業利益率は、電気事業収益に対する電気事業利益の割合(実績値)。

■ 事業報酬の個別原価計算フロー(平成 25 年度東北電力料金改定申請ベース)

＜総原価及び事業報酬については、一般電気事業供給約款料金算定規則に従い、各需要種まで整理される。＞



STEP 1 8部門への整理

- 電気事業報酬は「一般管理費等」に整理(規則第6条第1項第九号)。
- 一般管理費等に整理された電気事業報酬は、水力発電、火力発電、原子力発電等各部門の資産割合等に応じて配分(規則第6条第2項)。

STEP 2 送電等関連・非関連コストの整理

- アンシラリーサービス(瞬時調整の需給調整)費用の抽出(規則第6条第4項)
= 周波数制御機能を有する水力発電設備及び火力発電設備の出力比 × 認可出力のうち調整出力の割合(規則第6条第4項)
- 変電費、配電費、販売費の費目を細分化(規則第6条第4項)。
変電費: 受電用設備と配電用設備の帳簿比等による整理。
配電費: 低圧配電用設備、高圧配電用設備、需要家用設備(メーター、引込線等)の帳簿原価比等による整理。
販売費: 給電、一般販売、需要家(検針、集金等)にかかる建物の床面積比等による整理。

STEP 3 固定費、可変費への整理

- 事業報酬については、火力発電費のうち環境対策費に係るものは可変費に整理(環境対策設備の帳簿比による整理)(規則第8条2項第三号)。

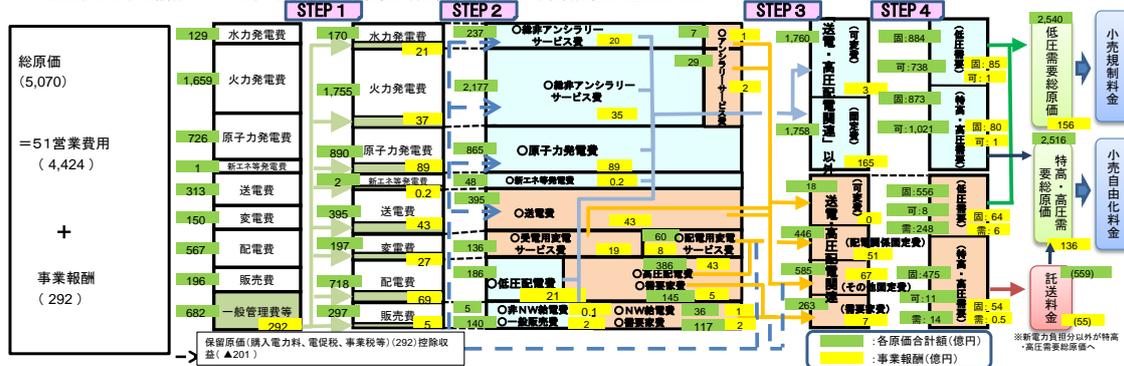
STEP 4 需要種別への整理

- 送電等非関連コストの固定費は、全てが低圧需要に整理される低圧配電費を除き、最大電力、ピーク需要、電力量に基づく配分比率(低圧: 38%、特高・高圧: 62%)により各需要に整理。一般販売費についてはそれまでに算定した各需要の原価比により整理(規則第9条、第10条)。
- 送電等関連コストの固定費のうち、「配電用変電サービス費」と「高圧配電費」については、最大電力及び電力量に基づく配分比率(低圧: 65%、高圧: 35%)により、それ以外は新電力への離脱需要やピーク需要も考慮した配分比率(低圧: 38%、高圧: 43%、特高: 19%)により各需要に整理。需要家費は口数比等(低圧94%、高圧5%、特高: 1%)により整理(規則第9条、第10条)。
- いずれも可変費は発受電量比(低圧: 37%、特高・高圧: 63%)により整理。

	事業報酬計(百万円)			総原価(百万円)	総原価に対する事業報酬の割合
	固定費	可変費	需要家費		
規制部門(低圧)	41,186	434	1,993	43,614	6.3%
自由化部門(特高・高圧)	43,667	728	269	44,664	5.3%
合計	84,854	1,162	2,262	88,278	5.7%

■ 事業報酬の個別原価計算フロー(平成 25 年度四国電力料金改定申請ベース)

＜総原価及び事業報酬については、一般電気事業供給約款料金算定規則に従い、各需要種まで整理される。＞



STEP 1 8部門への整理

- 電気事業報酬は「一般管理費等」に整理(規則第6条第1項第九号)。
- 一般管理費等に整理された電気事業報酬は、水力発電、火力発電、原子力発電等各部門の資産割合等に応じて配分(規則第6条第2項)。

STEP 2 送電等関連・非関連コストの整理

- アンシラリーサービス(瞬時調整の需給調整)費用の抽出(規則第6条第4項)
= 周波数制御機能を有する水力発電設備及び火力発電設備の出力比 × 認可出力のうち調整出力の割合(規則第6条第4項)
- 変電費、配電費、販売費の費目を細分化(規則第6条第4項)。
変電費: 受電用設備と配電用設備の建設費比等による整理。
配電費: 低圧配電用設備、高圧配電用設備、需要家用設備(メーター、引込線等)の建設費比等による整理。
販売費: 給電、一般販売、需要家(検針、集金等)にかかる建物の床面積比等による整理。

STEP 3 固定費、可変費への整理

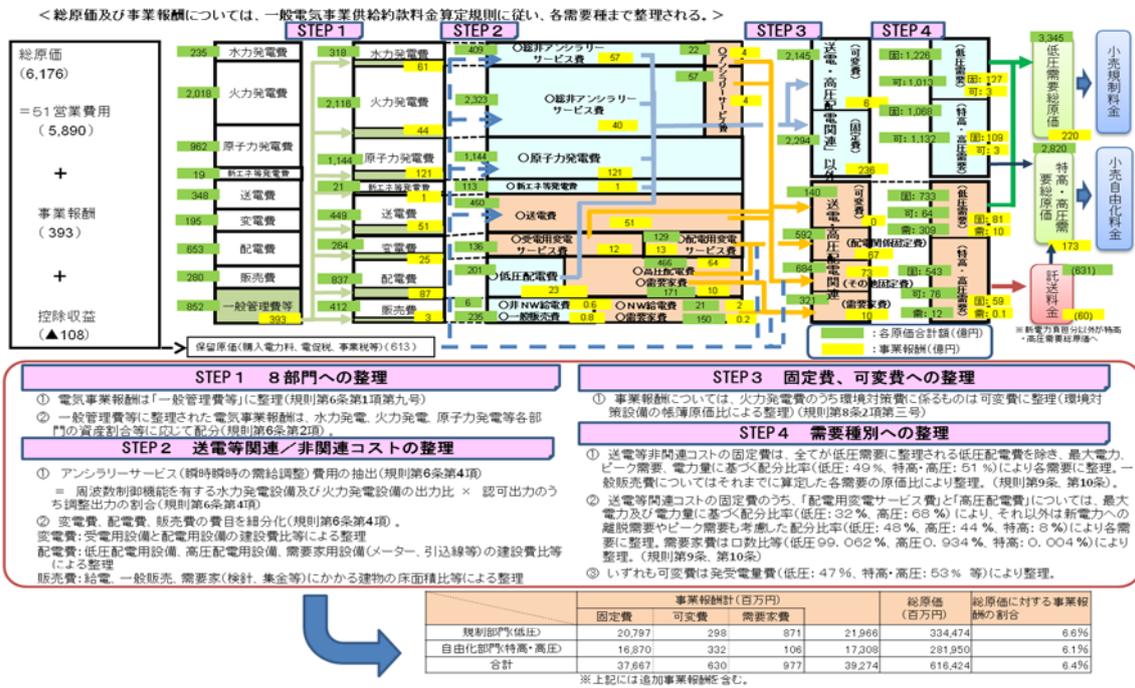
- 事業報酬については、火力発電費のうち環境対策費に係るものは可変費に整理(環境対策設備の帳簿比による整理)(規則第8条2項第三号)。

STEP 4 需要種別への整理

- 送電等非関連コストの固定費は、全てが低圧需要に整理される低圧配電費を除き、最大電力、ピーク需要、電力量に基づく配分比率(低圧: 44%、特高・高圧: 56%)により各需要に整理。一般販売費についてはそれまでに算定した各需要の原価比により整理(規則第9条、第10条)。
- 送電等関連コストの固定費のうち、「配電用変電サービス費」と「高圧配電費」については、最大電力及び電力量に基づく配分比率(低圧: 67%、高圧: 33%)により、それ以外は新電力への離脱需要やピーク需要も考慮した配分比率(低圧: 44%、高圧: 43%、特高: 13%)により各需要に整理。需要家費は口数比等(低圧 94.6%、高圧 5.1%、特高: 0.3%)により整理(規則第9条、第10条)。
- いずれも可変費は発受電量比(低圧: 42%、特高・高圧: 58%)により整理。

	事業報酬計(百万円)			総原価(百万円)	総原価に対する事業報酬の割合
	固定費	可変費	需要家費		
規制部門(低圧)	14,859	108	608	15,575	6.1%
自由化部門(特高・高圧)	13,433	149	46	13,629	5.4%
合計	28,292	258	654	29,203	5.8%

■ 事業報酬の個別原価計算フロー(平成 25 年度北海道電力料金改定申請ベース)



(2) レートメイク

① 基本料金及び従量料金の設定について

今回の料金改定において、東北電力、四国電力は、人件費を始めとした費用の削減が図られる一方、修繕費や一般負担金等の増加、需要の減少により、販売電力量当たりの固定費は、ほぼ同水準であることが確認された。そのため、基本料金を据え置くことは妥当と考えられる。

北海道電力は、前回改定時と比べると、泊発電所3号機の導入、火力発電所等の経年化対策、人件費、修繕費、一般負担金、退職給付金等の増加により、販売電力量当たりの固定費が高くなっているが、泊発電所の全機が停止し、3号機の導入で見込まれていた火力燃料費低減による他費用の吸収ができなくなったことや使用電力量の少ない需要家への負担及び需要対策も考慮し、北海道電力が基本料金を据え置くことについては、妥当と考えられる。

<東北電力>

	平成20年改定		今回改定	
	原価(百万円)	単価(円/kWh)	原価(百万円)	単価(円/kWh)
固定費	378,729	12.95	378,942	13.22
可変費	214,960	7.35	263,970	9.21
需要家費	60,123	2.06	52,552	1.83
合計	653,813	22.36	695,464	24.27
販売電力量(百万kWh)	29,238		28,660	

<四国電力>

	平成20年改定		今回改定	
	原価(百万円)	単価(円/kWh)	原価(百万円)	単価(円/kWh)
固定費	146,338	12.69	145,873	13.02
可変費	72,045	6.25	83,241	7.43
需要家費	25,907	2.25	24,897	2.22
合計	244,290	21.18	254,010	22.68
販売電力量(百万kWh)	11,535		11,202	

<北海道電力>

	平成20年改定		今回改定	
	原価(百万円)	単価(円/kWh)	原価(百万円)	単価(円/kWh)
固定費	163,269	11.49	195,865	13.40
可変費	110,142	7.75	107,719	7.37
需要家費	33,210	2.34	30,890	2.11
合計	306,621	21.59	334,474	22.88
販売電力量(百万kWh)	14,204		14,618	

②3段階料金について

3段階料金制度においては、1段階料金はナショナルミニマムの観点から低廉な水準に、2段階料金は平均的な電気使用の観点から平均的な料金に、3段階は省エネの観点から割高な料金に設定されているが、今回の3社の申請では、1・2段階格差率を縮小し、2・3段階格差率を拡大している。これは、① 1段階の値上げ幅を抑制することは生活に必要不可欠な電気の使用への影響を軽減すること、② 3段階の値上げ幅を拡大することは需要対策の効果があることから、妥当と考えられる。

＜東北電力＞ (円/kWh)

改定年度	S49	S51	S55	S63	H元	H8	H10	H12	H14	H17	H18	H20	今回申請
第1段	11.95	14.75	21.35	18.70	18.46	17.14	16.52	15.75	15.00	14.54	14.84	16.81	18.35
第2段	15.30	19.40	29.25	25.61	25.28	23.47	22.62	21.58	20.54	19.91	20.32	22.56	25.03
第3段	16.65	21.60	33.95	28.84	27.82	25.82	24.88	23.73	22.51	21.60	21.85	24.17	28.25
1・2段格差	0.78	0.76	0.73	0.73	0.73	0.73	0.73	0.73	0.73	0.73	0.73	0.75	0.73
2・3段格差	1.09	1.11	1.16	1.13	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.08	1.08	1.07	1.13

＜四国電力＞ (円/kWh)

改定年度	S49	S51	S55	S63	H元	H8	H10	H12	H14	H17	H18	H20	今回申請
第1段	13.75	16.05	22.10	20.13	19.91	18.73	17.99	17.52	17.07	16.68	17.91	18.59	20.01
第2段	17.00	21.35	29.85	26.98	26.69	25.11	24.12	23.48	22.88	22.36	23.70	24.45	26.68
第3段	18.55	23.70	34.50	30.47	29.36	27.62	26.53	25.83	25.17	24.37	25.76	26.53	29.88
1・2段格差	0.81	0.75	0.74	0.75	0.75	0.75	0.75	0.75	0.75	0.75	0.76	0.76	0.75
2・3段格差	1.09	1.11	1.16	1.13	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.09	1.09	1.09	1.12

※S49～H18は税抜き単価、H20・今回は税込み単価(四国電力はH18以降税込み単価)、燃料費調整単価を除く

＜北海道電力＞ (円/kWh)

改定年度	S49	S51	S55	S56	S63	H元	H8	H10	H12	H14	H17	H18	H20	今回申請
第1段	11.72	14.65	19.60	22.70	21.15	21.01	18.59	17.41	16.55	16.06	15.64	17.05	18.27	19.74
第2段	13.75	18.70	25.70	30.30	28.25	28.06	24.83	23.23	22.09	21.45	20.87	22.46	23.68	25.97
第3段	15.20	20.85	29.90	35.60	31.95	30.99	27.42	25.64	24.39	23.49	22.65	24.15	25.37	29.09
1・2段格差	0.85	0.78	0.76	0.75	0.75	0.75	0.75	0.75	0.75	0.75	0.75	0.76	0.77	0.76
2・3段格差	1.11	1.11	1.16	1.17	1.13	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.09	1.08	1.07	1.12

※S49～H17は税抜き単価、H18・H20・今回は税込み単価、燃料費調整単価を除く。

③ 選択約款について

選択約款の設定については、電気事業法上「設備の効率的な使用その他の効率的な事業運営に資すると見込まれる場合」に設定でき、供給約款及び選択約款による収入と総原価等が一致することが求められている。

3社の選択約款料金の単価については、ベースとなる供給約款、夜間の平均発電費用、過去の需要の実績等を基に設定されており、当該料金単価の設定によって供給約款単価が割高に設定されるといった事実は確認されなかった。

i) ピーク対応料金メニューの設定

東北電力、四国電力においては、それぞれ平成25年7月1日から、新たにピーク対応料金メニューを導入しており、また、北海道電力においては、平成11年7月1日にピーク抑制型時間帯別電灯を導入している。

ii) 季節別時間帯別電灯における機器要件(夜間蓄熱要件、オール電化割引)

東北電力は、時間帯別電灯の5時間・8時間通電機器割引や通電制御型夜間備蓄式機器割引の新規加入停止、深夜電力Bの通電制御型夜間備蓄式機器割引の新規加入停止、深夜電力Cの新規加入停止を、平成26年4月1日から実施する予定。なお、オール電化割引は設定なし。

四国電力は、夜間蓄熱機器を要件とし、オール電化による附帯割引のある季節別

時間帯別電灯(電化Deナイト)については、平成27年3月31日をもって新規加入を停止する予定。なお、今後、季時別型メニューの多様化に加え、デマンドレスポンスなど柔軟な料金メニューについても開発を目指すとしている。

また、北海道電力は、需要家の選択肢を拡大する観点から「3時間帯別電灯」の加入条件である夜間蓄熱型機器等の保有を廃止し、ピーク抑制型時間帯別電灯(ドリーム8エコ)および3時間帯別電灯(eタイム3)に設定している非蓄熱式電気暖房割引の新規加入については、平成27年8月31日までで停止としている。

iii) 早収・遅収料金の廃止について

3社ともに、これまでは支払時期に応じて早収料金又は遅収料金を設定していたが、需要家サイドの声を受け、これを廃止し、延滞利息制度を導入することとしており、東北電力、北海道電力は平成27年4月から、四国電力は平成26年10月から導入予定。引き続き、需要家の声に真摯に耳を傾け、お客様の立場に立った見直しを不断に行うことが求められる。

iv) 需要家に対する電気料金値上げの周知活動について

3社ともに、各需要家や消費者団体等各種団体への、電気料金値上げに至った経緯、申請内容、経営効率化への取組等の説明を実施しており、引き続き需要家のご理解が得られるよう、丁寧な対応に努めていくことが必要である。

新規加入の停止に当たっては、既に割引の適用を受けている需要家や、選択約款を前提として機器投資を検討している需要家等に配慮するとともに、需要家等への十分な周知期間が必要であることを踏まえた対応とすることが適当である。

また、需要家の選択肢を多様化することで、震災以降大きく変化した電力需給をめぐる環境に対応する観点からは、需要家間の公平性を確保しつつ、既存契約者への一定期間後の割引の見直しを含め、料金メニュー全般について、スマートメーターの導入後抜本的に見直すことが期待される。その際、スマートメーターの導入を待たずとも、可能なメニューについては、早期に導入を図っていくことが重要である。

東北電力・四国電力・北海道電力

<査定結果>

1. 今回の査定によるメリットを、より多くの家庭が享受できるよう、2段階料金の引き下げ幅をより大きくすべきである。その際、東北電力については、供給区域内に東日本大震災により甚大な被害を受けた地域があり、応急仮設住宅に住む避難者など生活基盤が安定していない被災者もいまだ多数に上ることも踏まえ、電気の低利用者の負担増に配慮し、2段階と3段階の格差率について、東北電力の申請は1:1.13 となっているところ1:1.16に、四国電力の申請は1:1.12となっているところを1:1.13に、北海道電力の申請は1:1.12となっているところを1:1.13とする。

13. 情報提供等

- (1) 認可が行われた場合には、消費者をはじめとする関係する方々全てに対し、丁寧な周知・説明を求める。
- (2) 消費者への十分な周知を図るため、電気料金の値上げの実施時期については、9月1日とする。

総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会
電気料金審査専門小委員会
委員等名簿

(敬称略)

(委員)

	秋池 玲子	ボストン コンサルティング グループ パートナー&マネージング・ディレクター
委員長	安念 潤司	中央大学法科大学院 教授
	梶川 融	太陽ASG有限責任監査法人 総括代表社員(CEO)
	辰巳 菊子	公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コ ンサルタント協会 常任顧問
	永田 高士	公認会計士
	八田 達夫	大阪大学社会経済研究所 招聘教授
	松村 敏弘	東京大学社会科学研究所 教授
	南 賢一	西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士
委員長代理	山内 弘隆	一橋大学大学院商学研究科 教授

(オブザーバー) 東北電力・四国電力の審査

	河野 康子	全国消費者団体連絡会 事務局長
	加藤 房子	消費者行政の充実強化をすすめる懇談会みや ぎ 事務局長
	齋藤 郁雄	特定非営利活動法人 徳島県消費者協会 会 長
	青山 直樹	日本商工会議所 産業政策第二部長
	長谷川 秀司	消費者庁消費生活情報課長

(オブザーバー) 北海道電力の審査

	河野 康子	全国消費者団体連絡会 事務局長
	木谷 洋史	北海道消費者協会 専務理事
	青山 直樹	日本商工会議所 産業政策第二副部長
	長谷川 秀司	消費者庁消費生活情報課長

【参考:委員分担表】

分野	関係費目	担当委員
人件費	役員給与、給料手当、給料手当振替額(貸方)、退職給与金、厚生費、委託検針費、委託集金費、雑給	永田、南、山内
修繕費	修繕費	秋池、梶川、八田
燃料費	燃料費	安念、辰巳、松村
購入・販売電力料	地帯間購入電源費・送電費、他社購入電源費・送電費、地帯間販売電源料・送電料、他社販売電源料・送電料	秋池、梶川、八田
原子力バックエンド費用・公租公課	使用済燃料再処理等発電費、使用済燃料再処理等既発電費、特定放射性廃棄物処分費、原子力発電施設解体費、水利使用料、固定資産税、雑税、電源開発促進税、事業税、法人税等	永田、南、山内
設備投資関係費用	減価償却費、固定資産除却費、事業報酬(レートベース)	永田、南、山内

分野	関係費目	担当委員
事業報酬	事業報酬(事業報酬率)	永田、南、山内
その他経費(効率化関係)	廃棄物処理費、消耗品費、賃借料、委託費、養成費	秋池、梶川、八田
その他経費・控除収益	補償費、託送料、事業者間精算費、損害保険料、原子力損害賠償支援機構一般負担金、普及開発関係費、研究費、諸費、電気料貸倒損、共有設備費等分担額、共有設備費等分担額(貸方)、建設分担関連費振替額(貸方)、附帯事業営業費用分担関連費振替額(貸方)、電力費振替勘定(貸方)、株式交付費、株式交付費償却、社債発行費、社債発行費償却、開発費、開発費償却、遅収加算料金、託送収益、事業者間精算収益、電気事業雑収益、預金利息	安念、辰巳、松村
スマートメーター関連費用	修繕費、減価償却費等	安念、辰巳、松村
費用配賦・レートメーク		安念、辰巳、松村

(敬称略)

公聴会（東北会場）における意見の概要

1. 日時：平成25年5月9日（木）9：00～17：45
2. 場所：仙台合同庁舎8階 講堂
3. 意見陳述人の主な意見

○意見陳述1番：河村 和徳 氏

（意見の概要）

- 電力料金は、被災の如何に関わらず一律にかかるので、生活再建途上の被災者にとっては過大な負担である。そうした状況に対して東北電力としては企業としてどのような姿勢で臨むのか、国や地方自治体にどのような要請をしたいと考えているのか。こうした検討が不十分であるならば、値上げには賛成しかねる。
- 核燃料税について、福井県では核燃料税に関する条例改正によって、原子炉の熱出力に応じ課税する「出力割」が導入され、運転状況に関係なく課税できるようになったが、この方式が東北の自治体で導入されると、再度の値上げにつながる可能性があり、不安である。例えば、青森県が核燃料税の税率を上げることにより、宮城県の電気料金にも負担が転嫁されるということもあり、東北電力は、自治体が今後行うであろう核燃料税の税率変更・方式変更に対し、どういった姿勢で臨むのか。消費者に見えるよう、積極的に情報提供すべき。

○意見陳述2番：杉山 丞 氏

（意見の概要）

- 電力会社全体では1.3兆円の赤字と報道があり、この影響で値上げを行うことになっていると思うが、原発維持だけで1.2兆円の費用がかかるとも報道があり、原発がなければ値上げは無かったのではないか。
- 東北電力が公表している資料から試算を行うと、廃炉にした場合は電気料金原価の削減につながり、さらに、使用済核燃料などの「負の遺産」を残すことも回避される等、理想的な方針ではないかと考える。

○意見陳述3番：松良 千廣 氏

（意見の概要）

- 平成23年3月11日、福島第一発電所4号機は点検のために稼働していた状態であった。津波を受けて爆発したと聞いているが、停止中の原発は稼働中の原発と同様の危険性を持っており、再稼働させるか否かは国民の安全を守る上では全く意味の無い議論である。それにも関わらず、日本中で再稼働を巡って真剣な議論をマスコミも政治家もしているのはなぜか。
- 国民の安全を巡る議論は、再稼働の是非ではなく廃炉の是非であり、廃炉には最低20年もかかるという聞いている。是非とも国民の安全の為に廃炉の議論を真剣に開始すべき。最低20年は国民の安全は無いから、その間全ての原発を再稼働して料金値上げや電力不足による高齢者の死亡事故を防ぐべきである。

○意見陳述4番：大友 廣和 氏

（意見の概要）

- 値上げの申請理由に、「節電対策進展」による需要減退も織り込んでいるが、計画停電を実施し、節電を訴えたのは、他ならぬ東北電力であり、このことは理由とはならないと思う。

- 役員報酬の透明性については、公共性を持つ東北電力として、役職別に削減額を明らかにしてほしい。
- 一般職員の給与水準について、東北6県を参考にした給与水準にすべき。
- 値上げをする前に、4290億円の内部留保の取り崩しを優先すべき。赤字であれば内部留保を取り崩すのは当たり前である。
- 原発の維持の費用が無ければ、電気料金値上げは無かったと思うので、原発維持の費用の支出を止めれば、値上げしなくとも済むのではないか。原発に頼らないエネルギー政策を進めて欲しい。
- 東北電力のLNG輸入費用は、電力会社平均よりも8%高いなど、東北電力は今回の値上げ申請に当たって、高めの原価設定をしている。燃料調達費の安い中国電力並みの燃料調達であれば、値上げをすることはないと考えるがどうか。
- 電気料金値上げは地域経済・被災者へ大きな影響を与えるものであるため、削減すべき。

○意見陳述5番：金野 耕治 氏

(意見の概要)

- 被災者の話を聞くための、意見交換会においても、震災で大きな損失を被ったことにより仮設住宅に入っている方々は、光熱費の負担が非常に大きいという話が多い。
- 通常の状態ではない大震災の時に、一律の負担を負わせるというのはいかがなものか。負担能力に応じて負担をさせるべきではないか。

○意見陳述6番：廣部 公子 氏

(意見の概要)

- 人件費について、現場で働いている方々の給与引き下げは心苦しいが、赤字だから値上げというのなら、被災し復興中であることを考慮し、もっと人件費の地域補正を検討してほしい。申請されている額は到底受け入れられない。同様に保険料の会社負担56%も検討すべき。福利厚生は厚い程良いが、自力で利益を上げた時に行うべき。
- 事業報酬の中には株主配当分が含まれるとのことだが、その割合はどれくらいなのか開示されず、被災者にも同じ値上げ幅を予定している。株式会社なら自立で利益を上げたときのみ配当を出し、今回は被災者支援に回すなり、リスク回避のための積み立てに回すか、事業報酬をもっと少なくする計画を練り直して欲しい。
- 燃料費削減について、過去10年間分の東電の電気料金の原価を調べてみたら「複数の項目で常に見積額が実績を上回り、必要以上に高く設定した可能性がある」とのことだが、東北電力において高めの原価設定が無いのか。
- 原発の再稼働について、2年後の再稼働を予定しているようだが、是非廃炉にして再生エネルギー中心の電力会社に転換してほしい。そのための値上げなら協力したいと思う。2011年3月期の報告で、原発関係費が年間1391億円かかっており、さらに今年3月女川、東通両原発の安全対策を費用として1540億円を計画しているとのこと。廃炉にして燃料費削減、人件費削減、内部留保の取り崩しで、今回の値上げはしないで済むのではないか。値上げしない方が電力消費は多くなると思う。

○意見陳述7番：野崎 和夫 氏

(意見の概要)

- 電気料金の値上げは、地域独占的に供給されており、事業者の選択肢がなく、意見を言う機会もない中で、生活に大きな影響を与えるもの。
- 利用者の立場にたって、いかに負担を軽減するかということを考慮して、電気料金審査専門委員会では査定方針を作成してほしい。
- 燃料費について、原子力発電以外のエネルギーによる電力をいかに低廉に提供するかが、現在の電気事業者に問われているため、電力会社の努力を織込みについて、更なる原価の圧縮をしてほしい。

営業経費を引き下げる調達方法として欲しい。徹底した経営効率化のためには、競争入札比率を高めることが必要。調達コストの削減の余地がまだあるように感じる。もっと高い入札比率にするなど、競争を導入するような努力をお願いしたい。

- 電力会社の原価低減努力の検証および担保をしてほしい。原価低減の努力について、例えば事後的に検証を行い、そのことを消費者に情報提供する仕組みを国において作ることを要望する。
- 総括原価方式は、コスト削減の努力が行われにくいといった問題を抱えている仕組みである。現状の地域独占的な供給を改善すべきと考える。
- 原子力発電は安く安全であるという前提のエネルギー政策を改めてほしい。原子力発電に頼らないエネルギー政策への転換に踏み出すべきであると考え。東通1号機の稼働を前提とした計画は、見直すべきである。また、原子力のコスト算定も見直すべき。安いと言われてもわからないので、消費者にわかるように情報公開してほしい。

○意見陳述8番： 砂子 啓子 氏

(意見の概要)

- 現状の総括原価方式は、コスト削減の努力が行われにくいといった問題を抱えている仕組みであり、電力会社が過度な利益を得ることなく、コスト削減を促進する料金制度についての研究を進め、現行の総括原価方式を早期に見直す必要がある。
- 査定での想定と実績との比較検証により、電気料金の妥当性を事後的継続的に検証し評価する仕組みを国において作ってほしい。事後検証においては、特に燃料調達について継続的なコスト削減がなされているかを検証すべき。また、公正で公開された事後的評価の為に、消費者の参画が不可欠であり、消費者が関与できる仕組みとしてほしい。
- 火力発電における燃料費負担が値上げ理由の一つとなっているが、全日本通関価格に比べても高い調達価格であることについて改善してほしい。原価算定期間中に価格の更新時期を迎えるものについては、電力会社の交渉努力により、更なる原価の圧縮をしてほしい。
- 徹底した経営効率化の為に競争入札比率を100%にすることが望ましい。事業の特性上入札が困難なものがあるとすれば消費者が納得できるよう資料を用いて説明してほしい。また、競争入札の進捗状況がわかるような情報公開を求める。
- 原価低減努力の姿勢が表れる人件費とすべき。公共的な観点から電力会社の役員報酬に関しては国家公務員の指定職の給与水準と同レベル以下とすることが適切であると考え。
- エネルギー政策を転換してほしい。最終処分方法などまだ決まっていない話は、今後消費者がどのように意見を言うことができるか情報提供してほしい。
- 東通原発の稼働を前提とした値上げ申請を見直すべき。
- 被災地の人は、もとの被災地と移動した場所での電気料金の二重払いになるなど、出費が多いことを知って欲しい。

○意見陳述9番： 秋葉 賢二 氏

(意見の概要)

- 経済産業省においては、委員会で原価の審査を行っているが、値上げ申請がなくても費用の適正性について確認してこなかったことが残念。
- 人件費、競争入札比率、燃料調達など、更なる効率化努力をすべき。
- オール電化の家庭では、他の需要家より大きな値上げになる。家庭ごとに分析して値上げ幅を決めて欲しい。
- 東北電力の値上げパンフレットは、一般の消費者ではすぐに理解できない。「税効果会計」など、難しい言葉が多い。また、このパンフレットでは東北電力が努力していることはわかるが、何に対して努力をしているのかわからない。
- 経済産業省においては、公聴会の周知期間が2ヶ月と短いので、もっと周知すべき。

○意見陳述 10 番： 佐々木 政子 氏

(意見の概要)

- 災害後に最も復旧が早いのは電気という話を聞いて、オール電化住宅を建てたが、すぐに東日本大震災に見舞われた。また、今回の値上げで、オール電化住宅は普通の家庭よりも値上げ幅が大きいことを知り、生活への負担が心配になった。
- 東北電力の役員報酬は、東北地方の生活水準と比較すると過大であり、大幅に引き下げるべき。
- 不要な財産を処分せずに値上げを申請しているという話も聞くので、電気料金審査専門委員会では、厳正に審査を行って欲しい。
- 動いていない原子力発電所の維持費を料金原価に入れるのは納得できない。こうした費用はぜひ認めないで欲しい。
- 国のエネルギー政策について、再生可能エネルギーへの転換をしてほしい。また、再生可能エネルギー買取制度の被災者減免制度を廃止したということも見直して欲しい。また、チラシも字が小さくわかりにくいので、より丁寧な広報をお願いしたい。

○意見陳述 11 番： 芳賀 芳昭 氏

(意見の概要)

- 消費税も上がるという状況の中で、電気料金まで上がると生活に大きな負担となる。
- レートベースの核燃料資産の説明は、低稼働にもかかわらず、どうして増加しているのかわからない。
- 東北電力の申請内容は、公共事業との自覚に欠ける傲慢さをちらつかせる内容となっており不満。消費者に納得されるような経営効率化、情報公開を進めるべき。
- 総括原価方式によって、コスト削減が行われない仕組みとなっている。
- 値上げの理由として原発の長期停止を挙げているが、福島原発事故を見たら原発に頼らない電力供給に総力を挙げるべきなのに原発の再稼働を方針とした値上げには納得できない。危険な原発への依存から脱却し、自然エネルギーへの転換を目指すべき。

○意見陳述

12 番： 小谷津 仁 氏

(意見の概要)

- 東北電力の値上げは、原発停止という要因以外に東日本大震災、新潟福島豪雨被害の設備復旧費用を含んでおり、東京電力を除く他の電力会社の料金値上げとは異なっている。東北電力は電気という生活の上で非常に重要なインフラの復旧に多大なる貢献をしてくれているが、国からの補助金が拠出されていない。同様に重要なインフラである道路、鉄道（三陸鉄道）へは補助金が拠出され、地域復興を支援しているため、東北電力へも補助金の拠出を要望する。補助金は、間接的に東北の復興に繋がる。
- 東北電力の燃料費の見積もりは、高い。今般豪州炭の長期契約締結が新聞報道されたが、料金値上げ申請資料よりは安価であるものの、豪州炭スポット価格よりは高価である。このため燃料費の精査と更なる安価購買の検討をお願いしたい。東北電力は、他社とは異なり、低硫黄の原油を基準としているので、他社と合わせるべき。

○意見陳述 13 番： 達増 拓也 氏

(意見の概要)

- 電力供給は、経済活動や家計を支える重要な基盤となるものであり、被災地の復興にも重要なものと考えている。岩手県は生業の再生に取り組んでおり、産業の再生をすることが急務。復興にあたり再生可能エネルギーで災害にも対応できる自立分散型のエネルギーの導入・拡大に取り組んでい

るところ。

- 被災企業はグループ補助などを活用し、施設・設備を復旧して地域経済や雇用を牽引しようと努めている中であって、電気料金の値上げは県内企業の事業活動や雇用に及ぼす影響が大きいことから、復興への足かせという懸念。
- 東北電力には情報の開示を徹底し、県民や事業者丁寧に丁寧な説明を行い、理解と協力が得られるように努めること。
- 国は、東北電力の電気料金の値上げの認可申請にかかる審査にあたっては、厳正な審査を行い、値上げ幅の圧縮を図るとともに、経営合理化を徹底するよう指導すべき。
- 被災地における震災からの復興を加速させる上で、電気料金の値上げは、特に電気・半導体製造などの誘致企業や水産加工業などの事業活動や雇用への影響が大きいことから、国として被災地に配慮し、その影響を軽減するような施策を取るべき。
- 被災地における中小企業や農畜産業分野については、コスト増加による大きな経営負担を軽減するよう省エネルギー化に向けた支援策など、国を挙げて中小企業等の経営の安定化を図るための措置を取るべき。

○意見陳述 14 番：東浦 永子 氏

(意見の概要)

- 総括原価の算出における必要経費に、原発を再稼働させるための活断層の調査や地盤強化や巨大な津波への防護壁など莫大な費用が盛られているのではないかと。これらの構築物・安全対策は、経年劣化は避けられず、万全と思っても自然の巨大なエネルギーにはひとたまりもないため、どんなに費用を掛けようとも安全が保障されるものではない。
- 原発を再稼働させれば、安全な処理方法がない、未来にも莫大な負荷を与え続ける廃棄物を出し続けることになり、その費用も全く不毛な費用である。出来るだけ早期に脱原発に向かう方針を立て、再生可能エネルギーを積極的に導入・購入する経営計画を立て、そのための費用積算をしてほしい。脱原発のためならば、一定程度の値上げは受け入れたいと考える。
- 今、原発は止まっており、脱原発が不可能ではないことが証明されている。必要な量の再生可能エネルギーが確保されるまでの経過措置として、化石燃料による発電は必要で、化石燃料の格段に高い購入価格が問題である。もっと安価に購入できるように他の電力会社と協働するなどの努力をしてほしい。また、経済産業省は燃料購入に係る交渉を一企業に任せることなく、国全体として交渉に当たる等、国の役割を發揮してほしい。
- 必要経費の積算において、特に役員報酬や人件費において、独占企業の体質が抜けておらず、一般の常識からは格段に高額に設定されていると感じる。もっと身を削って、購入先を選べない庶民に、より安価に電力を供給する努力をしてほしい。

○意見陳述 15 番：工藤 芳郎 氏

(意見の概要)

- 政府は、エネルギー資源外交、国内開発を積極的に推進することで、エネルギー政策の早期確立を進めるべき。
- 福島原発から2年以上を経過するが原発は再稼働に至らず、これによる火力発電へのシフト、燃料費増嵩による経営圧迫、そして料金値上げとなっており、原発稼働停止に因る燃料費増嵩の負担責任は政府が負うべき。
- 電力事業としては、電力各社はこれまでの実績に確信をもち、改めるべき点は改めると共に将来における公益事業としての電力事業の社会的使命、役割、企業理念を掲げ、それを実現するために料金値上げが必要であることをアピールすることが求められる。
- 需要家・消費者に対しては、現代社会における消費者は「豊かな物質文明」に満たされ、エネルギー事情等について無関心な向きも多い。従って、料金値上げの内容だけでなく、エネルギー事情、

その歴史などについても説明すべき。

- 原発批判は自由だが、原発は建設年度・立地条件・型式により一口に原発云々は科学的ではない。「調査なくして発言権なし」という取材の原点を忘れないでほしい。
- 値上げの原因は、東日本大震災等、自然災害に因るもので申請者に過失・社会的責任は認められず、むしろ被害者といえる。
- 各項目とも原価の圧縮がされているが、増加額が大きいのは燃料費である。総原価に占める割合も前回時の28%から38%へと増加しており、原価の中の最大のポイントである。この点については政府において積極的な資源外交が求められ、燃料費削減対策を取るべき。

○意見陳述16番：長崎 清一 氏

(意見の概要)

- 「総括原価方式」による電気料金値上げ申請は、電気事業法第19条に規定された条件に適合していれば経済産業大臣は認可しなければならないことになっている。総括原価方式は、「適正な原価に適正な利潤を加えたもの」とされているが、原価算出の根拠は複雑多岐にわたり、一般消費者にとってその妥当性を検証することは極めて困難である。
- 本来、電気も、食料品などと同様に生活必需品だが、一般的に、食料品などを購入する場合、消費者はその価格を吟味して意思決定するが、電気という商品に関しては、消費者は意見を述べることはできても、その価格の妥当性を吟味して選択できる仕組みになっていない。
- 消費者には、消費者基本法が認められるはずであるが、電気という商品に関しては、現行の仕組みは、とりわけ「選択できる権利」と「意見を反映させる権利」が十分に保証されているものとはなっていない。
- まずは、電気事業法および関連諸制度について、消費者の権利尊重を念頭に置いた仕組みに変えていくことを、早急に進めてほしい。併せて、現行法制度においては、その審査過程および事後的な検証において、消費者の意見を最大限反映させるよう、より踏み込んだ対応を要請する。
- 事業報酬率は、現在の金利情勢を鑑みれば過大である。算定規則に定められる事業報酬率3%を上限として捉え、実態を踏まえて引き下げるべき。

○意見陳述17番：田上 みね子 氏

(意見の概要)

- 個人の電気料金は法人に比べて高く、見せかけのような気がする。特に被災地では、個人・法人共に今回の値上げ申請に関しては到底納得できるものではない。
- ピークシフトに関してはたくさん電気を使用する家庭でなければメリットがないと聞くので、みんなが利用できるメニューを考えてほしい。
- 人件費に関しても、20%削減とあるが、もともと高収入なので、会社が赤字なら仕方がない。赤字の会社ではボーナスなど出ないのが普通ではないか。特に役員や、OBは今までの事業に責任を取る意味でも削減は当然。
- 原発に関して、国の方針もあるが、「安全神話」は完全に崩壊した。原発再稼働云々については福島の後始末が完全に終了してからのことだと思う。原発が安い電力を供給するという考えも今では詭弁としか思えない。

○意見陳述18番：伊藤 慶子 氏

(意見の概要)

- 公聴会は、一般的な国民が公共の場で意見を言う場であるはずなのに、身分証明書や荷物検査もされるなど、被告として参加するような気分である。また、関わる人数が多すぎるなど、公聴会のあり方を見直すべき。もっと小さい単位で、他の地域でも公聴会を開催すべき。
- 被災地の公的企業としての経営姿勢が弱いと思う、被災者や地域は大変な苦難を強いられているが、

東北電力はぎりぎりまで身を削ってそれでも値上げを必要とする根拠が弱い。被災地を抱える公的企業としての努力が足りないと思う。それを端的に表すのは、役員報酬などの人件費である。金額は大きくないが、企業の姿勢を示すものでもある。

- 規制委員会が原子力の安全性を判断することになっているのであれば、東北電力が計上している原子力の安全調査費は、必要ないのではないか。
- 総括原価方式は時代に合わない。3%の事業報酬が原価を膨らます要因になっている。

○意見陳述19番： 立石 由美 氏

(意見の概要)

- 電気は東北電力から買うというよりも、「東北電力から来る」のが当たり前と考えていた。
- 節電に協力してきたにもかかわらず、東北電力は「電気が売れないから」値上げを行うという理由であり、節電の努力をあざ笑われるかのような気持ちになった。
- また、家庭に配布された東北電力の値上げのパンフレットでは、再稼働も言及されておらず、値上げ理由などもわからず、内容が不十分である。また、需要家は、高齢の方も多いため、ホームページに資料を掲載するだけでは情報公開は不十分である。

○意見陳述20番： 藤原 真帆 氏

(意見の概要)

- 意見陳述書が加工できないPDF形式であったり、開催地が仙台に限られているなど、公聴会の申し込みから参加へ辿り着くまで大変だった。
- 値上げの原因は燃料費の高騰という事ですが安く調達する工夫はしているのか。電力は公共性が高く民間企業と一緒にできないが、多くの企業が原材料費や電気料金の値上げの中でも製品価格を上げたくても上げられない。また家庭でも節電に励んでいる中で値上げをすることは独占企業のおごりだと思う。
- 燃料を他国より高い価格で買うのではなく1円でも安く調達する工夫をすべき。また調達した燃料をより効率よく使うための設備の導入など値上げをするまえに企業努力をして欲しい。

○意見陳述21番： 佐藤 一則 氏

(意見の概要)

- 東北電力の値上げ幅を見ると、他の電力会社よりも高い値上げ率となっており、被災地の電力会社であるにもかかわらず、信じられないという気持ち。
- 地域を崩壊させた原発の再稼働を織り込んだ申請も認めるべきでは無い。ゼロから申請内容を見直すべき。
- 電気料金は全ての需要家に公平に負担いただくという東北電力の説明は、被災地に対して残酷であると感じる。
- 使う人が納得しない商品はある得ないと思う。値上げ理由も、信頼関係の下で納得してもらうもの。まずは信頼回復が先ではないか。

○意見陳述22番： 加藤 房子 氏

(意見の概要)

- 値上げ申請の理由・根拠について理解・納得ができない。被災地にとっては、厳しい値上げ率であり、圧縮を求める。
- 電力需要が高くなる7月からの引き上げを行う理由を、消費者が理解・納得できる説明を求める。
- 各家庭に配布されたパンフレットでは、あたかも7月から値上げが決まっているかのような内容に見て取れるため、消費者に分かりやすい内容の情報公表に徹底的に取り組んでほしい。
- 原発はひとたび何かが起こると直接の被害だけでなく、風評被害も大きい。原子力発電に頼らない

エネルギー政策への転換に踏み出すべき。

- 値上げ理由の最も大きな要因となっている火力燃料費を削減する努力については、国と電力会社の共同の取り組みが必要である。
- 適正な原価（経営効率化）における人件費の設定は適正なのか。企業の姿勢として職員の給与も削減努力しているのであれば役員給与も削減をすべき。

○意見陳述 23 番： 佐藤 久美子 氏

（意見の概要）

- 他の電力会社は、もっと小さい値上げ率としているという話を聞くので、東北電力はもっと値上げ率を下げられるのではないかと。
- 東北電力では火力発電用の燃料買い付けの際、他国よりもとても高い値段で買っているという話や、内部留保もまだ多く残っている等、値上げの前にまだまだ見直す部分はあると思う。
- 被災地である沿岸部も当然値上げするということが、これには納得できない。復興のために頑張っている沿岸の皆さんのためにも値上げはしないでほしい。

○意見陳述 24 番： 安田 延壽 氏

（意見の概要）

- 電気料金の値上げは、復興の妨げになる。
- 値上げ申請において核燃料費や原子力バックエンド費用等の原発関連コストが原価算入されていることは問題である。
- 使用済み核燃料を最終的に処分する場所が決まると、追加的に費用がかかる等、原発を今後利用することで、現在かかっている費用に加えてさらに費用がかさむことになる。

○意見陳述 25 番： 磯田 朋子 氏

（意見の概要）

- 被災地の現状を知っていれば、東北電力の役員報酬、社員給与、ボーナスを確保した上での値上げはできないと思う。東北の水準からすれば申請で出された額はまだ高い。被災地に住む消費者としては納得できない。
- 申請の理由に燃料費の増加をあげているが、火力発電に移行せざるを得ない状況を作ったのは原発事故を起こしたからであって、その経営方針(原発中心の発電)の失敗での燃料費増の負担を利用者に求めるのはおかしい。
- 火力電力の燃料費について、シェールガスの調達や、原油価格リンクを変えるなど、国と電力会社 10 社で協力すればもっと削減できるように思う。さらなる企業努力で少しでも安い燃料調達の実現をしてもらいたい。
- 公聴会について、もっと多くの人から意見を聞きたいならば、仙台一カ所の開催では無く、また、朝早くから夕方までの開催も改めるべきと思う。

○意見陳述 26 番： 五島 平 氏

（意見の概要）

<欠席。議事進行人より意見陳述書読み上げ>

- 今回の値上げ申請は、被災地の復興にとって深刻な足かせになるものである。事業再開に向け必死の努力をしている中小企業にとっても深刻な影響を及ぼすもので大幅値上げはやめていただきたい。
- 東北電力の申請理由には、財務状況の悪化を示す数字が並んでいるが十分な情報開示がされていない。たとえば、すでに「燃料費調整制度」にもとづいて、電気料金は値上げされているが、7 月からの値上げが加わればダブルパンチ。結局、家庭向けだけでなく、企業向けの値上げも含めてどれだけ増えるのか。また、各県ごとの数字も示すべきである。

- 電力9社の中で、値上げ申請をしていない会社もあるが、違いはどこにあるのか。同じ経済環境の下で経営をしているのに、どこが違うのか、経営努力が足りないのではないかと思わざるを得ない。その他にも、役員報酬や事業報酬率の問題など、すべての情報開示と納得のいく説明を求める。
- 値上げの影響や電気料金の仕組みは、利用者にはよくわからないのが実態。もっと周知を図ること、公聴会を他の地方・地域でも開くこと、「国民の声」募集も期間を延長することを求める。また、経済産業省の身内での審査ではなく、独立した第三者機関での公正な審査が必要。政府・経済産業者、マスコミ関係にも改善を求める。
- 「総括原価方式」のもとで、過大な電力需要計画や高すぎる燃料購入費などが原価に計上されている。値上げの前に、問題の多い「総括原価方式」などにメスを入れる改革こそが求められている。

○意見陳述27番： 大内 三紀 氏

(意見の概要)

- 公聴会の参加はハードルが高かった。会場まで新幹線に乗ってきたが、費用も時間もかかる。
- 申請書には「公聴会の声と国民の声を聴いて」と書いてあったが、出向いて声を聴いてほしい。全国民に聞いてほしいとは言わないが、一般の方の声を聴いてほしい。
- 月500円ちょっとの値上げであれば、お菓子を我慢したり、ビールを発泡酒にすれば我慢できる金額である。一方、年金生活の方、高齢者の方は削れる費用は全て削っている状況。仮設住宅はエアコンだけが頼り。湿気やカビもひどい。気管支喘息で医療費もかかる。仮設住宅は本当に暑いため、エアコンがなければやっていけない。
- 社員の給料を減らすべき。ボーナスもなくせとは言わないが、もっとできるところがあるはず。

公聴会（高松会場）における意見の概要

1. 日時：平成25年5月14日（火）9：00～12：46
2. 場所：かがわ国際会議場
3. 意見陳述人の主な意見

○意見陳述1番：村上 太 氏

（意見の概要）

- ・ 四国電力とグループ会社の四電工は新ビル建設を計画している。四電工の新ビル建設予定地は、地元小学校校舎建て替えに伴う仮設校舎建設候補地であった。香川県が同地の売却先を四電工に決めたので仕方ないが、同仮設校舎は同校グラウンドに建設されることとなり、同校は約4年半の間、同グラウンドを使えない。地元住民は、結果だけを見て四国電力は電気料金を値上げして地元小学校の仮設校舎建設候補地に立派な新ビルを建てたと思うだろう。
- ・ 四国電力及び四電工HPによると新ビル建設の目的は防災機能向上などのためとあるが、四国電力と四電工は別々の場所ではなく、同じ場所に新ビルをひとつ建設すればよいのではないのか。どういう理由で別々の場所に建設しなければならないのか。
- ・ 四電工の新ビル建設を3、4年延期して、新ビル建設予定地を小学校仮設校舎のために貸し出すことはできないのか。

○意見陳述2番： 西岡 雅行 氏

（意見の概要）

- ・ 消費税増税により、最低5%は賃金が上昇しないと来年は消費支出が増えない。電気料金値上げは、家庭の電気料金の負担増だけでなく、商品や製品価格に反映される形で消費者の負担となる。消費税増税に加えて電気料金が値上げされることは、家計を一層圧迫するものとなる。
- ・ 普通の企業であれば、申請する前に消費者の意見も聞くが、今回は聞かれていない。消費者は電力会社を選択できず、公共性の高い事業であるから、消費者の意見を聞くことが重要ではないか。四国電力は、全戸を回って電気料金値上げ申請の理由等について説明して回るなど、利用者の立場になって丁寧な説明をしてほしい。
- ・ 燃料の調達については国策として示すべきではないか。
- ・ 電気料金値上申請時の資料を見ると、為替レートや原発再稼働の想定時期等に現在と相違があり、前提条件にかなり余裕があるのではないかと。専門家に審査をお願いする。
- ・ 四国電力株式会社単体ではなくその子会社および役員を派遣している関連企業の総体で見て、資産の評価をしてほしい。
- ・ 役員報酬や人件費は全国の平均との比較ではなく四国での平均水準と比較して妥当であるか等を評価する必要があると考える。
- ・ 30、40年先を見て、原発に未来があると考える人はいないと思う。日本のエネルギー政策全体が原子力発電に依存しないものに転換することが必要である。再生エネルギー、特に太陽光発電については、経済産業省としても強力に推し進めてほしい。
- ・ 先日、市町村が太陽光発電と自然エネルギーを促進しているが、変電所の設備の関係で受け入れる余裕がないという報道があった。四国電力としては設備の充実も図ってほしい。
- ・ 競争があってその中で電力会社が切磋琢磨していく、消費者が電力会社を選択する時代にしてほしい。

○意見陳述3番： 本銅 貴重 氏

(意見の概要)

- ・ 今回の値上げ申請は大幅な値上げとなり、消費税増税等によって家庭負担が上昇する中、電気料金の値上げは家計に大きな影響を与えるので受け入れることはできない。
- ・ 総括原価方式による原価算定は、コスト削減の努力が行われにくく安易に電気料金に転嫁されるのではないかと疑念があるので見直すとともに、全ての項目でさらなる削減を求めたい。また、電気料金審査専門委員会等では、高額な燃料価格、出向者人件費の料金原価算入、競争入札の低さが指摘された。消費者委員会では役員や社員数の多さについて指摘を受けたが、これらを受け止めてほしい。
- ・ 全戸配布している広報誌について、伊方原発の再稼動に全力を尽くすと記載しているが、愛媛新聞による世論調査では、再稼動については県民の約62%が否定的であり、広報誌の内容について違和感がある。原子力発電の安全性の検証と住民合意が得られないなかでの、伊方原発3号機の7月再稼働を前提とした原価算定は納得できない。
- ・ 今回の申請は、再稼働を前提とした当座をしのぐものである。四国電力は原発再稼働を踏まえた県民世論への丁寧な説明とともに、中長期の電力供給の将来像を示す必要がある。四国電力・国に対して、原子力発電に依存しないエネルギー政策の転換を求める。

○意見陳述4番： 松尾 浩子 氏

(意見の概要)

- ・ 公聴会に参加するために前泊しており1万円を投資している。友人は公聴会参加を申込期限間際まで検討したが交通費負担が大きいとの理由で断念した。電気料金の値上げは四国4県すべての住民に同じ影響が出るが、高松一箇所ではしか公聴会を開催しないのは不平等ではないか。
- ・ 四国電力HP掲載の料金値上げシミュレーションで計算すると、我が家では年間4万円近い負担増となる。四国電力は電気料金の3段階料金について、生活に必要不可欠な第一段階の値上げ幅を抑えていると同HPに掲載しており一見生活に支障がないようだが、第一段階は120kWhまでであり簡単に超えてしまう。
- ・ 説明者席は男性ばかりで人口の半分を占める女性の声を反映させようという意識がないと思う。
- ・ 電気料金を心配して、子供や高齢者の健康に支障が出ることはあってはならない。
- ・ 四国電力は三段階料金のうち、第一段階の120kWh以内でどの程度の生活が送れると思っているのか教えてほしい。
- ・ 電気料金は昼間・夜間で値上げ幅が異なるが、夜間電力は安いと宣伝しておきながら夜間電力の値上げ幅が大きいのはどういうことか。また、オール電化を勧めておいて電気料金を値上げするということが詐欺ではないか。
- ・ 国民の多くが原発再稼動に反対している中で、再稼動ありきで伊方原発の維持費や新安全基準対応のための予算を経費に盛り込むことは許されない。
- ・ 役員報酬を減額したと宣伝しているが、いくらものものをいくらにしたのかも公表されておらず、HPを見る限りでは退職慰労金が削除されただけで、役員報酬は減額されておらず、真摯な姿勢とは到底思えない。

○意見陳述5番： 和田 幸 氏

(意見の概要)

- ・ 四国電力の資料によれば、原子力発電に関連して500億円以上予算を投じているし、役員報酬は高く、節電による売上収入減少で首が回らなくなる経営体質等はおかしい。
- ・ 公聴会に参加したくてもできない人がいると聞いているので、四国各県での公聴会開催を希望する。
- ・ 福島原発事故では制御棒は入ったが、運転時の約7%と言われる崩壊熱のために炉心が溶融し爆発まで起きた。停止していない状況での事故であれば想像を絶する事態であった。伊方原発は近くに活

断層があり、地震時に確実に運転停止できるのか危惧されている。

- ・ 原発の追加安全対策費の730億円のうち、伊方原発を廃炉にするのであれば、不要な部分も多いのではないかと。
- ・ 沖縄電力は、海水を使った揚水発電所などで原発なしで安定した経営を確立している。また、中国電力と四国電力の水力発電を比較すると、中国電力には小水力発電が多い。四国電力に小水力発電は少なく、原子力発電に依存してきたことが明らか。古い設備の改善も考えてほしい。また、太陽光発電については、不安定といわれるが、蓄電技術などを取り入れて活用してほしい。

○意見陳述6番： 草薙 順一 氏

(意見の概要)

- ・ 原発を直ちに廃炉にすべき。稼働を前提とするから、そのための費用が事業者の赤字幅を増大させ、電気料金の大幅な値上げになっている。
- ・ 原発を稼働させるための、原発の通常の維持費のほか、原子力関係法定保険料、原子力損害賠償支援機構一般負担金、追加安全対策費、県・国が負担している技術開発費用・OFCの開発費用等、事故発生時の対応費用、使用済核燃料再処理費用は廃炉にすれば不要となる。また、再処理等引当金、原子力廃棄物処理費などが減額できる。
- ・ 燃料費購入について高額な長期契約をしているが消費者側からすると不合理。また、MOX燃料はウラン燃料と比較して、7~9倍高額である。従って、費用の点、また危険性の点からもMOX燃料を直ちにやめるべきである。
- ・ 役員の数削減と、庶民の感覚としては高額な報酬の削減を求める。
- ・ 会社が保有する株式・社債の売却、積立金の取り崩しをすべきである。
- ・ 従業員の健康保険料の事業者負担についても50%にすべきである。電力の平均年収は四国平均よりも高額であり、給与の減額も身を削る意味から考えるべきである。
- ・ 競争入札の比率を70%以上にすべきである。低い価格で資材調達等できると思う。
- ・ 出向者の人件費を料金算定の基となる原価へ算入することは納得できない。
- ・ 四国電力は原子力発電設備原価、核燃料資産を守るためだけに原発稼働を推進しているとしか考えられない。
- ・ 発送電分離が問題となっているが、四国電力社内で検討しているのかどうか教えてほしい。

○意見陳述7番： 阿部 和代 氏

(意見の概要)

- ・ 今回の値上げ申請は平均的な世帯で年間約7,000円の負担増。日本生協連の調査によれば月平均の水光熱費は約1万8,000円で、半分は電気料金が占めるが、家計収入は伸びておらず、電気料金の値上げは負担が大きい。産業用などの自由化部門はそれ以上で、円安の影響もあり、やがて物価の上昇につながることも予想される。今後消費税の増税も予定されているなかで、消費者にはますます大きな負担増となる。
- ・ 電気は生活に欠かせないエネルギーだが、電力会社はその地域で1社独占状態であり、消費者には選択の自由がない。消費者が電気料金の仕組みを理解することは困難であり、四国電力から全戸配布された説明資料では理解できない。四国電力に生協連から説明会をお願いした際に詳しい資料をいただいたが、財務状況の悪化については、本当に原子力発電と関連があるのかどうか理解できなかった。また、深夜料金を利用している家庭は多いと思うが、新料金メニューの対象となる家庭に丁寧な説明をしたのか。
- ・ 総括原価方式に疑問を感じている。せめて一般企業並の経営努力・コスト削減をしてほしい。4月17日のマスコミ報道で、競争入札の比率を4%から15%に引き上げて86億円の経費を削減できるとのことだが、残りの85%についても競争入札してほしい。
- ・ 役員報酬について公共的な会社であることを考えると、国家公務員の幹部並でいいのでは。

- ・ 申請における原価算定の条件として、伊方原発を7月再稼働としているが、福島事故が収束していない中、原子力が安価で安定したエネルギーとはいええない。四国電力や国においても、安定で低廉なエネルギーを検討してほしい。

○意見陳述8番： 安田 孝子 氏

(意見の概要)

- ・ 四国電力の電気料金値上げ幅が他電力会社に比べて大きい。経営努力不足を値上げに転嫁すべきでなく、納得できない。電気料金値上げによる物価上昇も考えると、生活状況を変えなければならない程大きな影響がある。また、我々の消費者協会はこれまで節電について家電製品等の省エネに加えて、緑のカーテンにも取り組んできた。その上で四国電力からオール電化を勧められて導入してきたのに深夜料金の値上げは苦しい。
- ・ 地震・津波の被害も受けていない中で原子力が停止している四国電力が、なぜ他電力よりも高いのか。燃料価格の負担増と言う説明では、いかに経営努力してきたか努力が見えない。他諸経費についても、効率的になされたのか不明である。目標値等も記載されておらず、もっと丁寧な説明をしてほしい。一般企業では、競争もあり料金あるいは製品価格の値上げは企業の経営努力の最終手段である。
- ・ 今回の電気料金値上げは、原子力発電所の事故で始まった異常事態での経費増で臨時的であると考えられる。人件費の削減等、子会社の整理統合、出向者削減等、随意契約の減少等思い切った経費削減で乗り切るべきである。また、我が国のような地震国では、予備発電所としての火力発電所の必要性は高まりこそすれ、低減することはない。火力発電所の効率化、燃料の購入合理化は、強い経営体質への転換となる。
- ・ 原子力発電所の稼働については、安全性が確保されない状況で、原子力発電所の稼働や電気料金値上げは時期尚早だと考えている。
- ・ 四国は高齢者比率が高く、中小下請け企業が多く所得も低い。年金生活者や子育て世代にとって電気料金値上げは製品価格・サービス価格への転嫁もあり生活費への負担増が考えられる。高齢者、子育て世代へ配慮をお願いしたい。

○意見陳述9番： 近石 美智子 氏

(意見の概要)

- ・ 原発による電力供給は間違っていると思う。今回の申請は、伊方原発の再稼働につなげようとしているのではないかと疑問を感じる。燃料費増加による収支悪化を強調しているが、原発を持たない沖縄電力は黒字である。燃料費調達に関するコストダウンの努力はどうなっているのか。
- ・ 今回の値上げ申請にかかる電力会社の努力を感じているし、質問対応も迅速だが、郵送時の封筒サイズが大きいなど、コストダウンが徹底されているとはいえない。
- ・ 役員報酬について、役員給与は低減しておらず、退職慰労金を含めた役員報酬は低減しているということは、退職慰労金を引き下げたのだと記載したほうがいいのではないかと。一方で、特に高くないであろう検診費を低減するというのは納得できない。
- ・ 経済産業省に確認したところ、今回の公聴会には約100万円かかるとのこと。一方、四国の中で香川県でしか開催しない上、駐車料金等も負担していない方式は再考してほしい。

○意見陳述10番： 饗場 和彦 氏

(意見の概要)

- ・ 競争的な環境にある企業の場合は、値上げをすれば同業他社に顧客が逃げる可能性が出ることから、最大限のコスト削減努力・顧客サービスを果たして、ギリギリのところまで値上げに踏み切る。しかし電力会社は独占企業であり、競争原理が働かず「甘さ」があるように思える。
- ・ 私は自宅にソーラーパネルを設置し、四国電力に売電している。ところが四国電力の電柱などの工

事によって停電になる際、売電ができず、したがってその間、数時間分の売電収入が減少する。この損害の原因は四国電力側にあるが、賠償なり補填なりの制度は現状無い。顧客の側に非はなく、かつ顧客の側で対抗措置がとれない損害については四国電力の側で何らかの対応をすべきでないか。

- ・ 四国電力の体質について、市民感覚との乖離が見られる。伊方原発について、原発反対派は5、6%ではないかという社長のコメントがあったが、何に基づいて言っているのか。また、三段階料金については、第一段階の120kWh以内であれば低価格という設定があるが、その範囲内では生活できないし、役員報酬額についても市民感覚とは乖離がある。
- ・ 原発に関しては反対であるが、公聴会の運営・パブリックコメント等にも一定の限界がある。公聴会や審査専門委員会は技術的な審査を行うということだが、同時に、政策について一般国民から声を聞いて、政治家が参加する場を設けるのはいかがか。

○意見陳述 1 1 番： 塩見 修身 氏

(意見の概要)

- ・ 四国電力社内で消費者問題の専門家を育成してはどうか。
- ・ 今回の規制部門の料金値上げ案の内使用料300KWの家庭8.5%、400KWの家庭9.6%となっています。また使用料ごとの口数比率は0~400KWまでの合計が75.8%を占めています。400KWまでの値上げ率は少なくとも8%以下に抑えるほうが家計への負担が少なくすむのではないか。
- ・ 原発が想定通りに再稼働すれば、3年後をめどに値下げされる可能性があるとの新聞記事があった。なぜ3年後は値下げできるのに、今は値上げになるのかと疑問に思っている。新聞記者と電力会社の間で、正確な情報が伝わるようにする仕組みが必要ではないか。

○意見陳述 1 2 番： 安岡 富士子 氏

(意見の概要)

- ・ 電力料金は公共料金であり、全価格の中心的立場にあるから、値上げはかなり慎重にしてほしい。世界から国内経済が取り残されている中、生産工程が海外に移転すれば国内経済は疲弊する。値上げに関しては国の責任でもあるため、国が負担して、国民負担を回避してほしい。
- ・ 四国電力の給与水準に関しては、経済低迷・生活困窮の中で、慎重に検討してほしい。
- ・ 原発がすべて危険とはいわないが、人間が作ったものに完全な安全はない。福島原発事故の際の、想定外という言葉を受け止めて慎重に考えてほしい。
- ・ 四国電力の代替エネルギーに対する姿勢を教えてください。

○意見陳述 1 3 番： 工藤 芳郎 氏

(意見の概要)

- ・ 政府は、エネルギー資源外交、並に国内開発を積極的に推進することで、エネルギー政策の早期確立を進めるべき。
- ・ 福島原発事故から2年以上を経過するが原発は再稼働に至らず、これによる火力発電へのシフト、燃料費増嵩による経営圧迫、そして料金値上げとなっている。原発稼働停止に因る燃料費増嵩の負担責任は政府が負うべき。
- ・ 電気の需要家に対しては、現代社会における消費者は「豊かな物質文明」に満たされ、エネルギー事情等について無関心な向きも多い。従って、料金値上げの内容だけでなく、エネルギー事情、その歴史などについても説明すべきである。
- ・ 原発批判は自由だが、原発は建設年度・立地条件・型式により一口に原発云々は科学的ではない。「調査なくして発言権なし」という取材の原点を忘れないでほしい。
- ・ 原発稼働停止は政府の「大局的判断」により断行されたもので、その責任は本来政府に求められるべきところではあるが、申請者としては燃料料増嵩費を電気料金値上げという手法により消費者に負担を求めるといふものである。現行制度のもとではやむを得ざるものと思われる。

公聴会（札幌会場）における意見の概要

1. 日時：平成25年6月20日（木）9：00～17：30
2. 場所：札幌第1合同庁舎 2階講堂
3. 意見陳述人の主な意見

意見陳述1番：マシオン 恵美香 氏

（意見の概要）

- 北海道電力は、はっきりと見える形での自社事業見直しやコスト削減努力をしているのか。消費者に対して電気料金値上げを強いる前に、自社で見直すべき大きな支出項目（原子力関係施設への費用等）の見直しがきちんとしてきているか、詳しく説明してほしい。
- 役員報酬は56%カットしても、今年度予算案で平均2,000万円以上と高額な申請内容であり、コスト削減努力の信憑性が問われる態度と言わざるを得ない。申請後、政府関係機関との話し合いにおいて支出に係る指導をされ、黒字経営である北陸電力並みの1,800万円程度で折り合いを付けることになりそうとのことだが、役員報酬を優良企業である他社並みにするのは納得できない。
- 私は北海道電力の株主だが、昨年は納得のいく配当金をもらっていない。北海道電力は、長年の巨額な原子力関連費用による経営の傾きが指摘されていることから、過去に遡って経営陣の責任を追究したいほど。今年はゼロ配当案が出されても仕方なく、事業内容については第三者の検証が必要だと考える。
- 原価算定をみると、燃料費に比べて原子力関連費支出の方が多いのではないかと。火力発電の燃油量や購入金額の実績値との比較は、最低でも前回料金改定（値下げ）を行った5年前まで遡って行き、燃油代の推移を明らかにした方が、消費者に理解されやすい。泊原子力発電所を再稼働する場合や廃棄する場合など、外部からの指導を受けながら、それぞれ比較すべき。
- 泊原子力発電所をつくらなければ料金値上げはなかったのではないかと。
- より安価で安定的な電力の供給体制を消費者に示すべき。昨年11月の室蘭・伊達地方における暴風雪での鉄塔倒壊、送電の遮断を踏まえ、早急に原子力事業から撤退して送電に力を入れてほしい。電気がたくさんできても、送電されないのでは意味がない。
- 燃油代調整制度に関する説明の載ったリーフレットが大変わかりにくかった。また、電気料金のお知らせに、再エネ発電賦課金等の金額が記されているが燃油調整費額は記されていないのは、燃油調整費で儲けていることを消費者に気づかせないためか。もしくは、原子力発電よりも自然エネルギーはコストがかかると思わせるためか。幅広く理解していただけるよう、早めに改善してほしい。
- 節電努力をPRするパンフレットを配布しているが、節電するとまた北海道電力の販売電力量が減り、電気料金値上げになるのではないかと。不信感をもってしまう。

意見陳述2番：深町 ひろみ 氏

(意見の概要)

- 原子力発電所の再稼働が前提である値上げには反対。再稼働させれば、放射性廃棄物の長期管理が必要な上、未来の世代へ影響を及ぼし、安全管理費用がかかるなど、予測不能な経費がかかることが想定される。
- 経営を圧迫しているのは燃料費ではなく、原子力発電所の固定費ではないか。原子力発電所は、稼働していなくても固定費が一定のままで、莫大な費用がかかる。
- 不適切な経営による値上げには反対。泊原子力発電所ができた頃からの歴代役員は、報酬を返上するべき。北海道電力の社内監査役は、月数回の会議に出席するだけで年700万の報酬を得ていると聞いており、北海道電力の経営がきちんとチェックされているのかは疑問。
- 北海道電力の川合社長は日本原燃の非常勤取締役で、北海道電力は6%の株を保有する大株主だと聞いているが、日本原燃へ多額の出資を続けているのではないか。レートベースでは増資予定であると聞いたが、それは株主への背任行為かつ消費者への一方的な押し付けではないか。
- 総括原価方式の査定方法そのものが、実際の経営状況にあっているのか、十分に説明されていない。経営方法の見直し等については、実績に基づいて行い、報告を行ってほしい。また、北海道電力は、どこに投資しているのか教えていただきたい。

意見陳述3番：鳩山 亮二 氏

(意見の概要)

北海道電力に対しての意見

- 今回の電気料金値上げは、10%を超える大幅なものであり、消費税も上がるという厳しい経済状況のなか、家計への影響が大きい。また、直接的な影響のみならず、企業への影響が商品やサービス価格にも影響し、最終的には消費者の負担となる。オール電化利用者への負担も大きい。北海道電力の経営合理化努力は不十分。
- 役員報酬は減額して月額換算で167万円であり、庶民感覚では理解できない。また、職員給与は減額して643万円だが、厚生労働省の調査によると北海道における従業員5人以上の事業所の賞与を含めた平均年間収入は400万円少々となっており、北海道電力に比べ200万円以上も低い。まだまだ経営努力の余地が残されている。
- 競争入札比率も14%と低い。傘下のグループ会社の役員を兼ねている現役役員は17名、天下りと思しき役員も9名もおり、随意契約にならざるをえないため、競争入札率が低いと思われても仕方ない。もっと競争入札比率を高め、経営効率化を図るべき。
- 原子力発電所の再稼働ありきの申請だが、この考え方は、「原子力発電は過渡的なエネルギー」と位置づけられている「北海道省エネルギー・新エネルギー促進条例」に反している。歴代役職員の責任は重大。
- 北海道電力は経営合理化やコスト削減を行い、今後の事業の将来性等について道民の理解を得た上で電力料金を設定するべきだが、今回の説明は理解を得られる内容ではない。

国及び北海道電力に対する意見

- 再生可能エネルギーの推進による電源構成の多様化や脱原発の行程表を早期に明らかにすべき。原子力は人の手には負えず、ひとたび事故が起これば将来へ負の遺産を残すことになることを考えると廃炉という道しか選択肢はない。廃炉にすれば、追加安全費用、バックエンド費用が削減できる。泊原子力発電所の再稼働前提という考え方は、脱原発を願う道民の意見を無視している。

国に対する意見

- 電気料金値上げ認可審査は、厳格な査定を行い、値上げ幅の圧縮に努めてもらいたい。査定内容は具体的に公表し、道民に対して納得のいく説明をしていただきたい。
- 総括原価方式は、事業者の徹底した合理化努力を阻害している。透明性のある電気料金制度の確立をお願いする。
- 再生可能エネルギーのさらなる開発に向けて、主導力を発揮していただき、世界に向けて胸をはれるエネルギー政策を展開してほしい。

意見陳述 4 番：川原 敬伸 氏

(意見の概要)

- 「北海道省エネルギー・新エネルギー促進条例」ができてからの約 10 年間、北海道電力は新エネルギー推進について、どのような努力を行ってきたのか。電力の「安全、安定、安価」の実現に向けて、新エネルギー開発を進め、電源多様化を図るとともに、道民にエネルギー政策の展望を示してほしい。
- 原子力発電所の再稼働を前提とした電気料金値上げではなく、道民合意の形成に沿った対応に見直してほしい。原子力発電所の再稼働は、福島第一原発事故の教訓や道民の意見、国際的な流れに逆行している。福島第一原発事故の事実を真摯に受け止め、大きな犠牲によって得られた教訓を子孫に引き継がなければならない。人間の力の限界を自覚し、謙虚にこれまでの政策の見直しが必要。
- 今回の経営危機と電気料金値上げの根本原因は、電源の多様化を謳いながらも過度に原子力発電に電源を依存してきた経営陣の判断の誤り。原発依存度の高い関西電力(48%)・九州電力(46%)・北海道電力(44%)・四国電力(42%)は値上げを申請し、原発ゼロの沖縄電力をはじめ依存度の低い中部(15%)・中国電力(14%)は、値上げ申請しない方針であり、まさに原発依存度で電力各社は明暗を分けた。よって、電力料金値上げ申請の前に、経営責任を明らかにすべき。
- まるで圧力をかけるかのように、原子力発電所の再稼働があれば 10%、再稼働がなければ 30% の値上げになると聞かされた。しかし、原子力関連費用を加味しても、再稼働した場合の方が値上げ幅を低く抑えられるものなのかは疑問。
- 公共性の強い電力事業の推進に当たっては、企業の不断の努力と行政のサポート、消費者の協力が必要。節電要請に応じて消費者も企業も行政も、協力・努力して電力不足を乗り越えた。また、納得できる提案があれば、時には値上げにも協力しなければならない時もあるかと思うが、今回の電力値上げ申請は納得できない点があるため、より一層の経営努力と徹底した情報開示を進めてほしい。

意見陳述5番：熊木 大仁 氏

(意見の概要)

- 値上げの原因は、燃料費の増加ではなく、停止している原子力発電所への投資・維持費の負担、過度の節電要請による電気料金収入の大幅な減少等によるものではないか。燃料費が増加しても、燃料費調整制度などによって利益が得られるようになっているのではないか。
- 電力会社は圧倒的寡占状態にあり、独占禁止法違反の状態にあるため、企業分割が必要ではないか。原子力発電所を国が買い取れば、経営が改善して電気料金値上げの必要はなくなると思う。また、廃炉処理も国の責任（経費）で実施すべき。
- 発送電分離による「電力系統総合運用部門」は、公的な管理・運用を行うための新たな法律により、送・配電線路を道路と同様に、誰でも自由に利用できるようにしてほしい。その運用・管理については、公正・公平かつ情報公開による透明性を確保していただきたい。
- 極端な原価割れで販売している深夜電力料金(ドリーム8)制度等を是正して、一般家庭の電気料金を値下げすべき。火力発電所の深夜の発電コストは昼間と比較してもマイナス5～10%程度であり、深夜電力料金は著しく不公正である。
- 産業用電気料金については圧倒的寡占(独占禁止法違反)状態であること(自由化部門であっても制約があること)を念頭において検討してほしい。
- ホームページに一部の料金単価が掲載されていなかった。すべての料金単価について詳しく説明するようにしてほしい。

意見陳述6番：坂本 忠幸 氏

(意見の概要)

- 総括原価方式では、核燃料廃棄物まで資産扱いされている。これまで需要見込みを上回る設備投資を行ってきたことを考えると、本当は節電の必要などなかったのではないかと思ってしまう。
- 経済産業省の指導のもと、脱原発政策を進めてほしい。事業者が当初計画より早く原子力発電所を廃止する場合、積み立て不足や資産の目減りによる損失を複数年度で分割計上すれば良いのではないか。原子力発電にかかる費用は安くはないはずであり、経営コスト高から脱却していただきたい。

意見陳述7番：相原 正義 氏

(意見の概要)

- 値上げ要因を国民に見えるようにすることが先決。
- 5年前の料金改定時と比べて燃料費は減少し、儲け(事業報酬)、人件費、原発関係費、安全対策費や事故損害補償負担金準備が増加していることから、以下2点が値上げの主な理由だと考える。
 - ① 道民の節電努力等で電力使用量が落ち、販売電力量が減ったことによる儲けの減少
 - ② 原子力発電所を再稼働するための経費増加
- ①については事業報酬が大きく、役員報酬も高額である。普通の企業であれば、倒産、もしくは執行陣役員が責任を取っている。
- ②について、北海道電力は原子力発電所の再稼働で料金が下がると言うが、原発施設の原価償却費・修繕費、安全対策費など、事故がなくても経費がかかっている。さらに、事故が起きたときの

賠償金などを含めると、原子力発電コストは他の電源より格段に高いことから、稼働するほど高つくのではないか。また、事故で失われた命、後遺症や回復できない自然環境の破壊は、経済コストで置き換えられない。

- 安全性を確保できない原子力発電をやめ、長期コストを下げるため、原発廃炉の道を第一とし、廃棄物処理を含めて廃炉技術開発費を組み、実行してほしい。それには国の援助が必要。
- 燃料調達コストをさらに低減するには、北海道にある安くて環境負荷も少なく、地元雇用にも良い石炭火力を強化してほしい。
- 長期にはより安価で安全、エコな自然エネルギー拡大のために、電力系統への接続の保障（発送配電、小売りの分離、会社の分割）の門戸を開いていくべき。
- 将来的には、町村単位で、地産地消の風、水、光、熱のエネルギーを、目の見える隣の人たちと融通・シェアするなど、日々の生活に必要なだけのエネルギーを循環させる持続可能なコミュニティを再構築すべき。

意見陳述8番：藤原 秀俊 氏

（意見の概要）

- 昨冬、北海道医師会は計画停電回避のため、各地域の医師会に対して自主的な目標による節電について協力要請を行った。しかしながら、その過程の中で、施設内設定温度の変更、職員のエレベーター使用禁止等を行うも、人の生命と健康を預かる業種としては企業努力に自ずと限界があり、無理を通そうとすると医療事故につながりかねない場面が容易に想定される状況だった。
- 医療は診療報酬という公定価格で成り立っており、一般事業者と違い価格転嫁できないため、新たな対策を実施することは、経営上、非常に厳しい。
- 医療機関における消費税は、最終消費者である患者の代わりに医療機関が支払っており、電気料金の値上げと並行して今後、増税になると、施設の存続自体が危ぶまれ、地域医療を確保できなくなる恐れがある（日本の自治体病院の約7割が赤字経営をしており、そこに追い討ちをかけることになってしまう）。また、この影響は自宅で在宅医療を受けている方などへも、重大な結果を招きかねない。
- 今後とも、北電は徹底したコスト管理と、企業の存亡をかけてライフラインを死守するという強い使命感を持ってほしい。電気料金値上げ止むなしとしても、生命を守るという視点から十分な配慮をすべき。

意見陳述9番：前濱 喜代美 氏

（意見の概要）

- 一般家庭は、電力会社を選べない。電力会社が放漫経営をしていたとしても、電気料金を値上げすれば良いという仕組み自体を変えるべき。
- 今回原価に織り込まれていない相談役・顧問の給与について、4人で5,700万円とあったが、減額すべき。
- 風力や太陽光の発電量が安定しないというのであれば、調整もできエネルギー効率も良いガスコンバインドサイクル発電所を早く作るべき（石狩湾新港発電所新設費用は原子力発電所にかかる費用

の10分の1)。

- 原価申請の概要をみると、必要な経費は原発関連ばかり。減価償却費を積まなければ、値上げの必要はないのではないかと。また、内部留保を取り崩すべきではないかと。
- 今回の値上げはオール電化利用者に重い負担となる。オール電化でなくても、年金が減額となる高齢者世帯にとっては、かなりの打撃。

意見陳述10番：井上 正己 氏

(意見の概要)

- 20年前からオール電化(ドリーム8)を契約している。北海道電力による料金値上げ率を試算したところ、126.9%(年間8万円)強もの増額となった。また、将来性に富んだ商品と銘打って北海道電力が奨励したにもかかわらず、このように不公平で理不尽な仕打ちを受けることが理解出来ない。
- 北海道電力の窮状はわかるが、644億円の収入不足のうち、その21%である約140億円の負担を道内のオール電化19万世帯に強いることは、消費者の一人として絶対に承服しかねる。

意見陳述11番：蓼内 深雪 氏

(意見の概要)

- 北海道電力に、原子力発電所の維持管理費について問い合わせたところ、納得のいく回答が得られなかった上、誠意が感じられなかった。
- 節電による収入減が値上げの要因だとすると、節電には協力しない方がいいということか。ほくでんファミリーコンサートなどのイベント代も消費者の電気代で賄われているのだとしたら、納得できない。
- 代替エネルギーを開発するための値上げならば仕方ないが、「原子力発電所が稼働しておらず火力発電の燃料費が嵩むので値上げする」という理由では、納得できない。

意見陳述12番：米谷 道保 氏

(意見の概要)

- 今回の北海道電力の値上げ申請では、2015年度燃料費が前回改定時より11.8%も下がっており、燃料費増加が値上げの理由にはなっておらず、節電や省エネによる販売電力量の減少、伸び悩みによる収入減が理由なのではないかと。
- 原価に占める修繕費増が223億円(129.6%)、資本費増が291億円(129.3%)で、この2つを合わせると営業費用増加分553億円の92.9%を占め、いずれも原発関連費用となっている。この費用増がコスト押し上げの大半を占めており、値上げ要因は、原子力発電依存が招いた結果ではないかと。それにもかかわらず、事業報酬が増加しているのは、道民の負担増で自社の儲けを増やす考えか。
- 北海道電力の値上げ案は、総括原価方式に基づくとあり得るかもしれないが、原子力発電所の再稼働反対や全原子力発電所の廃炉を求める福島県民・道民の声に反しており、賛成できない。

- 原子力発電所がなくても電気は足りることを体験した道民の多くは、原子力発電をやめて安全で再生可能な自然エネルギーへの転換を強く求めている。北海道電力は、この道民の願いにそって今回の値上げ申請を撤回し、泊原子力発電所の廃止・廃炉を前提とする電気料金を試算して明らかにすべき。

意見陳述 13 番：芹澤 幹子 氏

(意見の概要)

- 原子力発電については、環境への負荷や発電コストなどの面を踏まえ、有効なものとは多くの人が思っていたが、福島原子力発電所の事故により、それまでの安全神話が崩れた。
- 原子力発電所の再稼働により核燃料や放射性廃棄物が増える。海外や次世代に責任を転嫁するようなエネルギー政策には反対。経済産業省は北海道の地域特性を活かし、再生可能エネルギーを推進してほしい。
- 原子力発電所は国が管理し、国の責任で再稼働に係る予算等を廃炉へ回してほしい。
- 原子力発電ゼロの場合は 35% の料金値上げが必要とのことだが、原子力発電が経済的に優れているのかは疑問。
- 総括原価方式では、効率化意識が生まれにくい。また、健康保険料や社員年収も高額であることから、事業内容の見直しやコスト削減を行ってほしい。

意見陳述 14 番：東川 允 氏

(意見の概要)

- 昨年 11 月、登別市で大停電が起きたが、北海道電力の社長から謝罪がなかったことは許せない(質疑応答の上、誤解と判明)。また、実際に登別市では停電が起きたが、全道で同じように停電が起こったらどうするのか。
- 泊原子力発電所については危機管理の観点から会社分割を行い、政府の責任で売電等を行なう会社にするべき。
- 北海道電力の問題点として、下記のような無駄な経費が莫大にかかり、収益を生み出す努力もしていないことがある。
 - ・「ほくでんファミリーコンサート」の実施(札幌交響楽団の冠コンサート)
 - ・プロ野球日本ハムファイターズへのスポンサー(広告)
 - ・証券取引所が 3 カ所(札幌、東京、大阪)での上場コスト
 - ・収益性が不透明な子会社の乱立
 - ・各支店の駐車場や電柱、HP への広告掲載等で収益を得ようとしにくい
 - ・広告掲載(テレビ、新聞、交通機関など)
- 持株会社への移行や、社内分社性などの方向性を出すべき。
- 送電事業についても、広域送電の管轄と地域の電柱管轄の 2 種類に分割し、発送電・配電の分離もすべき。それにより、個々人が発電・配電において好きな会社を選択することができるようになる。
- 安倍総理が湯けむり発電を視察したが、北海道でも経済特区による湯けむり発電の推進を提案する。

意見陳述 15 番：工藤 芳郎 氏

(意見の概要)

政府に求められること

- 政府は、エネルギー資源外交、国内開発を積極的に推進することで、エネルギー政策の早期確立を進めるべき。
- 福島原子力発電所の事故から2年以上を経過するが、原子力発電所は再稼働に至らず、これによる火力発電へのシフト、燃料費増嵩による経営圧迫、電力料金値上げとなっている。原子力発電所の稼働停止による燃料費増嵩の負担責任は政府が負うべき。
- 為替レートの動向について、政府はかつての「トービNTAX」のような名案を世界に向けて提唱すべき。日本経済を一部のヘッジファンド等によるマネーゲームに操られる事態を放置してはならない。
- 北海道電力の地域特性（広大、積雪寒冷）を重視されたい。

電力事業の課題

- 電力事業としては、電力各社はこれまでの実績に確信をもち、改めるべき点は改めるとともに将来における公益事業としての電力事業の社会的使命等を掲げ、実現のために料金値上げの必要性をアピールすることが求められる。
- 需要家・消費者に対しては、現代社会における消費者は「豊かな物質文明」に満たされ、エネルギー事情等について無関心な向きも多い。従って、料金値上げの内容だけでなく、エネルギー事情、その歴史などについても説明すべき。
- 総原価については燃料費の問題についてさらに努力することが求められる。将来的には地政学的にもロシアの天然ガスやサハリンの原油輸入も検討されるべきで、その際には、北海道をはじめ道内の主要自治体、北海道ガスなど地域ぐるみの協力体制をとるべき。
- 少子高齢社会、過疎化の進行を抑制するためにも電力事業の果たす役割は大きい。電力事業は「地域独占」という批判もあるが、独占的に利益を追求しているわけではなく、さらに努力してほしい。

世論（マスコミ）の役割

- 原発批判は自由だが、原子力発電所は建設年度・立地条件等により様々であることから、一口に原発云々は科学的ではない。「調査なくして発言権なし」という取材の原点を忘れないでほしい。

まとめ

- 電力料金値上げの原因は、東日本大震災等、自然災害によるものであり、申請者に過失・社会的責任は認められず、むしろ被害者といえる。

意見陳述16番：打矢 美和 氏

（意見の概要）

- 北海道電力は、道民の約半数が使用するに至るまでオール電化を推奨してきた。そのような中、今回の値上げで、不安を覚えている。北海道電力を信頼してオール電化を選択した消費者に対して、納得できる料金改定にすること、平等な料金改定にすることを求める。また、それが理解できるまで説明を求めていく。

- 原子力発電の安全神話は崩れており、原子力発電所は再稼働すべきではない。再稼働すると値上げ幅が小さくなるとのことだが、稼働させ続けることによる費用や放射線廃棄物の処理費用等を考慮すると、原子力発電に経済性はない。
- 北海道電力には、日本の食を担っている北海道のことを真摯に考えてほしい。安全を確保できない状況の原子力発電所再稼働は認めない。

意見陳述 17 番：田中 いずみ 氏

(意見の概要)

- 北海道民は、環境を考えた再生可能エネルギーへの取り組み推進を望んでいる。泊原子力発電所の再稼働前提の値上げ申請は、道民の声を無視しているもの。昨年の節電も再生可能エネルギーを望んでいるからこそ出来たこと。
- 北海道は再生可能エネルギーの宝庫であり、国がバックアップしてほしい。そのために発送電分離を早期に進めてほしい。
- 役員報酬は削減しているとはいえ、北海道の平均年収と比べると高額。
- 総括原価方式についても、不満があり、北海道電力の説明を聞いても納得できない。
- 北海道は日本の食料基地であることを踏まえ、泊原子力発電所の再稼働について考え直してほしい。

意見陳述 18 番：荒川 美奈子 氏

(意見の概要)

- 経済状況の厳しいこの時期の値上げ申請には疑問。家計への負担も大きく、道民の希望に応えず原子力発電所の再稼働を目指すというのは、道民の声を無視している。
- 自然豊かな北海道だからこそ、再生可能エネルギーにもっと積極的に取り組むべき。送電線をのばし、余剰電力を東京に送る仕組みもつくってほしい。原子力発電所の再稼働に関する新安全基準ができたようだが、福島事故処理も進んでいない状況で安全よりもコストを優先することには賛成できない。
- 脱原発のための値上げならば少しは賛同が得られるかもしれないが、再稼働前提の値上げには反対。

意見陳述 19 番：高橋 貴子 氏

(意見の概要)

- 火力燃料費高騰・原発再稼働前提での今回の値上げ申請は疑問。原子力発電に頼らない再生可能エネルギーへの転換を考えての値上げであれば考えようもある。
- 企業努力もしているようだが、まだまだ一般の企業から見ると、賃金や福利厚生など高い水準。
- 北海道経済は、景気がよくなる見通しもない状態であり、値上げは苦しい。
- 北海道を後世に残すために、公聴会での意見や国民の声を考慮してほしい。

意見陳述 20 番：水澤 みさ子 氏

(意見の概要)

- 電力会社は地域独占の状況であり、消費者は電力会社を選べない。もっと企業努力をしてほしい。

また、料金体系がわかりにくいため、丁寧な説明をしていただきたい。

- 原子力発電所の再稼働前提での値上げであるが、再生可能エネルギーへの転換を希望。説明会で北海道電力に対して原子力に対する方針を質問したところ「原発事故前になんとか原子力発電が不安だと思っていた人が、事故後に原発が怖いと騒いでいるだけ。安全でクリーンな発電で今後も推進したい」との回答をいただき、説明会では上から目線の印象で、真摯で丁寧な説明会とは思えなかった。
- 道民は原子力発電を望んでいない。原発維持・事故処理等の莫大なコストを考えると、発送電分離等を含め、しっかり議論していくべき。経済産業省や北海道電力でも、もっと考えてほしい。ドリーム8は夜間電力を活用するために電力会社の都合で進めてきたもの。説明会では「ドリーム8の推進は詐欺ではないか」と問われると、北海道電力が「そう言われると、今となっては詐欺みたいなものだ」と認めたが、もう少し真摯な対応をしてほしい。
- 火力発電のコスト増加・原子力発電所の再稼働前提の値上げではなく、後世のことを見据えて電力のあり方を考え、安全を優先したい。再生可能エネルギーのためなら値上げもやむを得ないと思う。

意見陳述21番：川辺 ひろみ 氏

(意見の概要)

- 苦しい家計の中でも家庭の主婦は様々な工夫をしているが、北海道電力は企業努力をしているのか。「予算を出したからそれを使い切らなければ次の予算が減らされる」といった甘い考えがあるのではないか。
- これ以上削ることが出来ない状態だと消費者が理解して、やっと値上げという段階になるのではないか。難しい数字を並べても消費者みんなが理解できるわけではないので、誰でもわかるように説明してほしい。

意見陳述22番：林 朋子 氏

- 北海道電力は企業努力をしているのか。役員・社員数、報酬、企業年金、福利厚生費、給料の見直し等を行なうべき。北海道電力の平均年収は643万円で、道内の従業員500人以上の企業の平均年収651万円より低いとしているが、そのような規模の企業が北海道には多くない。道民の平均年収435万円と比較しても高額。
- 費用と利益を料金に転嫁できる総括原価方式を見直すべき。
- 今回の値上げは平均10.2%だが、北海道電力が推奨してきたオール電化住宅の値上げ幅は22%以上であり、年間6万円以上の負担増となる。特に高齢者、年金生活者には大きな負担増となるが、オール電化を利用している消費者に対する説明や節電方法、軽減策を示す予定はあるのか。
- 原子力発電所を維持するから値上げになる。原子力発電所の再稼働前提で、福島原子力発電事故の教訓が活かされておらず、誠実な対応がなされていない。北海道は広大な土地や気象条件からも再生可能エネルギーに最も適した地域だが、有効活用に至っていないため、国としてのバックアップを希望。原子力発電所は国の管理に移管し、全て廃炉とすべき。
- 電力料金値上げが地域に与える影響の大きさは計り知れず、ますます景気の後退が予想される。
- 公聴会を、アリバイづくりにせず、陳述人の意見を真摯に受け止め、経営に活かしてほしい。

意見陳述 23 番：齋藤 哲 氏

(意見の概要)

- 総括原価方式は、資本主義経済の中ではよくない。
- 石狩湾新港の天然ガスコンビナートで購入している天然ガス価格は、世界市場平均価格の倍以上で、直購入ではなく東京ガスを経由して購入していると聞いているが事実か。もし事実なら、故意に高い天然ガスを購入していると言われても仕方がなく、安いガスを調達する努力が足りないように思える。
- 苫小牧の緊急設置電源については、軽油を燃料にしたガスエンジンであるが、勇払天然ガスがあるのにどうして軽油燃料を使用するのか。
- 日本には経済産業大臣の命令で拠出できる国家備蓄原油があり、企業や家庭の暖房費の高騰を防ぐためにも重要な措置と考える。こうした場合に使うための国家備蓄原油ではないのか。
- 役員報酬や社員賃金、福利厚生などの人件費の削減や資産売却も、北海道電力の決算書などを見る限り、他の民間企業並みの努力をしているとは思えない。自己資本比率の毀損が激しく、事実上の倒産のような状況であるならば、そのレベルの努力をするべき。また、CF 決算書が公表されていないのではないか（質疑応答の上、公表されていると判明）。

意見陳述 24 番：大島 克予 氏

(意見の概要)

- 北海道電力は泊原子力発電所の再稼働に向け、防潮堤の整備を行なったが、震度 8 以上の災害対策として万全とはいえず依然として強い不安を払拭できない。放射性廃棄物の処理を含めて問題点が山積みであることを踏まえ、再稼働に関する審査は、効率化ではなく安全重視で行ってほしい。
- 原子力規制委員会が新安全基準を決定したが、あくまで全ての基準を満たしてからでないと原子力発電所の再稼働は行わないようにしていただきたい。一方、再稼働する場合、大幅な収益の改善が見込めると思うが、電気料金にはどう反映されるのか。再稼働しても、火力発電所の増設が計画されているが、原子力発電所の発電量は下がるのか。
- 泊原子力発電所が、耐用年数である 40 年よりも大幅に短い期間で廃炉となる場合、安全対策費用以外にも費用がかかるように思うが、電気料金にどのように反映されるのか。
- 太陽光発電は設置費用補助・買い取り制度の導入で利用しやすい環境にある一方、バイオマスの活用は設備投資にコストがかかり、酪農の盛んな北海道における買い取り制度導入などの補助が必要。
- 日本のサマータイムは地域や企業が独自で行っているため、非効率。全国で統一したサマータイムの導入を検討してほしい。

意見陳述 25 番：岡本 哲軌 氏

(意見の概要)

- 原子力発電の発電原価に計上すべき費用に関しては議論があるため、研究・安全点検費、廃炉コスト等を含めて泊原子力発電所の発電コストを再計算してほしい。
- 利用者が支払っている電気料金が、原子力等の発電方法にどの程度の割合で使われているのか、各

種の発電方法にいかほどの国費が投入されているのか、その内訳を公開してほしい。

- 泊原子力発電所の廃炉を決定し、原子力発電に関連する出費を抑制することによる電気料金の減額見込みを試算、データを公開した上で第三者の検証を受けてほしい。

東北電力及び四国電力の家庭用電気料金値上げ認可申請に 関するチェックポイント

平成25年5月30日
消 費 者 庁

電気料金は、消費者にとって生活の基礎をなす必需的なものであり、さらには、地域独占的に供給されており、事業者の選択肢がなく、その料金の値上げは、国民生活に大きな影響を与えるものである。また、電気料金の値上げは、家庭用電気料金のほか、商品やサービスのコスト上昇圧力という形でも、家計に負担を与え得るものである。

さらに、東北電力株式会社（以下「東北電力」という。）については、供給区域内に東日本大震災により甚大な被害を受けた被災地があり、生活基盤が安定していない被災者もいまだ多数に上る。

このため、電気事業者が、徹底した経営効率化の努力を行うとともに、料金の水準及び内容並びに提供されるサービスについて十分な情報提供及び明確な説明を行い、電気料金の値上げについて、消費者の理解がより得られるようにすることが重要である。そして、提供されるサービスが、可能な限り低廉であり、かつ、中長期的にも安定供給が確保されるものとして、消費者の権利に即し消費者の利益により適ったものになることが求められている。

消費者庁では、今般の東北電力及び四国電力株式会社（以下「四国電力」という。）の値上げ認可申請に当たっても、こうした観点から、以下のとおりチェックポイントを作成した。

- ※1 今後の検証過程で変更を加えることがあり得る。また、原価に算入されない項目にも、言及していることに留意。
- ※2 事業者によっては、申請内容に該当しない項目もあり得る。

【人件費等】

[給与等]

- ① 役員報酬（一人当たり）、社員年収（一人当たり）について、それぞれの立

場に応じて、地域特性等の事情も踏まえて削減されているか。また、最大限の効率化が求められる状況下で、出向者を除いた従業員数や販売電力量等を勘案しつつ、適正な役員数であることを明確かつ合理的に説明しているか。特に、役員報酬（一人当たり）については、国家公務員の指定職職員の給与の水準を参考に減額しているか。

また、一人当たりの給与手当水準の算定について、対象とした公益企業業種の選択理由を明確かつ合理的に説明しているか。

- ② 役員報酬及び社員給与の水準の算出・比較に関し、補正（地域、年齢、勤続年数等）方法の選択は合理的なものとなっているか。さらに、その補正方法に特定の統計調査・計算方法を用いた理由を明確かつ合理的に説明しているか。

[厚生費等]

- ③ 厚生費等は、必要最低限の額が計上されているか。

○法定厚生費：健康保険料の事業主負担について、申請内容（東北電力：56%、四国電力：56%）を下回る、50%を目指した可能な限りの削減をしているか。

○一般厚生費：

- ・厚生施設費・文化体育費の削減が行われているか。行われていない場合には、その理由を明確かつ合理的に説明しているか。
- ・カフェテリアについて、余暇・レジャー等の支出の廃止・縮減が行われているか。行われていない場合には、その理由を明確かつ合理的に説明しているか。
- ・その他各種奨励金・拠出金等（例えば、自社株の取得を目的とするもの等）について、廃止・縮減が行われているか。行われていない場合には、その理由を明確かつ合理的に説明しているか。

○出向者への給与、顧問料等について、原価算入に値するものに限定されているか。

特に、四国電力においては、料金原価に算入している出向者給与の対象人数が多数となっている（全体 988 人（内、四電工 524 人等））が、電気事業の観点並びに今後の競争入札比率の引き上げ計画及び随意契約を含む調達費用の削減に係る計画との関係等から、原価算定期間における出向者数

や出向者への給与負担額について、その理由を明確で合理的かつ整合的に説明しているか。

その他の雑給についても、原価算入に値するものに限定されているか。

【調達等】

- ④ 競争入札比率については、高い水準を目指して引き上げるべきであり、申請内容（東北電力30%、四国電力15%）は、東京電力の事例を踏まえた水準となっているか。また、各年の競争入札比率の導入目標を設定しているか。競争入札以外の方法による調達のうち、関連会社とそれ以外の会社とが占める割合及びその理由を公表しているか。
- ⑤ 随意契約を含む調達費用の削減率について、各電力会社のこれまでの取組のみならず、今後の効率化努力も踏まえつつ、10%程度を目標としているか。また、その削減対象となる分野を、可能な限り拡大しているか。
- ⑥ 競争入札比率の拡大及び随意契約費用の削減等、調達の見直しについて、第三者の視点をもって、その進捗を継続的に検証できるような仕組みを検討しているか。
- ⑦ 広告宣伝費等普及開発関係費、廃棄物処理費、養成費、研究費、諸費は、厳に必要なもののみを原価に算入しているか。また交際費の大幅な削減、兼職職員への人件費等の支払の廃止・縮減が行われているか。さらに、警護等で必要な場合を除く幹部送迎用社用車の廃止・縮減を行っているか。これらの対応が行われていない場合には、その理由を明確かつ合理的に説明しているか。
- ⑧ 寄付金、団体費、交際費等は、廃止・縮減されているか。
- ⑨ 電力中央研究所への分担金は、その内容が真に必要なものに限られているか。（各研究テーマとそれぞれの予算額、再委託を行う場合はその比率。）
- ⑩ 子会社・関連会社について電力会社本体並の経営合理化を行い、それを調達費用の更なる削減に反映させているか。また、役員の報酬・賞与・退職慰労金について、その削減が各電力会社本体における措置に準じたものとなっているか。
- ⑪ 子会社・関連会社の役員を兼務している者は、その報酬を辞退又は削減しているか。

- ⑫ コスト削減努力を明確かつ定量的に原価の削減に反映しているか。(例えば、スマートメーターの調達改善努力、導入による業務効率化等による人件費・修繕費等の削減 等)

【事業報酬】

- ⑬ 安定供給、財務状況等を踏まえ、事業報酬率は適正なものとなっているか。

【減価償却費、レートベース】

- ⑭ 減価償却については、原価算入の対象となる資産の範囲・種別が明確で合理的なものになっているか。
- ⑮ 原価算定期間内に稼働が見込まれない原子力発電設備をレートベースに含める理由が説明されているか。また、建設中の資産について、レートベース算入・不算入の根拠が説明されているか。

【燃料費、購入電力料等】

- ⑯ 火力発電所の稼働増に対し、電源構成（原油、LNG、石炭等）の発電単価を踏まえた燃料費の抑制策を講じようとしているか。
- ⑰ 今回の原価算定期間において、燃料調達の長期契約の満了件数及び契約更改等によるコスト削減の定量的な見込みはどのようになっているか。また、LNGの調達に関し、中途解約の違約金について、どのように設定されているか明らかにされているか。
- ⑱ 燃料費の低廉化について、具体的な取組方針が、必要な情報とともに説明されているか。また、これらの取組による燃料費削減期待額を織り込んで、あらかじめ燃料費を削減できないか。
- ⑲ 他の電力会社及び電気事業者に支払う購入電力料、販売電力料及び再処理積立金について、その内容は明らかにされているか。特に、
- ・購入電力料の契約相手方の広告宣伝費、寄付金、団体費等は合理的理由があるものに限定されているか、そのほか、契約相手方にコスト削減努力を求め、定量的なコスト削減を織り込んでいるか。
 - ・東北電力の日本原電からの購入電力料については、人件費等の費用について、東北電力並の削減努力を反映しているか。

- ・四国電力は、融通送電分について、消費者の理解が得られるよう、他社への販売電力料の見込みを明確かつ合理的に説明しているか、また、発受電電力量や費用構成との関係を分かりやすく説明しているか。

- ⑳ 原価算定上、原子力発電所が再稼動することを織り込んだ理由と再稼動しない時の電気料金への影響を明確に説明しているか。
- ㉑ バックエンド費用について、その内容及び電気料金との関係が分かりやすく明確に情報提供されているか。

【規制部門と自由化部門の関係】

- ⑳ 原価の部門間の配分について、規制部門と自由化部門を比較した妥当性が検証でき、定量的で平易な説明を行っているか。
- ㉓ 規制部門と自由化部門の損益構造が、バランスのとれたものとなっているか。

【需要の推計、見込みと実績の乖離】

- ⑳ ピーク需要の推計は、合理的な根拠に基づき適切に行われているか。また、ピーク需要比については、景気拡張期、後退期をどのように織り込んでいるか明らかにされているか。
- ㉓ 過去の原価算定期間内における販売電力量（特に、供給約款に係る部分）及び原価項目について、見込み値及び実績値並びにその乖離を公表しているか。また、今後についても、同様に公表するか。

【新料金体系への移行に向けた情報提供等】

- ⑳ プランの変更について、各消費者が試算できるよう、工夫しているか。各消費者の使用実績を基にした各プランの値上がり幅を周知しているか。
- ㉓ 省エネ、節電のインセンティブが高まる料金メニュー等が設定されているか。オール電化やピークシフトメニューによる節電インセンティブや料金節約方法は分かりやすく説明されているか。また、供給約款料金と選択約款料金の設定において、消費者にとっての平等性が確保されているか。
- ㉓ 対象となる消費者に応じた適切な方法で、新料金体系及び原価項目（公租公課も含む）の増減要因等を、事前に周知・説明することになっているか。

また、情報提供に当たっては、消費者の居住地に関わりなく、適時かつ公平に広報・周知体制が取られているか。

特に、東北電力においては、被災者・被災地に対し、今般の値上げ認可申請について、丁寧な説明と理解を得るための十分な努力をしているか。

さらに、値上げ認可申請の理解のため、消費者や消費者団体からの要望に応えるとともに、積極的に説明会等の開催を提案しているか。

- ②⑨ また、消費者への負担に加えて、取引先、株主、金融機関等各ステークホルダーの負担についても定量的なデータを明示する等分かりやすく周知・説明することとしているか。
- ③⑩ (料金改定が認可される場合・料金改定後も) 消費者からの問合せ・苦情に対して、丁寧な説明(適切な場合には業務への反映)等消費者対応に万全を期しているか。

【資産売却等】

- ③⑪ 保有する不動産や子会社等の株式、子会社等が所有する資産の売却について、積極的に行っているか。その進捗の公表を行っているか。
- ③⑫ 電力会社本体が行う附帯事業について、電力事業に負担となるような事業については、必要な見直しが行われているか。

【電灯需要の伸び予測、最大電力量想定及び節電予測】

- ③⑬ 次のような観点も踏まえて、最大電力量の根拠として、特に節電を行うことによる影響をどのように見込んでいるのかについて、明確かつ合理的に説明されているか。
 - (1) 需給逼迫への対策として行われた節電要請の継続や他の代替エネルギー自給の流れ、値上げによる負担増回避のための節電等が需要の伸びに与える影響。
 - (2) 節電予測について、電力会社が行ったアンケート結果の評価。
 - (3) 定着する節電量の想定。(一定量とするか、一定率とするか。)
- ③⑭ 供給予備力はどのような根拠で算出されるのか明らかにされているか。また、仮に、予備力を上回る電気供給を行わなければならなくなった場合、その対応はどのようなものか明らかにされているか。

【適切な審査等】

- ③⑤ 消費者への情報提供の内容に関し、消費者等からの意見を踏まえた継続的な改善をしていくことにしているか。
- ③⑥ 公聴会終了後の審査プロセスにおいても、一層の情報公開を行うことにしているか。例えば、査定方針案の公表を計画しているか。
- ③⑦ (料金改定が認可される場合) 改定された料金の実施時期は、改定に関する消費者の理解の浸透状況を踏まえたものとなっているか。

【今後、中長期的に取り組むべき事項】

- ③⑧ 消費者が電気料金を理解するに当たって、電力事業、核燃料サイクル政策を含めたエネルギー政策の今後の在り方は消費者の重要な関心事項であり、十分な説明と情報提供をすることになっているか。

以上

東北電力及び四国電力に係る消費者庁からの意見への対応について

平成25年8月

経済産業省

I. 全体的な評価

- 人件費、調達等に関しては、基本的には、「チェックポイント」が、査定方針案に的確に反映されたものと評価できる。このため、今般の査定方針案に適用された考え方や基準は、これまでの査定方針とともに、今後の料金査定を公平かつ効率的なものとする指針になると考えられる。
また、今回の公聴会の運営、審査プロセスの透明性等についても評価できる。
- 他方、II. で掲げる個別の項目については、更なる改善を求めたい。
特に、東北電力株式会社の供給区域内の消費者からは、東日本大震災の被災地であることの配慮が必要であること、あるいは最近の燃料費調整により電気料金が上昇しているなか、今回の申請に基づく更なる値上げによる負担増への懸念があることについて多数の意見が出されていることから、このような意見も踏まえ、厳正に精査を行うべきである。
- 新料金体系への移行に向けた情報提供については、電力会社が消費者及び消費者団体（行政・事業者と消費者をつなぐ役割が期待される。以下「消費者団体等」という。）に直接説明する等、単なる情報公開ではなく、個々の消費者に届くような積極的かつ丁寧な周知が必要であり、このために十分な周知期間をとるべきである。
- また、電力会社は、ホームページにFAQを掲載すること等を通じ、公聴会等で示された消費者の主な疑問に対して、明解かつ丁寧に答えていくべきである。
特に、東北電力株式会社に対しては、供給区域内に東日本大震災により甚大な被害を受けた地域があり、生活基盤が安定していない被災者もいまだ多数に上ることも踏まえ、今般の値上げ認可申請について、丁寧な説明を行うなど、消費者の理解を得るために十分な努力をするよう促すべきである。

1. 電気料金の認可プロセスについては、平成24年3月にとりまとめた「電気料金制度・運用の見直しに係る有識者会議」報告書（以下、「有識者会議報告書」という。）や、消費者委員会・消費者庁の提言内容を踏まえ、料金審査プロセスを改善するとともに、その後の経験も踏まえて、見直しを行っている。現在、電気料金審査専門小委員会（※）の委員には、消費者問題の専門家に参加いただくとともに、電気料金審査専門小委員会の審議についてインターネット中継を行った。また、公聴会については、約2ヶ月の募集期間を設けるとともに、消費者団体等を通じ1,025団体に周知依頼を行うとともに、電気料金審査専門小委員会の委員の参加も得た。

※平成25年7月1日の審議会見直しに伴い上記名称に名称変更。それ以前は、「総合資源エネルギー調査会総合部会電気料金審査専門委員会」。

2. 電気料金審査専門小委員会の審査においては、消費者庁より示された「東北電力及び四国電力の家庭用電気料金値上げ認可申請に関するチェックポイント」も踏まえた形で議論が行われ、電気料金審査専門小委員会査定方針案（以下、「査定方針案」という。）に反映した。

3. 経済産業省としては、厳正に精査を行い、査定によるメリットを、より多くの家庭が享受できるよう、2段階料金の引き下げ幅を申請時よりも大きくしている。その際、東北電力株式会社については、供給区域内に東日本大震災により甚大な被害を受けた地域があり、応急仮設住宅に住む避難者など生活基盤が安定していない被災者もまだ多数に上ることも踏まえ、電気の低利用者の負担増に配慮し、さらなる引き下げ幅の拡大を行っている。

4. 新料金体系への移行に向けた情報提供については、これまでも東北電力及び四国電力において、消費者団体等への説明会、個別訪問、ホームページ上での情報提供等を行ってきたところであるが、引き続き丁寧な周知・説明を求めてまいりたい。その際、東北電力株式会社に対しては、供給区域内に東日本大震災により甚大な被害を受けた地域があり、生活基盤が安定していない被災者もいまだ多数に上ることに十分配慮するよう求めてまいりたい。また、新料金体系の実施時期は、十分な周知期間を確保する観点から、9月1日とする。

Ⅱ. 今般の値上げの認可申請に際し検証した事項

1. 人件費

○電力会社の一人当たり給与水準について、賃金構造基本統計調査の従業員1000人以上の正社員給与の平均値をベースとし、年齢、勤続年数、勤務地域等による補正が行われているが、それぞれの補正結果を詳細に示すべきである。

1. 「一般電気事業供給約款料金審査要領」（平成24年3月全面改定。以下、「審査要領」という。）において、「人件費（基準賃金及び賞与等）については、「賃金構造基本統計調査」における常用労働者1,000人以上の企業平均値を基本に、ガス事業、鉄道事業等類似の公益企業の平均値とも比較しつつ査定を行う。その際、地域間の賃金水準の差についても考慮する。役員給与や福利厚生費についても、同様の考え方を適用する。」と定められており、東北電力及び四国電力の1人当たり年間給与水準の査定方針についても、関西電力及び九州電力の査定方針と同様の査定方針とする。

2. 具体的には、以下のとおりである。

(1) 給与水準の査定の基本的な考え方

一般電気事業者が競争市場にある企業と異なり地域独占の下で競争リスクがないことを勘案し、一般的な企業の平均値を基本とする。

他方、電気事業は、事業規模が極めて大きいことから、小規模・零細企業の平均値を基本とすることは、現実にそぐわない面があることや、公益事業としての側面を考慮し、同種同等の観点から規模や事業内容の類似性を持つ企業との比較も加味するとともに、地域間の賃金水準の差を考慮する。

なお、実際に従業員に支給される給与の水準は労使間の交渉により決定されるものである。

また、どのような賃金体系を採用するかについても、従業員のモチベーションの維持・向上を図る責務を持つ事業者の自主性に委ねられるべきものである。

(2) 一般的な企業の平均値

様々な企業を対象とした賃金構造基本統計調査における従業員1,000人以上企業の常用労働者（正社員）の賃金の平均値（平成24年調査：594万円）とすることが適当である。

(3) 類似の公益企業との比較

公益企業の対象業種は、大規模なネットワーク設備を有するという事業の類似性や、料金規制及び競争実態を勘案し、ガス・水道・鉄道の3業種とすることが適当である。その際、これら企業との同種同等比較を行う観点から、年齢、勤続年数、学歴について申請会社との相違を補正する。

その上で、これら3業種それぞれの水準との比較を行う観点から、3業種の単純平均(※)を算出し、これと上記の一般的な企業の平均値との単純平均とすることが妥当である。

※賃金構造基本統計調査におけるガス、水道、鉄道の人員数は、鉄道のウェイトが8割を超えており、加重平均を行うことは各業種との比較を行う視点では適当ではないと考えられる。

(4) 地域補正

東北電力は人事院資料の「地域別の民間給与との較差(平成24年)」のうち、北海道・東北と関東甲信越地域の民間給与をこれらの地域に勤務する従業員数で加重平均した値の全国比(0.96)を用いて補正を行っている。

四国電力は人事院資料の「地域別の民間給与との較差(平成24年)」のうち、中国・四国地域の民間給与の全国比(係数0.963)を用いて補正を行っている。

購買力の元となる給与水準の決定には、地域の物価水準が大きな影響を与えると考えられるが、両社の申請方式と消費者物価指数を見比べたところ、それぞれの間には大きな乖離が見られず、かつ、両社の申請の水準は消費者物価指数で補正した場合と比較して低い水準となっていることから、それぞれの補正方式については妥当なものと考えられる。

(5) その他

四国電力のシニア社員のうち短時間勤務者の給与水準は、その勤務時間を勘案して年間給与水準を圧縮することが妥当である。

なお、この補正による四国電力の一般的な企業の平均値は588万円となる。

3. 1人当たり年間給与水準の算定結果

(1) 類似の公益企業との比較において、上記2.の査定方針に沿って、東北電力及び四国電力の従業員における年齢、勤続年数及び学歴補正を行ったと

ころ、以下のとおりとなる。

○東北電力は公益3業種の単純平均が647万円（ガス：728万円、水道：581万円、鉄道：632万円）。

○四国電力は公益3業種の単純平均が689万円（ガス：773万円、水道：612万円、鉄道：684万円）。

(2) したがって、1人当たり年間給与水準は以下のとおりとなる。

○東北電力の1人当たり年間給与水準は一般的な企業の平均値594万円と公益3業種の単純平均647万円を足して、これらの単純平均に地域補正(0.96)を行うと596万円（単位未満四捨五入）。

○四国電力の1人当たり年間給与水準は一般的な企業の平均値588万円と公益3業種の単純平均689万円を足して、これらの単純平均に地域補正(0.963)を行うと615万円（単位未満四捨五入）。

○厚生費については、

- ・健康保険料の事業主負担について、法定負担割合の50%を目指した削減とすべきである。
- ・カフェテリアプラン等に加え、その他各種奨励金等一般厚生費における各項目の削減状況も明確化すべきである。

これらの項目については、消費者の納得性に鑑みて、必要最低限の額を計上すべきである。

1. 健康保険料については、健康保険法第161条において、「被保険者及び被保険者を使用する事業主は、それぞれ保険料額の二分の一を負担する」と定められているが、同法第162条では、「健康保険組合は、前条第1項の規定にかかわらず、規約で定めるところにより、事業主の負担すべき一般保険料額又は介護保険料額の負担の割合を増加することができる」と定められている。査定方針案では、健康保険料の事業主負担割合については、健康保険組合の現勢（平成24年3月末現在）によれば、単一・連合の計の負担割合は55%となっているが、近年における単一・連合及び類似の公益企業の低減傾向を踏まえ、原価算定期間（平成25年度～27年度）内は年々引き下げて、平成27年度末には53%台の負担割合とし、申請負担割合との差分を料金原価から減額する。

2. 一般厚生費については、労働安全衛生法や次世代育成支援対策推進法といった法令等に定められた企業としての責務を果たすもののほか、各種奨励金やカフェテリアプラン等従業員の福利厚生、モチベーションの維持・向上を図るものも含まれているが、東北電力は各種奨励金の削減、カフェテリアプランの縮小、宿泊・体育施設の廃止、文化体育費の削減等、四国電力は各種奨励金の削減、カフェテリアプランの縮小、文化体育費の削減等により、今回の申請における従業員一人あたりの一般厚生費は、前回平成20年料金改定原価に比べ、それぞれ45.7万円から31.1万円（東北電力）、32.0万円から30.7万円（四国電力）に減額されている。この結果、審査要領に基づき、日本経済団体連合会「2011年度福利厚生費調査結果報告」の1,000人以上企業の平均値（31.1万円）と比較した両社の1人あたりの一般厚生費の水準は妥当であると考えられる。ただし、両社が料金原価に算入している持株奨励金については、一般的に従業員の財産形成に資す

る反面、安定株主の形成など会社にもたらすメリットが含まれていることや電気料金の値上げを行う状況下における費用の優先度を考慮し、料金原価への算入を認めないこととする。

(東北電力) 第24回電気料金審査専門委員会第6-3より

5. 法定厚生費の概要

p15

- 法定厚生費は、年収水準の見直しによる減や健康保険料の会社負担割合の見直し等による減はあるものの、社会保険料率(健康保険料率、厚生年金保険料率等)の引上げなどにより、前回と比べ約1億円増加。

(単位:百万円)

	①今回 (H25~27平均)	②前回 (H20改定)	③差引 (①-②)
健康保険料	4,858	4,471	387
介護保険料	254	253	1
厚生年金保険料	7,534	7,536	▲2
児童手当拠出金	130	129	2
労災保険料	204	322	▲118
雇用保険料	785	955	▲170
労災補償費	1	1	▲1
健康診断費	264	262	2
合計	14,030	13,928	102

6. 一般厚生費の概要

p17

- 一般厚生費は、カフェテリアプラン、財形貯蓄利子補給、文化スポーツ活動の見直しなどにより、前回と比べ約17億円削減。

(単位:百万円)

	①今回 (H25~27平均)	②前回 (H20改定)	③差引 (①-②)	主な増減要因
文化体育費	16	256	▲239	文化スポーツ活動の見直し
厚生施設費	2,149	2,296	▲147	宿泊施設・体育施設の廃止
カフェテリアプラン	520	1,047	▲526	カフェテリアプランの見直し
慶弔費	153	102	51	
衛生管理費	188	263	▲74	
安全管理費	252	302	▲50	
財形貯蓄利子補給金	455	970	▲515	一般財形貯蓄利子補給の見直し
持株会奨励金	186	173	13	
その他	20	218	▲198	
合計	3,940	5,626	▲1,686	

【参考】福利厚生制度の概要(震災以降の見直し)

p19

- 東日本大震災以降の厳しい経営環境・収支状況等を踏まえ、福利厚生制度を以下のとおり見直し。

(単位:百万円)

項目	見直し内容	科目	効率化額
文化・スポーツ活動への経費助成休止	文化・スポーツ活動に対する経費助成の休止	文化体育費	▲239
宿泊・体育施設の全廃	名取スポーツパークの廃止 あおもり電気会館の廃止 (平成23年度までに宿泊・体育施設は全て廃止)	厚生施設費	▲147
カフェテリアプランの内容縮小	年間付与ポイントの削減 80,000ポイント→40,000ポイント	カフェテリア	▲526
一般財形貯蓄制度の見直し	利子補給利率の見直し 1.5%→0.5%	財形補給金	▲347

5. 厚生費の概要

17

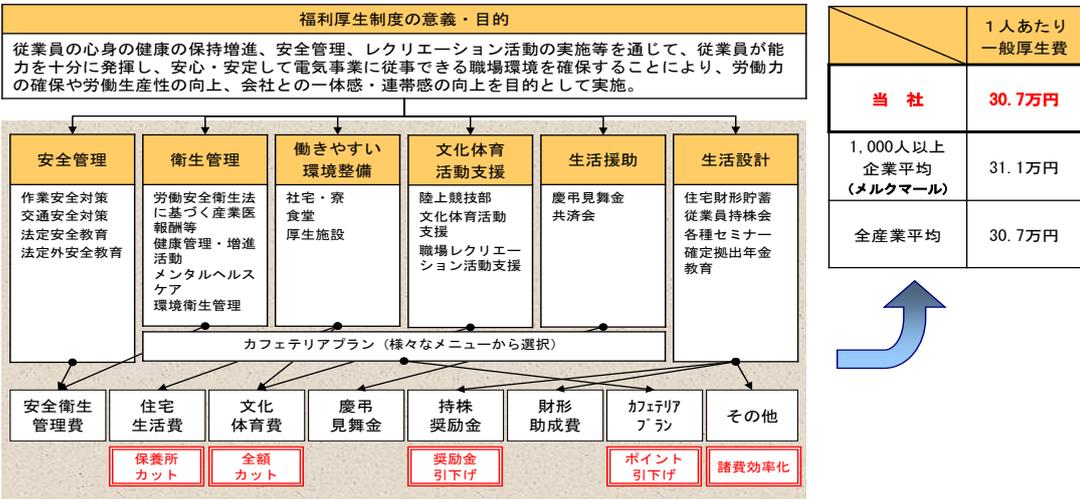
- 法定厚生費は、各社会保険料率をもとに算定。健康保険料の事業主負担割合は6.4%から5.6%に見直し。
- 一般厚生費は、22年度に諸給与金の一部原資(3.6億円)をカフェテリアプランに移行したものの、カフェテリアプランの付与ポイントの3割削減や文化体育費の全額カット、持株奨励金の半減などを織り込み、メルクマールを下回る水準に引き下げ。

(百万円)

	今回 (H25~27平均)	前回 (H20)	差異
法定厚生費	5,729	5,791	▲62
健康保険料	2,065	1,951	113
介護保険料	130	145	▲14
厚生年金保険料	3,029	3,073	▲44
児童手当拠出金	53	54	▲1
労災保険料	78	133	▲55
雇用保険料	316	389	▲73
健康診断費	70	60	11
法定厚生費振替	▲13	▲14	2
一般厚生費	1,897	1,914	▲17
安全衛生管理費	486	413	72
住宅生活費	477	458	19
文化体育費	0	183	▲183
慶弔見舞金	101	88	12
持株奨励金	49	85	▲36
財形助成費	101	104	▲3
カフェテリアプラン	697	572	125
その他	▲14	10	▲24
厚生費計	7,626	7,704	▲79

【参考】福利厚生全体の全体像と1人あたり一般厚生費の水準

○当社の福利厚生は、電力の安全・安定供給に不可欠な労働力の確保や生産性の向上などを目的に、従業員の安全・健康の確保、職場・生活環境の整備に資する施策を実施。
 ○1人あたり一般厚生費については、各種制度の見直し等を行い、メルクマール（1,000人以上企業平均）を下回る水準に引き下げ。



（四国電力）第24回電気料金審査専門委員会資料7-3より（続き）

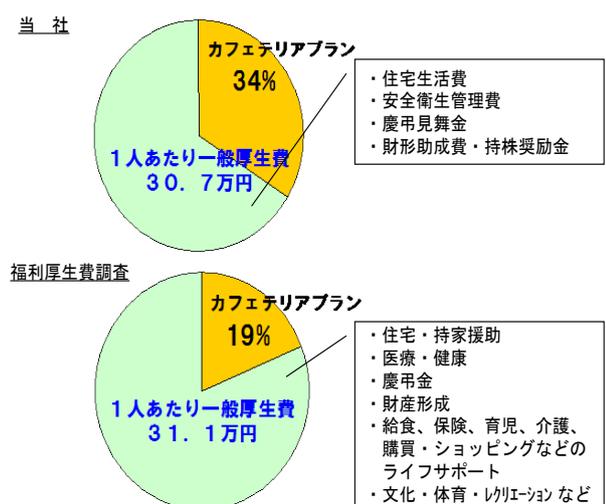
【参考】カフェテリアプラン

○当社のカフェテリアプランは、福利厚生制度の運営コストの効率化と従業員の多様なニーズへの対応の観点から、一般財形貯蓄の奨励金など様々な制度を廃止し、原資を統合することにより創設。
 ○このため、一般厚生費に占めるカフェテリアプランの割合が高くなっているが、1人あたり一般厚生費は、メルクマール（1,000人以上企業平均）を下回る水準。

消化ポイント、ポイント単価
 ○削減後1人あたり消化ポイント
 104ポイント / 年・人
 ○ポイント単価
 1ポイント=1,000円
 (注1)下表※のメニューは1ポイント1,200円
 (注2)当社には、5割増しメニューは無い。

メニュー項目	利用対象例
財産形成	一般財形貯蓄
保険	保険
育児※	育児施設、サービス
福祉・介護※	福祉・介護施設、サービス
健康管理※	人間ドック等受診
自己啓発	スクール、セミナー受講
旅行	宿泊施設、交通手段
スポーツ・レジャー	スポーツ・レジャー施設

一般厚生費に占めるカフェテリアプラン費用の比較



（出典）日本経団連「第56回福利厚生費調査結果報告」（2011年度）

2. 調達

○競争入札の比率について、東京電力株式会社の事例を踏まえ、更に拡大するとともに、その進捗の検証に取り組むべきである。

1. 競争入札の比率について、東北電力は、「現状（平成22年度）の競争発注比率は17%程度であり、競争発注以外の特命発注（83%程度）のうち、関係会社の占める割合は48%、一般会社の割合は52%である。また、資機材の仕様汎用化、新たな取引先の開拓や分離発注の拡大等の取組みを進め、3年後（平成27年度末）までに競争発注比率3割程度を目指すとともに、製造会社の品質保証・性能保証が必要なこと等、競争発注が困難なものについても継続して検討を行い、競争発注の拡大に向けて環境整備を図っていく。」としているほか、「調達価格低減、競争発注の拡大の取組みをさらに推し進めるとともに、第三者の視点による評価・検証を行う仕組みとして、外部有識者を含む「調達改革に関する会議体」を設置する。」としている。
2. 四国電力は、当初、「平成23年度の競争発注比率は4%（競争発注以外の特命発注は96%程度）であり、取引先が一社のみのも、既設設備の保修・維持更新に関するもの、災害や設備トラブル等、緊急時に対応を要するものなど、現時点で競争発注が難しいと考えられる範囲が全体の70%程度を占めているが、今後3年間で、現状の3倍程度である15%を目指すこととし、可能なものは速やかに競争発注に移行するとともに、更なる競争発注比率の拡大についても検討していく。」とし、その後、「改めて社内で議論した結果、競争発注の可能性があると判断した30%全てについて、原価算定期間（平成27年度末）において15%、その後3年以内を目途に、極力早期に競争発注が可能な30%の達成を目指す。」としている。なお、平成23年度において、四国電力の競争発注以外の特命発注（96%）のうち、グループ会社の占める割合は73%となっている。また、四国電力によると、「平成24年度には、社長を委員長とする『経営効率化特別委員会』を設置し、今後、中長期的な効率化施策として、組織、業務運営体制の見直しや資材調達の見直しなどに取り組んでいる。また、平成17年度に社外コンサル（第三者視点）を導入して、サプライチェーンマネジメント活動として配電工事材料の物流改善に取り組み、調達コスト削減の成果をあげるなどしており、今後もこうした手法による取組みや、取引先からの仕様の標準化に関する提案やバリュー・エンジニアリング提案等を積極的に活用していく。」とのことである。
3. 料金原価について、東北電力及び四国電力は、資材調達や工事・委託事業

等に関し、今後契約を締結するもの、契約交渉を行うものについて、入札の実施の有無にかかわらず約7%の調達価格削減を織り込んで申請している¹が、東北電力及び四国電力からの申請についても、基本的には関西電力、九州電力からの申請と同様の考え方²を適用し査定を行う。具体的には、東北電力については、被災3県を中心に資材費や人件費が上昇傾向にあるものの、委託人件費の水準は概ね同様であることから、東京電力、関西電力、九州電力と同様、震災前の価格水準から10%の調達価格削減を求める。四国電力については、競争入札比率が他電力と比較して低いこと、従来型の電子式計器の調達価格が震災後においても東京電力と比較して大幅に高かったこと、地域補正後の委託人件費についても東京電力のものと比較して0.5%程度割高となっていることなどから、一段の効率化努力を求め、震災前の価格水準から10.5%の調達価格削減を求める。この結果、東北電力について約42億円、四国電力については約25億円の原価の減額となる。

4. 調達の検証については、「関西電力株式会社及び九州電力株式会社の供給約款変更認可申請に係る査定方針案」(平成25年3月6日総合資源エネルギー調査会総合部会電気料金審査専門委員会取りまとめ)(以下、「関西電力及び九州電力の電気料金値上げ認可申請に係る査定方針案」という。)において、今後の課題として「経営効率化に関し、今回の申請にとどまらずより長期的かつ持続的、効果的に経営効率化の取組を進めていくため、例えば発注の仕様を社内の人材が作成するために必要なエンジニアリング能力を向上させるなど、様々な取組を行い、その取り組みを随時公開するべき。また、経営効率化計画に係る評価について、電気料金の透明性を確保し、以って需要

¹ 調達費用について、東北電力は、平成21～24年度に特命発注から競争発注に変更した物品(165件)の価格削減効果を調査した結果、平均削減率は3%であったが、更なる取組みにより従来以上に効率化を目指すこととし、今回申請の料金原価には、入札・随意契約を問わず、既契約分等を除く発注案件すべてに、実績を上回る7%の削減を織り込んでいる。四国電力は、平成22～24年度の間において、特命発注から競争発注に移行した案件を対象に価格変動率を検証したところ、平均6.8%の価格低減となっているとの結果が得られたことから、これを参考に、削減率を7%に設定し、今回申請の料金原価には、入札・随意契約を問わず、既契約分等を除く発注案件全てに7%の削減を織り込んでいる。

² 関西電力、九州電力からの申請においては、自らの調査に基づき7%の調達価格削減を織り込んで申請していたが、調達発注価格を決める際の主要な構成要素の一つである委託人件費について東京電力のものと比較し、コスト削減前の東京電力と概ね同様の水準であることを確認した上で、東京電力が「東京電力に関する経営・財務調査委員会」等の第三者による確認を受け10%の調達価格削減を織り込んだ例を勘案し、各費用項目の性格に応じ、コスト削減を求めることが困難である費用を除き、コスト削減額が原則10%に満たない場合には、未達分を減額査定したところである。その際、両社が震災後に行った経営効率化の取組のうち、原価織り込み前に削減したものについては、未達分から除外して算定したところである。

家の理解を得るために、外部の第三者の視点を取り入れた検討・検証を行う仕組みを導入するなど、電気事業者の経営効率化インセンティブを更に促進する仕組みを検討すべきである。」としており、今後、東京電力の事例を踏まえ、東北電力及び四国電力に関しても競争入札比率の更なる拡大を促すことを含め具体的な対応策を検討してまいりたい。

○子会社等からの調達について、人件費を含め、電力会社のコスト削減に照らした削減を可能な限り行うべきである。

1. 東北電力によると、「関係会社は当社との取引価格低減のため、事務所運営経費の削減や業務運営の見直しによる稼働人員の効率化、資材の種類削減や調達先の複数化による材料費の削減など、業務全般にわたりコスト低減に取り組んでいる。また、役員報酬の削減とともに、従業員の人件費についても、賞与や福利厚生費の削減、新規採用の抑制など効率化に努めている。」とのことであり、また、四国電力によると、「関係会社を含む取引先からの資材調達について、競争発注への移行に伴う調達・取引価格低減効果を織り込む観点から、原価算定において▲7%の調達・取引価格低減効果を織り込んでいる。また、関係会社においては、役員報酬を含む人件費の削減や外注費の削減、経費の削減を徹底し、一層の経営合理化を進めている。」とのことである。

2. 料金原価との関係では、資材調達や工事・委託事業等に関し、今後契約を締結するもの、契約交渉を行うものについて、入札の実施の有無にかかわらず東北電力においては10%、四国電力においては10.5%の効率化を求めた上で、子会社・関係会社に対しては、本社並の経営合理化を求めため、今後の契約取引に係る費用のうち一般管理費等のコスト削減可能な部分について、出資比率に応じ、本社と同様に東北電力は10%、四国電力は10.5%の追加的コスト削減を行うことを前提に原価を減額する。この結果、東北電力について約10億円、四国電力については約4億円の原価の減額となる。

3. 事業報酬

○事業報酬について、適正であるかを消費者に対して明解かつ丁寧に説明すべきである。その際には、次に掲げる消費者の持つ疑問の例を参考にされたい。

(事業報酬について、消費者の持つ疑問の例)

- ・事業報酬は、電力会社の利益に相当するのではないか。消費者が電力を消費する対価（受益者負担）として、なぜ電気料金で負担しなければならないのか。
- ・事業報酬の算定に用いられている自己資本比率が実際よりも高い30%をベースとしており、その実際との差額相当分を、消費者が電力を消費する対価（受益者負担）として、なぜ電気料金で負担しなければならないのか。
- ・原価算定期間内に稼動を見込まず、電力需要者である消費者への電力供給に直接的に寄与しない原子力発電所をレートベースに算入し、消費者が電力を消費する対価（受益者負担）として、なぜ電気料金で負担しなければならないのか。

1. 事業報酬は、借入金・社債に対する支払利息や株主への配当金等に充当するための資金調達コストに相当するものであり、いわゆる利益とは異なる。すなわち、電気を安全・安定的に供給するためには、発電設備や送変電設備等の建設・維持管理を行う必要があり、電気事業者はそのための巨額の設備投資資金等事業運営に必要な資金を調達する必要がある。資金調達は、銀行等からの借り入れ、社債の発行による調達（他人資本）や株式の発行等による調達（自己資本）により行われるが、銀行・社債の債権者にとっては利子率、株主にとっては配当や株価上昇などがそれぞれ期待する収益率を上回る場合に、資金調達が可能となる。このため、電気事業法においては、これらの収益率に相当する額を「適正な利潤」（事業報酬）として電気料金による回収を認めており、一般電気事業供給約款料金算定規則（以下「算定規則」という。）に基づき、適正な事業資産価値（レートベース）に事業報酬率を乗じて算定される。

なお、かつては、支払利息や配当金等を積み上げるいわゆる積み上げ方式により事業報酬を算定していたが、積み上げ方式では、各社毎の資本構成の差異等によって原価水準に差が出ることや、電気事業者における資金調達コ

スト低減のインセンティブが乏しいことから昭和35年に現在の事業報酬制度に変更したものである。

2. 現行の事業報酬制度においては、適正な事業資産価値（レートベース）に事業報酬率を乗じて事業報酬額が算定されることとなっているが、事業報酬率については、算定規則において、自己資本報酬率に3割、他人資本報酬率に7割のウェイトを乗じた加重平均としている。自己資本報酬率に乘じる比率である自己資本比率については、レートベース方式導入当時は5割とされていたが、平成7年にガス、通信、航空、鉄道といった類似の公益企業の自己資本比率を参考に、電気事業として適正な自己資本比率として3割が設定されたものである³。現状、東北電力及び四国電力の自己資本比率は3割を下回っており、配当や支払利息等の実際の資金調達コストを上回る額が事業報酬として認められているのではないかとの指摘があるが、東北電力は平成22年度以降、四国電力も平成23年度以降、大幅な赤字により自己資本が大きく毀損しており、財務体質悪化の中で資金調達環境が悪化している。こうした中、現行レートベース方式の下で資金調達コストの低減に努め、内部留保の充実を通じて将来の資金調達コストを低減させていくことは、中長期的な電気料金の安定性の観点から、需要家にとってもメリットがあるものと考えられる。

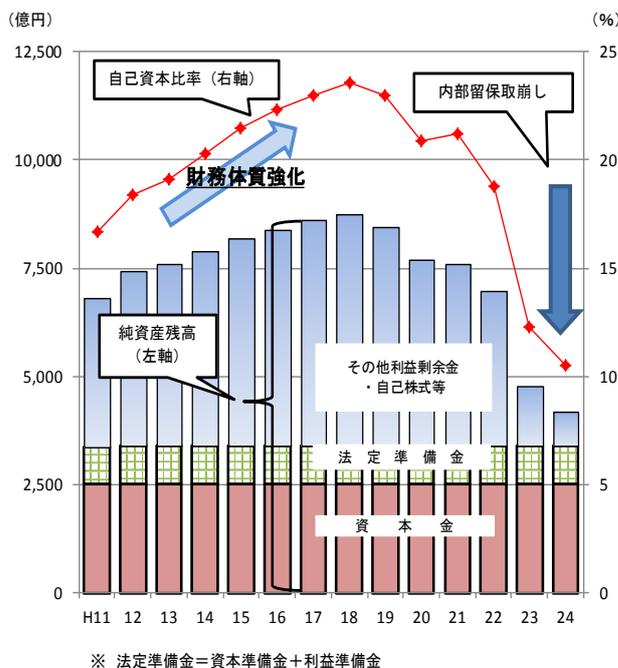
3. 審査要領上、「長期停止発電設備については、原価算定期間内に緊急時の即時対応性を有すること及び改良工事中などの将来の稼働の確実性等を踏まえてレートベースに算入する」とされている。東北電力及び四国電力においては、一部の原子力発電について、料金算定上原価算定期間内の再稼働を見込んでいないが、これらの原子力発電所についても、高経年化対策等に加え、更なる安全性向上対策等の実施を計画し、再稼働に向けた準備を進めているところであり、原価算定期間以降には稼働するものと想定しており、現時点においては「適正な事業資産価値（レートベース）」と認められる。

³ レートベース方式を採用しているガス事業、鉄道事業における自己資本比率はそれぞれ35%、30%となっている。

東北電力株式会社及び四国電力株式会社の供給約款変更認可申請に係る査定方針案 p78-79

【東北電力株式会社】

《純資産残高と自己資本比率の推移》

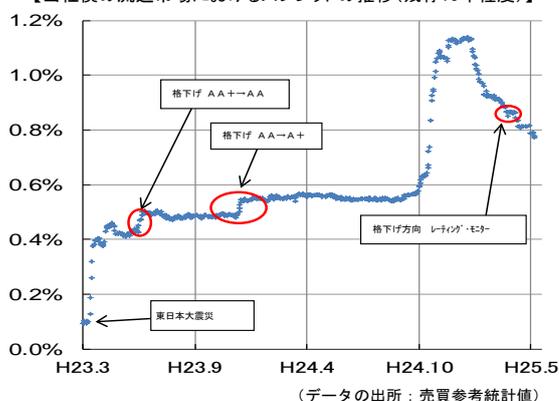


【資金調達額の推移(個別)】

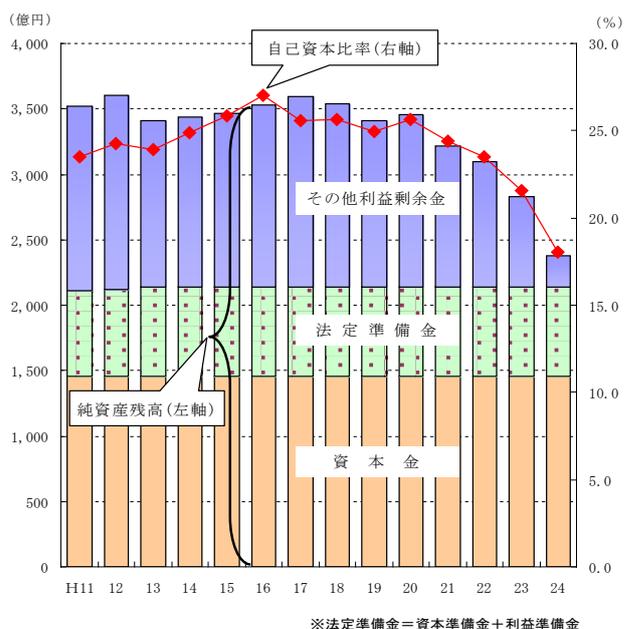
		(億円)			
		H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
社 債	借入	1,200	1,100	600	1,200
	長期借入金	420	1,059	5,087	4,095
	短期借入金	2,688	2,903	6,713	2,476
CP (純増減)	▲510	110	▲320	▲240	
資金調達額計		3,798	5,172	12,080	7,531

有利子負債残高	20,035	20,102	23,968	26,314
対前年度末	▲644	67	3,866	2,346

【当社債の流通市場におけるスプレッドの推移(残存10年程度)】



【四国電力株式会社】



【資金調達額の推移(個別)】

		(億円)			
		H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
社 債	借入	200	400	-	700
	長期借入金	48	90	60	870
	短期借入金	180	180	180	750
C P (純増減)	240	▲410	590	▲260	
資金調達額計		668	260	830	2,060
有利子負債残高	6,822	6,545	6,692	7,325	
対前年度末比	▲29	▲278	147	633	

【当社債の流通市場におけるスプレッドの推移(残存10年程度)】



4. 購入電力料

○東北電力株式会社が日本原子力発電株式会社に支払う購入電力料に含まれる日本原子力発電株式会社の人件費は、東北電力株式会社の人件費と同等に合理化されているが、日本原子力発電株式会社の役員報酬及び人件費の削減幅等の合理化の内容を、より明確に定量的に説明すべきである。

1. 東北電力が日本原電⁴に支払う原子力発電による購入電力料については、受電量に応じて支払う電力量料金と受電量にかかわらず支払う基本料金の組み合わせで設定されている。今回申請では、原価算定期間における受電量をゼロと見込んでおり、核燃料費等受電量に応じて支払う電力量料金は原価に算入されていない。他方で、今回申請においては、停止中の原子力発電所に係る維持管理や安全対策工事などに必要と見込まれる費用が原価算入されているが、これらの費用については、購入の相手方との契約書原本等を確認した結果、以下の理由から、原価に算入することを認めることが適当である。

①発電電力量の全量を受電会社に供給することとしているなど当該原子力発電所は契約の相手方との共同開発であると認められる。

②このため、人件費、修繕費や減価償却費等の原子力発電所を安全に維持管理する費用や、将来の稼働に向けた投資に要する費用についても、自社電源同様、負担する義務があると考えられる。

2. また、東北電力が契約している東海第二発電所は、日本原電においては、津波対策や耐震強化に係る改良工事を実施中であるなど、発電再開に向けた準備を実施中である。

3. 他方で、東北電力は契約の相手方に対して効率化努力を求めていくべきであり、既設分の減価償却費や固定資産税等といった効率化努力が見込めない費用を除く人件費や修繕費等について、東北電力自身による効率化努力分と比較し、既に織り込まれている効率化努力分では足らざる部分については、料金原価から減額する。

⁴日本原電は、電力9社と電源開発等が出資し、我が国で初めて商業用原子力発電所を建設した会社である。また、同社は設立以来配当を行っておらず、効率化による効果は購入電力料に反映している。

4. とりわけ、日本原電については、東北電力も出資している会社であり、役員における人的関係等を考慮すれば、日本原電からの購入電力料に含まれる人件費については、東北電力の削減努力並に料金原価から減額し、その他の一般管理費等のコスト削減可能な経費についても、東北電力のコスト削減努力に照らし、10%減額する。
5. 特に、人件費については、日本原電の現行の常勤役員1人当たり報酬額2,800万円（平成23年度実績）を東北電力同様、国家公務員指定職と同水準（1,800万円）とするとともに、東北電力の役員と兼務している非常勤役員への報酬については原価算入を認めない。また、1人当たり従業員給与については、現行801万円（平成23年度実績）であるところ、東北電力の査定後の水準である596万円まで料金原価を減額する。
6. なお、他社の査定方針も踏まえ、さらに東北電力が日本原電と交渉した結果、平成25年度の受給契約において、工事の一部を翌年度以降に繰り延べることなどにより減額となったため、これも料金原価から減額する。
7. 以上により、東北電力が日本原電に支払う原子力発電に係る購入電力料の申請額からの削減額は、約6億円となる。

5. 電灯需要の伸び予測、最大電力量想定と節電予測、見込みと実績の乖離

○節電や省エネ行動による需要削減効果が電気料金に与える影響について、個々の家庭で節電を行えば、支払いの抑制につながるものであること、また、節電が定着すれば、長期的には設備投資の抑制等による費用の逡減につながるものであることの説明を行うことで、消費者の間で節電しても値上げになるので意味がないといった誤解が生まれないようにすべきである。

1. 今般の認可申請に当たっては、両電力会社ともピーク対応料金メニューを設定している（両電力会社、本年7月1日に設定済み）とともに、夜間蓄熱機器要件を有するメニューやオール電化に附帯するメニューの新規加入の停止を表明しているが、第23回電気料金審査専門委員会において、一定の仮定をおいて試算をした結果、電気料金の値上げとなることが示された。

（東北電力）第23回電気料金審査専門委員会資料4-1より

需要抑制の深掘りに伴う短期的料金影響

p2

- 需要抑制による短期的な電気料金への影響について、検証を行った。
- 短期的には発電所等の設備形成に係る固定費の削減は困難であるが、燃料単価の高い火力発電所の稼働抑制により燃料費が減少すると考えられる。
- 仮に、規制部門で1%需要が抑制された場合、燃料費の減少となるものの、販売電力量も減少することから、規制分野の平均単価はわずかに上昇（24.27円/kWh→24.28円/kWh）。

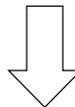
<昼間(7~23時)の電力量が1%抑制された場合の燃料削減効果の試算(規制分野)>

[更なる需要抑制の試算]

$$\begin{aligned} \text{電力量} &: \text{約}200\text{億kWh}^{\ast 1} \times 1\% = \text{約}2\text{億kWh} \\ \text{原価} &: \text{約}2\text{億kWh} \times \text{約}17\text{円/kWh}^{\ast 2} = \text{約}34\text{億円} \end{aligned}$$

※1 規制部門の昼間(7~23時)電力量(3ヵ年平均)

※2 自社石油火力単価



	申請	更なる需要抑制	左記反映後
原価(A)	6,955億円	▲34億円	6,921億円
電力量(B)	287億kWh	▲2億kWh	285億kWh
単価(C) = (A) / (B)	24.27円/kWh	—	24.28円/kWh

需要抑制の深掘りに伴う短期的影響（規制部門での影響）

7

- 需要抑制による短期的な電気料金への影響について検証。
- 短期的には、発電所等の設備形成に係る固定費の削減は困難であるが、燃料費の高い火力発電所の稼働抑制により、燃料費は減少すると考えられる。
- 例えば、規制部門で1%需要が抑制された場合、火力燃料費は減少するものの、販売電力量の減少により固定費単価が増加するため、規制部門の平均単価はわずかに上昇する。(22.68円/kWh→22.73円/kWh)

◇ 昼間（7～23時）の電力量が1%抑制された場合の燃料費節減効果の試算〔規制部門〕

[更なる需要抑制の試算]
電力量：規制部門の昼間（7～23時）電力量（3ヵ年平均）約80億kWh × 1% = 0.8億kWh
原 価：約0.8億kWh × 自社石油火力単価 約15円/kWh = 12億円



	申請（3ヵ年平均）	更なる需要抑制	左記反映後
原 価（A）	2,540億円	▲12億円	2,528億円
電力量（B）	112.0億kWh	▲0.8億kWh	111.2億kWh
単価（C）=（A）÷（B）	22.68円/kWh	—	22.73円/kWh

2. 上記の試算は、原価構成や料金メニュー構成は、試算の前後で同一とするなど、料金改定後の料金メニューを前提として原価算定期間における短期的な需要抑制効果を試算したものであるが、今後、需要抑制に資する様々な料金メニューが導入・活用され、抑制効果が拡大すれば、長期的には設備投資の抑制等により、電気料金単価の低減につながると考えられる。

ピーク時の節電による中長期的な料金原価影響[廃止ケース]

p2

- ピーク時の節電深掘りの結果、発電所が休廃止されることによる、将来のある時点の固定費等の原価影響について、一定の割り切りを入れて試算。
- 試算の結果、規制部門への料金原価影響として評価すると ▲0.03円/kWh。
- なお、本試算では、夏季の最も使用量の多い時間帯の節電量を現行の2倍と仮定したものであり、自由化部門も含めた中長期にわたる節電の取組みの積み重ねが必要。

[試算の前提]

- ・節電による減少電力(kW): 今回の原価織り込みの節電量(規制部門で▲10万kW)から、さらに▲10万kW深掘りするものと仮定(全体では原価織り込み<▲50万kW>から、さらに▲50万kW深掘り)
- ・節電による減少電力量(kWh): 最大電力の減少を基に、夏季ピーク時間帯を中心に、電力量が削減されたものと仮定。(対象となる規制部門の節電電力量は約0.3億kWh^{※1})
- ・固定費減少影響: 節電深掘り(4%→8%程度)による減少電力(▲50万kW)と同規模の老朽火力のコストが、休廃止^{※2}に伴い、将来のある時点の原価から減額と想定。(コストは3年平均値)

- ※1. 夏季(7~9月)の13時~16時の間、節電により10万kW追加的に減少した場合として想定。
- 2. 将来の電源計画については、全体の需給状況や電源の稼働状況等を総合的に勘案して策定。

[試算結果]

- ・最大電力減少による固定費削減 : 約▲9億円【規制部門】(3年平均値)(総額▲23億円×38.457%^{※3})
- ・電力量減少による燃料費削減 : 約▲0.3億kWh×約17円/kWh^{※4}=約▲5億円

	申請	節電深掘り影響	左記反映後
原価(A)	6,955億円	▲14億円	6,941億円
電力量(B)	286.6億kWh	▲0.3億kWh	286.3億kWh
単価(C) = (A) / (B)	24.27円/kWh	-	24.24円/kWh

⇒ ▲0.03円/kWh

- ※3. 2:1比による規制部門への固定費配分比率(今回原価織り込み)
- 4. 自社石油火力の燃料費単価(今回原価織り込み)

ピーク時の節電による中長期的な料金原価影響[新設先送りケース]

p4

- ピーク時の節電深掘りの結果、発電所の新設が先送りされることによる、将来のある時点の固定費等の原価影響について、一定の割り切りを入れて試算。
- 試算の結果、規制部門への料金原価影響として評価すると ▲0.15円/kWh。
- なお、本試算では、夏季の最も使用量の多い時間帯の節電量を現行の2倍と仮定したものであり、自由化部門も含めた中長期にわたる節電の取組みの積み重ねが必要。

[試算の前提]

- ・節電による減少電力(kW): 今回の原価織り込みの節電量(規制部門で▲10万kW)から、さらに▲10万kW深掘りするものと仮定(全体では原価織り込み<▲50万kW>から、さらに▲50万kW深掘り)
- ・節電による減少電力量(kWh): 最大電力の減少を基に、夏季ピーク時間帯を中心に、電力量が削減されたものと仮定。(対象となる規制部門の節電電力量は約0.3億kWh^{※1})
- ・固定費減少影響: 節電深掘り(4%→8%程度)による減少電力(▲50万kW)と同規模のLNG火力を新設した場合^{※2}に係るコストが、将来のある時点の原価から減額されたものと想定。(コストは3年平均値)

- ※1. 夏季(7~9月)の13時~16時の間、節電により10万kW追加的に減少した場合として想定。
- 2. 将来の電源計画については、全体の需給状況や電源の稼働状況等を総合的に勘案して策定。

[試算結果]

- ・最大電力減少による固定費削減 : 約▲44億円【規制部門】(3年平均値)(総額▲115億円×38.457%^{※3})
- ・電力量減少による燃料費削減 : 約▲0.3億kWh×約17円/kWh^{※4}=約▲5億円

	申請	節電深掘り影響	左記反映後
原価(A)	6,955億円	▲49億円	6,906億円
電力量(B)	286.6億kWh	▲0.3億kWh	286.3億kWh
単価(C) = (A) / (B)	24.27円/kWh	-	24.12円/kWh

⇒ ▲0.15円/kWh

- ※3. 2:1比による規制部門への固定費配分比率(今回原価織り込み)
- 4. 自社石油火力の燃料費単価(今回原価織り込み)

1-2. 節電による中・長期的な料金原価影響試算 (①老朽火力機の廃止)

2

- 節電により、燃料費の抑制に加え、毎年メンテナンスを実施しているもののピーク時など限られた期間しか稼働しない老朽火力機が廃止となり、中長期的な固定費削減が見込まれる場合の、電気料金への影響について試算した。
- 試算の結果、規制部門の料金原価への影響は▲0.07円/kWhとなった。

[試算の前提]

- ・ 節電による減少電力 (kW) : 今回原価比▲35万kWと仮定 (老朽火力機定格出力相当) (うち規制部門は今回原価比▲15万kW)
- ・ 節電による減少電力量 (kWh) : 最大電力の減少を基に、夏季平日の昼間帯を中心に、電力量が削減されたものと仮定 (対象となる規制部門の節電電力量は約0.7億kWh^{※1})
- ・ 固定費減少影響 : 節電により老朽火力機の廃止が可能となり、維持運用コストが原価から減額できると想定

[参考]

今回原価の節電繰込水準: ▲30万kW (うち規制部門▲13万kW)

[試算結果 (規制部門)]

- ・ 最大電力減少による固定費削減 : 約▲30億円 × 44.432%^{※2} = 約▲13億円
- ・ 電力量減少による燃料費削減 : 約▲0.7億kWh × 約15円/kWh^{※3} = 約▲11億円

- ※1 夏季 (7~9月) の平日のうち半分の30日程度、7時~23時の間、節電により15万kW追加的に減少した場合として想定
- ※2 2:1:1比による規制部門への固定費配分比率 (今回原価繰込み値)
- ※3 自社石油火力燃料費単価 (今回原価繰込み値)



	申請 (3カ年平均)	節電の深堀り	左記反映後
原価 (A)	2,540億円	▲24億円	2,516億円
電力量 (B)	112.0億kWh	▲0.7億kWh	111.3億kWh
単価 (C) = (A) ÷ (B)	22.68円/kWh	—	22.61円/kWh

1-3. 節電による中・長期的な料金原価影響試算 (②発電機新設の取りやめ)

3

- 節電により、燃料費の抑制に加え、発電所等の設備形成に係る中長期的な固定費削減が見込まれる場合の、電気料金への影響について試算した。
- 試算の結果、規制部門の料金原価への影響は▲0.16円/kWhとなった。

[試算の前提]

- ・ 節電による減少電力 (kW) : 今回原価比▲35万kWと仮定 (老朽火力機定格出力相当) (うち規制部門は今回原価比▲15万kW)
- ・ 節電による減少電力量 (kWh) : 最大電力の減少を基に、夏季平日の昼間帯を中心に、電力量が削減されたものと仮定 (対象となる規制部門の節電電力量は約0.7億kWh^{※1})
- ・ 固定費減少影響 : 節電により老朽火力機の更新工事が不要となり、発電機新設コストが原価から減額できると想定

[試算結果 (規制部門)]

- ・ 最大電力減少による固定費削減 : 約▲50億円 × 44.432%^{※2} = 約▲22億円
- ・ 電力量減少による燃料費削減 : 約▲0.7億kWh × 約15円/kWh^{※3} = 約▲11億円

- ※1 夏季 (7~9月) の平日のうち半分の30日程度、7時~23時の間、節電により15万kW追加的に減少した場合として想定
- ※2 2:1:1比による規制部門への固定費配分比率 (今回原価繰込み値)
- ※3 自社石油火力燃料費単価 (今回原価繰込み値)



	申請 (3カ年平均)	節電の深堀り	左記反映後
原価 (A)	2,540億円	▲33億円	2,507億円
電力量 (B)	112.0億kWh	▲0.7億kWh	111.3億kWh
単価 (C) = (A) ÷ (B)	22.68円/kWh	—	22.52円/kWh

3. なお、個別の需要家にとっては、節電による使用電力量の抑制が電気料金の支払い額の軽減につながることは事実であり、電力会社には料金メニューの活用を促すなど節電や負荷平準化に資する丁寧な説明を求めてまいりたい。

6. 新料金体系への移行に向けた情報提供等

○新料金体系への移行に向けた情報提供等について、電力会社が消費者団体等への説明の機会を設定する等、単に情報を公開するだけではなく、個々の消費者に届くよう、積極的に周知・説明することが必要であり、このために十分な周知期間を取るべきである。

また、電力会社にも周知・説明の対応を促すべきである。

特に、東北電力株式会社については、供給区域内に東日本大震災により甚大な被害を受けた地域があり、応急仮設住宅に住む避難者など生活基盤が安定していない被災者もいまだ多数に上ることも踏まえ、電気の低利用者の負担増に配慮した料金体系とすべきである。

○さらに、料金改定前に消費者団体等との意見交換会を開催する等、分かりやすい情報提供を行うべきである。また、料金改定の前後を問わず、消費者からの問合せ・苦情に対して、丁寧な説明を行うとともに、事業運営に消費者の意見を反映させるといった対応も行うべきである。

1. 東北電力によると、「申請以降、検針時に全戸配布する東北電力ニュースや電気ご使用量のお知らせ（検針票）の裏面等を通じて、料金値上げ申請に至った背景、申請内容、経営効率化への取組み等について幅広くお知らせするとともに、プレス発表の添付資料や電気料金審査専門委員会等での説明資料をホームページに掲載している。また、各種団体さま（消費者団体、経済団体、自治体等）に対しては申請後速やかに説明の場を積み重ねるとともに、詳細なご説明を希望される一般のお客さま、各種団体さまに対しても個別に訪問の上、丁寧な説明を実施しており、5月末までに、約4,600回、約13,000名に説明している。そのうち、消費者団体に対しては、値上げ申請以降、個別訪問や消費者団体が開催する勉強会や説明会への出席など、電気料金値上げ申請についてご理解いただくため、積極的に説明を行っており、5月末までに延べ約350団体、約2,700名に説明している。さらに、お電話でのお問い合わせのお客さまについては、当社コールセンターで専用窓口を設けている他、ホームページにおいてもメールによるお問い合わせを承っている。とりわけ被災地の自治体に対しては、申請後速やかにきめ細かな説明を行い、理解活動に注力している。また、被災者の方々を含め、詳細なご説明を希望されるお客さまに対しては個別にご訪問させていただき、丁寧な説明を実施し、ご理解いただくよう努めている。」とのことである。

また、四国電力によると、「値上げ申請に至った背景、経営効率化の取り組み、値上げの内容等について、検針時にリーフレットを全戸配布することにより、広くお知らせするとともに、当社ホームページ上に「値上げ申請に関するサイト」を開設し、プレス発表時に添付した詳細な説明資料や電気料金審査専門委員会での説明資料を随時掲載するなど、より詳細かつタイムリーな情報提供を行っている。また、自治体、消費者団体、中小企業団体など、各種団体の皆さまに対しては、訪問等による丁寧な説明を実施しており（1,942団体）、消費者団体等については、本部にとどまらず、支部や会員等にも対象を広げ追加の説明会（約110団体、約2,000名）を開催している。さらに、お電話でお問い合わせいただいたお客さまに対しても、各県のコールセンター内に専用窓口を設置し、丁寧にお応えするとともに、詳細な説明を希望されるお客さまに対しては、個別訪問による対応を実施している。」とのことである。

2. 東北電力によると、「（認可された場合）出来る限り速やかに、検針時に全戸配布する東北電力ニュースや電気ご使用量のお知らせ（検針票）の裏面、ホームページ、さらには新聞への広告掲載などを通じて、料金値上げ・原価算定の概要、値上げ影響額、経営効率化への取り組み等について幅広くお知らせしていく。また、各種団体さま（消費者団体、経済団体、自治体等）に対しては、申請時同様、速やかに説明を行うとともに、詳細なご説明を希望される一般のお客さま、各種団体さまに対しては個別訪問の上、丁寧な説明を実施していく。さらに、お電話でのお問い合わせのお客さまについては、引き続き、当社コールセンターで専用窓口を設けている他、ホームページにおいてもメールによるお問い合わせを承ることとしており、お問い合わせに対しても丁寧に対応していく。なお、お客さまからのお問い合わせが多いものは、よくあるご質問として当社ホームページに掲載しており、今後も適宜更新していく。」とのことである。

また、四国電力によると、「申請日に、各県のコールセンター内に専用窓口を設置し、お客さまからのお問い合わせに対して丁寧にお応えするとともに、詳細な説明を希望されるお客さまに対しては、個別訪問による対応を実施しており、認可をいただいた場合も、引き続き、懇切丁寧な対応を実施していく。また、自治体、消費者団体、中小企業団体など各種団体の皆さまに対しては、値上げの検討開始を表明した昨年11月以降、訪問等による丁寧な説明を継続して実施しており、認可をいただいた際も、補正後の原価や値上げの内容等について、訪問等による丁寧な説明を実施していく。加えて、お客さまからのお問い合わせが多い事項については、ホームページの「よく

あるご質問」に追加掲載しており、今後も随時追加掲載していく。」とのことである。

3. 経済産業省としては、厳正に精査を行い、査定によるメリットを、より多くの家庭が享受できるよう、2段階料金の引き下げ幅を申請時よりも大きくしている。その際、東北電力株式会社については、供給区域内に東日本大震災により甚大な被害を受けた地域があり、応急仮設住宅に住む避難者など生活基盤が安定していない被災者もまだ多数に上ることも踏まえ、電気の低利用者の負担増に配慮し、さらなる引き下げ幅の拡大を行っている。
4. 東北電力及び四国電力に対しては、引き続き丁寧な周知・説明を求めている。なお、新料金体系の実施日は、十分な周知期間を確保する観点から、9月1日とする。

7. その他

○資産売却について、売却可能資産の現状、処分計画等を明らかにし、更なる
上乗せを行う余地はないか検証すべきである。

東北電力によると、「社有の宿泊・体育施設は全て廃止するとともに、土地・建物は業務に支障を来たさない範囲で売却し、不使用資産の処分に取り組んできた。具体的には、平成10～23年度に土地約1,580画地、建物約470棟を、総額約209億円で売却しており、この内容については、年度決算発表時に経営概況の中で公表している。今後、処分できる物件は限られるものの、引き続き、収益の確保に向け不使用資産の積極的処分を進めていくこととしており、中期計画において、社宅・寮などの旧厚生施設を中心に42件の売却を進める予定としている。なお、売却の進捗については、今後も経営概況の中で公表する予定である。有価証券は、電気事業の円滑かつ効率的な運営に資するために、平成24年3月末時点で142銘柄720億円の株式を保有しているが、平成19年度以降の5年間で約30億円の保有株式を売却している。今後も、電気事業ならびに当社グループの安定的事業運営や企業価値向上に資することが見込まれないものなどについて、市場動向等も勘案の上、売却を検討していく。また、関係会社においても、土地・建物は業務に支障を来たさない範囲で売却し、不使用資産の処分に取り組んできている。」とのことである。

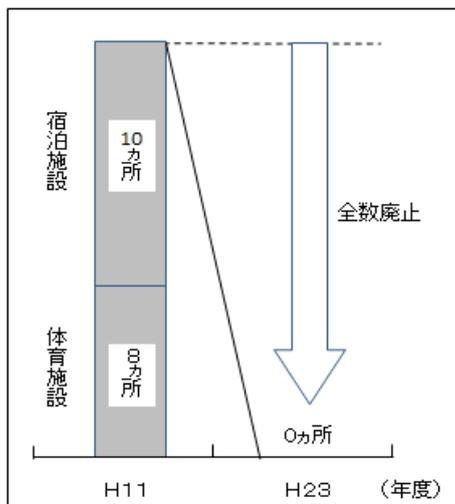
(東北電力) 第7回家庭用電気料金の値上げ認可申請に関する調査会資料2より

資産圧縮の取組み(土地・建物)

p75

- 社有の宿泊・体育施設はすべて廃止するとともに、土地・建物は業務に支障を来たさない範囲で売却し、不使用資産の処分に取組んできた。
- 今後、処分できる物件は限られるものの、引き続き、収益の確保に向け不使用資産の積極的処分を進めていく。

<社有の宿泊・体育施設の廃止(全て廃止)>



<不使用資産の売却実績>

取組み内容 (H10~23年度)		売却総額
土地 約1,580画地 建物 約470棟	設備廃止や事業所の統廃合、社宅・寮の廃止などにより生じた土地・建物を売却	約209億円

<今後の売却予定資産>

旧用途	件数	面積	固定資産税 評価額
旧事業所・訓練所	3件	約0.4万㎡	約0.6億円
旧社宅・寮・厚生施設	39件	約2.3万㎡	約7.4億円
合計	42件	約2.7万㎡	約8.0億円

(注)平成23年度末の不使用資産等は、土地58画地、建物10棟

(東北電力) 第24回電気料金審査専門委員会資料6-1より

資産圧縮の取組み(有価証券)

p8

- 電気事業の円滑かつ効率的な運営に資するために、142銘柄720億円の株式を保有(平成24年3月末)。
- 平成19年度から23年度までの5年間で、約30億円の保有株式を売却。
- 今後も、電気事業ならびに当社グループの安定的事業運営や企業価値向上に資することが見込まれないものなどについて、市場動向等も勘案の上、売却を検討していく。

<有価証券売却実績>

(金額単位:百万円)

年度	売却額	売却益	銘柄数
平成19年度	6	4	1
平成20年度	-	-	-
平成21年度	10	0	2
平成22年度	2,881	452	1
平成23年度	147	0	4
合計	3,044	456	8

2. 四国電力によると、「電力の小売部分自由化が始まった平成12年度以降23年度までの12ヵ年で、事業所の統廃合やそれに伴う社宅・寮の廃止により不要となった土地等の資産、約290件、約14万㎡、約40億円を売却した。今後の取り組みとしては、当社が保有する電気事業の運営に直接係わらない資産の数は限られていること、四国域内の地価も大都市圏と比較して低調に推移していることなどから、資産売却による大幅な収益を期待することは困難であるが、引き続き、事業所や社宅の廃止など、設備の廃止により不使用となる資産について積極的に売却を推進し、今後3ヵ年において、約7.4億円を売却する予定である。」とのことである。

(四国電力) 第24回電気料金審査専門委員会資料7-1より

7. 保有資産の売却について

25

○ 平成12年度から23年度までの12ヵ年の売却実績は、約290件、約14万㎡、約40億円（売却価額）。

【これまでの取り組み】

○ 電力の小売部分自由化が始まった平成12年度以降、事業所の統廃合やそれに伴う社宅・寮の廃止により不要となった土地等の資産について継続的に売却を実施してきた。

期 間	件 数	面 積	売却価額	主な売却物件
平成12年度 ～ 平成23年度	約290件	約14万㎡	約40億円	・高松支店電柱置場 ・西条営業所跡地 ・吉田浜変電所東側社宅跡地 ・番町社宅跡地

【今後の取り組み】

○ 当社が保有する電気事業の運営に直接係わらない資産の数は限られていること、四国域内の地価も大都市圏と比較して低調に推移していることなどから、資産売却による大幅な収益を期待することは困難であるが、引き続き、事業所や社宅の廃止など、設備の廃止により不使用となる資産について積極的に売却を推進していく。

(今後3ヵ年における売却予定資産)

旧用途	件 数	面 積	固定資産評価額	主な売却対象物件
旧事業所	4件	約0.4万㎡	約1.7億円	・旧宮脇1号社宅跡地 ・旧桜町1、2号社宅跡地 ・藤原テニスコート ・入明社宅跡地
旧社宅・寮・厚生施設	18件	約1.6万㎡	約5.7億円	
合 計	22件	約2.0万㎡	約7.4億円	

○各利害関係者（ステークホルダー）の負担について、利用者、取引先、役員・従業員、株主、金融機関等の負担も可能な限り定量的に説明すべきである。

1. 東北電力によると、「電気料金の値上げによりお客さまに多大なご負担をお願いすることになるため、徹底した経営効率化を前提に料金原価を算定しており、その中で各ステークホルダーにも、様々な形でご負担をお願いすることとしている。役員については、平成23年11月から年収の最大20%の自主返上を実施しており、さらに平成24年12月からは最大40%まで深掘りし、減額後の水準で原価算入している。また、従業員についても、前回原価から23%減の642万円で原価算入している。取引先に対しては競争的発注の拡大などによる発注額の削減を、地域社会の皆さまに対しては寄付金や諸会費等の削減を実施していくこととしている。株主の皆さまには、前年度に引続き2年連続で無配とさせていただいているほか、1株当たり純資産も震災以降大幅な減少となっている。最後に、金融機関からの融資額は増加しているが、格付けが低下するなど財務リスクは高まっている。」とのことである。

(億円/年)

平成25～27年度(原価算定期間)		
お客さま	・値上げ申請 規制部門:11.41%, 自由化部門:17.74%	1,980
取引先	・競争拡大等による発注価格の削減 ・工事仕様・工法の合理化, 購入電力料の削減 ほか	650 (470)
地域社会	・寄付金, 諸会費等の削減	10
役員	・役員報酬の削減(最大40%)	320
従業員	・給料手当等の削減, 福利厚生制度, 退職金制度等の見直し ほか	
合 計		980 (800)

※()内の数字は、費用換算後の値

配当等の状況 < 当社の発行済み株式数: 約5億株 >			
株 主	配 当	60円(震災前)→24年3月末期, 25年3月末期: 無配	< 累計 > 600億円
	一株当たり純資産	平成22年度末: 1,397円 → 平成24年度末: 840円	2,800億円

金融機関		平成22年度	平成24年度	※1 R&Iの格付 ※2 長期借入金
	格 付※1	AA+ (震災前)	A+(直近)	
年間借入額※2		1,060億円	4,100億円	

2. 四国電力によると、「電気料金の値上げにより、お客さまには多大なご負担をお願いする一方、更なる経営合理化・効率化の実施を通じて、役員・従業員はもとより、取引先、株主等、各ステークホルダーにも、ご負担をお願いすることとしている。役員報酬については、年収を3割程度減額しており、申請原価にも減額後の水準で算入している。また、従業員においても、基準賃金や賞与のカットによる年収水準の引下げを実施しており、年収メルクマールの基準に沿って、現行水準から16%減となる645万円を原価に算入している。以上の取り組みについては、プレス発表や電気料金審査専門委員会の説明資料等で定量的なデータを公表しており、ホームページにも掲載している。」とのことである。

	平成25~27年度平均	
お客さま	値上げ申請 ・規制部門：平均10.94% ・自由化部門：平均17.50%	+250 +375
取引先	・仕様の見直しや競争発注の拡大による調達・取引価格の低減 ・工事内容や実施時期の見直し ・燃料費、購入電力料の削減 など	▲237 (▲172)
地域社会	・寄付金、諸会費等の削減	▲12
役員	・役員報酬：年収を3割程度減額	▲97
従業員	・基準賃金や賞与のカットによる年収水準の引下げ ・福利厚生制度の見直し など	
合 計		▲346 (▲281)

() 内の数値は、費用換算後の値

	配当の状況	
株 主	・配当：平成25年3月期決算：60円→0円	▲124

	平成22年度	平成24年度	
金融機関	格 付※	AA+ (震災前)	AA- (直近)
	長期借入金残高	2,655億円	3,205億円

※ R&Iの格付

Ⅲ. 今後の課題

○人件費の査定における給与の比較について、比較対象とする企業や公益事業のセクターの範囲をより合理的なものにできないか検討すべきである。

公益企業との比較については、審査要領において、ガス事業、鉄道事業等類似の公益事業の平均値とも比較しつつ査定を行うことが予め定められており、その対象業種は、大規模なネットワーク設備を有するという事業の類似性や、料金規制⁵及び競争実態を勘案した結果、ガス、水道、鉄道の3業種を比較対象とすることが適当であるとした。比較を行う上で適当な公益企業については、それぞれの事業規制や業態が変化していくことも踏まえ、今後とも引き続き検討してまいりたい。

⁵料金規制について、ガス、水道、鉄道事業については、総括原価方式に基づく認可制となっている一方、通信については、NTTの基本・通話料金のみ上限規制、航空については国際線は認可制であるが国内線は届出制となっている。

○事後検証については、以下の点を検討すべきである。

- ・燃料調達について、世界的なエネルギー価格の動向を反映させるとともに、継続的なコスト削減インセンティブに関する事後的な検証（トップランナー価格の原価織り込み、燃料費調整制度の在り方等を含む）
- ・料金算定的前提条件が、認可時からどの程度乖離したかどうかの観点からの検証
- ・費用と、料金メニュー毎の収入及び販売量の原価算定期間内の進捗状況について、一覧といった分かりやすい形での消費者への定期的公表（実績値や見込額）

○今回の原価算定期間終了後には電源構成が大きく変わり、燃料費の大幅削減による値下げも想定される。現行の電気事業法において、値下げにあたっては事業者からの届出のみで済むことになるが、その際に値下げ幅について何らかの検証が可能になるよう、その方策についての検討を行うべきである。

1. 燃料調達については、特にLNGについて、世界的な需給構造が変革期にある中で、継続的なコスト削減インセンティブが確保されるよう、料金認可時における原価織り込みのあり方、燃料費調整制度のあり方を含め、今後引き続き検討してまいりたい。なお、関西電力及び九州電力の電気料金値上げ認可申請に係る査定方針案においても、「天然ガスに係る燃料調達については、従来の石油価格リンクの長期契約に加え、スポット取引が増大していることや天然ガス価格リンクの長期契約の増加が今後見込まれることを踏まえ、事業者における経営効率化インセンティブを阻害することがないよう、必要に応じ、現行の燃料費調整制度のあり方を検討していくべきである。」とされている。

2. 有識者会議報告書の提言を受け、これまで自由化部門が赤字の場合のみ公表されていた部門別収支を毎年度公表するよう「電気料金情報公開ガイドライン」を改正した。今年度の部門別収支の公表に当たっては、各社ともホームページ上で、過去の原価算定期間における販売電力量や原価項目の実績値を公表している。また、東北電力と四国電力については、それぞれ第27回審査専門委員会の資料7-3及び資料8-3において、供給約款と選択約款の平成20年料金改定時の電力量、料金収入、改定以降の実績を公表し、さら

に、それぞれ第7回家庭用電気料金の値上げ認可申請に関する調査会の資料2、3においても、平成20年料金改定時の原価と改定以降の実績を公表している。今後とも、消費者にとって分かりやすい情報の提供に努めてまいりたい。

3. 有識者会議報告書においては、料金設定後、①原価算定期間内においては、決算発表時に決算実績、収支見通し、利益の使途、効率化の進捗等について評価を行うとともに、部門別収支を公表すること、②原価算定期間終了後は、①に加えて原価と実績の比較等について規制・自由部門に分けて評価を実施し、必要に応じて料金認可申請命令の発動の要否を検討することが提言されている。なお、同報告書の提言を受け、これまで自由化部門が赤字の場合のみ公表されていた部門別収支を毎年度公表するよう「電気料金情報公開ガイドライン」を改正している。
4. また、今回改定以降の収益構造の変化については、事後評価において部門別収支が毎年公表され、原価算定期間終了後には原価と実績の部門別評価を実施することとなっているが、経済産業省としては、料金認可申請命令の発動基準に基づき、収益構造のゆがみが著しく、また、構造的なものと認められる場合には、事業者が料金改定を促すとともに、事業者がこれに応じない場合には、料金認可申請命令の発動を検討することとしたい。
5. なお、電気事業法に基づく値下げの届出がなされた場合には、経済産業省としては、値下げ幅やその要因等について、ホームページ等を用いた丁寧な説明・周知を行うよう促してまいりたい。

【東北電力】

http://www.tohoku-epco.co.jp/comp/keiei/denki_jigo.html

事業者に係る部門別収支計算書（東北電力）（平成23年度）

平成 23年 4月 1日 から
平成 24年 3月 31日 まで

(単位 百万円)

	一般需要部門 (8)	特定規模需要部門 (9)	一般需要・特定 規模需要外部 部門 (10)	合 計 (11)=(8)+(9)+(10)
電気事業収益 (1)	647,787	684,910	2,433	1,335,131
電気事業費用 (2)	707,845	804,935	4,941	1,517,723
電気事業外収益 (3)	120	184	17,340	17,645
電気事業外費用 (4)	—	—	121,187	121,187
税引前当期純利益 又は純損失 (5)=(1)-(2)+(3)-(4)	-59,938	-119,840	-106,355	-286,134
法人税 (6)	-18,888	-37,764	-19,236	-75,889
当期純利益又は純損失 (7)=(5)-(6)	-41,049	-82,076	-87,119	-210,244

備考 一般需要部門、特定規模需要部門及び一般需要・特定規模需要外部部門には、次の各号に規定する事項を記載すること。

- 1 一般需要部門には、一般電気事業に係る収益、費用及び利益のうち高圧需要および特別高圧需要に応ずる電気の供給に係るものを除いた額。
- 2 特定規模需要部門には、高圧需要及び特別高圧需要に応ずる電気の供給に係る収益、費用及び利益の額。
- 3 一般需要・特定規模需要外部部門には、上記1及び2以外の事業に係る収益、費用及び利益の額。

注 記載すべき金額は、千円単位をもって表示することができる。ただし、営業収益の額が千億円を超える事業者は、

「(単位 千円)」を「(単位 百万円)」に読み替え、百万円単位をもって表示することを妨げない。

<参考3:平成23年度実績と料金原価(平成20年8月料金改定)の比較について>

(単位:億円)

	一般需要部門 (規制部門)			全社計			主な増減要因
	実績 (a)	原価 (b)	差異 (a-b)	実績 (a)	原価 (b)	差異 (a-b)	
人件費	847	864	82	1,611	1,507	104	退職給与金に係る処理計算上の差異
燃料費(※1)	2,023	1,435	588	5,124	3,882	1,142	原子力停止等に伴う火力燃料費の増
修繕費(※2)	782	1,020	▲237	1,343	1,832	▲488	修繕工事の繰り延べや効率化等による減
減価償却費	1,071	1,087	▲25	2,141	2,247	▲105	償却進捗による減
購入電力料	1,452	1,174	278	3,688	3,130	558	供給力確保のための自家発電購入増
公租公課	355	388	▲31	764	885	▲121	電力需要減少による事業税・電促税の減
原子力バックエンド費用	24	71	▲46	68	188	▲130	原子力の停止に伴う減
その他経費(※2, ※3)	772	853	▲81	1,433	1,630	▲195	効率化を進めたこと等による減
電気事業営業費用合計	7,430	6,802	528	16,177	15,412	764	

[注] 実績は億円未満切捨、原価は億円未満四捨五入で記載しており、内訳と合計は一致しない場合がある。

販売電力量(億kWh)	288	282	▲5	753	841	▲88	震災による減
-------------	-----	-----	----	-----	-----	-----	--------

※1燃料費の諸元

	実績(a)	原価(b)	差異(a-b)
為替レート(円/＄)	78	107	▲28
原油OJF価格(＄/b)	114.2	83.0	21.2
原子力利用率(%)	0	70	▲70

※2:「修繕費」、および「その他経費」(固定資産除却費)について

・当社は、東日本大震災や新潟・福島豪雨による甚大な設備被害を受けたことから、設備復旧に係る費用は、災害特別損失に計上しております。このため、上記の「修繕費」および「その他経費」の営業費用実績には、災害復旧工事費を含んでおりません。

【参考:23年度災害復旧工事費 修繕費558億円、固定資産除却費243億円】

・平成23年度は、これまでにない厳しい収支状況の中で、設備の早期復旧を図るため、災害復旧工事を着実に進めることを優先し、既に計画していた工事については実施時期の繰り延べや工事内容の見直し等を行い最大限の効率化に努めました。この結果、当該費用は大幅に減少いたしました。

(東北電力) 第27回電気料金審査専門委員会資料7-3より

(参考) 需要想定と需要実績について

p47

(単位: 百万kWh, 百万円, %)

		平成20年 改定	平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度	
		想定	実績	増減率 対平成20年改定	実績	増減率 対平成20年改定	実績	増減率 対平成20年改定	実績	増減率 対平成20年改定
供給約款	電力量	24,642	24,015	▲2.5	23,738	▲3.7	24,643	0.0	22,675	▲8.0
	料金収入	589,544	580,870	▲1.5	551,916	▲6.4	563,604	▲4.4	540,807	▲8.3
【再掲】 従量電灯	電力量	20,628	20,022	▲2.9	19,824	▲3.9	20,527	▲0.5	18,887	▲8.4
	料金収入	488,222	479,455	▲1.8	456,426	▲6.5	467,727	▲4.2	448,160	▲8.2
選択約款	電力量	4,596	4,733	3.0	5,355	16.5	5,956	29.6	6,102	32.8
	料金収入	64,270	68,494	6.6	72,132	12.2	79,742	24.1	87,271	35.8
【再掲】 時間帯別 電灯	電力量	2,779	2,990	7.6	3,579	28.8	4,272	53.7	4,562	64.2
	料金収入	36,846	41,097	11.5	46,302	25.7	55,825	51.5	64,149	74.1
規制部門 合計	電力量	29,238	28,748	▲1.7	29,093	▲0.5	30,599	4.7	28,777	▲1.6
	料金収入	653,814	649,364	▲0.7	624,048	▲4.6	643,346	▲1.6	628,078	▲3.9

【四国電力】

<http://www.yonden.co.jp/corporate/ir/policy/result/index.html>

事業者に係る部門別収支計算書 (四国電力) (平成23年度)

<平成23年度部門別収支計算書>

(単位: 億円)

	規制部門 (8)	自由化部門 (9)	その他部門 ^{※3} (10)	合計 (11)=(8)+(9)+(10)
電気事業収益 ^{※4} (1)	2,491	2,310	19	4,822
電気事業費用 ^{※5} (2)	2,493	2,357	43	4,895
電気事業外収益 (3)	-	-	119	119
電気事業外費用 ^{※6} (4)	7	10	132	150
税引前当期純損益 (5)=(1)-(2)+(3)-(4)	▲9	▲57	▲37	▲103
法人税 ^{※7} (6)	▲3	▲17	33	12
当期純損益 (7)=(5)-(6)	▲6	▲39	▲70	▲116

(注) 億円未満を切捨て表示。

- ※1: 一般家庭や事務所、小規模工場など低圧(標準電圧100~200ボルト)で電気をご契約いただいているお客さまが対象(いわゆる規制部門)
- ※2: ビル・工場など特別高圧(標準電圧20,000ボルト以上)および高圧(標準電圧6,000ボルト以上)で電気をご契約いただいているお客さまが対象(いわゆる自由化部門)
- ※3: その他部門(規制部門、自由化部門以外の部門)には、太陽光発電促進付加金、太陽光発電促進付加金相当額、使用済燃料再処理等準備費、附帯事業損益、事業外損益などを整理している。
- ※4: 電気事業収益は、電気事業営業収益から地帯間販売電力料、他社販売電力料を控除し、財務収益などを加算している。
- ※5: 電気事業費用は、電気事業営業費用から地帯間販売電力料、他社販売電力料に相当する金額を控除し、電気事業財務費用などを加算している。
- ※6: 電気事業外費用の規制部門、自由化部門には、湯水準備引当金を電力量比により配分し、整理している。
- ※7: 法人税は、経済産業大臣に「事業者設定基準」を届出し、法人税率の変更による繰延税金資産の減少に係る法人税等調整額をその他部門に配分した後、残余の法人税を税引前当期純損失の割合により各部門に配分した。

<参考：平成23年度実績と料金原価（平成20年9月料金改定）の比較>

[規制部門+自由化部門] (その他部門は含まず) (単位：億円)

	実績(a)	原価(b)	差(a-b)	増減要因
人件費	616	593	22	年金資産の運用悪化など
燃料費 ^{※1} (うち火力)	1,292 (1,257)	1,178 (1,093)	113 (164)	伊方再稼働遅れに伴う火力燃料費の増
修繕費	640	672	▲32	火力発電所の定検日数の減など
減価償却費	651	668	▲17	償却の進捗
購入電力料	832	742	89	伊方再稼働遅れに伴う受電量の増など
公租公課 ^{※2}	288	307	▲18	核燃料税の減など
原子力バックエンド費用 ^{※3}	123	170	▲46	伊方再稼働遅れに伴う原子力発電量の減
その他経費 ^{※4}	830	901	▲71	委託費、賃借料、普及開発費、諸費等の減
電気事業営業費用合計	5,275	5,235	39	

(注) 億円未満を切捨て表示。

[規制部門のみ] (単位：億円)

	実績(c)	原価(d)	差(c-d)
人件費	378	359	18
燃料費 ^{※1}	545	481	63
修繕費	376	383	▲6
減価償却費	346	351	▲4
購入電力料	366	321	44
公租公課 ^{※2}	143	149	▲5
原子力バックエンド費用 ^{※3}	52	69	▲17
その他経費 ^{※4}	457	491	▲34
電気事業営業費用合計	2,667	2,609	58

平成23年度実績の需給関連費(燃料費+購入電力料)は、料金原価に比べ、203億円増加しています。

仮に、需給関連費を料金原価の値に置き換えた場合、平成23年度の部門別収支は、税引前当期純損益で見ると、規制部門は98億円の黒字、自由化部門は38億円の黒字となります。

※1：火力燃料費の諸元については、以下の通り。

	実績(e)	原価(f)	差(e-f)
為替レート (円/\$)	79	107	▲28
原油 CIF 価格 (\$/b)	114.2	93.0	21.2
石炭 CIF 価格 (\$/t)	143.4	82.7	60.7
原子力利用率 (%)	37.7	82.0	▲44.3
火力発電電力量 (百万 kWh)	16,270	13,729	2,541

平成23年度実績の火力燃料費は、料金原価に比べ、164億円増加しています。

これは、料金原価繰込みに比べ、為替レートは円高になったものの、CIF価格が大幅に上昇したことに加え、伊方発電所の再稼働遅れに伴い、火力発電電力量が大幅に増加したことによるものです。

※2：公租公課とは、電源開発促進税、事業税、固定資産税、雑税、水利使用料を指す。

※3：原子力バックエンド費用とは、使用済燃料再処理等費、使用済燃料再処理等準備費、特定放射性廃棄物処分費、原子力発電施設解体費を指す。

※4：その他経費とは、廃棄物処分費、消耗品費、補償費、賃借料、普及開発関係費、委託費、損害保険料、研究費、諸費(寄付金、団体費等)などの費用を指す。

(四国電力) 第27回電気料金審査専門委員会資料8-3より

(参考) 需要想定と需要実績

47

(単位: 百万kWh, 百万円, %)

		平成20年 改定	平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度	
		想定	実績	増減率 ※対平成20年想定	実績	増減率 ※対平成20年想定	実績	増減率 ※対平成20年想定	実績	増減率 ※対平成20年想定
供給約款	電力量	8,936	8,855	▲ 0.9	8,430	▲ 5.7	8,750	▲ 2.1	8,172	▲ 8.6
	料金	208,476	209,064	0.3	194,048	▲ 6.9	199,369	▲ 4.4	190,711	▲ 8.5
【再掲】 従量電灯A	電力量	6,627	6,541	▲ 1.3	6,215	▲ 6.2	6,474	▲ 2.3	6,027	▲ 9.1
	料金	148,952	148,765	▲ 0.1	137,202	▲ 7.9	142,527	▲ 4.3	135,138	▲ 9.3
選択約款	電力量	2,599	2,656	2.2	2,899	11.5	3,293	26.7	3,435	32.1
	料金	35,813	37,765	5.4	40,078	11.9	45,895	28.2	49,911	39.4
【再掲】 季別電灯	電力量	1,503	1,559	3.8	1,819	21.0	2,197	46.2	2,360	57.0
	料金	21,819	23,382	7.2	26,389	20.9	32,036	46.8	35,684	63.5
規制部門合計	電力量	11,535	11,511	▲ 0.2	11,328	▲ 1.8	12,043	4.4	11,606	0.6
	料金	244,290	246,829	1.0	234,126	▲ 4.2	245,264	0.4	240,622	▲ 1.5

※四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

第31回電気料金審査専門委員会(後半)資料5より

(参考) 電気事業法第23条に基づく料金変更認可申請命令に係る基準

設定の主旨

1. 「電気料金制度・運用の見直しに係る有識者会議」においては、原価算定期間終了後に事後評価を実施することが、また、消費者委員会の「東京電力の家庭用電気料金の値上げ認可申請に対する意見」(平成24年7月13日)においては、料金変更認可申請命令等を含めた法令等の見直し・整備にかかる検討を行うことが提言されている。
2. かかる状況を受け、規制部門の料金設定について、構造的要因として、利益率が必要以上に高いものとなっていないかを事後評価として確認するため、客観的な基準を「電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等」において設定すべくパブリックコメントを実施し、平成25年3月19日付けで改定した。

基準概要

原価算定期間終了後の事後評価において、以下のステップで得られた情報に基づき、認可申請命令の発動の要否を検討。

① 電気事業利益率による基準

規制部門の電気事業利益率の直近3カ年度平均値が、電力会社10社の過去10カ年度平均値を上回っているかどうかを確認。

② 累積超過利潤による基準

①に該当している場合、料金改定時の事業報酬から想定される水準を超過して規制部門が利益(超過利潤)を計上することにより、前回料金改定以降の超過利潤の累積額が当該事業報酬の額を超えているかどうかを確認。

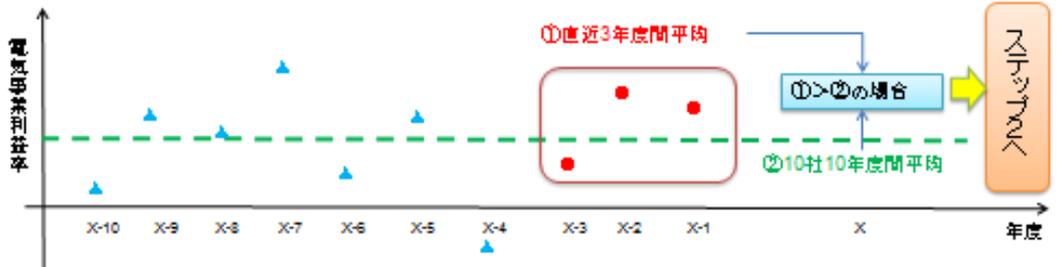
※ステップ2において、自由化部門の収支が直近2年度間連続で赤字である場合も、変更認可申請命令の発動を検討。

26

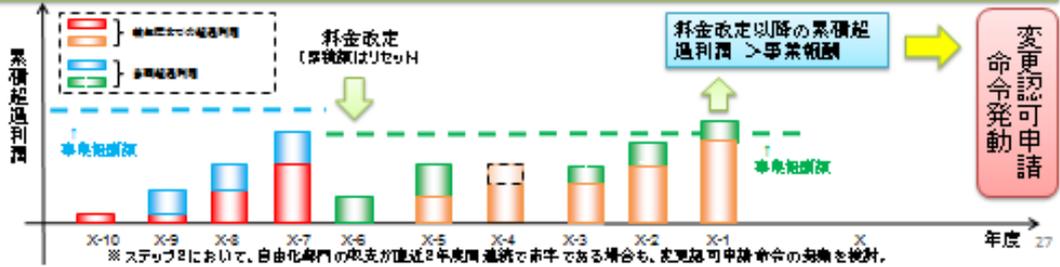
(参考)電気事業法第23条に基づく料金変更認可申請命令に係る基準イメージ

●原価算定期間後の事後評価において、以下の2つのステップに基づき発動を検討

<ステップ1>電気事業利益率による基準
 規制部門の電気事業利益率の直近3か年度平均値が、電力会社10社の過去10か年度平均値を上回っているかどうかを確認。



<ステップ2>累積超過利潤による基準
 前回料金改定以降の超過利潤(=当期純利益-事業報酬)の累積額が事業報酬の額を超えているかどうかを確認。



○これまでの各電力会社の値上げ認可申請の査定のプロセスで明らかになった諸課題(例:情報公開・開示の在り方、事業報酬算定の在り方、購入電力料の負担の在り方等)について整理し、電気料金値上げ認可申請に関する審査の在り方に適切に反映すべきである。

これまでの電気料金審査専門小委員会における検討や消費者庁協議を含め、明らかになった諸課題(情報公開・開示の在り方、事業報酬算定の在り方等)については、適宜検討を行い、必要に応じ反映を図ってきたところであり、今後電力会社から申請がなされた場合においても、これまでの審査結果を踏まえつつ審査するよう引き続き努めてまいりたい。

また、これまでの審査の過程で明らかとなった諸課題を踏まえ、審査の在り方について検証を行い、必要に応じて見直しをしてまいりたい。

○電力システム改革について、消費者にどのような影響があるのかについて分かりやすい情報提供を行うべきである。今後の発送電分離などの電力の自由化、再生可能エネルギーの利用拡大、スマートメーターの普及等が消費者に与える影響について明確に説明すべきである。

また、今後具体的な制度設計を行う際には、規制なき独占に陥り、消費者の利益が損なわれるといったことがないように、消費者の意見を積極的に聴くべきである。

さらに、電力システム改革や原子力発電所の廃炉費用負担等の検討については、消費者の関心も高いため、これら検討の全体を俯瞰できるような情報提供を工夫すべきである。

1. 電力システム改革は、新規参入の促進やスマートメーターも含めた競争環境の整備により、電力の低廉かつ安定的な供給を一層進めていくものであり、エネルギー制約の克服に向けた改革の中心を成すもの。
2. 電力の自由化や広域系統運用の拡大により、需要家の選択によるスマートな需要抑制や、地域間での電力融通の円滑化を進め、厳しい電力需給の中でも安定供給を確保する。また、燃料コストの増加等による電気料金上昇圧力がある中であっても、競争の促進により料金を最大限抑制する効果があるものとする。
3. 自由化に当たっては、需要家がスマートメーターから得られる情報を活用し、適切に電力会社や料金メニュー、電源別メニューを選択できるよう、適切な情報提供や広報を積極的に行う。
4. また、諸外国の事例も参考にしつつ、電気料金を最大限抑制できるよう、段階的な料金規制の撤廃や、規制当局による市場監視の強化等、慎重な制度設計を行い、「規制なき独占」に陥ることがないように万全を期す。
5. これまで改革の全体像について検討を行ってきた電力システム改革専門委員会（※）においては、消費者問題の専門家の方にも委員として議論にご参加いただいていたところであり、具体的な制度設計に関する検討・審議を行う制度設計ワーキンググループ（8月2日に第1回WGを開催）においても、消費者問題の専門家の方にも委員として議論にご参加いただく。今後、実際

の詳細な制度改正を行う際には、パブリックコメントを通じ、広く国民の皆様のご意見を伺ってまいりたい。

※平成25年7月1日の審議会見直しに伴い「総合資源エネルギー調査会基本政策分科会電力システム改革小委員会」に名称変更。

6. 再生可能エネルギーの固定価格買取制度については、国民全体で買い支え、普及させることで、ひいてはその発電コストを下げることを目的に平成24年7月に導入されたもの。その普及によって、自らのご家庭に太陽光パネルを設置する、屋根貸しモデルを通じて太陽光発電に自宅の屋根を提供する、市民ファンドを通じて自ら再生可能エネルギー発電に投資するなど、消費者がエネルギーをより身近な問題として解決するための手段を格段に増やすことができる。
7. 本制度では、現在、標準的な家庭の負担は月120円程度であるが、その負担が過剰となることがないように、法律の規定に従って、中立的な調達価格等算定委員会が公開で案を策定し、消費者問題担当大臣の意見も伺った上で決められた買取価格に基づき、算定されている。
8. 制度の導入開始に当たっては、全国で約70回におよぶ説明会や各種イベントの開催、制度や負担に関するチラシの全戸配布、パンフレットの作成等を通じて制度の周知に努めてきたところ。引き続き、こうした負担への配慮をしっかりと行うとともに、住宅用太陽光発電を巡る悪質商法の排除、再生可能エネルギーを巡る意識喚起や広範な知見の向上など、様々な角度から再生可能エネルギーの普及政策を展開してまいりたい。
9. さらに、電力システム改革や原発の廃炉費用負担等の検討を進めていく上で、広く国民の皆様の意見を伺いつつ、内容の充実を図ることは重要なことであり、検討状況の把握が容易となるよう適切な情報の提供を図ってまいりたい。

北海道電力の家庭用電気料金値上げ認可申請に 関するチェックポイント

平成25年6月27日
消費者庁

電気料金は、消費者にとって生活の基礎をなす必需的なものであり、さらには、地域独占的に供給されており、事業者の選択肢がなく、その料金の値上げは、国民生活に大きな影響を与えるものである。また、電気料金の値上げは、家庭用電気料金のほか、商品やサービスのコスト上昇圧力という形でも、家計に負担を与え得るものである。

このため、電気事業者が、徹底した経営効率化の努力を行うとともに、料金水準及び内容並びに提供されるサービスについて十分な情報提供及び明確な説明を行い、電気料金の値上げについて、消費者の理解がより得られるようにすることが重要である。そして、提供されるサービスが、可能な限り低廉であり、かつ、中長期的にも安定供給が確保されるものとして、消費者の権利に即し消費者の利益により適ったものになることが求められている。

消費者庁では、今般の北海道電力株式会社の値上げ認可申請に当たっても、こうした観点から、以下のとおりチェックポイントを作成した。

なお、消費者庁が北海道で開催した意見交換会においては、再生可能エネルギーの使用拡大等、再生可能エネルギーに関する意見が多数表明され、消費者の関心の高さがうかがえた。事業者に対しては、こうした消費者の重要な関心事項について、十分な情報提供を行うことを期待したい。

※ 今後の検証過程で変更を加えることがあり得る。また、原価に算入されない項目にも、言及していることに留意。

【人件費等】

[給与等]

- ① 役員報酬（一人当たり）、社員年収（一人当たり）について、それぞれの立場に応じて、地域特性等の事情も踏まえて削減されているか。また、最大限の効率化が求められる状況下で、出向者を除いた従業員数や販売電力量等を

勘案しつつ、適正な役員数であることを明確かつ合理的に説明しているか。
特に、役員報酬（一人当たり）については、国家公務員の指定職職員の給与の水準を参考に減額しているか。

また、一人当たりの給与手当水準の算定について、対象とした公益企業業種の選択理由を明確かつ合理的に説明しているか。

- ② 役員報酬及び社員給与の水準の算出・比較に関し、補正（地域、年齢、勤続年数等）方法の選択は合理的なものとなっているか。

[厚生費、退職給付金等]

- ③ 厚生費等は、必要最低限の額が計上されているか。

○法定厚生費：健康保険料の事業主負担について、申請内容（55%）を下回る、50%を目指した可能な限りの削減をしているか。

○一般厚生費：

・厚生施設費・文化体育費の削減が行われているか。行われていない場合には、その理由を明確かつ合理的に説明しているか。

・カフェテリアについて、余暇・レジャー等の支出の廃止・縮減が行われているか。行われていない場合には、その理由を明確かつ合理的に説明しているか。

・その他各種奨励金・拠出金等（例えば、自社株の取得を目的とするもの等）について、廃止・縮減が行われているか。行われていない場合には、その理由を明確かつ合理的に説明しているか。

○退職給付金の算出については、分かりにくい点があり、年金資産の運用状況と会社の費用負担の関係を明確かつ合理的に説明しているか。

○出向者への給与、顧問料等について、原価算入に値するものに限定されているか。

その他の雑給についても、原価算入に値するものに限定されているか。

【調達等】

- ④ 競争入札比率については、高い水準を目指して引き上げるべきであり、申請内容（30%）は、東京電力の事例を踏まえた水準となっているか。また、各年の競争入札比率の導入目標を設定しているか。競争入札以外の方法による

調達のうち、関連会社とそれ以外の会社とが占める割合及びその理由を公表しているか。

- ⑤ 随意契約を含む調達費用の削減率について、これまで認可申請を行った電力会社の取組を踏まえた上で、10%程度を目標としているか。また、その削減対象となる分野を、可能な限り拡大しているか。
- ⑥ 競争入札比率の拡大及び随意契約費用の削減等、調達の見直しについて、第三者の視点をもって、その進捗を継続的に検証できるような仕組みを検討しているか。
- ⑦ 広告宣伝費等普及開発関係費、廃棄物処理費、情報処理システム等の委託費、養成費、研究費、諸費は、厳に必要なもののみを原価に算入しているか。また交際費の大幅な削減、兼職職員への人件費等の支払の廃止・縮減が行われているか。さらに、警護等で必要な場合を除く幹部送迎用社用車の廃止・縮減を行っているか。これらの対応が行われていない場合には、その理由を明確かつ合理的に説明しているか。
- ⑧ 寄付金、団体費、交際費等は、廃止・縮減されているか。
- ⑨ 電力中央研究所への分担金は、その内容が真に必要なものに限定されているか。
(各研究テーマとそれぞれの予算額、再委託を行う場合はその比率。)
- ⑩ 子会社・関連会社について電力会社本体並の経営合理化を行い、それを調達費用の更なる削減に反映させているか。また、役員の報酬・賞与・退職慰労金について、その削減が各電力会社本体における措置に準じたものとなっているか。
- ⑪ 子会社・関連会社の役員を兼務している者は、その報酬を辞退又は削減しているか。
- ⑫ コスト削減努力を明確かつ定量的に原価の削減に反映しているか。(例えば、スマートメーターの調達改善努力、導入による業務効率化等による人件費・修繕費等の削減 等)

【事業報酬】

- ⑬ 安定供給、財務状況等を踏まえ、事業報酬率は適正なものとなっているか。

【減価償却費、レートベース】

- ⑭ 減価償却については、原価算入の対象となる資産の範囲・種別が明確で合理的なものになっているか。
- ⑮ 原価算定期間内に稼働が見込まれない原子力発電設備をレートベースに含める理由が説明されているか。また、建設中の資産について、レートベース算入・不算入の根拠が説明されているか。

【燃料費、購入電力料等】

- ⑯ 火力発電所の稼働増に対し、電源構成（原油、石炭等）の発電単価を踏まえた燃料費の抑制策を講じようとしているか。
- ⑰ 今回の原価算定期間において、燃料調達の長期契約の満了件数及び契約更改等によるコスト削減の定量的な見込みはどのようになっているか。
- ⑱ 燃料費の低廉化について、具体的な取組方針が、必要な情報とともに説明されているか。また、これらの取組による燃料費削減期待額を織り込んで、あらかじめ燃料費を削減できないか。
- ⑲ 他の電力会社及び電気事業者に支払う購入電力料、販売電力料及び再処理積立金について、その内容は明らかにされているか。特に、
 - ・ 購入電力料の契約相手方の広告宣伝費、寄付金、団体費等は合理的理由があるものに限定されているか、そのほか、契約相手方にコスト削減努力を求め、定量的なコスト削減を織り込んでいるか。
 - ・ 北本連系設備増強によるメリットについて、明確かつ合理的に説明されているか、購入・販売電力料にどのように反映されているか。また、卸電力市場の活用をどのように見込んでいるか。
- ⑳ 原価算定上、原子力発電所が再稼働することを織り込んだ理由と再稼働しない時の電気料金への影響を明確に説明しているか。
- ㉑ バックエンド費用について、その内容及び電気料金との関係が分かりやすく明確に情報提供されているか。

【規制部門と自由化部門の関係】

- ② 原価の部門間の配分について、規制部門と自由化部門を比較した妥当性が検証でき、定量的で平易な説明を行っているか。
- ③ 規制部門と自由化部門の損益構造が、バランスのとれたものとなっているか。

【需要の推計、見込みと実績の乖離】

- ④ ピーク需要の推計は、合理的な根拠に基づき適切に行われているか。また、ピーク需要比については、景気拡張期、後退期をどのように織り込んでいるか明らかにされているか。
- ⑤ 過去の原価算定期間内における販売電力量（特に、供給約款に係る部分）及び原価項目について、見込み値及び実績値並びにその乖離を公表しているか。また、今後についても、同様に公表するか。

【新料金体系への移行に向けた情報提供等】

- ⑥ プランの変更について、各消費者が試算できるよう、工夫しているか。各消費者の使用実績を基にした各プランの値上がり幅を周知しているか。
- ⑦ 省エネ、節電のインセンティブが高まる料金メニュー等が設定されているか。ピークシフトメニューによる節電インセンティブ、料金節約方法は分かりやすく説明されているか。また、オール電化需要者に対して、どのような対応をしているか。さらに、供給約款料金と選択約款料金の設定において、消費者にとっての平等性が確保されているか。
- ⑧ 泊発電所3号機の運用開始に伴う燃料費・修繕費・減価償却費が営業費用に与える影響を消費者に分かりやすく情報提供を行っているか。対象となる消費者に応じた適切な方法で、新料金体系及び原価項目（公租公課も含む）の増減要因等を、事前に周知・説明することとしているか。
また、情報提供に当たっては、消費者の居住地に関わりなく、適時かつ公平に広報・周知体制が取られているか。
さらに、値上げ認可申請の理解のため、消費者や消費者団体からの要望に応えるとともに、積極的に説明会等の開催を提案しているか。
- ⑨ また、消費者への負担に加えて、取引先、株主、金融機関等各ステークホルダーの負担についても定量的なデータを明示する等分かりやすく周知・説明することとしているか。

- ③⑩ (料金改定が認可される場合・料金改定後も) 消費者からの問合せ・苦情に対して、丁寧な説明(適当な場合には業務への反映)等消費者対応に万全を期しているか。

【資産売却等】

- ③⑪ 保有する不動産や子会社等の株式、子会社等が所有する資産の売却について、積極的に行っているか。その進捗の公表を行っているか。
- ③⑫ 電力会社本体が行う附帯事業について、電力事業に負担となるような事業については、必要な見直しがなされているか。

【電灯需要の伸び予測、最大電力量想定及び節電予測】

- ③⑬ 次のような観点も踏まえて、最大電力量の根拠として、特に節電を行うことによる影響をどのように見込んでいるのかについて、明確かつ合理的に説明されているか。
- (1) 需給逼迫への対策として行われた節電要請の継続や他の代替エネルギー自給の流れ、値上げによる負担増回避のための節電等が需要の伸びに与える影響。
- (2) 節電予測について、電力会社が行ったアンケート結果の評価。
- (3) 定着する節電量の想定。(一定量とするか、一定率とするか。)
- ③⑭ 供給予備力はどのような根拠で算出されるのか明らかにされているか。また、仮に、予備力を上回る電気供給を行わなければならなくなった場合、その対応はどのようなものか明らかにされているか。

【適切な審査等】

- ③⑮ 消費者への情報提供の内容に関し、消費者等からの意見を踏まえた継続的な改善をしていくことにしているか。
- ③⑯ 公聴会終了後の審査プロセスにおいても、一層の情報公開を行うことにしているか。例えば、査定方針案の公表を計画しているか。
- ③⑰ (料金改定が認可される場合) 改定された料金の実施時期は、改定に関する消費者の理解の浸透状況を踏まえたものとなっているか。

【今後、中長期的に取り組むべき事項】

- ⑳ 消費者が電気料金を理解するに当たって、電力事業、核燃料サイクル政策を含めたエネルギー政策の今後の在り方は消費者の重要な関心事項であり、また、再生可能エネルギーの使用拡大等、エネルギーの多様化について消費者の関心が高いが、こうしたことについて、十分な説明と情報提供をすることになっているか。

以上

北海道電力に係る消費者庁からの意見への対応について

平成25年8月

経済産業省

I. 全体的な評価

- 人件費、調達等に関して、基本的には「チェックポイント」が、査定方針案に的確に反映されたものと評価できる。このため、今般の査定方針案に適用された考え方や基準は、これまでの査定方針とともに、今後の料金査定を公平かつ効率的なものとする指針になると考えられる。
また、今回の公聴会の運営、審査プロセスの透明性等についても評価できる。
- 他方、II. に掲げる個別の項目については、更なる改善を求めたい。
- 新料金体系への移行に向けた情報提供については、北海道電力株式会社が消費者及び消費者団体（行政・事業者と消費者をつなぐ役割が期待される。以下「消費者団体等」という。）に直接説明する等、単なる情報公開ではなく、個々の消費者に届くような積極的かつ丁寧な周知が必要であり、このために十分な周知期間をとるべきである。
- また、北海道電力株式会社は、ホームページにFAQを掲載すること等を通じ、公聴会等で示された消費者の主な疑問に対して、明解かつ丁寧に答えていくべきである。

1. 電気料金の認可プロセスについては、平成24年3月にとりまとめた「電気料金制度・運用の見直しに係る有識者会議」報告書（以下、「有識者会議報告書」という。）や、消費者委員会・消費者庁の提言内容を踏まえ、料金審査プロセスを改善するとともに、その後の経験も踏まえて、見直しを行っている。現在、電気料金審査専門小委員会（※）の委員には、消費者問題の専門家に参加いただくとともに、電気料金審査専門小委員会の審議についてインターネット中継を行った。また、公聴会については、1ヶ月の募集期間を設けるとともに、消費者団体等を通じ708団体に周知依頼を行うとともに、電気料金審査専門小委員会の委員の参加も得た。
※平成25年7月1日の審議会見直しに伴い上記名称に名称変更。それ以前は、「総合資源エネルギー調査会 総合部会 電気料金審査専門委員会」。
2. 電気料金審査専門小委員会の審査においては、消費者庁より示された「北海道電力の家庭用電気料金値上げ認可申請に関するチェックポイント」も踏まえた形で議論が行われ、電気料金審査専門小委員会査定方針案（以下、「査定方針案」という。）に反映した。
3. 新料金体系への移行に向けた情報提供については、これまでも北海道電力において、消費者団体等への説明会、個別訪問、ホームページ上での情報提供等を行ってきたところであるが、引き続き丁寧な周知・説明を求めてまいりたい。また、新料金体系の実施時期は、十分な周知期間を確保する観点から、9月1日とする。

II. 今般の値上げの認可申請に際し検証した事項

①人件費

○北海道電力株式会社の一人当たり給与水準について、賃金構造基本統計調査の従業員1000人以上の正社員給与の平均値をベースとし、年齢、勤続年数、勤務地域等による補正が行われているが、それぞれの補正結果を詳細に示すべきである。

1. 「一般電気事業供給約款料金審査要領」（平成24年3月全面改定。以下、「審査要領」という。）において、「人件費（基準賃金及び賞与等）については、「賃金構造基本統計調査」における常用労働者1,000人以上の企業平均値を基本に、ガス事業、鉄道事業等類似の公益企業の平均値とも比較しつつ査定を行う。その際、地域間の賃金水準の差についても考慮する。役員給与や福利厚生費についても、同様の考え方を適用する。」と定められており、北海道電力の1人当たり年間給与水準の算定についても、関西電力及び九州電力の査定方針と同様の査定方針とする。

2. 具体的には、以下のとおりである。

(1) 給与水準の査定の基本的な考え方

- ・一般電気事業者が競争市場にある企業と異なり地域独占の下で競争リスクがないことを勘案し、一般的な企業の平均値を基本とする。
- ・他方、電気事業は、事業規模が極めて大きいことから、小規模・零細企業の平均値を基本とすることは、現実にそぐわない面があることや、公益事業としての側面を考慮し、同種同等の観点から規模や事業内容の類似性を持つ企業との比較も加味するとともに、地域間の賃金水準の差を考慮する。
- ・なお、実際に従業員に支給される給与の水準は労使間の交渉により決定されるものである。
- ・また、どのような賃金体系を採用するかについても、従業員のモチベーションの維持・向上を図る責務を持つ事業者の自主性に委ねられるべきものである。

(2) 一般的な企業の平均値

- ・様々な企業を対象とした賃金構造基本統計調査における従業員1,000人以上企業の常用労働者（正社員）の賃金の平均値（平成24年調査：594万円）とする。

(3) 類似の公益企業との比較

- ・公益企業の対象業種は、大規模なネットワーク設備を有するという事業の類似性や、料金規制及び競争実態を勘案し、ガス・水道・鉄道の3業種とすることが適当である。その際、これら企業との同種同等比較を行う観点から、年齢、勤続年数、学歴について申請会社との相違を補正する。
- ・その上で、これら3業種それぞれの水準との比較を行う観点から、3業種の単純平均（※）を算出し、これと上記の一般的な企業の平均値との単純平均とする。
※賃金構造基本統計調査におけるガス、水道、鉄道の人員数は、鉄道のウェイトが8割を超えており、加重平均を行うことは各業種との比較を行う視点では適当ではないと考えられる。

(4) 地域補正

- ・申請においては、地域補正係数は、人事院や各都道府県人事委員会が実施した「平成24年職種別民間給与実態調査」における全国の民間給与に対する北海道の民間給与の比率（0.99）を用いて補正を行っている。
- ・購買力の元となる給与水準の決定には、地域の物価水準が大きな影響を与えると考えられるが、申請方式と消費者物価指数を見比べたところ、大きな乖離が見られず、かつ、申請の水準は消費者物価指数で補正した場合と比較して低い水準となっていることから、それぞれの補正方式については妥当なものとした。

3. 1人当たり年間給与水準の算定結果

(1) 類似の公益企業との比較において、上記2. に沿って北海道電力の従業員における年齢、勤続年数及び学歴補正を行ったところ、以下のとおりとなる。

○公益3業種（ガス・水道・鉄道）の単純平均が666万円（ガス749万円、水道595万円、鉄道654万円）。

(2) したがって、1人当たり年間給与水準は以下のとおりとなる。

○一般的な企業の平均値594万円と公益3業種の単純平均666万円を足して、これらの単純平均に地域補正（0.99）を行うと624万円。

○厚生費については、

- ・健康保険料の事業主負担について、法定負担割合の50%を目指した削減とすべきである。
 - ・カフェテリアプラン等に加え、その他各種奨励金等一般厚生費における各項目の削減状況も明確化すべきである。
- これらの項目については、消費者の納得性に鑑みて、必要最低限の額を計上すべきである。

1. 健康保険料については、健康保険法第161条において、「被保険者及び被保険者を使用する事業主は、それぞれ保険料額の二分の一を負担する」と定められているが、同法第162条では、「健康保険組合は、前条第1項の規定にかかわらず、規約で定めるところにより、事業主の負担すべき一般保険料額又は介護保険料額の負担の割合を増加することができる」と定められている。査定方針案では、健康保険料の事業主負担割合については、健康保険組合の現勢（平成24年3月末現在）によれば、単一・連合の計の負担割合は55%となっているが、近年における単一・連合及び類似の公益企業の低減傾向を踏まえ、原価算定期間（平成25年度～27年度）内は年々引き下げて、平成27年度末には53%台の負担割合とし、申請負担割合との差分を料金原価から減額する。

2. 一般厚生費については、労働安全衛生法や次世代育成支援対策推進法といった法令等に定められた企業としての責務を果たすもののほか、各種奨励金やカフェテリアプラン等従業員の福利厚生、モチベーションの維持・向上を図るものも含まれているが、持株奨励金や文化体育費の料金原価への不算入、厚生施設費の削減、カフェテリアプランの縮小等により、今回の申請における従業員1人あたりの一般厚生費は、前回平成20年料金改定原価に比べ、36.4万円から28.4万円に減額されている。この結果、審査要領に基づき、日本経済団体連合会「2011年度福利厚生費調査結果報告」の1,000人以上企業の平均値（31.1万円）と比較した北海道電力の1人あたりの一般厚生費の水準は妥当である。ただし、一

部の厚生施設にかかる運営・維持費用が料金原価に算入されているが、電気料金の値上げを行う状況下における費用の優先度を考慮し、料金原価から減額する。

第26回電気料金審査専門委員会資料7-4より

5. 厚生費の概要

15

- 法定厚生費は、社会保険料率の引上げによる影響はあるものの、社員の年収水準引下げや、健康保険料の会社負担率の引下げ※などにより、前回原価と比較して5億円の減少。
※単一・連合健保平均(55%)で織り込み
- 一般厚生費は、厚生施設費の削減、カフェテリアプランの縮小などにより、前回原価と比較して4億円の減少。
- この結果、厚生費全体では、前回原価と比較して9億円の減少。

(単位:百万円)

	今回				前回:B (H20)	差:C A-B
	H25	H26	H27	H25~27 平均:A		
法定厚生費	5,356	5,677	6,030	5,688	6,193	▲ 506
健康保険料	1,484	1,718	2,010	1,737	2,043	▲ 306
厚生年金保険料	3,198	3,282	3,343	3,274	3,345	▲ 70
介護保険料	159	160	160	160	138	22
児童手当拠出金	51	51	51	51	57	▲ 6
雇用保険料	338	339	339	339	420	▲ 82
労災保険料	88	89	89	89	156	▲ 67
その他	38	38	37	38	35	3
一般厚生費	1,626	1,619	1,602	1,616	2,034	▲ 419
厚生施設費	734	734	719	729	971	▲ 242
独身寮人件費	127	126	110	121	230	▲ 109
その他厚生施設費	607	609	609	608	741	▲ 133
カフェテリア	549	541	539	543	713	▲ 170
その他	343	345	344	344	351	▲ 7
厚生費計	6,983	7,296	7,632	7,303	8,228	▲ 924

【参考】一般厚生費の削減と一人あたり一般厚生費水準

16

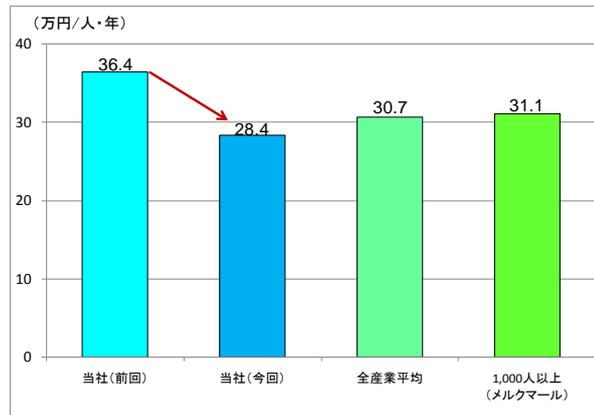
- 一般厚生費においては、カフェテリアプランにおける付与ポイントの削減などを織り込み。
- 削減後の一人あたり一般厚生費は、前回原価から8万円減少し、1,000人以上平均および全産業平均を下回る水準。

【一般厚生費の主な削減内容】

(単位:百万円)

削減項目	金額
厚生施設費の削減 (独身寮人件費・運営費の削減 など)	▲252
カフェテリアプラン縮小 (ポイント削減:930P⇒650P など)	▲178
文化体育費、持株奨励金の原価不算入	▲31

【一人あたり一般厚生費比較】



【出典】日本経団連「福利厚生費調査結果報告」(H23年度)

【参考】福利厚生制度の概要

17

【福利厚生制度の意義・目的】

- 従業員が安心して働けるよう、生涯にわたる生活の安定や心身の健康の確保および職場一体感の醸成を図ることなどを目的に展開する施策。

費用項目	厚生施設費	カフェテリア	その他一般厚生費
原価算入	<ul style="list-style-type: none"> ・独身寮の運営 ・宿泊施設の運営 	<ul style="list-style-type: none"> ・カフェテリアプラン (あらかじめ各人に配分した原資(ポイント)の範囲内で、「医療、育児、介護」「教育・自己啓発」「住宅関係」「貯蓄・財形」「余暇」のカテゴリーの中から個々人のニーズやライフプランにあったものを選択し、費用補助を受けることができる制度) ・職場レク活動補助 	<ul style="list-style-type: none"> ・法定管理者教育 ・作業安全対策 ・交通安全対策 ・健康診断の実施 ・健康相談室運営 ・産業医面談 ・弔慰金、傷病見舞金 ・遺児育英年金 ・共済会
原価不算入	<ul style="list-style-type: none"> ・保養所の運営 ・体育施設の運営 		<ul style="list-style-type: none"> ・文化体育活動補助 ・持株奨励金

②調達

○競争入札の比率について、東京電力株式会社の事例を踏まえ、更に拡大するとともに、その進捗の検証に取り組むべきである。

1. 競争入札の比率について、北海道電力は、「平成 23 年度の資機材発注のうち競争発注／特命発注の比率は金額ベースで 14%：86%であり、特命発注のうち、関係会社の占める割合は 45%、関係会社以外の取引先は 55%である。」とした上で、「さらなる競争発注の拡大に取り組み、今後 3 年間の目標を平均で 30%程度へ拡大する。」としている。
2. 料金原価について、北海道電力は、東北電力及び四国電力と同様に、資材調達や工事・委託事業等に関し、今後契約を締結するもの、契約交渉を行うものについて、入札の実施の有無にかかわらず約 7%の調達価格削減を織り込んで申請している⁶が、関西電力、九州電力からの申請と同様の考え方⁷を適用し査定を行った。具体的には、調達発注価格を決める際の主要な構成要素の一つである委託人件費について東京電力のものと比較し、コスト削減前の東京電力と概ね同様の水準であることが確認できたため、東京電力、関西電力、九州電力と同様、震災前の価格水準から 10%の調達価格削減を求める。この結果、12.94 億円の原価の減額となる。
3. 調達の検証については、「関西電力株式会社及び九州電力株式会社の供給約款変更認可申請に係る査定方針案」(平成 25 年 3 月 6 日総合資源エネルギー調査会総合部会電気料金審査専門委員会取りまとめ)において、今後の課題として「経営効率化に関し、今回の申請にとどまらずより長期的かつ持続的、効果的に経営効率化の取組を進めていくため、例えば発注の仕様を社内の人材が作成するために必要なエンジニアリング能力を向上させるなど、様々な取組を行い、その取り組みを随時公開するべき。また、経営効率化計画に係る評価について、電気料金の透明性を確保し、以って需要家の理解を得るために、外部の第三者の視点を取り入れた検討・検証を行う仕組みを導入するなど、電気事業者の経営効率化インセンティブを更に促進する仕組みを検討すべきである。」としており、今後、東京電力の事例を踏まえ、北海道電力に関しても競争入札比率の更なる拡大を促すことを含め具体的な対応策を検討してまいりたい。

⁶ 調達費用について、北海道電力は、過去 3 ヶ年（平成 21～23 年度）に特命から競争発注に変更した購入物品（432 件）のデータを調査した結果、7.06%の単価低減が得られたことから、震災以降の効率化を反映した原計画からのコスト削減深掘目標を 7%と設定しており、今回原価においては、既契約分等を除き、競争発注・特命発注を問わず 7%のコスト削減を一律に反映している。

⁷ 関西電力、九州電力からの申請においては、自らの調査に基づき 7%の調達価格削減を織り込んで申請していたが、調達発注価格を決める際の主要な構成要素の一つである委託人件費について東京電力のものと比較し、コスト削減前の東京電力と概ね同様の水準であることを確認した上で、東京電力が「東京電力に関する経営・財務調査委員会」等の第三者による確認を受け 10%の調達価格削減を織り込んだ例を勘案し、各費用項目の性格に応じ、コスト削減を求めることが困難である費用を除き、コスト削減額が原則 10%に満たない場合には、未達分を減額査定したところである。その際、両社が震災後に行った経営効率化の取組のうち、原価織り込み前に削減したものについては、未達分から除外して算定したところである。

○子会社等からの調達について、人件費を含め、電力会社のコスト削減に照らした削減を可能な限り行うべきである。

1. 北海道電力によると、「今回の申請原価においては、関係会社を含む取引先からの資機材調達について、競争発注した場合に期待されるコスト低減効果として7%のコスト削減を織り込んでおり、関係会社のコスト低減額として年平均70億円程度が反映されている。グループ会社には、全ての費用抑制の検討を依頼し、取引価格低減の要請に応じていただく。」とのことである。
2. 料金原価との関係では、資材調達や工事・委託事業等に関し、今後契約を締結するもの、契約交渉を行うものについて、入札の実施の有無にかかわらず10%の効率化を求めた上で、子会社・関係会社に対しては、本社並の経営合理化を求めるため、今後の契約取引に係る費用のうち一般管理費等のコスト削減可能な部分について、出資比率に応じ、本社と同様に10%の追加的コスト削減を行うことを前提に原価を減額する。この結果、3.78億円の原価の減額となる。

③事業報酬

○事業報酬について、適正であるかを消費者に対して明解かつ丁寧に説明すべきである。その際には、次に掲げる消費者の持つ疑問の例を参考にされたい。

(事業報酬について、消費者の持つ疑問の例)

- ・事業報酬は、電力会社の利益に相当するのではないか。消費者が電力を消費する対価（受益者負担）として、なぜ電気料金で負担しなければならないのか。
- ・事業報酬の算定に用いられている自己資本比率が実際よりも高い30%をベースとしており、その実際との差額相当分を、消費者が電力を消費する対価（受益者負担）として、なぜ電気料金で負担しなければならないのか。
- ・原価算定期間内に稼動を見込まず、電力需要者である消費者への電力供給に直接的に寄与しない原子力発電所をレートベースに算入し、消費者が電力を消費する対価（受益者負担）として、なぜ電気料金で負担しなければならないのか。

1. 事業報酬は、借入金・社債に対する支払利息や株主への配当金等に充当するための資金調達コストに相当するものであり、いわゆる利益とは異なる。すなわち、電気を安全・安定的に供給するためには、発電設備や送変電設備等の建設・維持管理を行う必要があり、電気事業者はそのための巨額の設備投資資金等事業運営に必要な資金を調達する必要がある。資金調達は、銀行等からの借り入れ、社債の発行による調達（他人資本）や株式の発行等による調達（自己資本）により行われるが、銀行・社債の債権者にとっては利子率、株主にとっては配当や株価上昇などがそれぞれ期待する収益率を上回る場合に、資金調達が可能となる。このため、電気事業法においては、これらの収益率に相当する額を「適正な利潤」（事業報酬）として電気料金による回収を認めており、一般電気事業供給約款料金算定規則（以下「算定規則」という。）に基づき、適正な事業資産価値（レートベース）に事業報酬率を乗じて算定される。

なお、かつては、支払利息や配当金等を積み上げるいわゆる積み上げ方式により事業報酬を算定していたが、積み上げ方式では、各社毎の資本構成の差異等によって原価水準に差が出ることや、電気事業者における資金調達コスト低減のインセンティブが乏しいことから昭和35年に現在の事業報酬制度に変更したものである。

2. 現行の事業報酬制度においては、適正な事業資産価値（レートベース）に事業報酬率を乗じて事業報酬額が算定されることとなっているが、事業報酬率については、算定規則において、自己資本報酬率に3割、他人資本報酬率に7割のウェイトを乗じた加重平均としている。自己資本報酬率に乘じる比率である自己資本比率については、レートベース方式導入当時は5割とされていたが、平成7年にガス、通信、航空、鉄道といった類似の公益企業の自己資本比率を参考に、電気事業として適正な自己資本比率として3割が設定されたものである⁸。現状、北海道電力の自己資本比率は3割を下回っており、配当や支払利息等の実際の資金調達コストを上回る額が事業報酬として認められているのではないかと指摘があるが、北海道電力は平成23年度以降、大幅な赤字により自己資本が大きく毀損しており、財務体質悪化の中で資金調達環境が悪化している。こうした中、現行レートベース方式の下で資金調達コストの低減に努め、内部留保の充実を通じて将来の資金調

⁸ レートベース方式を採用しているガス事業、鉄道事業における自己資本比率はそれぞれ35%、30%となっている。

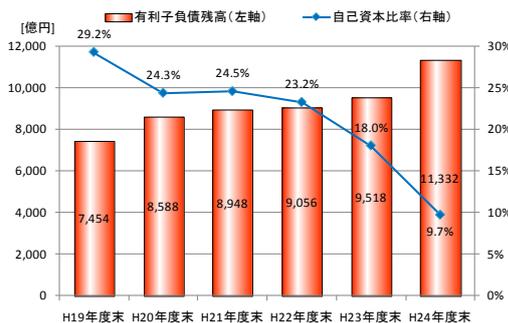
達コストを低減させていくことは、中長期的な電気料金の安定性の観点から、需要家にとってもメリットがあるものと考えられる。

3. なお、北海道電力においては、保有する原子力発電所について、料金算定上原価算定期間内の再稼働を見込んでいる。

北海道電力株式会社の供給約款変更認可申請に係る査定方針案 p59

参考資料③（自己資本比率の推移等）

【有利子負債残高と自己資本比率の推移】



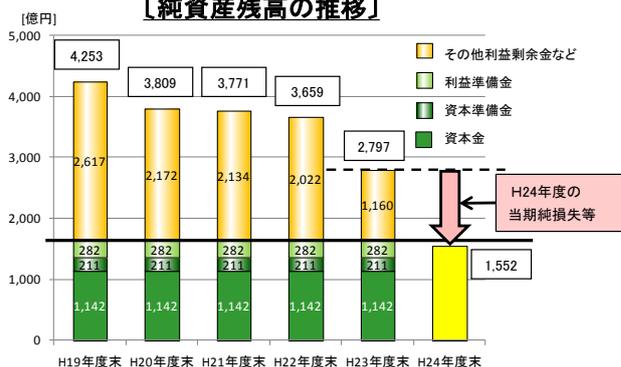
【資金調達額の推移（個別）】

	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
社債	600	600	-	800
借入金	1,463	1,835	2,472	3,280
長期借入金	200	300	1,397	1,720
短期借入金	1,263	1,535	1,075	1,560
CP (純増減)	40	150	△190	-
資金調達額計	2,103	2,585	2,282	4,080

	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
有利子負債残高	8,948	9,056	9,518	11,332
(対前年度末)	359	107	462	1,813

※1 CP: コマーシャルペーパー
 ※2 切捨て表示のため、合計が合わない場合がある

【純資産残高の推移】



【社債スプレッドの推移（残存10年程度）】



(出所: 日本証券業協会 売買参考統計値)

④購入電力料

○北海道・本州間電力連系設備を増強することによるメリットや購入・販売電力料への反映状況、また、卸電力市場の活用見込みについて明確かつ合理的に説明すべきである。

1. 北本連系設備増強について、北海道電力によると「北本連系設備は、北海道の系統信頼度向上、周波数の安定維持などを目的に設置されている重要な設備である。北海道と本州を結ぶ唯一の連系線であり、大規模電源脱落時の周波数変動リスクに十分対応できるよう、30万kWの増強を計画し、平成31年3月の運開を目指している。」とのことである。
2. また、卸電力市場の活用について、北海道電力によると「安定供給を前提に取引所取引を活用して収支改善に寄与していく方針であり、売り入札については、需給ひっ迫が解消し、予備力確保や電源・燃料面に問題がない状況を前提に年間20億kWh以上の入札を目指し、買い入札についても引き続き行っていく。申請原価への織り込みについては、売り約定量は泊発電所3号機の運転開始により入札・約定量が増加した平成22年度、買い約定量は泊発電所が全台停止し約定量が増加した平成24年度の実績などに基づいて想定した。」とのことである。
3. 一方で、北海道電力の原価算定期間中における供給予備率を確認したところ、電気の安定供給に必要な「原則8%」の予備力を確保した上でもなお、総体的に見て高い水準であることが確認された。また、北海道電力は、発電における規模の経済を発揮させるために大規模な発電所を建設し、需要が追いついてくるまでは供給予備率も高めの水準で推移してきたところであるが、当該予備率を踏まえると、更なる卸電力取引所取引の活用が可能と考えられることから、「平成26年度の各月毎の代表日のメリットオーダーに基づいた需給バランスを作成し、稼働中ユニット毎の限界費用を算定したうえで、過去実績の約定価格(365日×48コマ)とコマ毎にマッチングさせた場合の売り入札に係る約定量、約定額及び利益額」を想定し、当該利益額と料金原価に織り込まれている利益額を比較して上回る部分については、料金原価から減額する。この結果、約23億円の原価の減額となる。

⑤電灯需要の伸び予測、最大電力量想定と節電予測、見込みと実績の乖離

○節電や省エネ行動による需要削減効果が電気料金に与える影響について、個々の家庭で節電を行えば、支払いの抑制につながるものであること、また、節電が定着すれば、長期的には設備投資の抑制等による費用の逡減につながるものであることから、消費者の間で節電しても値上げになるので意味がないといった見方に対して、できる限り定量的なデータを用いて説明を行うべきである。

1. 北海道電力は平成11年からピーク対応料金メニューを設定しているとともに、3時間帯別電灯の加入条件として設定している夜間蓄熱型機器等の保有要件については、需要家の選択肢拡大の観点から、廃止することを表明しているが、節電や省エネ行動による需要削減効果が電気料金に与える影響について、北海道電力によれば一定の仮定をおいて試算をした結果、電気料金の値上げとなるとのことである。

需要抑制の深掘りに伴う短期的料金影響

- 需要抑制の深掘りによる短期的な電気料金への影響を検証
- 短期的には、発電所等の設備形成に係る固定費の削減は困難であるが、燃料単価の高い火力発電所の稼働抑制により燃料費が減少すると考えられる。
- 規制部門・自由化部門ともに1%需要が抑制された場合、燃料費が減少する一方で、販売電力量の減少により固定費単価が増加するため、規制部門の平均単価はわずかながら増加する。

<昼間(7~23時)の電力量が1%抑制された場合の燃料費削減効果の試算(規制部門)>

・更なる需要抑制の試算

電力量	: 約100億kWh ^{注1}	× 1%	= 約 1億kWh
原価	: 約1億kWh	× 約16円 ^{注2}	= 約 16億円

注1) 規制部門の昼間(7~23時)電力量(3ヶ年平均)
注2) 自社石油火力単価

	申請原価	需要抑制影響	影響反映後
原価 (A)	3,345億円	▲16億円	3,329億円
電力量 (B)	146億kWh	▲1億kWh	145億kWh
単価 (C) = (A) / (B)	22.88円/kWh		22.96円/kWh

2. 上記の試算は、原価構成や料金メニュー構成は、試算の前後で同一とするなど、料金改定後の料金メニューを前提として原価算定期間における短期的な需要抑制効果を試算したものであるが、今後、需要抑制に資する様々な料金メニューが導入・活用され、抑制効果が拡大すれば、長期的には設備投資の抑制等により、電気料金単価の低減につながると考えられる。

3. なお、個別の需要家にとっては、節電による使用電力量の抑制が電気料金の支払い額の軽減につながることは事実であり、電力会社には料金メニューの活用を促すなど節電や負荷平準化に資する丁寧な説明を求めてまいりたい。

⑥新料金体系への移行に向けた情報提供等

- 新料金体系への移行に向けた情報提供等について、電力会社が消費者団体等への説明の機会を設定する等、単に情報を公開するだけではなく、個々の消費者に届くよう、積極的に周知・説明することが必要であり、このために十分な周知期間を取るべきである。また、北海道電力株式会社にも周知・説明の対応を促すべきである。
- オール電化導入世帯に対して、特に丁寧な情報提供や説明を行い、また、利用者の信頼を保護するため、各家庭における負担軽減に向けた経営努力を行うべきである。
- さらに、料金改定前に消費者団体等との意見交換会を開催する等、分かりやすい情報提供を行うべきである。また、料金改定の前後を問わず、消費者からの問合せ・苦情に対して、丁寧な説明を行うとともに、事業運営に消費者の意見を反映させるといった対応も行うべきである。

1. 北海道電力は、「申請以降、検針時に全戸配布するチラシを活用し、料金値上げに至った背景、値上げ申請の内容、経営効率化への取組み状況等について広くお知らせするとともに、当社ホームページのトップページに設定した「電気料金の値上げに関するお願い」コーナーにて、プレス発表時や電気料金審査専門委員会等での詳細な説明資料を随時掲載し、値上げに関する情報をタイムリーに提供している。

また、自治体さま、経済団体さま、消費者団体さまなどの各種団体さまを個別に訪問したうえで、丁寧なご説明を実施（6月末時点で約2,400件）するとともに、道内各地においても説明会を開催（6月末時点で約530団体）している。

さらに、値上げに関するご意見・ご質問等への専用窓口（電気料金お問い合わせ専用ダイヤル・専用FAX・インターネット受付体制）を設置し、お電話やFAX、インターネットでのお問い合わせに対して、丁寧なご説明を実施するとともに、詳細なご説明を希望されるお客さまに対しては、個別に訪問のうえご説明し、ご理解いただけるよう務めている。

オール電化のお客さまに対しては、当社ホームページに設定した「電気料金の値上げに関するお願い」コーナーに、オール電化のお客さまから寄せられたよくあるご質問を掲載し、値上げ申請の内容等について情報提供するとともに、お問い合わせいただいたお客さまについては、年間の値上げ影響額の試算やチラシによる値上げ申請の内容のご説明等、丁寧な対応を行っている。」とのことである。

2. 加えて、北海道電力は、「認可をいただいた場合、検針時に全戸配布するチラシや当社ホームページ、新聞への広告掲載などを通じて、認可いただいた原価や値上げの内容、影響額等について、速やかにお知らせしていく。

また、自治体さま、経済団体さま、消費者団体さまなどの各種団体さまに対しては、申請時同様、速やかに説明に伺うとともに、詳細なご説明を希望される一般のお客さま、各種団体さまに対しては、個別に訪問したうえで、丁寧なご説明を実施していく。

さらに、お電話やFAX、インターネットでのお問い合わせに対しては、引き続き、値上げに関するご意見・ご質問等の専用窓口（電気料金お問い合わせ専用ダイヤル・専用FAX・インターネット受付体制）を設置し、丁寧なご説明を実施していくとともに、多くのお客さまからお問い合わせいただく事項については、当社ホームページに設定した「電

電気料金の値上げに関するお願い」コーナーにて、よくあるご質問として掲載し、今後も随時更新していく。

オール電化のお客さまに対しては、検針時に全戸配布するチラシに、オール電化のモデル試算を掲載するとともに、当社ホームページに設定した「電気料金の値上げに関するお願い」コーナーに、オール電化のお客さまから寄せられたよくあるご質問を掲載し、値上げの内容等について、引き続き情報提供していく。加えて、申請以降にお問い合わせいただいたお客さまに対しては、改めて値上げの内容をご説明するとともに、認可後にお問い合わせいただいたお客さまに対しても、年間の値上げ影響額の試算やチラシによる値上げ申請の内容のご説明等、丁寧な対応を務めていく。加えて、説明会等を通じて、料金負担の軽減策をお伝えする等、可能な限り丁寧な対応に努めていく。

申請にあたっては、電力の安定供給や安全の確保を前提に、これまで取り組んできた経営効率化をさらに推し進めるとともに、新たな効率化に踏み込みこむことで、電気料金に356億円のコスト削減を反映している。今後についても、たゆまぬ経営効率化に努めてまいりたい。」とのことである。

3. 経済産業省としては、北海道電力に対して、引き続き丁寧な周知・説明を求めて行くとともに、電気の利用者の負担減に向けて不断の最大限の経営効率化を促してまいりたい。また、新料金体系の実施日は、十分な周知期間を確保する観点から、9月1日とする。

⑦その他

○資産売却について、売却可能資産の現状、処分計画等を明らかにし、更なる上乘せを行う余地はないか検証すべきである。

北海道電力によると、「これまで設備廃止や事業所の統廃合、社宅・寮の廃止などにより不要となった土地・建物を売却してきた。特に平成12年度の電気事業法改正（兼業規制撤廃）後、平成14年度には『宅地建物取引業者』の免許登録を行い、継続的に売却を実施しており、平成12～23年度における土地・建物の売却実績は、約130件、約10.5万㎡、約36億円である。電気事業の運営に直接関連しない資産は山林・原野等の物件が多く、売却可能資産は限定的であるが、引き続き、事業所や社宅の廃止などにより不要となった土地・建物について順次、売却を進めていく。また、有価証券についても、当初の投資目的と比較し、投資の必要性が低下し保有意義が薄れたと判断したものについては、市場動向等も勘案の上、適宜売却しており、平成13～21年度における売却実績は26銘柄、204億円であった。」とのことである。

第28回電気料金審査専門委員会資料7-1より

1-(6) 保有資産の売却(土地・建物)

<これまでの取り組み>

- 設備廃止や事業所の統廃合、社宅・寮の廃止などにより不要となった土地・建物を売却。
- 特に平成12年度の電気事業法改正（兼業規制撤廃）後、平成14年度には「宅地建物取引業者」の免許登録を行い、継続的に売却を実施。

<土地・建物の売却実績：平成12年度～平成23年度>

件数	面積	売却額	主な売却物件
約130件	約10.5万㎡	約36億円	・旧ニセコ望岳荘(虻田郡ニセコ町) ・旧伊達営業所(伊達市)

<今後の取り組み>

- 電気事業の運営に直接関連しない資産は山林・原野等の物件が多く、売却可能資産は限定的であるが、引き続き、事業所や社宅の廃止などにより不要となった土地・建物について順次、売却を進めていく。

件数	面積	売却見込み額(時価ベース)	売却対象物件
約70件	約10.7万㎡	約28億円	・旧設備土地 ・旧事業所 ・旧社宅 など

1－(6) 保有資産の売却(有価証券)

9

○これまで、保有する有価証券のうち、当初の投資目的と比較し、投資の必要性が低下し保有意義が薄れたと判断したものについては、市場動向等も勘案のうえ、適宜売却。

<有価証券の売却実績>

(単位:億円)

	売却額	銘柄数
平成13年度	30	1
平成15年度	147	15
平成16年度	25	3
平成19年度	2	3
平成20年度	0.5	3
平成21年度	0.1	1
合計	204	26

○各利害関係者（ステークホルダー）の負担について、利用者、取引先、役員・従業員、株主、金融機関等の負担も可能な限り定量的に説明すべきである。

北海道電力によると、「原価算定にあたっては、経営効率化として、役員報酬や従業員の給料手当等の削減を織り込んだほか、多様な発注方式の採用などによる取引先からの資機材調達コスト低減も織り込んでいる。株主の皆さまに対しては、平成24年度の配当を見送らせていただいた。また、原子力発電所の長期停止に伴う損失計上により、一株あたり純資産も大幅に減少している。金融機関からは、格付け低下など当社財務リスクが高まる中、引き続き融資をいただいている。なお、各ステークホルダーの負担については、『第1回電気料金審査専門小委員会』において説明を実施しており、同資料は当社ホームページでも公表している。」とのことである。

第1回電気料金審査専門小委員会資料7より

(億円/年)

平成25～27年度		
お客さま	・値上げ申請 規制部門:10.20%、自由化部門:13.46%	644
取引先	・多様な発注方式の採用などによる資機材調達コストの低減 ・工事実施時期や内容の見直し ・燃料費、購入電力料の削減 ほか	(225) 362
地域社会	・寄付金、諸会費等の削減	6
役員	・役員報酬の削減(50%以上)	125
従業員	・年収水準の引下げ、カフェテリアプランの縮小 ほか	
合 計		(356) 493

()内の数値は、費用換算後の値

配当等の状況 <発行済株式数:約2.06億株(自己株式を除く)>			
株 主	配 当	平成25年3月期:50円/株→無配	103億円
	1株あたり純資産	平成22年度末:1,779.97円→平成24年度末:755.41円	2,100億円程度

金融機関	格 付 ※	震災前	直近	※R&Iの格付
	長期借入金残高	AA+	22年度末:2,170億円	

Ⅲ. 今後の課題

○人件費の査定における給与の比較について、比較対象とする企業や公益事業のセクターの範囲をより合理的なものにできないか検討すべきである。

公益企業との比較については、審査要領において、ガス事業、鉄道事業等類似の公益事業の平均値とも比較しつつ査定を行うことが予め定められており、その対象業種は、大規模なネットワーク設備を有するという事業の類似性や、料金規制⁹及び競争実態を勘案した結果、ガス、水道、鉄道の3業種を比較対象とすることが適当であるとした。比較を行う上で適当な公益企業については、それぞれの事業規制や業態が変化していくことも踏まえ、今後とも引き続き検討してまいりたい。

⁹ 料金規制について、ガス、水道、鉄道事業については、総括原価方式に基づく認可制となっている一方、通信については、NTTの基本・通話料金のみ上限規制、航空については国際線は認可制であるが国内線は届出制となっている。

○事後検証については、以下の点を検討すべきである。

- ・燃料調達について、世界的なエネルギー価格の動向を反映させるとともに、継続的なコスト削減インセンティブに関する事後的な検証（トップランナー価格の原価織り込み、燃料費調整制度の在り方等を含む）
- ・料金算定的前提条件が、認可時からどの程度乖離したかどうかの観点からの検証
- ・費用と、料金メニュー毎の収入及び販売量の原価算定期間内の進捗状況について、一覧といった分かりやすい形での消費者への定期的公表（実績値や見込額）

○今回の原価算定期間終了後には電源構成が大きく変わり、燃料費の大幅削減による値下げも想定される。現行の電気事業法において、値下げに当たっては事業者からの届出のみで済むことになるが、その際に値下げ幅について何らかの検証が可能になるよう、その方策についての検討を行うべきである。

1. 燃料調達については、特にLNGについて、世界的な需給構造が変革期にある中で、継続的なコスト削減インセンティブが確保されるよう、料金認可時における原価織り込みのあり方、燃料費調整制度の在り方を含め、今後引き続き検討してまいりたい。なお、関西電力及び九州電力の電気料金値上げ認可申請に係る査定方針案においても、「天然ガスに係る燃料調達については、従来の石油価格リンクの長期契約に加え、スポット取引が増大していることや天然ガス価格リンクの長期契約の増加が今後見込まれることを踏まえ、事業者における経営効率化インセンティブを阻害することがないよう、必要に応じ、現行の燃料費調整制度のあり方を検討していくべきである。」とされている。
2. 有識者会議報告書の提言を受け、これまで自由化部門が赤字の場合のみ公表されていた部門別収支を毎年度公表するよう「電気料金情報公開ガイドライン」を改正した。平成23年度の部門別収支の公表に当たっては、北海道電力はホームページ上で、過去の原価算定期間における販売電力量や原価項目の実績値を公表している。また、第31回審査専門委員会の資料6-2において、供給約款と選択約款の平成20年料金改定時の原価、電力量、料金収入、改定以降の実績を公表している。今後とも、消費者にとって分かりやすい情報の提供に努めてまいりたい。
3. 有識者会議報告書においては、料金設定後、①原価算定期間内においては、決算発表時に決算実績、収支見通し、利益の使途、効率化の進捗等について評価を行うとともに、部門別収支を公表すること、②原価算定期間終了後は、①に加えて原価と実績の比較等について規制・自由部門に分けて評価を実施し、必要に応じて料金認可申請命令の発動の要否を検討することが提言されている。なお、同報告書の提言を受け、これまで自由化部門が赤字の場合のみ公表されていた部門別収支を毎年度公表するよう「電気料金情報公開ガイドライン」を改正している。
4. また、今回改定以降の収益構造の変化については、事後評価において部門別収支が毎年公表され、原価算定期間終了後には原価と実績の部門別評価を実施することとなっているが、経済産業省としては、料金認可申請命令の発動基準に基づき、収益構造のゆがみが著

しく、また、構造的なもの認められる場合には、事業者に料金改定を促すとともに、事業者がこれに応じない場合には、料金認可申請命令の発動を検討することとしたい。

5. なお、電気事業法に基づく値下げの届出がなされた場合には、経済産業省としては、値下げ幅やその要因等について、ホームページ等を用いた丁寧な説明・周知を行うよう促してまいりたい。

部門別収支計算書（平成 23 年度）

http://www.hepco.co.jp/info/info2012/1188494_1532.html

部門別収支計算書				
北海道電力株式会社				
23年4月1日から 24年3月31日まで				
(単位 百万円)				
	一般需要部門 (8)	特定規模需要部門 (9)	一般需要・特定 規模需要外部部門 (10)	合 計 (11)=(8)+(9)+(10)
電気事業収益(1)	309,363	249,720	312	559,396
電気事業費用(2)	318,955	253,001	1,754	573,710
電気事業外収益(3)	-	-	1,860	1,860
電気事業外費用(4)	2,304	2,591	2,237	7,133
税引前当期利益又は損失 (5)=(1)-(2)+(3)-(4)	△ 11,896	△ 5,872	△ 1,818	△ 19,587
法人税(6)	-	-	54,956	54,956
当期利益又は損失 (7)=(5)-(6)	△ 11,896	△ 5,872	△ 56,775	△ 74,544

(注)百万円未満切捨てにて記載しており、内訳と合計は一致しない場合がある。

(注)電気事業費用には、地帯間販売電力料・他社販売電力料・電気事業財務費用を含む。

(注)一般需要・特定規模需要外部部門には、附帯事業営業収益・費用、事業外収益・費用のほか、太陽光発電促進付加金等を整理している。

平成23年度電気事業営業費用実績と料金原価（平成20年9月料金改定）の比較について

(億円)

	規制部門			全体(規制部門+自由化部門)			増減理由
	実績(a)	原価(b)	差額(a-b)	実績(c)	原価(d)	差額(c-d)	
人件費	358	315	43	586	530	56	・年金資産運用環境の悪化に伴う負担の増
燃料費(38)	803	737	66	1,707	1,656	52	・新規電源の運転開始に伴う原子力発電量の増加分が、ストレステスト等への対応により縮小したことに加え、融通電力量の増加などもあり燃料費全体として増
修繕費	621	481	139	1,018	754	265	・発電設備に係る修繕費用の増
減価償却費	558	366	192	992	646	346	・新規電源の運転開始に伴う増
購入電力料	241	227	14	507	482	24	・卸供給事業者からの購入電力量の増
公租公課	192	175	17	359	334	25	・新規電源の運転開始に伴う固定資産税の増
原子力バックエンド費用	60	38	23	135	84	51	・新規電源の運転開始に伴う増
その他経費	540	528	12	866	835	31	・原子力損害賠償支援機構一般負担金の増
電気事業営業費用合計	3,377	2,867	511	6,173	5,321	852	
販売電力量(億kWh)	147	142	5	321	328	△7	・産業用での生産減

(注) 実績は徳田未済切替、原価は徳田未済四捨五入にて記載しており、内訳と合計は一致しない場合がある。

(注) 公租公課: 電源開発促進税、事業税、固定資産税、雑税、水利使用料

(注) 原子力バックエンド費用: 使用済燃料再処理等費、使用済燃料再処理等準備費、特定放射性廃棄物処分費、原子力発電施設解体費

※ 燃料費の諸元

	実績(a)	原価(b)	差額(a-b)
燃料単価(円/ℓ)	79	107	△28
原油CIF価格(ℓ/b)	114.2	93.0	21.2
原子力利用率(%)	58.6	76.6	△18.0

第31回電気料金審査専門委員会（後半）資料6-2より

【参考】需要想定と需要実績

(単位: 百万kWh、百万円、%)

		平成20年改定	平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度	
		想定	実績	増減率	実績	増減率	実績	増減率	実績	増減率
供給約款	電力量	11,281	11,001	▲2.5	10,970	▲2.8	11,037	▲2.2	10,755	▲4.7
	料金収入	269,948	266,442	▲1.3	252,452	▲6.5	252,911	▲6.3	255,596	▲5.3
従量電灯A・B(再掲)	電力量	7,725	7,553	▲2.2	7,592	▲1.7	7,654	▲0.9	7,474	▲3.2
	料金収入	186,006	184,204	▲1.0	176,015	▲5.4	176,975	▲4.9	179,120	▲3.7
選択約款	電力量	2,923	2,884	▲1.3	3,261	11.6	3,582	22.5	3,962	35.5
	料金収入	36,672	38,313	4.5	38,452	4.9	41,640	13.5	48,832	33.2
時間帯別電灯(再掲)	電力量	1,905	1,901	▲0.2	2,142	12.4	2,349	23.3	2,554	34.1
	料金収入	24,513	25,340	3.4	25,589	4.4	27,806	13.4	32,079	30.9
規制部門合計	電力量	14,204	13,885	▲2.2	14,231	0.2	14,619	2.9	14,717	3.6
	料金収入	306,620	304,755	▲0.6	290,904	▲5.1	294,551	▲3.9	304,428	▲0.7

第31回電気料金審査専門委員会（後半）資料5より

（参考）電気事業法第23条に基づく料金変更認可申請命令に係る基準

設定の主旨

- 「電気料金制度・運用の見直しに係る有識者会議」においては、原価算定期間終了後に事後評価を実施することが、また、消費者委員会の「東京電力の家庭用電気料金の値上げ認可申請に対する意見」（平成24年7月13日）においては、料金変更認可申請命令等を含めた法令等の見直し・整備にかかる検討を行うことが提言されている。
- かかる状況を受け、規制部門の料金設定について、構造的要因として、利益率が必要以上に高いものとなっていないかを事後評価として確認するため、客観的な基準を「電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等」において設定すべくパブリックコメントを実施し、平成25年3月19日付けで改定した。

基準概要

原価算定期間終了後の事後評価において、以下のステップで得られた情報に基づき、認可申請命令の発動の要否を検討。

①電気事業利益率による基準

規制部門の電気事業利益率の直近3カ年度平均値が、電力会社10社の過去10カ年度平均値を上回っているかどうかを確認。

②累積超過利潤による基準

①に該当している場合、料金改定時の事業報酬から想定される水準を超過して規制部門が利益（超過利潤）を計上することにより、前回料金改定以降の超過利潤の累積額が当該事業報酬の額を超えているかどうかを確認。

※ステップ2において、自由化部門の収支が直近2年度間連続で赤字である場合も、変更認可申請命令の発動を検討。

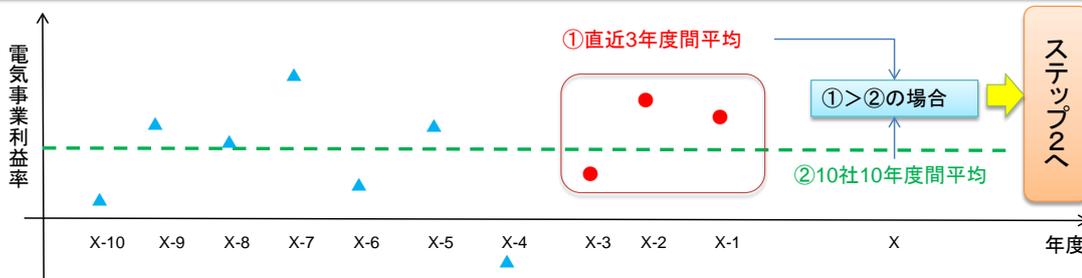
26

（参考）電気事業法第23条に基づく料金変更認可申請命令に係る基準イメージ

●原価算定期間後の事後評価において、以下の2つのステップに基づき発動を検討

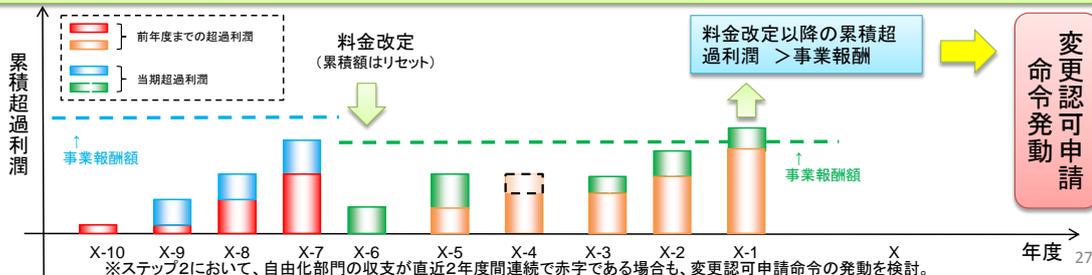
<ステップ1> 電気事業利益率による基準

規制部門の電気事業利益率の直近3カ年度平均値が、電力会社10社の過去10カ年度平均値を上回っているかどうかを確認。



<ステップ2> 累積超過利潤による基準

前回料金改定以降の超過利潤（＝当期純利益－事業報酬）の累積額が事業報酬の額を超えているかどうかを確認。



○オール電化等で使用される選択約款について、例えば電源構成が大きく変化するという場合のリスクの説明やリスク負担の在り方について検討していくべきである。

オール電化を含む選択約款については、供給約款とは異なり消費者が自主的に選択するものであることに鑑み、経済産業省としては、北海道電力に対して、選択約款の加入にあたっては、電源構成の変化等による将来の電気料金の変動の可能性のリスク等も含めより一層丁寧な説明・周知を行うよう促してまいりたい。

○これまでの各電力会社の値上げ認可申請の査定のプロセスで明らかになった諸課題
(例：情報公開・開示の在り方、事業報酬算定の在り方、購入電力料の負担の在り方等)
について整理し、電気料金値上げ認可申請に関する審査の在り方に適切に反映すべきである。

これまでの電気料金審査専門小委員会における検討や消費者庁協議を含め、明らかになった諸課題（情報公開・開示の在り方、事業報酬算定の在り方等）については、適宜検討を行い、必要に応じ反映を図ってきたところであり、今後電力会社から申請がなされた場合においても、これまでの審査結果を踏まえつつ審査するよう努めてまいりたい。

また、これまでの審査の過程で明らかとなった諸課題を踏まえ、審査の在り方について検証を行い、必要に応じて見直しをしてまいりたい。

○電力システム改革について、消費者にどのような影響があるのかについて分かりやすい情報提供を行うべきである。今後の発送電分離などの電力の自由化、スマートメーターの普及や「北海道省エネルギー・新エネルギー促進条例」に盛り込まれ、地元消費者の関心も高い省エネルギーの促進や新エネルギーの開発及び導入の促進等が消費者に与える影響について明確かつ継続的に説明すべきである。

また、今後具体的な制度設計を行う際には、規制なき独占に陥り、消費者の利益が損なわれるといったことがないよう、消費者の意見を積極的に聴くべきである。

さらに、電力システム改革や原子力発電所の廃炉費用負担等の検討については、消費者の関心も高いため、これら検討の全体を俯瞰できるような情報提供を工夫すべきである。

1. 電力システム改革は、新規参入の促進やスマートメーターも含めた競争環境の整備により、電力の低廉かつ安定的な供給を一層進めていくものであり、エネルギー制約の克服に向けた改革の中心を成すもの。
2. 電力の自由化や広域系統運用の拡大により、需要家の選択によるスマートな需要抑制や、地域間での電力融通の円滑化を進め、厳しい電力需給の中でも安定供給を確保する。また、燃料コストの増加等による電気料金上昇圧力がある中であっても、競争の促進により料金を最大限抑制する効果があるものとする。
3. 自由化に当たっては、需要家がスマートメーターから得られる情報を活用し、適切に電力会社や料金メニュー、電源別メニューを選択できるよう、適切な情報提供や広報を積極的に行う。
4. また、諸外国の事例も参考にしつつ、電気料金を最大限抑制できるよう、段階的な料金規制の撤廃や、規制当局による市場監視の強化等、慎重な制度設計を行い、「規制なき独占」に陥ることがないように万全を期す。
5. これまで改革の全体像について検討を行ってきた電力システム改革専門委員会（※）においては、消費者問題の専門家の方にも委員として議論にご参加いただいていたところであり、具体的な制度設計に関する検討・審議を行う制度設計ワーキンググループ（8月2日に第1回WGを開催）においても、消費者問題の専門家の方にも委員として議論にご参加いただく。今後、実際の詳細な制度改正を行う際には、パブリックコメントを通じ、広く国民の皆様のご意見を伺ってまいりたい。
※平成25年7月1日の審議会見直しに伴い「総合資源エネルギー調査会 基本政策分科会 電力システム改革小委員会」に名称変更。
6. 再生可能エネルギーの固定価格買取制度については、国民全体で買い支え、普及させることで、ひいてはその発電コストを下げることを目的に平成24年7月に導入されたもの。その普及によって、自らのご家庭に太陽光パネルを設置する、屋根貸しモデルを通じて太陽光発電に自宅の屋根を提供する、市民ファンドを通じて自ら再生可能エネルギー発電に

投資するなど、消費者がエネルギーをより身近な問題として解決するための手段を格段に増やすことができる。

7. 本制度では、現在、標準的な家庭の負担は月 120 円程度であるが、その負担が過剰となることがないように、法律の規定に従って、中立的な調達価格等算定委員会が公開で案を策定し、消費者問題担当大臣の意見も伺った上で決められた買取価格に基づき、算定されている。
8. 制度の導入開始に当たっては、全国で約 70 回におよぶ説明会や各種イベントの開催、制度や負担に関するチラシの全戸配布、パンフレットの作成等を通じて制度の周知に努めてきたところ。引き続き、こうした負担への配慮をしっかりと行うとともに、住宅用太陽光発電を巡る悪質商法の排除、再生可能エネルギーを巡る意識喚起や広範な知見の向上など、様々な角度から再生可能エネルギーの普及政策を展開してまいりたい。
9. さらに、電力システム改革や原発の廃炉費用負担等の検討を進めていく上で、広く国民の皆様の意見を伺いつつ、内容の充実を図ることは重要なことであり、検討状況の把握が容易となるよう、適切な情報の提供を図ってまいりたい。